

令和3年度版 神奈川県における 受動喫煙の現状

令和4年3月

神奈川県 健康医療局 保健医療部
健康増進課 たばこ対策グループ

第1章 調査の概要

1 調査の概要	3
(1) 調査の目的	3
(2) 調査の対象	3
(3) 調査の方法	3
(4) 調査の期間	3
(5) 配布（配信）・回収状況	3
(6) 調査の項目	4
①県民意識調査	4
②施設調査	4
2 回答者のプロフィール	5
(1) 県民意識調査（F1, 2, 3）	5
(2) 施設調査（F1, 2, 3, 4）	6

第2章 調査の結果【県民意識調査】

1 喫煙状況について	9
(1) 喫煙の有無（F4）	9
(2) 使用している喫煙具（F5）	10
(3) 喫煙時に気を付けていること（F6）	12
(4) 自身の喫煙についての意向（F7）	14
2 受動喫煙にあった経験や健康への影響の認知状況	16
(1) 受動喫煙にあった経験（問1）	16
(2) 受動喫煙にあった場所（問2）	18
(3) 受動喫煙による健康への影響の認知状況（問3）	20
3 受動喫煙防止に関する改正法・改正条例の認知	25
(1) 改正法・改正条例の認知状況（問4）	25
(2) 改正法・改正条例を認知した媒体（問5）	27
(3) 改正法について知っている内容（問6）	29
(4) 県独自の規制や上乗せ規制の認知状況（問7）	32
4 受動喫煙防止に対する意識	34
(1) 禁煙や喫煙区域に関する標識に対する意識（問8）	34
(2) たばこの健康被害や受動喫煙防止に関する教育について（問9、10）	36
(3) 県内における受動喫煙防止対策の状況について（問11）	40
(4) 今後の受動喫煙対策について、県に期待すること（問12）	49
(5) 受動喫煙防止に関する規制について強化すべきこと（問13）	51
(6) 受動喫煙防止に関する規制について緩和すべきこと（問14）	53
5 受動喫煙防止対策についての自由意見	56

第3章 調査の結果【施設調査】	62
1 受動喫煙防止に関する改正法・改正条例の認知	62
(1) 改正法・改正条例の認知状況(問1)	62
(2) 改正法・改正条例を認知した媒体(問2)	64
(3) 改正法について知っている内容(問3)	71
(4) 県独自の規制や上乗せ規制の認知状況(問4)	76
2 受動喫煙防止対策の取組状況	78
(1) 受動喫煙防止対策の取組の有無(問5)	78
(2) 受動喫煙防止対策に取り組む理由(問6)	80
(3) 施設内における受動喫煙防止対策について(問7)	85
(4) 設置している屋内禁煙室の種類(問8)	87
(5) 受動喫煙防止対策に対する利用客の利用状況や反応(問9)	90
3 受動喫煙防止対策についての考えや県に期待すること	95
(1) 受動喫煙防止対策に取り組む上での課題(問10)	95
(2) 受動喫煙防止対策について県に期待すること(問11)	100
(3) 受動喫煙防止に関する規制について強化すべきこと(問12)	105
(4) 受動喫煙防止に関する規制について緩和すべきこと(問13)	108
4 受動喫煙防止対策についての自由意見	111
資料編	116
1. 単純集計結果【県民意識調査】	116
2. 単純集計結果【施設調査】	126

1. 調査の概要

(1) 調査の目的

① 県民意識調査

県民の受動喫煙に関する意識及び県内の公共的施設における受動喫煙防止対策の実態状況等を把握することにより「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」の見直し及び今後の受動喫煙防止対策推進方策を検討するための基礎資料とする。

② 施設調査

県内の公共的施設における受動喫煙防止対策の実施状況等を把握することにより「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」の見直し及び今後の受動喫煙防止対策推進方策を検討するための基礎資料とする。

(2) 調査の対象

① 県民意識調査（インターネット調査）

県内在住の 20 歳以上の県民 2,500 人を対象とし、抽出計画に基づいてモニターパネルからサンプル割付設定を行った。

② 施設調査（郵送調査）

平成 30 年度経済センサス母集団情報及び神奈川県の各機関、横浜市、川崎市などの各市から最新の情報の提供を受けて一覧を作成し、層化無作為抽出を行った。

(3) 調査の方法

① 県民意識調査（インターネット調査）

調査モニターを用いたインターネット調査

② 施設調査（郵送調査）

調査票を対象者に郵送で配布し、郵送で回収する無記名郵送方式

(4) 調査の期間

① 県民意識調査（インターネット調査）

令和 3 年 9 月 15 日(水)～9 月 29 日(水)

② 施設調査（郵送調査）

令和 3 年 9 月 15 日(水)～9 月 29 日(水)

(5) 配布・回収状況

調査票の種類	配布（配信）数	回収数	回収率
県民意識調査 (インターネット調査)	2,500	2,500	100.0%
施設調査 (郵送調査)	5,000	2,223	44.5%

(6) 調査の内容・項目

① 県民意識調査

1-属性情報

- ・ F4～F7

2-受動喫煙について

- ・ 受動喫煙にあった経験
- ・ 受動喫煙にあった場所
- ・ 受動喫煙による健康への影響の認知状況

3-受動喫煙防止に関する改正法・条例の認知

- ・ 改正法、条例の認知状況
- ・ 改正法、条例の内容の認知状況
- ・ 改正法の認知媒体

4-受動喫煙防止に対する意識

- ・ 在学中のたばこの健康被害や受動喫煙防止に関する教育を受けた有無
- ・ たばこの健康被害や受動喫煙防止に関する教育を受けた時期

5-受動喫煙防止対策の普及状況、県への期待

※県民意識調査報告について

- ・ 表グラフにおいて割合が“0%”の場合、記載しない。

② 施設調査

1-神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例の認知状況

- ・ 受動喫煙防止に関する新制度の認知状況
- ・ 条例の独自規制や上乗せ規制の認知状況

2-受動喫煙防止対策の現状、今後の予定

- ・ 受動喫煙対策の有無
- ・ 受動喫煙対策に取り組む理由
- ・ 受動喫煙対策の具体的取組内容
- ・ 受動喫煙対策の現状に対する利用客の反応
- ・ 今後の受動喫煙対策の予定

3-受動喫煙防止対策についての考え、県に期待すること

- ・ 受動喫煙対策に取り組む上での課題
- ・ 受動喫煙対策のために県に期待すること

※施設調査報告について

- ・ 母数が“50”以上ある施設をコメントの記載対象とする。
- ・ ホテル、旅館などの宿泊施設（700㎡以下の小規模な施設を除く）（客室は除く）
→ “ホテル、旅館などの宿泊施設”と置き換える。
- ・ 食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店（調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設を除く）
→ “食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店”と置き換える。

2. 回答者のプロフィール

(1) 県民意識調査（インターネット調査）

図表 1-1 サンプル割付設定

地域		20-29 歳	30-39 歳	40-49 歳	50-59 歳	60-69 歳	70 歳以上	合計
横浜市	男性	68	74	101	94	66	102	505
	女性	65	70	96	86	67	132	516
川崎市	男性	32	39	44	37	25	33	210
	女性	30	35	38	30	23	43	199
横須賀 三浦地域	男性	10	12	17	16	14	25	94
	女性	8	10	18	15	14	35	100
県央地域	男性	28	33	43	38	31	44	217
	女性	26	29	39	34	29	55	212
湘南地域	男性	21	24	35	30	23	39	172
	女性	19	22	33	29	27	50	180
県西地域	男性	4	4	9	9	9	11	46
	女性	3	4	7	8	7	20	49
合計		314	356	480	426	335	589	2,500

横浜市：横浜市全域

川崎市：川崎市全域

横須賀三浦地域：横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町

県央地域：相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村

湘南地域：平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町

県西地域：小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町

図表 1-2 居住地域、年齢、性別 (n=2,500)

横浜市	40.8%	20～29 歳	12.6%	男性	49.8%
川崎市	16.4%	30～39 歳	14.2%	女性	50.2%
横須賀三浦	7.8%	40～49 歳	19.2%		
県央	17.2%	50～59 歳	17.0%		
湘南	14.1%	60～69 歳	13.4%		
県西	3.8%	70 歳以上	23.6%		

(1) 施設調査（郵送調査）

① 施設種別

区 分	(N)	(%)
学校（幼稚園、小中高校、大学など及び類似施設）	107	4.8
病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院	160	7.2
劇場、映画館、演芸場	9	0.4
観覧場（スポーツや見世物を見るための施設）	5	0.2
集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設	105	4.7
展示場	4	0.2
体育館、ボウリング場などの屋内運動施設	45	2.0
公衆浴場（銭湯、サウナなど）	37	1.7
百貨店、スーパーマーケットその他の物品販売店	78	3.5
銀行、保険会社などの金融機関	77	3.5
郵便、電気通信、水道、電気、ガス事業等	47	2.1
駅舎内、屋内に設けられたバスターミナル、旅客船ターミナル	6	0.3
鉄道車両、バス、旅客船、タクシー車両	17	0.8
図書館、博物館、美術館、動物園	10	0.4
動物園、植物園、遊園地	8	0.4
老人ホーム、保育所などの社会福祉施設	182	8.2
官公庁施設	87	3.9
食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店	685	30.8
ホテル、旅館などの宿泊施設	153	6.9
ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	22	1.0
キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	58	2.6
マージャン店、パチンコ店及び類似施設	46	2.1
これらに該当しないサービス施設	205	9.2
無回答	70	3.1
全 体	2,223	100.0

【参考：施設区分ごとの施設種別集計結果について】

施設種別	(N)	(%)
学校（幼稚園、小中高校、大学など及び類似施設）	107	4.8
病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院	160	7.2
劇場、映画館、演芸場	9	0.4
観覧場（スポーツや見世物を見るための施設）	5	0.2
集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設	105	4.7
展示場	4	0.2
体育館、ボウリング場などの屋内運動施設	45	2.0
公衆浴場（銭湯、サウナなど）	37	1.7
百貨店、スーパーマーケットその他の物品販売店	78	3.5
銀行、保険会社などの金融機関	77	3.5
郵便、電気通信、水道、電気、ガス事業等	47	2.1
駅舎内、屋内に設けられたバスターミナル、旅客船ターミナル	6	0.3
鉄道車両、バス、旅客船、タクシー車両	17	0.8
図書館、博物館、美術館、動物園	10	0.4
動物園、植物園、遊園地	8	0.4
老人ホーム、保育所などの社会福祉施設	182	8.2
官公庁施設	87	3.9
第1種施設 計	984	44.3
食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店（第2種施設）	64	2.9
ホテル、旅館などの宿泊施設（第2種施設）	61	2.7
ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	22	1.0
これらに該当しないサービス施設	205	9.2
第2種施設 計	352	15.8
第1種施設+第2種施設 合計	1,336	60.1
食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店（特例第2種施設）	621	27.9
キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	58	2.6
ホテル、旅館などの宿泊施設（特例第2種施設）	92	4.1
マージャン店、パチンコ店及び類似施設	46	2.1
特例第2種施設 計	817	36.8
無回答	70	3.1
全 体	2,223	100.0

県民意識調査

第2部 調査の結果【県民意識調査】

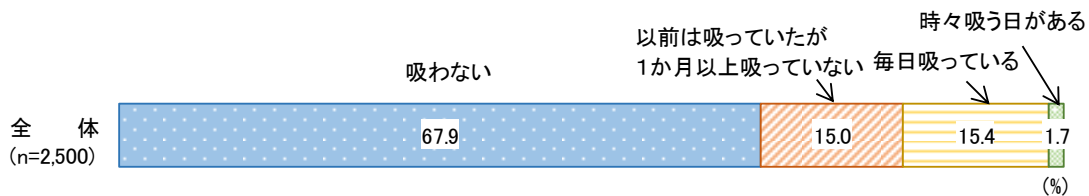
1 喫煙状況について

(1) 喫煙の有無

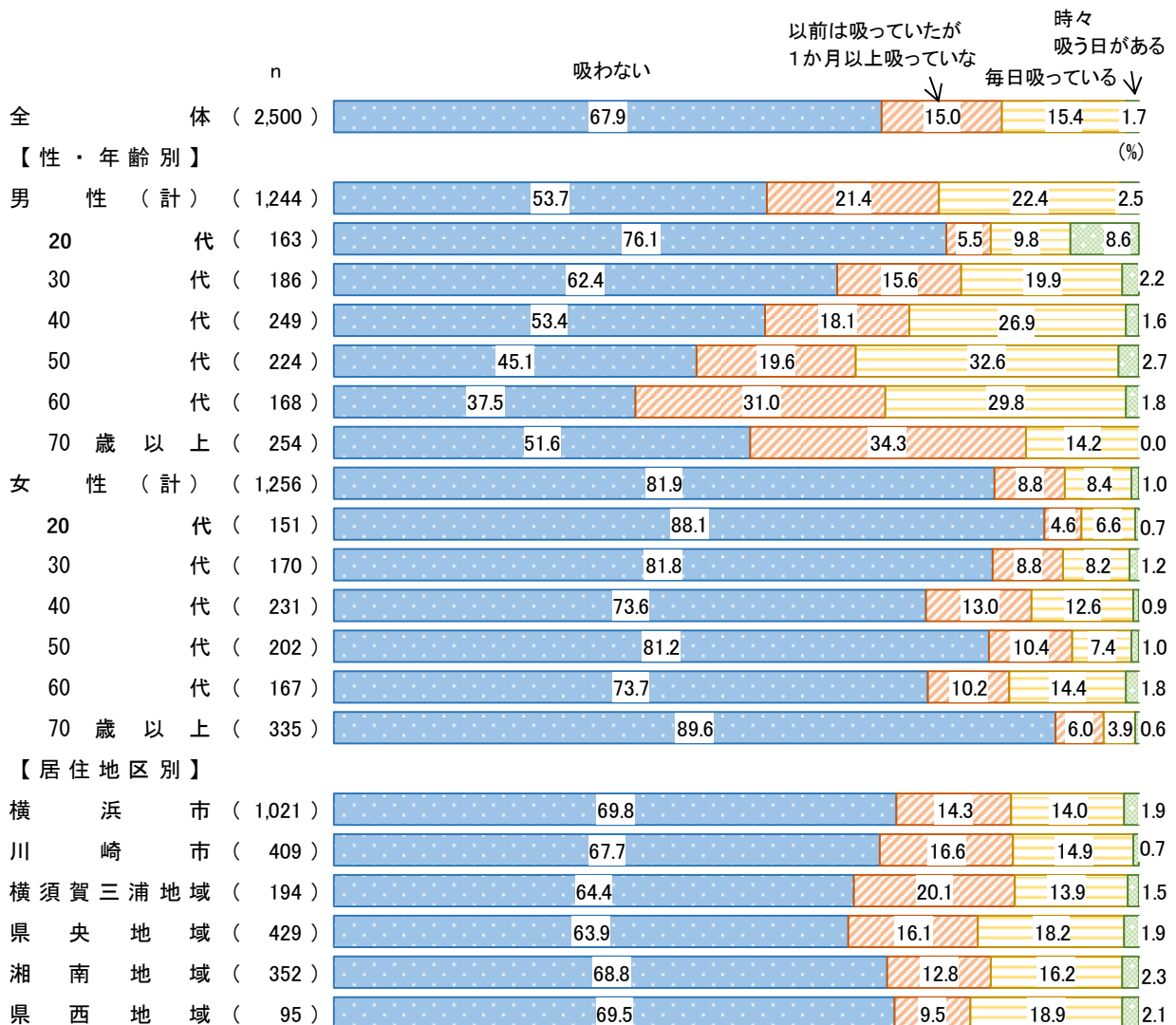
F4 あなたはたばこを吸いますか。次の中から1つ選んでください。

- ・たばこを吸うか尋ねたところ、「吸わない」(67.9%)が6割半ばと最も高く、次いで「毎日吸っている」(15.4%)、「以前は吸っていたが1か月以上吸っていない」(15.0%)となっている。
- ・性年齢別にみると、「吸わない」は女性70歳以上(89.6%)が9割近くと最も高く、次いで女性20代(88.1%)、女性30代(81.8%)となっている。一方、「毎日吸っている」は男性50代(32.6%)が最も高く、次いで男性60代(29.8%)、男性40代(26.9%)となっている。
- ・居住地区別にみると、大きな差はなく、「吸わない」は6割以上となっている。

図表1-1-1 喫煙の有無【全体】



図表1-1-2 喫煙の有無【性・年齢別、居住地区別】



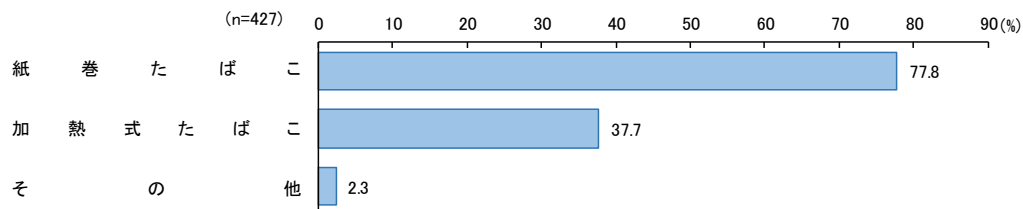
(2) 使用している喫煙具

(F4で「毎日吸っている」、「時々吸う日がある」を選択した方に)

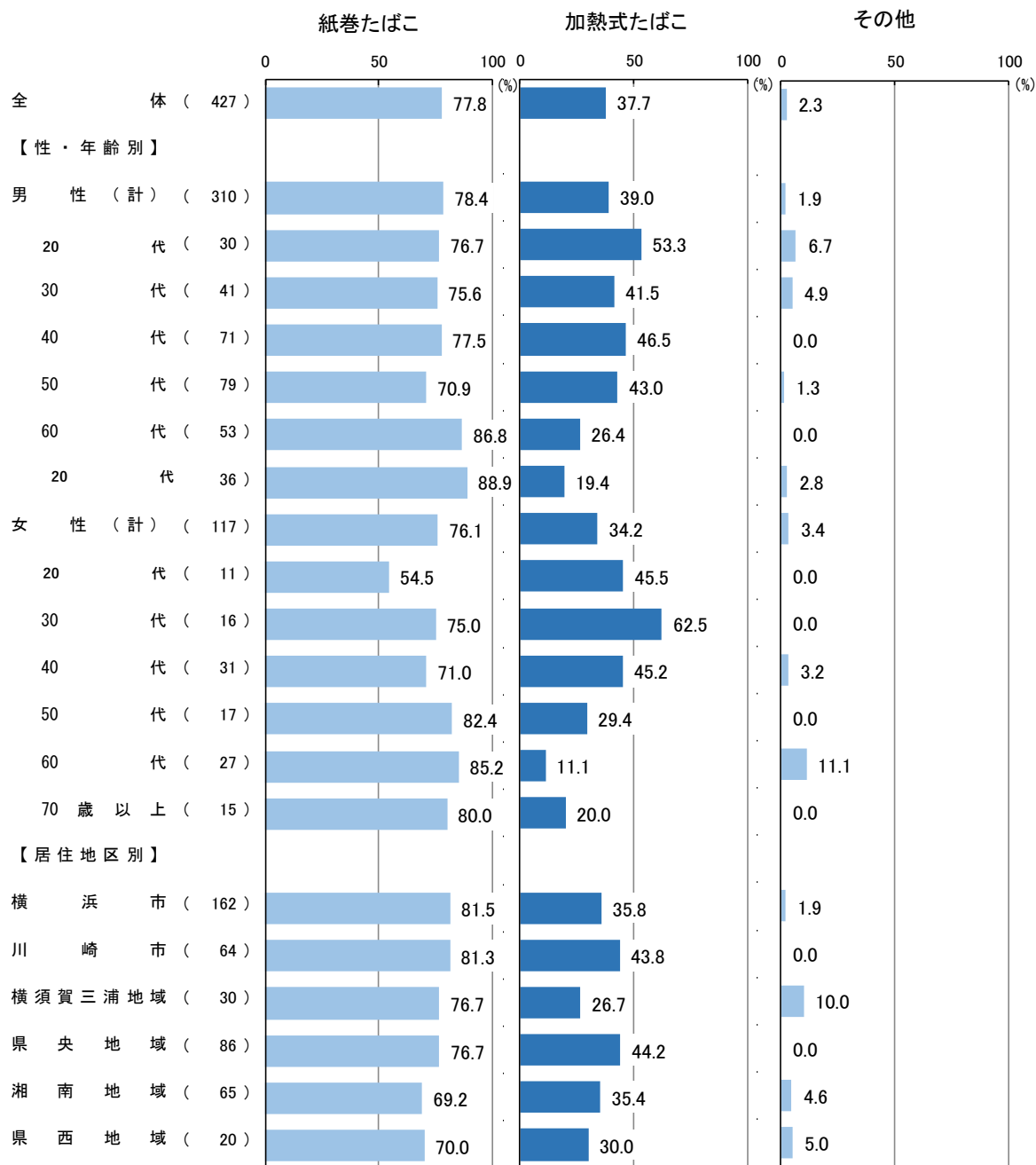
F5 現在、あなたが吸っているたばこ製品について、あてはまるものをすべて選んでください。

- ・現在、あなたが吸っているたばこ製品について、あてはまるものを尋ねたところ、「紙巻たばこ」(77.8%)が7割半ばと最も高く、次いで「加熱式たばこ」(37.7%)となっている。
- ・性年齢別にみると、「紙巻たばこ」は男性70歳以上(88.9%)が9割近くと最も高く、「加熱式たばこ」は女性30代(62.5%)が6割を超えて最も高くなっている。
- ・居住地区別にみると、「紙巻たばこ」は横浜市(81.5%)が8割を超えて最も高く、「加熱式たばこ」は県央地域(44.2%)が4割半ばと最も高くなっている。

図表1-2-1 使用している喫煙具【全体】



図表 1-2-2 使用している喫煙具【性・年齢別、居住地区別】



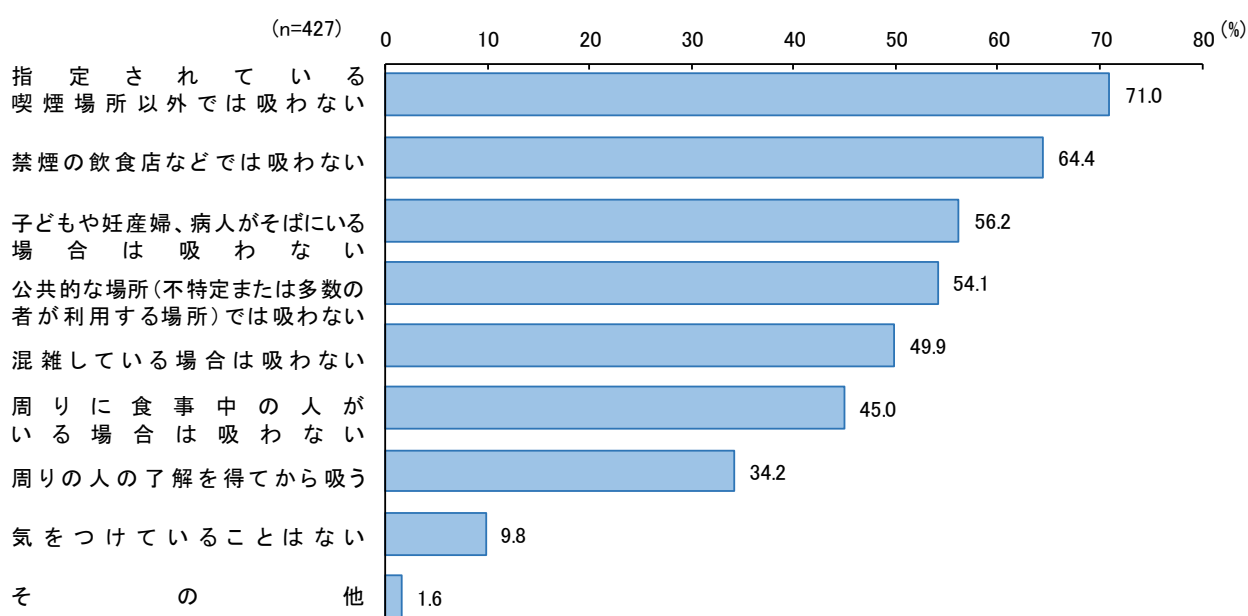
(3) 喫煙時に気を付けていること

(F4で「毎日吸っている」、「時々吸う日がある」を選択した方に)

F6 あなたがたばこを吸うときに気を付けていることはありますか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。(〇はいくつでも)

- ・たばこを吸うときに気を付けていることについて尋ねたところ、「指定されている喫煙場所以外では吸わない」(71.0%)が7割を超えて最も高く、次いで「禁煙の飲食店などでは吸わない」(64.4%)、「子どもや妊産婦、病人がそばにいる場合は吸わない」(56.2%)となっている。
- ・性年齢別でみると、女性40代は「禁煙の飲食店などでは吸わない」、それ以外の年齢は「指定されている喫煙場所以外では吸わない」が1位となっている。

図表1-3-1 喫煙時に気を付けていること【全体】



図表 1-3-2 喫煙時に気を付けていること【性・年齢別、居住地区別】

		(%)				
属性	順位	1位	2位	3位	4位	5位
全体	(n=427)	指定されている喫煙場所以外では吸わない 71.0	禁煙の飲食店などでは吸わない 64.4	子どもや妊産婦、病人がそばにいる場合は吸わない 56.2	公共的な場所(不特定または多数の者が利用する場所)では吸わない 54.1	混雑している場合は吸わない 49.9
男性計	(n=310)	指定されている喫煙場所以外では吸わない 68.1	禁煙の飲食店などでは吸わない 61.9	子どもや妊産婦、病人がそばにいる場合は吸わない 54.5	公共的な場所(不特定または多数の者が利用する場所)では吸わない 52.3	混雑している場合は吸わない 50.0
20代	(n=30)	指定されている喫煙場所以外では吸わない 46.7	公共的な場所(不特定または多数の者が利用する場所)では吸わない 46.7	禁煙の飲食店などでは吸わない 43.3	子どもや妊産婦、病人がそばにいる場合は吸わない 40.0	混雑している場合は吸わない 40.0
30代	(n=41)	指定されている喫煙場所以外では吸わない 43.9	禁煙の飲食店などでは吸わない 43.9	公共的な場所(不特定または多数の者が利用する場所)では吸わない 34.1	子どもや妊産婦、病人がそばにいる場合は吸わない 22.0	子どもや妊産婦、病人がそばにいる場合は吸わない 22.0
40代	(n=71)	指定されている喫煙場所以外では吸わない 62.0	禁煙の飲食店などでは吸わない 54.9	子どもや妊産婦、病人がそばにいる場合は吸わない 49.3	公共的な場所(不特定または多数の者が利用する場所)では吸わない 42.3	混雑している場合は吸わない 42.3
50代	(n=79)	指定されている喫煙場所以外では吸わない 78.5	禁煙の飲食店などでは吸わない 68.4	子どもや妊産婦、病人がそばにいる場合は吸わない 65.8	混雑している場合は吸わない 58.2	公共的な場所(不特定または多数の者が利用する場所)では吸わない 54.4
60代	(n=53)	指定されている喫煙場所以外では吸わない 81.1	禁煙の飲食店などでは吸わない 75.5	公共的な場所(不特定または多数の者が利用する場所)では吸わない 69.8	子どもや妊産婦、病人がそばにいる場合は吸わない 66.0	混雑している場合は吸わない 64.2
70歳以上	(n=36)	指定されている喫煙場所以外では吸わない 83.3	禁煙の飲食店などでは吸わない 77.8	子どもや妊産婦、病人がそばにいる場合は吸わない 72.2	混雑している場合は吸わない 69.4	公共的な場所(不特定または多数の者が利用する場所)では吸わない 66.7
女性計	(n=117)	指定されている喫煙場所以外では吸わない 78.6	禁煙の飲食店などでは吸わない 70.9	子どもや妊産婦、病人がそばにいる場合は吸わない 60.7	公共的な場所(不特定または多数の者が利用する場所)では吸わない 59.0	周りの人の了解を得てから吸う 50.4
20代	(n=11)	指定されている喫煙場所以外では吸わない 81.8	禁煙の飲食店などでは吸わない 63.6	公共的な場所(不特定または多数の者が利用する場所)では吸わない 54.5	子どもや妊産婦、病人がそばにいる場合は吸わない 54.5	周りの人の了解を得てから吸う 54.5
30代	(n=16)	指定されている喫煙場所以外では吸わない 87.5	禁煙の飲食店などでは吸わない 68.8	子どもや妊産婦、病人がそばにいる場合は吸わない 68.8	周りの人の了解を得てから吸う 62.5	混雑している場合は吸わない 43.8
40代	(n=31)	禁煙の飲食店などでは吸わない 80.6	指定されている喫煙場所以外では吸わない 74.2	公共的な場所(不特定または多数の者が利用する場所)では吸わない 67.7	子どもや妊産婦、病人がそばにいる場合は吸わない 54.8	周りの人の了解を得てから吸う 51.6
50代	(n=17)	指定されている喫煙場所以外では吸わない 82.4	禁煙の飲食店などでは吸わない 76.5	公共的な場所(不特定または多数の者が利用する場所)では吸わない 70.6	子どもや妊産婦、病人がそばにいる場合は吸わない 64.7	混雑している場合は吸わない 58.8
60代	(n=27)	指定されている喫煙場所以外では吸わない 74.1	禁煙の飲食店などでは吸わない 59.3	公共的な場所(不特定または多数の者が利用する場所)では吸わない 55.6	子どもや妊産婦、病人がそばにいる場合は吸わない 44.4	混雑している場合は吸わない 44.4
70歳以上	(n=15)	指定されている喫煙場所以外では吸わない 80.0	禁煙の飲食店などでは吸わない 73.3	子どもや妊産婦、病人がそばにいる場合は吸わない 66.7	公共的な場所(不特定または多数の者が利用する場所)では吸わない 60.0	混雑している場合は吸わない 60.0
横浜市	(n=162)	指定されている喫煙場所以外では吸わない 72.2	禁煙の飲食店などでは吸わない 67.3	子どもや妊産婦、病人がそばにいる場合は吸わない 59.9	公共的な場所(不特定または多数の者が利用する場所)では吸わない 59.3	混雑している場合は吸わない 51.9
川崎市	(n=64)	指定されている喫煙場所以外では吸わない 79.7	禁煙の飲食店などでは吸わない 71.9	子どもや妊産婦、病人がそばにいる場合は吸わない 65.6	混雑している場合は吸わない 59.4	公共的な場所(不特定または多数の者が利用する場所)では吸わない 51.6
横須賀三浦地域	(n=30)	公共的な場所(不特定または多数の者が利用する場所)では吸わない 66.7	指定されている喫煙場所以外では吸わない 63.3	禁煙の飲食店などでは吸わない 56.7	子どもや妊産婦、病人がそばにいる場合は吸わない 50.0	子どもや妊産婦、病人がそばにいる場合は吸わない 50.0
県央地域	(n=86)	指定されている喫煙場所以外では吸わない 66.3	禁煙の飲食店などでは吸わない 59.3	公共的な場所(不特定または多数の者が利用する場所)では吸わない 53.5	子どもや妊産婦、病人がそばにいる場合は吸わない 52.3	混雑している場合は吸わない 43.0
湘南地域	(n=65)	指定されている喫煙場所以外では吸わない 75.4	禁煙の飲食店などでは吸わない 63.1	子どもや妊産婦、病人がそばにいる場合は吸わない 49.2	混雑している場合は吸わない 44.6	公共的な場所(不特定または多数の者が利用する場所)では吸わない 40.0
県西地域	(n=20)	禁煙の飲食店などでは吸わない 55.0	指定されている喫煙場所以外では吸わない 50.0	公共的な場所(不特定または多数の者が利用する場所)では吸わない 50.0	子どもや妊産婦、病人がそばにいる場合は吸わない 45.0	混雑している場合は吸わない 40.0

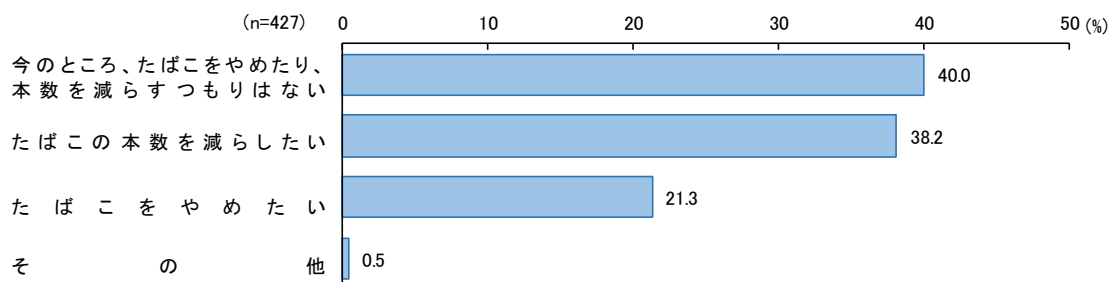
(4) 自身の喫煙についての意向

(F4で「毎日吸っている」、「時々吸う日がある」を選択した方に)

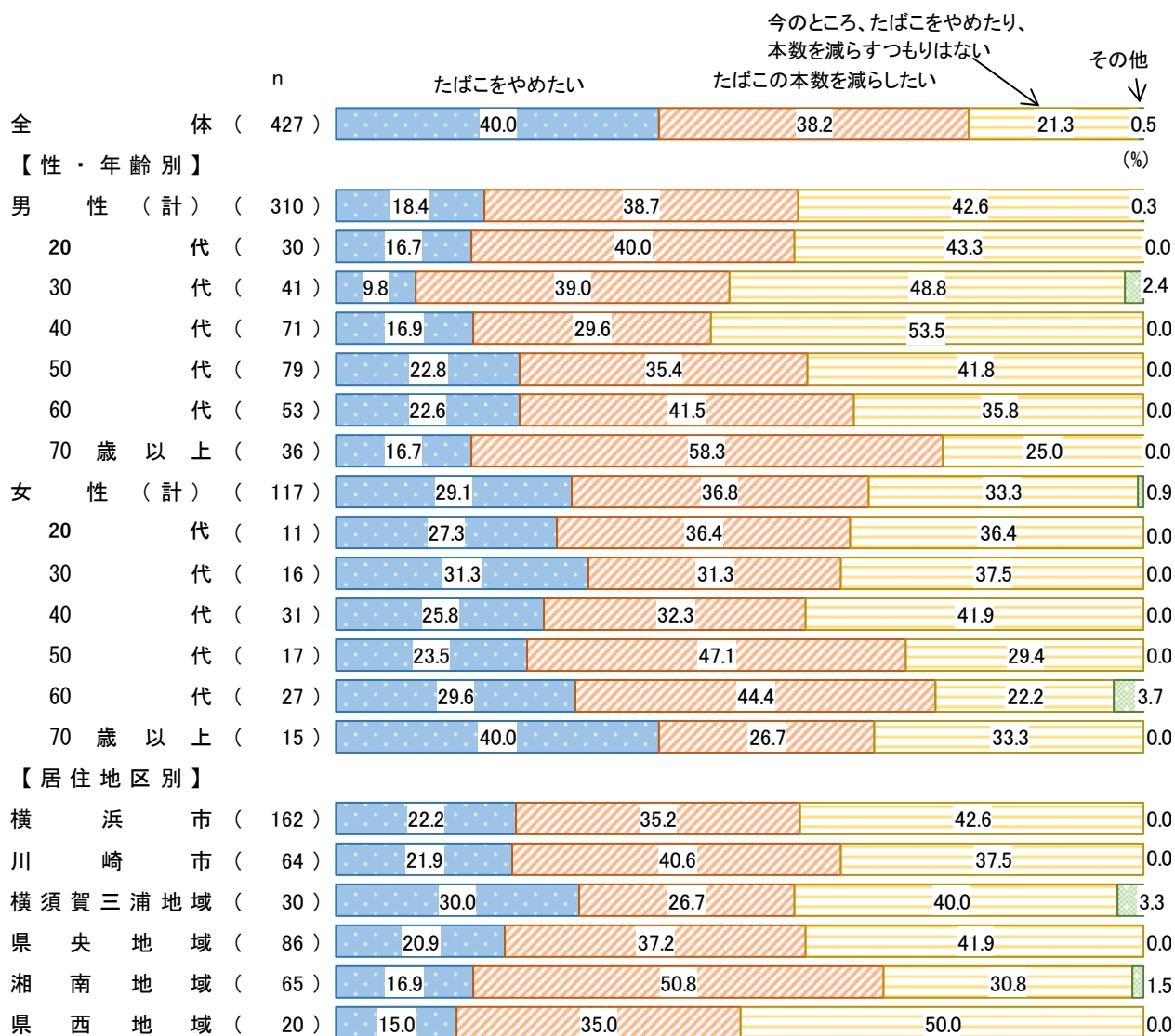
F7 ご自身の喫煙に対する今の気持ちを次の中から1つ選んでください。(○は1つ)

- ・喫煙に対する今の気持ちについて尋ねたところ、「今のところ、たばこをやめたり、本数を減らすつもりはない」(40.0%)が4割と最も高く、次いで「たばこの本数を減らしたい」(38.2%)、「たばこをやめたい」(21.3%)となっている。
- ・性年齢別で見ると、「たばこをやめたい」は女性70歳以上(40.0%)が4割と最も高くなっている。一方、「今のところ、たばこをやめたり、本数を減らすつもりはない」は男性40代(53.5%)が5割半ばとなっている。
- ・居住地区別にみると、「たばこをやめたい」は横須賀三浦地域(30.0%)が3割と最も高くなっている。一方、「今のところ、たばこをやめたり、本数を減らすつもりはない」は県西地域(50.0%)が5割となっている。

図表1-4-1 自身の喫煙についての意向【全体】



図表 1-4-2 自身の喫煙についての意向【性・年齢別、居住地区別】



2 受動喫煙にあった経験や健康への影響の認知状況

(1) 受動喫煙にあった経験

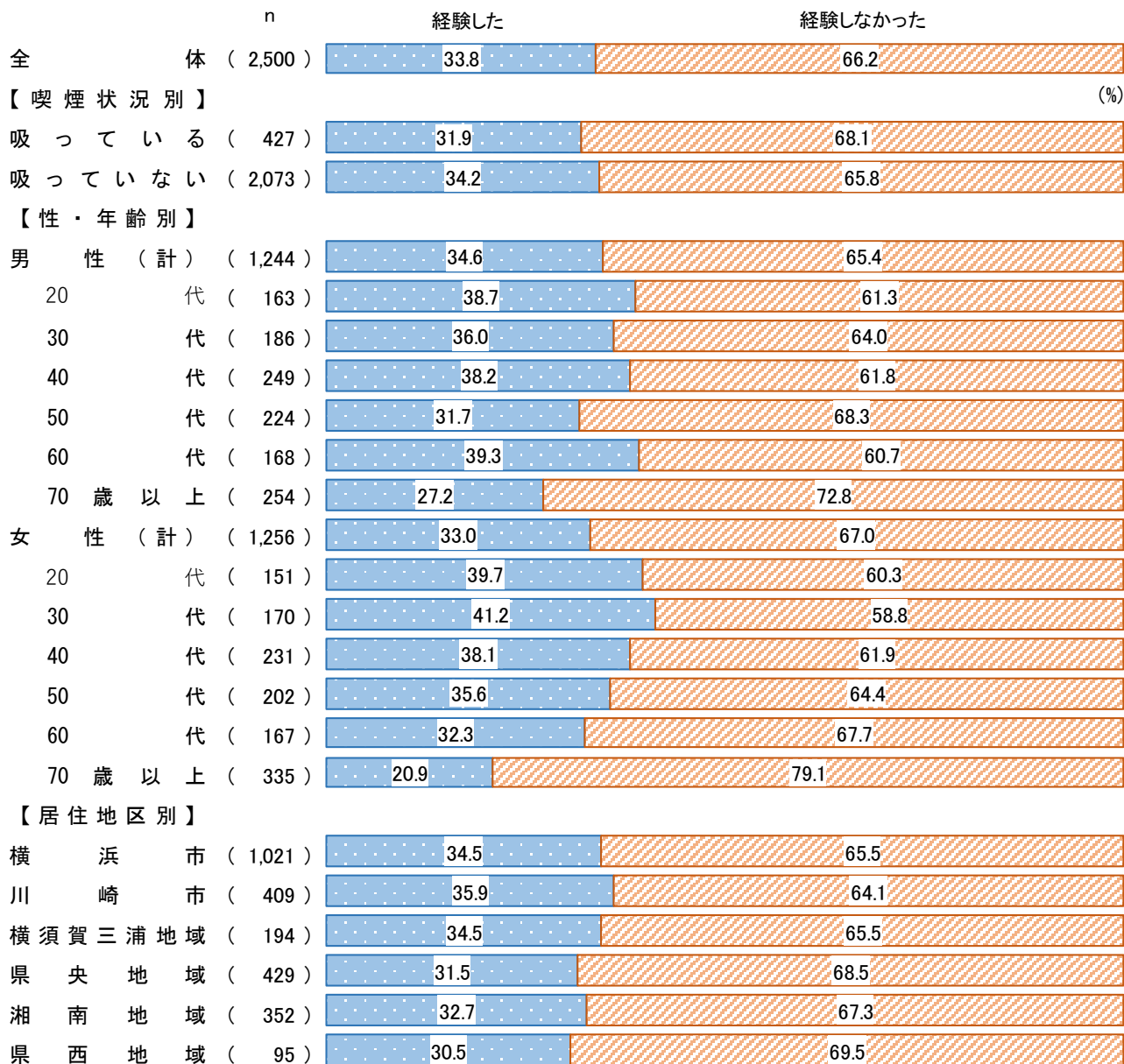
問1 あなたはこの半年間に望まない「受動喫煙」を経験しましたか。次の中から1つ選んでください（○は1つ）

- ・この半年間に望まない「受動喫煙」を経験したか尋ねたところ、「経験しなかった」（66.2%）が6割半ばとなっている。
- ・喫煙状況別にみると、喫煙者は「経験した」（31.9%）、「経験しなかった」（68.1%）となっている。一方、非喫煙者は「経験した」（34.2%）、「経験しなかった」（65.8%）と喫煙状況別で大きな差はなかった。
- ・性年齢別にみると、「経験しなかった」は女性70代以上（79.1%）が8割近くと最も高く、次いで男性70代以上（72.8%）、男性50代（68.3%）となっている。
- ・居住地区別にみると、全ての居住地区で「経験した」は3割台、「経験しなかった」は6割台となっている。

図表2-1-1 受動喫煙にあった経験【全体】



図表 2-1-2 受動喫煙にあった経験【喫煙状況別、性・年齢別、居住地区別】



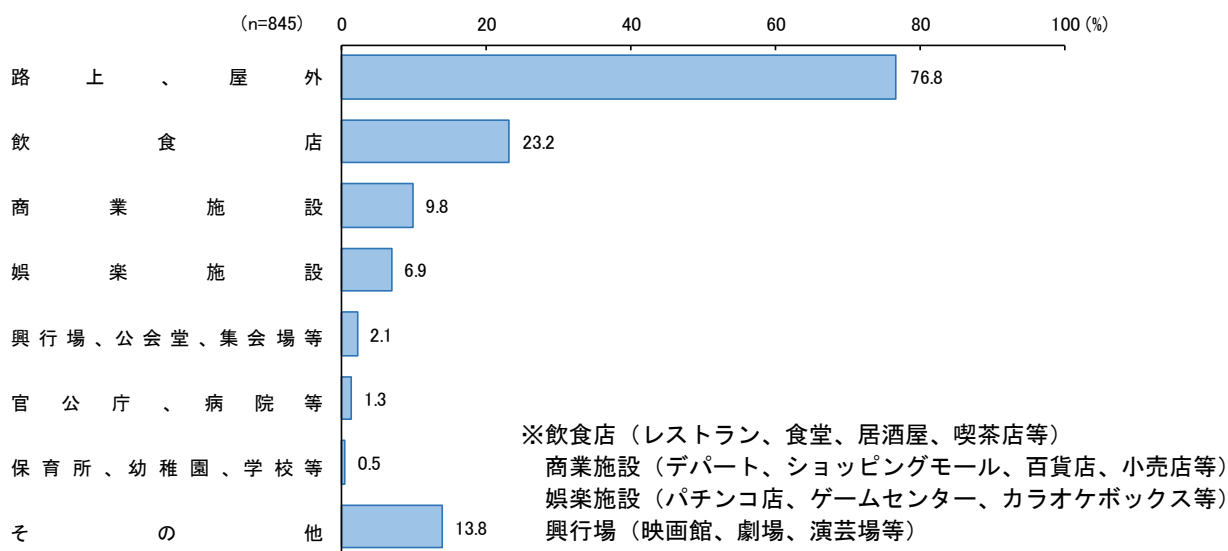
(2) 受動喫煙にあった場所

(問1で「経験した」を選択した方に)

問2 あなたはどこで受動喫煙を経験しましたか。次の中から選んでください。(〇はいくつでも)

- ・どこで受動喫煙を経験したか尋ねたところ、「路上、屋外」(76.8%) 7割半ばと最も高く、次いで「飲食店(レストラン、食堂、居酒屋、喫茶店等)」(23.2%)、「商業施設(デパート、ショッピングモール、百貨店、小売店等)」(9.8%)となっている。
- ・受動喫煙別にみると、上位5位までは同じ場所となっている。
- ・性・年齢別にみると、全ての年代で「路上、屋外」が1位となっている。
- ・居住地区別にみると、上位2位までは同じ場所となっており、川崎市で「娯楽施設」、それ以外の居住地区で「商業施設」が3位となっている。

図表2-2-1 受動喫煙にあった場所【全体】



図表 2-2-2 受動喫煙にあった場所【喫煙状況別、性・年齢別、居住地区別】

(%)

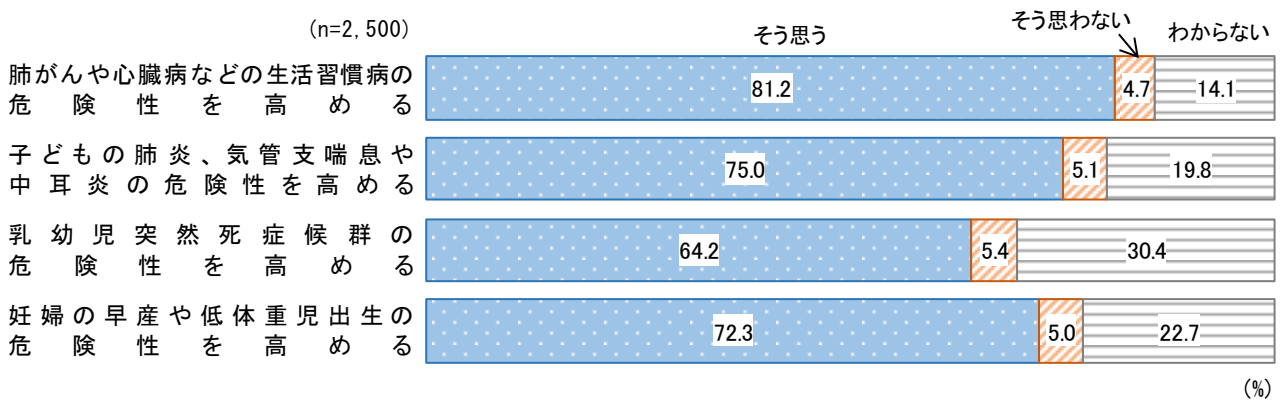
属性		順位	1位	2位	3位	4位	5位
全体	(n=845)	路上、屋外	飲食店	商業施設	娯楽施設	興行場、公会堂、集会場等	
		76.8	23.2	9.8	6.9	2.1	
喫煙状況別	吸っている	(n=136)	路上、屋外	飲食店	娯楽施設	商業施設	興行場、公会堂、集会場等
	62.5	37.5	16.2	13.2	6.6		
	吸っていない	(n=709)	路上、屋外	飲食店	商業施設	娯楽施設	興行場、公会堂、集会場等
	79.5	20.5	9.2	5.1	1.3		
男性計	(n=431)	路上、屋外	飲食店	商業施設	娯楽施設	興行場、公会堂、集会場等	
	74.7	30.9	13.2	10.0	3.5		
	20代	(n=63)	路上、屋外	飲食店	娯楽施設	商業施設	興行場、公会堂、集会場等
	63.5	31.7	20.6	11.1	9.5		
	30代	(n=67)	路上、屋外	飲食店	娯楽施設	商業施設	興行場、公会堂、集会場等
	64.2	32.8	14.9	13.4	4.5		
	40代	(n=95)	路上、屋外	飲食店	商業施設	娯楽施設	興行場、公会堂、集会場等
	77.9	30.5	13.7	6.3	3.2		
	50代	(n=71)	路上、屋外	飲食店	商業施設	娯楽施設	興行場、公会堂、集会場等
78.9	36.6	12.7	7.0	1.4			
60代	(n=66)	路上、屋外	飲食店	商業施設	娯楽施設	興行場、公会堂、集会場等	
78.8	21.2	12.1	4.5	1.5			
70歳以上	(n=69)	路上、屋外	飲食店	商業施設	娯楽施設	官公庁、病院等	
	82.6	31.9	15.9	8.7	2.9		
女性計	(n=414)	路上、屋外	飲食店	商業施設	娯楽施設	興行場、公会堂、集会場等	
	79.0	15.2	6.3	3.6	0.7		
	20代	(n=60)	路上、屋外	飲食店	娯楽施設／商業施設		
	76.7	28.3	1.7				
	30代	(n=70)	路上、屋外	飲食店	娯楽施設	商業施設	保育所、幼稚園、学校等
	85.7	15.7	7.1	5.7	1.4		
	40代	(n=88)	路上、屋外	飲食店／商業施設		娯楽施設	興行場／官公庁、病院等
	80.7	11.4	3.4	1.1			
50代	(n=72)	路上、屋外	飲食店	商業施設	娯楽施設／興行場		
81.9	13.9	8.3	2.8				
60代	(n=54)	路上、屋外	飲食店	商業施設	娯楽施設		
75.9	11.1	5.6	1.9				
70歳以上	(n=70)	路上、屋外	飲食店	娯楽施設	商業施設		
	71.4	12.9	4.3	2.9			
居住地区別	横浜市	(n=352)	路上、屋外	飲食店	商業施設	娯楽施設	興行場、公会堂、集会場等
	81.0	23.0	8.0	6.3	1.7		
	川崎市	(n=147)	路上、屋外	飲食店	娯楽施設	商業施設	興行場、公会堂、集会場等
	79.6	21.1	10.2	7.5	2.0		
	横須賀三浦地域	(n=67)	路上、屋外	飲食店	商業施設	娯楽施設	興行場、公会堂、集会場等
	76.1	25.4	14.9	7.5	4.5		
県央地域	(n=135)	路上、屋外	飲食店	商業施設	娯楽施設	官公庁、病院等	
74.1	28.1	11.1	6.7	2.2			
湘南地域	(n=115)	路上、屋外	飲食店	商業施設	娯楽施設	興行場、公会堂、集会場等	
67.8	19.1	13.0	5.2	2.6			
県西地域	(n=29)	路上、屋外	飲食店	商業施設	娯楽施設／興行場、公会堂、集会場等／官公庁、病院等／保育所、幼稚園、学校等		
62.1	24.1	13.8	3.4				

(3) 受動喫煙による健康への影響の認知状況

問3 あなたは受動喫煙によりどのような健康への影響があると思いますか。
次のア～エについて、それぞれ1つずつ選んでください。(1つの項目に○は1つ)

- ・受動喫煙によりどのような健康への影響について尋ねたところ、「肺がんや心臓病などの生活習慣病の危険性を高める」は「そう思う」(81.2%)、「子どもの肺炎、気管支喘息や中耳炎の危険性を高める」は「そう思う」(75.0%)、「乳幼児突然死症候群の危険性を高める」は「そう思う」(64.2%)、「妊婦の早産や低体重児出生の危険性を高める」は「そう思う」(72.3%)がそれぞれ最も高くなっている。

図表2-3-1 受動喫煙による健康への影響の認知状況 [全体]

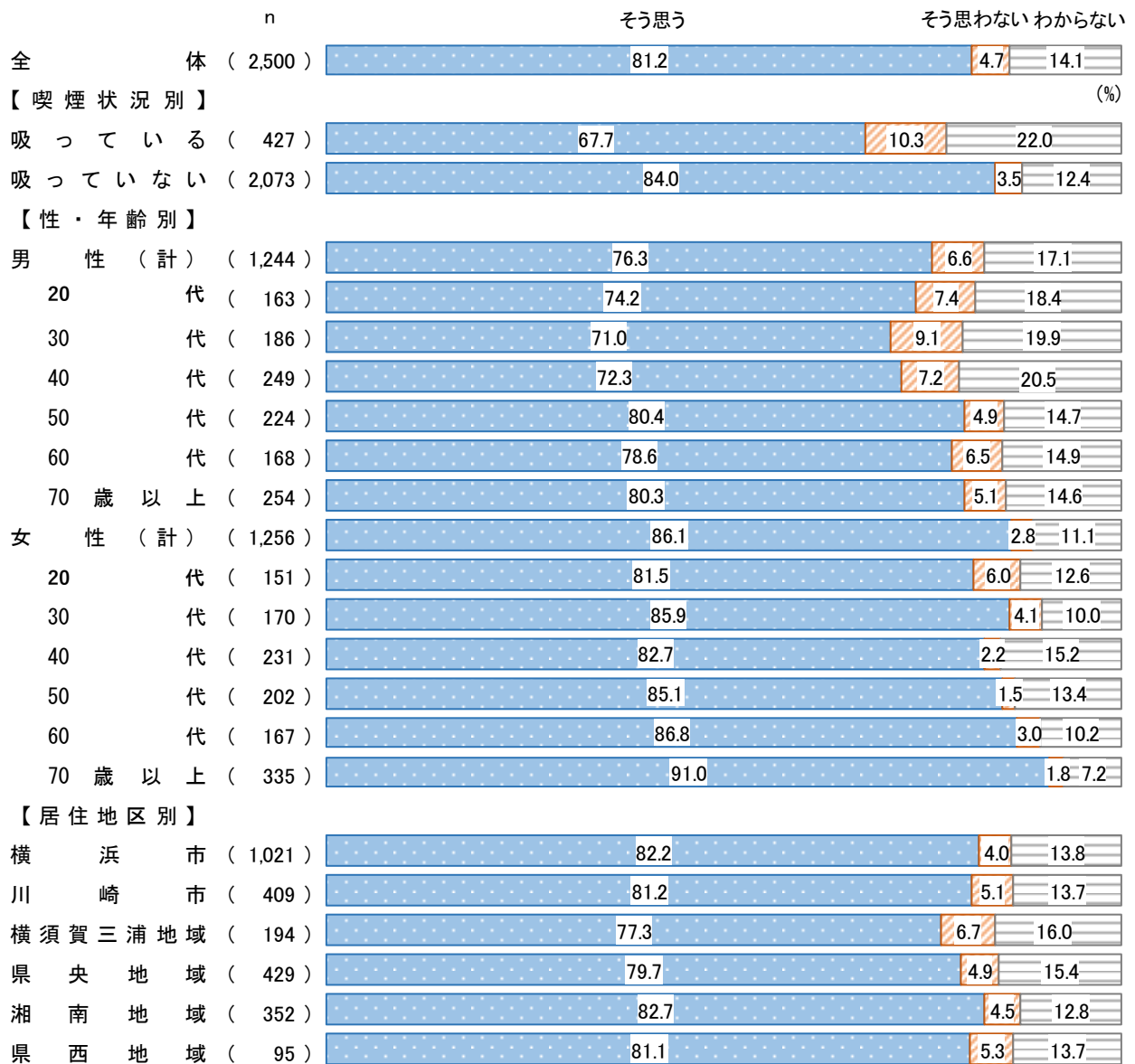


(ア) 肺がんや心臓病などの生活習慣病の危険性を高める

- ・喫煙状況別にみると、非喫煙者は「そう思う」（84.0%）が8割半ばとなっている。一方、喫煙者は「そう思う」（67.7%）が6割半ばとなっている。
- ・性年齢別にみると、「そう思う」は女性70歳以上（91.0%）が9割を超えて最も高く、次いで女性60代（86.8%）、女性30代（85.9%）となっている。
- ・居住地区別にみると、「そう思う」は全ての居住地区で8割前後となっている。

図表2-3-2 受動喫煙による健康への影響の認知状況

(ア) 受動喫煙による健康への影響の認知状況【喫煙状況別、性・年齢別、居住地区別】

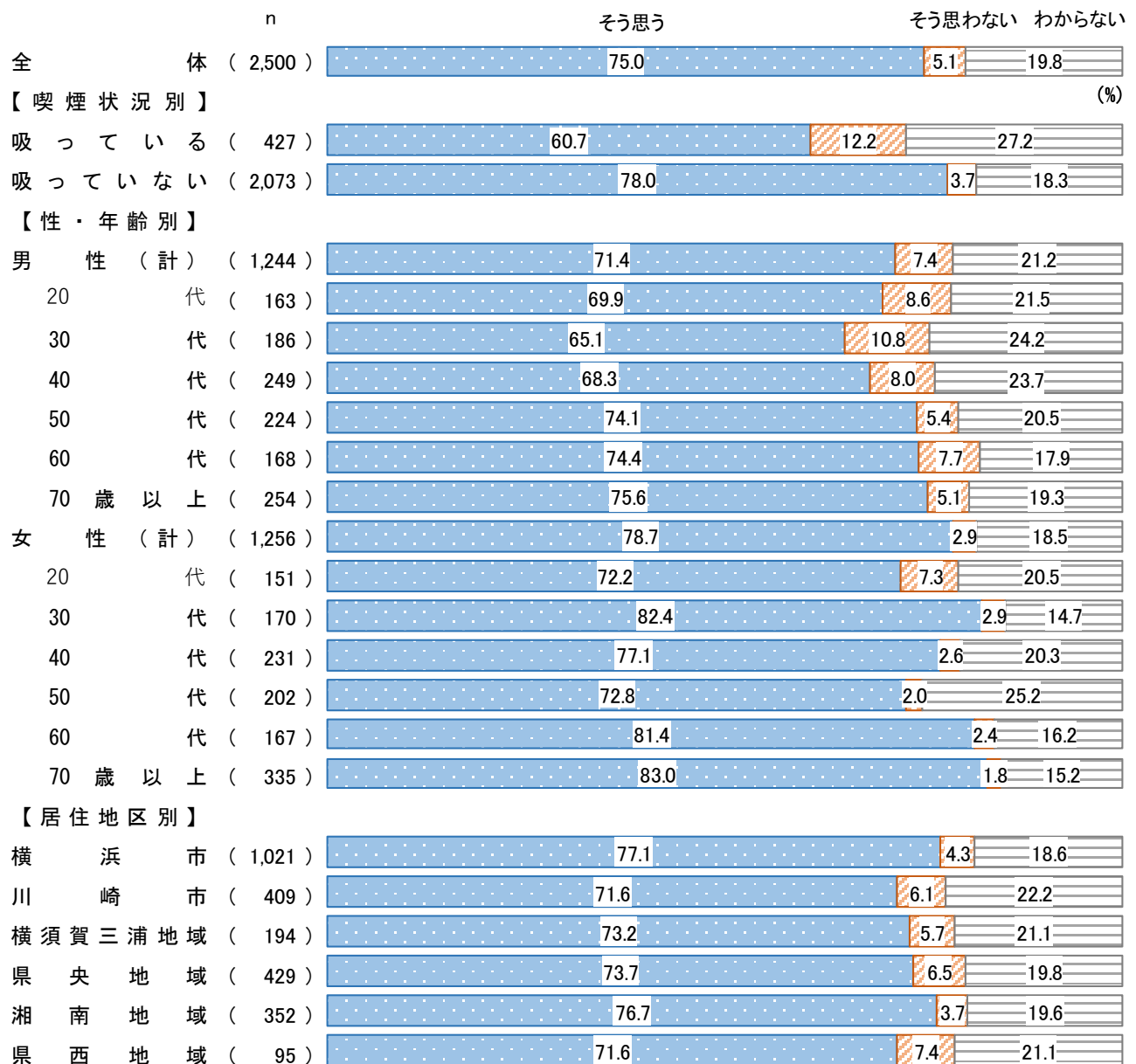


(イ) 子どもの肺炎、気管支喘息や中耳炎の危険性を高める

- ・喫煙状況別にみると、非喫煙者は「そう思う」(78.0%)が8割近くとなっている。一方、喫煙者は「そう思う」(60.7%)が6割を超えている。
- ・性年齢別にみると、「そう思う」は女性70歳以上(83.0%)が8割半ばと最も高くなっている。一方、「そう思わない」は男性30代(10.8%)が最も高くなっている。
- ・居住地区別にみると、「そう思う」は全ての居住地区が7割を超えている。

図表2-3-3 受動喫煙による健康への影響の認知状況

(イ) 子どもの肺炎、気管支喘息や中耳炎の危険性を高める【喫煙状況別、性・年齢別、居住区別】

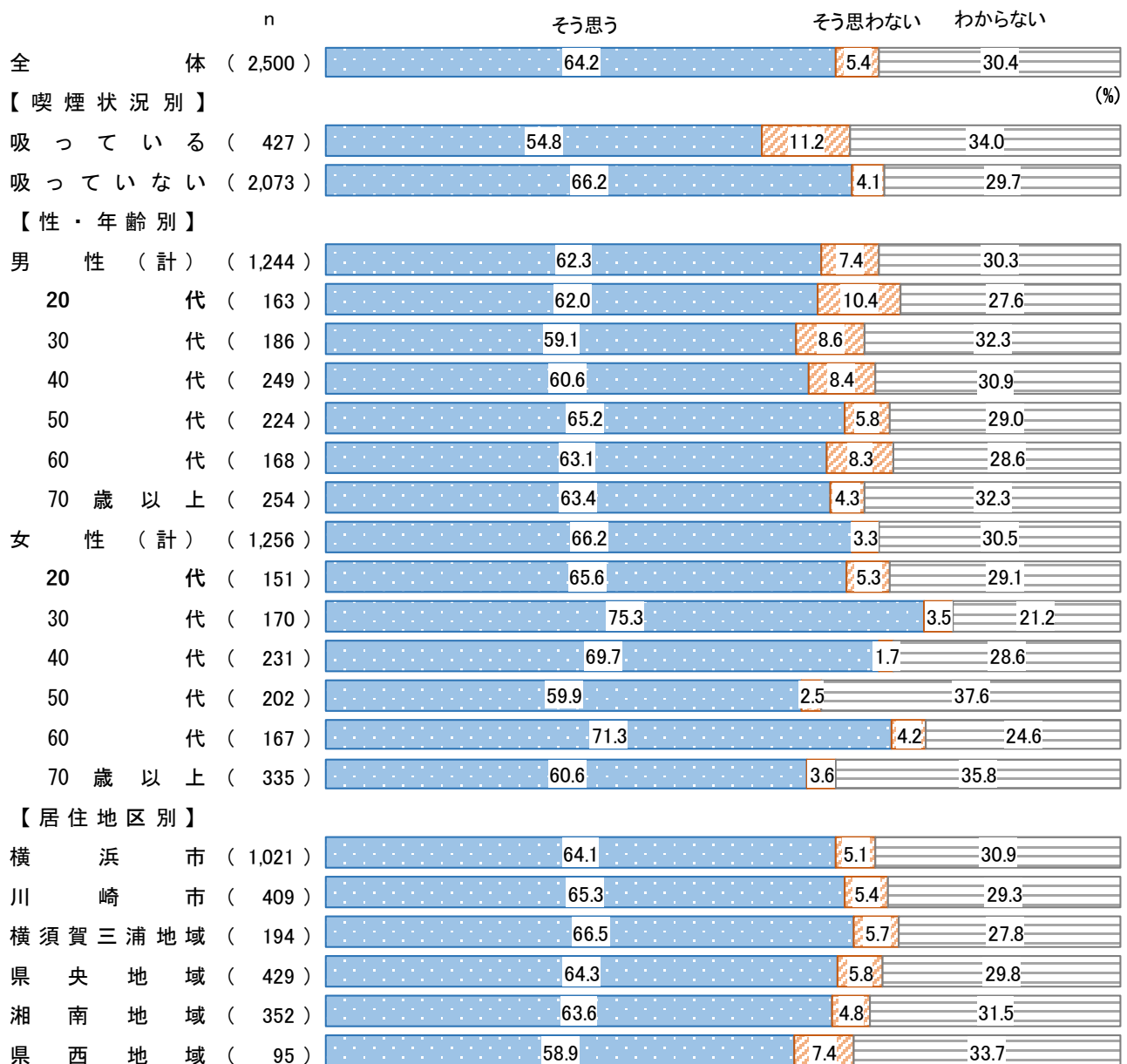


(ウ) 乳幼児突然死症候群の危険性を高める

- ・喫煙状況別にみると、非喫煙者は「そう思う」(66.2%)が6割半ばとなっている。一方、「そう思わない」は「吸っている」(11.2%)が1割を超えている。
- ・性年齢別にみると、「そう思う」は女性30代(75.3%)が7割半ばと最も多くなっている。
- ・居住地区別にみると、「そう思う」は県西地域(58.9%)が6割近く、それ以外の地区は6割を超えている。

図表2-3-4 受動喫煙による健康への影響の認知状況

(ウ) 乳幼児突然死症候群の危険性を高める【喫煙状況別、性・年齢別、居住地区別】



(エ) 妊婦の早産や低体重出生の危険性を高める

- ・喫煙状況別にみると、非喫煙者は「そう思う」(74.6%)が7割半ばとなっている。一方、喫煙者は「そう思わない」(11.0%)が1割を超えている。
- ・性年齢別にみると、「そう思う」は女性30代(83.5%)が8割半ばと最も高く、次いで女性60代(80.8%)、女性40代(77.1%)となっている。
- ・居住地区別にみると、「そう思う」は県西地域(65.3%)が6割半ば、それ以外の地区は7割を超えている。

図表2-3-5 受動喫煙による健康への影響の認知状況

(エ) 妊婦の早産や低体重出生の危険性を高める【喫煙状況別、性・年齢別、居住地区別】

	n	そう思う	そう思わない	わからない
全 体 (2,500)		72.3	5.0	22.7
【喫煙状況別】				(%)
吸 っ て い る (427)		61.1	11.0	27.9
吸 っ て い な い (2,073)		74.6	3.8	21.7
【性・年齢別】				
男 性 (計) (1,244)		67.8	7.2	25.1
20 代 (163)		66.9	8.6	24.5
30 代 (186)		64.0	10.2	25.8
40 代 (249)		65.1	7.6	27.3
50 代 (224)		70.5	6.7	22.8
60 代 (168)		72.0	7.1	20.8
70 歳 以 上 (254)		68.5	3.9	27.6
女 性 (計) (1,256)		76.8	2.9	20.4
20 代 (151)		72.8	5.3	21.9
30 代 (170)		83.5	2.9	13.5
40 代 (231)		77.1	2.2	20.8
50 代 (202)		73.3	1.5	25.2
60 代 (167)		80.8	4.2	15.0
70 歳 以 上 (335)		74.9	2.4	22.7
【居住地区別】				
横 浜 市 (1,021)		73.1	4.1	22.8
川 崎 市 (409)		72.4	5.6	22.0
横 須 賀 三 浦 地 域 (194)		71.6	4.6	23.7
県 央 地 域 (429)		70.9	6.5	22.6
湘 南 地 域 (352)		73.9	4.3	21.9
県 西 地 域 (95)		65.3	8.4	26.3

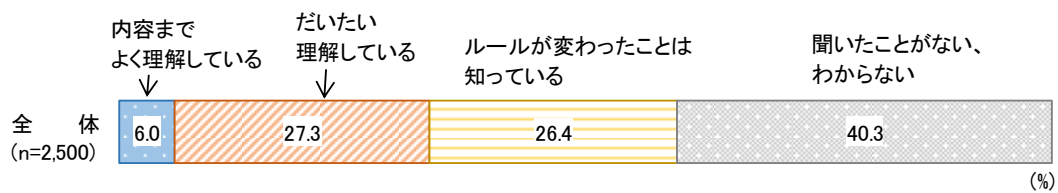
3 受動喫煙防止に関する改正法・改正条例の認知

(1) 改正法・改正条例の認知状況

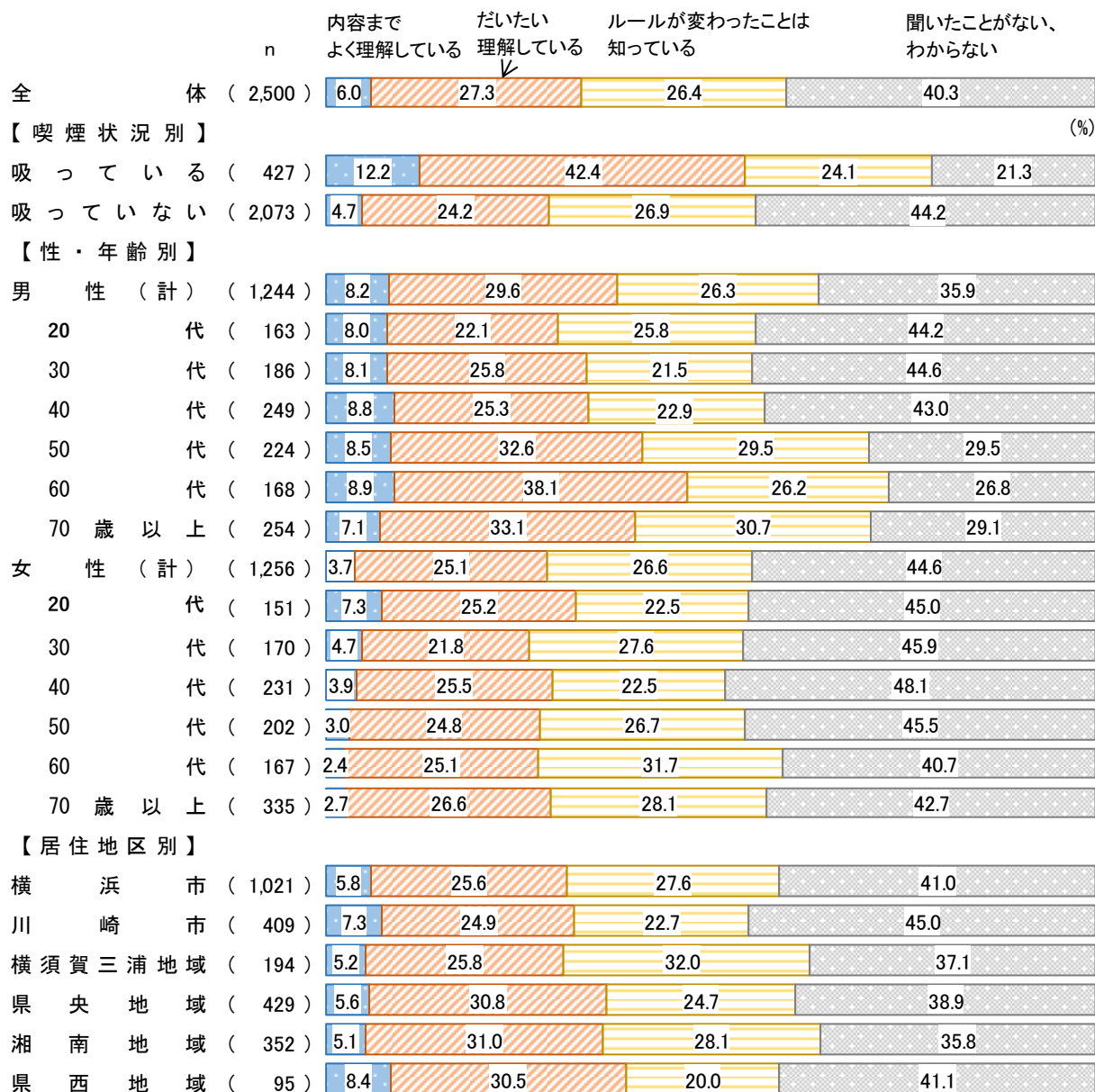
問4 令和2年4月に受動喫煙防止に関する規制が拡大しましたが、あなたはどの程度知っていますか。
次の中から1つ選んでください。(○は1つ)
(健康増進法の改正(全国)、神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例の改正(県下))

- ・令和2年4月に受動喫煙防止に関する規制について、どの程度認知しているかと尋ねたところ、「聞いたことがない、わからない」(40.3%)が4割を超えて最も高く、次いで「だいたい理解している」(27.3%)、「ルールが変わったことは知っている」(26.4%)となっている。
- ・喫煙状況別にみると、喫煙者は「だいたい理解している」(42.4%)が4割を超えて最も高くなっている。一方、非喫煙者は「聞いたことがない、わからない」(44.2%)が4割半ばと最も高くなっている。
- ・性年齢別でみると、「だいたい理解している」は男性60代(38.1%)が4割近くと最も高くなっている。
- ・居住地区別でみると、どの地区でも「内容までよく知っている」は1割未満、「だいたい理解している」は3割前後となっている。

図表2-4-1 改正法・改正条例の認知状況【全体】



図表 2-4-2 改正法・改正条例の認知状況【喫煙状況別、性・年齢別、居住地区別】



(2) 改正法・改正条例を認知した媒体

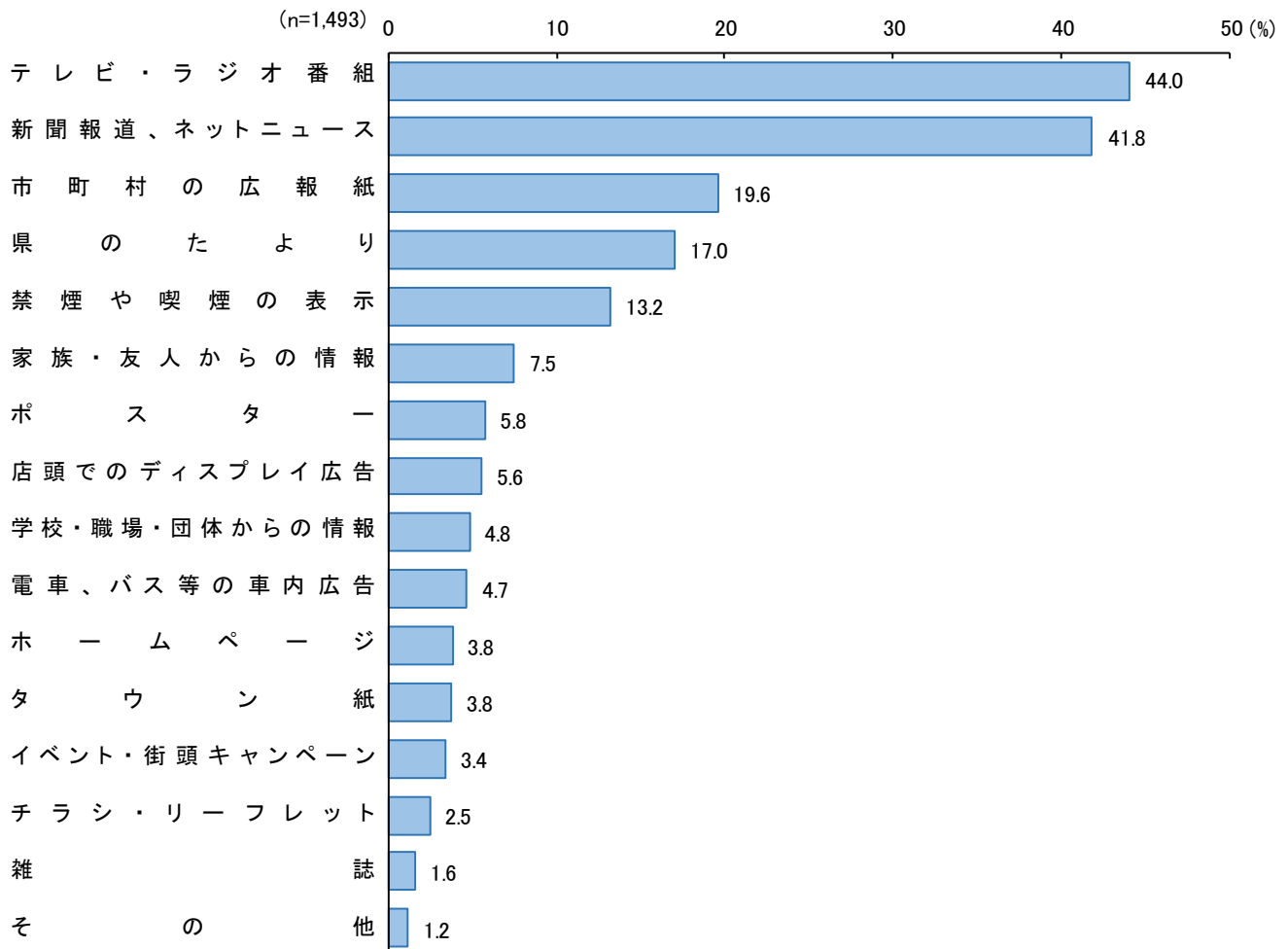
(問4で「内容までよく理解している」、「だいたい理解している」、「ルールが変わったことは知っている」を選択した方に)

問5 あなたは受動喫煙防止に関する規制の拡大について、何で知りましたか。

次の中からあてはまるものをすべて選んでください。(〇はいくつでも)

- ・受動喫煙防止に関する規制の拡大について、何で知ったか尋ねたところ、「テレビ・ラジオ番組」(44.0%)が4割半ばと最も高く、次いで「新聞報道、ネットニュース」(41.8%)、「市町村の広報紙」(19.6%)となっている。
- ・喫煙状況別にみると、喫煙者は「新聞報道、ネットニュース」、非喫煙者は「テレビ・ラジオ番組」がそれぞれ最も高くなっている。
- ・性年齢別でみると、男性は20代と60代は「テレビ・ラジオ番組」が最も高く、それ以外の年代は「新聞報道、ネットニュース」が最も高くなっている。一方、女性は50代は「新聞報道、ネットニュース」が最も高く、それ以外の年代は「テレビ・ラジオ番組」が最も高くなっている。
- ・居住地区別でみると、横須賀三浦地域と湘南地域は「新聞報道、ネットニュース」が最も高く、それ以外の地区は「テレビ・ラジオ番組」が最も高くなっている。

図表2-5-1 改正法・改正条例を認知した媒体【全体】



図表 2-5-1 改正法・改正条例を認知した媒体【喫煙状況別、性・年齢別、居住地区別】

(%)

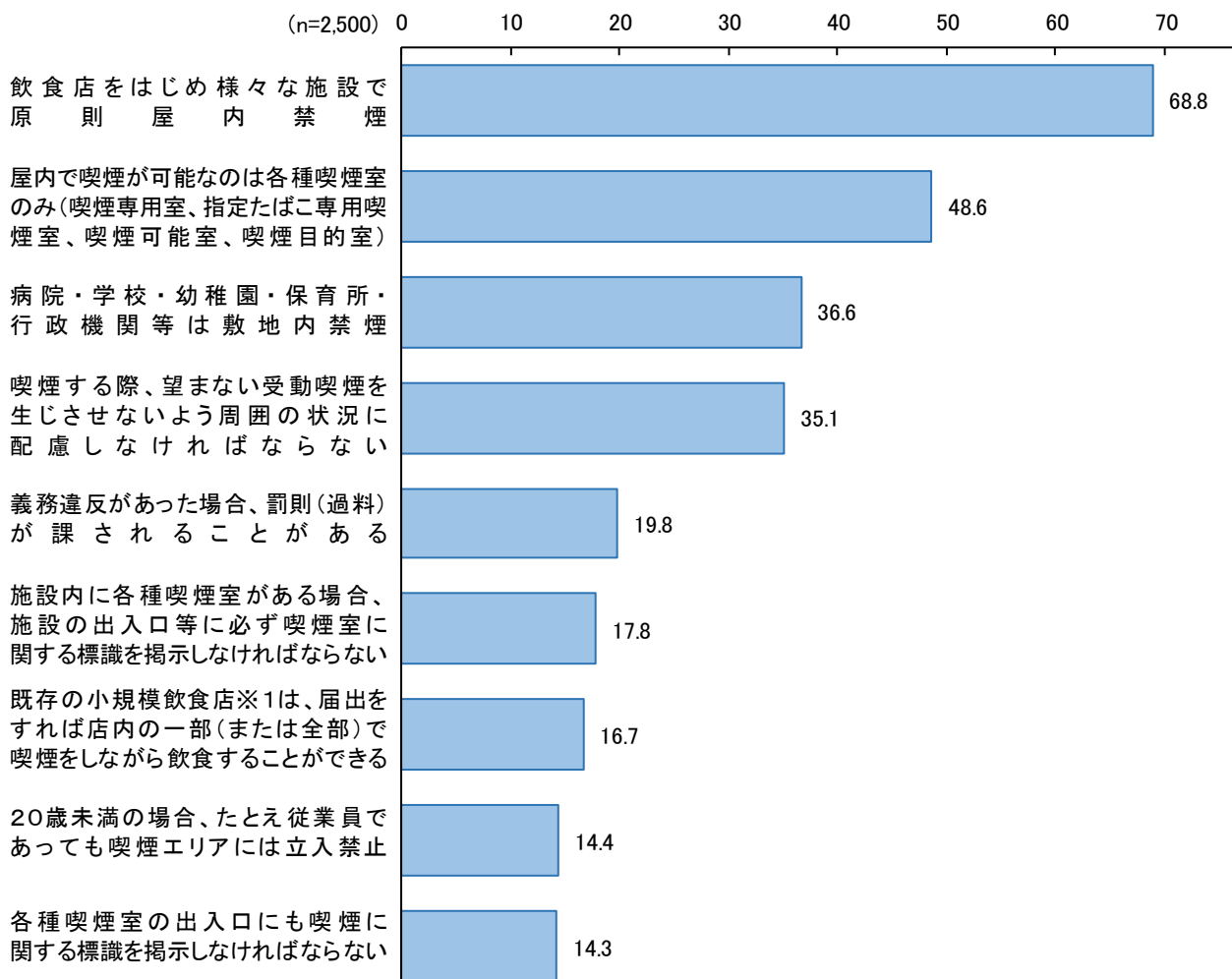
属性		順位	1位	2位	3位	4位	5位
全体 (n=1,493)			テレビ・ラジオ番組 44.0	新聞報道、ネットニュース 41.8	市町村の広報紙 19.6	県のみ 17.0	禁煙や喫煙の表示 13.2
喫煙状況別	吸っている (n=336)		新聞報道、ネットニュース 43.5	テレビ・ラジオ番組 40.5	禁煙や喫煙の表示 23.2	市町村の広報紙 19.0	県のみ 17.9
	吸っていない (n=1,157)		テレビ・ラジオ番組 45.0	新聞報道、ネットニュース 41.3	市町村の広報紙 19.7	県のみ 16.8	禁煙や喫煙の表示 10.3
男性計 (n=797)			新聞報道、ネットニュース 46.2	テレビ・ラジオ番組 42.8	市町村の広報紙 20.1	県のみ 17.2	禁煙や喫煙の表示 14.3
20代 (n=91)			テレビ・ラジオ番組 40.7	新聞報道、ネットニュース 36.3	禁煙や喫煙の表示 20.9	市町村の広報紙 18.7	県のみ／電車、バス等の車内広告 9.9
30代 (n=103)			新聞報道、ネットニュース 37.9	テレビ・ラジオ番組 35.9	県のみ 18.4	禁煙や喫煙の表示 14.6	市町村の広報紙 13.6
40代 (n=142)			新聞報道、ネットニュース 43.7	テレビ・ラジオ番組 33.8	県のみ 22.5	市町村の広報紙 15.5	禁煙や喫煙の表示 12.0
50代 (n=158)			新聞報道、ネットニュース 40.5	テレビ・ラジオ番組 37.3	市町村の広報紙 16.5	禁煙や喫煙の表示 15.2	県のみ 13.9
60代 (n=123)			テレビ・ラジオ番組 52.8	新聞報道、ネットニュース 46.3	市町村の広報紙 18.7	県のみ 17.9	禁煙や喫煙の表示 11.4
70歳以上 (n=180)			新聞報道、ネットニュース 62.8	テレビ・ラジオ番組 52.8	市町村の広報紙 32.2	県のみ 18.3	禁煙や喫煙の表示 13.9
女性計 (n=696)			テレビ・ラジオ番組 45.4	新聞報道、ネットニュース 36.8	市町村の広報紙 19.0	県のみ 16.8	禁煙や喫煙の表示 11.9
20代 (n=83)			テレビ・ラジオ番組 38.6	新聞報道、ネットニュース 20.5	家族・友人からの情報 15.7	禁煙や喫煙の表示 13.3	店頭でのディスプレイ広告 10.8
30代 (n=92)			テレビ・ラジオ番組 41.3	新聞報道、ネットニュース 28.3	県のみ 14.1	禁煙や喫煙の表示 12.0	家族・友人からの情報 8.7
40代 (n=120)			テレビ・ラジオ番組 40.0	新聞報道、ネットニュース 34.2	県のみ 20.0	市町村の広報紙 17.5	禁煙や喫煙の表示 15.8
50代 (n=110)			新聞報道、ネットニュース 41.8	テレビ・ラジオ番組 40.0	県のみ 22.7	市町村の広報紙 20.9	禁煙や喫煙の表示 13.6
60代 (n=99)			テレビ・ラジオ番組 57.6	新聞報道、ネットニュース 38.4	市町村の広報紙 19.2	禁煙や喫煙の表示 14.1	県のみ 13.1
70歳以上 (n=192)			テレビ・ラジオ番組 50.5	新聞報道、ネットニュース 45.8	市町村の広報紙 28.6	県のみ 19.3	家族・友人からの情報 7.3
居住地区別	横浜市 (n=602)		テレビ・ラジオ番組 43.2	新聞報道、ネットニュース 41.9	県のみ 19.8	市町村の広報紙 19.3	禁煙や喫煙の表示 13.8
	川崎市 (n=225)		テレビ・ラジオ番組 44.9	新聞報道、ネットニュース 43.1	市町村の広報紙 16.0	県のみ 13.3	禁煙や喫煙の表示 12.9
	横須賀三浦地域 (n=122)		新聞報道、ネットニュース 47.5	テレビ・ラジオ番組 43.4	市町村の広報紙 26.2	県のみ 18.9	禁煙や喫煙の表示 9.8
	県央地域 (n=262)		テレビ・ラジオ番組 46.9	新聞報道、ネットニュース 38.9	市町村の広報紙 21.0	県のみ 16.0	禁煙や喫煙の表示 11.8
	湘南地域 (n=226)		新聞報道、ネットニュース 43.8	テレビ・ラジオ番組 42.0	市町村の広報紙 20.4	禁煙や喫煙の表示 14.2	県のみ 13.3
	県西地域 (n=56)		テレビ・ラジオ番組 44.6	新聞報道、ネットニュース 28.6	禁煙や喫煙の表示 17.9	県のみ 17.9	市町村の広報紙 12.5

(3) 改正法について知っている内容

問6 改正健康増進法について、ご存知の内容を次の中から選んでください。(〇はいくつでも)

- 改正健康増進法について、知っている内容を尋ねたところ、「飲食店をはじめ様々な施設で原則屋内禁煙」(68.8%)が最も高く、次いで「屋内で喫煙が可能なのは各種喫煙室のみ(喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室、喫煙可能室、喫煙目的室)」(48.6%)、「病院・学校・幼稚園・保育所・行政機関等は敷地内禁煙」(36.6%)となっている。
- 喫煙状況別でみると、上位4位までは同じ順位で、喫煙者は「施設内に各種喫煙室がある場合、施設の出入口等に必ず喫煙室に関する標識を掲示しなければならない」、非喫煙者は「義務違反があった場合、罰則(過料)が課されることがある」がそれぞれ5位となっている。
- 性年齢別でみると、男性と女性の各年代において、「飲食店をはじめ様々な施設で原則屋内禁煙」が最も高く、次いで「屋内で喫煙が可能なのは各種喫煙室のみ(喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室、喫煙可能室、喫煙目的室)」となっている。
- 居住地区別でみると、上位2位までは同じ順位で、横浜市、湘南地域、県西地域は「病院・学校・幼稚園・保育所・行政機関等は敷地内禁煙」、それ以外の地区は「喫煙する際、望まない受動喫煙を生じさせないよう周囲の状況に配慮しなければならない」が3位となっている。

図表2-6-1 改正法について知っている内容【全体】



図表2-6-2 法改正について知っている内容【喫煙状況別、性・年齢別(男性)】

属性		順位				
		1位	2位	3位	4位	5位
喫煙状況別	全体 (n=2,500)	飲食店をはじめ様々な施設で原則屋内禁煙 68.8	屋内で喫煙が可能なのは各種喫煙室のみ(喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室、喫煙可能室、喫煙目的室) 48.6	病院・学校・幼稚園・保育所・行政機関等は敷地内禁煙※2 36.6	喫煙する際、望まない受動喫煙を生じさせないよう周囲の状況に配慮しなければならない 35.1	義務違反があった場合、罰則(過料)が課されることがある 19.8
	吸っている (n=427)	飲食店をはじめ様々な施設で原則屋内禁煙 73.3	屋内で喫煙が可能なのは各種喫煙室のみ(喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室、喫煙可能室、喫煙目的室) 60.4	病院・学校・幼稚園・保育所・行政機関等は敷地内禁煙 41.0	喫煙する際、望まない受動喫煙を生じさせないよう周囲の状況に配慮しなければならない 37.2	施設内に各種喫煙室がある場合、施設の出入口等に必ず喫煙室に関する標識を掲示しなければならない 29.7
	吸っていない (n=2,073)	飲食店をはじめ様々な施設で原則屋内禁煙 67.9	屋内で喫煙が可能なのは各種喫煙室のみ(喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室、喫煙可能室、喫煙目的室) 46.2	病院・学校・幼稚園・保育所・行政機関等は敷地内禁煙 35.7	喫煙する際、望まない受動喫煙を生じさせないよう周囲の状況に配慮しなければならない 34.7	義務違反があった場合、罰則(過料)が課されることがある 18.6
	男性計 (n=1,244)	飲食店をはじめ様々な施設で原則屋内禁煙 70.0	屋内で喫煙が可能なのは各種喫煙室のみ(喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室、喫煙可能室、喫煙目的室) 49.3	喫煙する際、望まない受動喫煙を生じさせないよう周囲の状況に配慮しなければならない 34.6	病院・学校・幼稚園・保育所・行政機関等は敷地内禁煙 34.2	義務違反があった場合、罰則(過料)が課されることがある 22.4
	20代 (n=163)	飲食店をはじめ様々な施設で原則屋内禁煙 55.8	喫煙する際、望まない受動喫煙を生じさせないよう周囲の状況に配慮しなければならない 43.6	屋内で喫煙が可能なのは各種喫煙室のみ(喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室、喫煙可能室、喫煙目的室) 36.2	病院・学校・幼稚園・保育所・行政機関等は敷地内禁煙 19.0	義務違反があった場合、罰則(過料)が課されることがある 17.8
	30代 (n=186)	飲食店をはじめ様々な施設で原則屋内禁煙 64.0	屋内で喫煙が可能なのは各種喫煙室のみ(喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室、喫煙可能室、喫煙目的室) 39.2	喫煙する際、望まない受動喫煙を生じさせないよう周囲の状況に配慮しなければならない 32.8	病院・学校・幼稚園・保育所・行政機関等は敷地内禁煙 20.4	既存の小規模飲食店は、届出をすれば店内の一部(または全部)で喫煙をしながら飲食することができる 17.2
	40代 (n=249)	飲食店をはじめ様々な施設で原則屋内禁煙 66.7	屋内で喫煙が可能なのは各種喫煙室のみ(喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室、喫煙可能室、喫煙目的室) 47.8	喫煙する際、望まない受動喫煙を生じさせないよう周囲の状況に配慮しなければならない 35.7	病院・学校・幼稚園・保育所・行政機関等は敷地内禁煙 24.9	義務違反があった場合、罰則(過料)が課されることがある 19.3
	50代 (n=224)	飲食店をはじめ様々な施設で原則屋内禁煙 80.8	屋内で喫煙が可能なのは各種喫煙室のみ(喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室、喫煙可能室、喫煙目的室) 50.4	病院・学校・幼稚園・保育所・行政機関等は敷地内禁煙 36.2	喫煙する際、望まない受動喫煙を生じさせないよう周囲の状況に配慮しなければならない 28.1	義務違反があった場合、罰則(過料)が課されることがある 22.3
	60代 (n=168)	飲食店をはじめ様々な施設で原則屋内禁煙 72.6	屋内で喫煙が可能なのは各種喫煙室のみ(喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室、喫煙可能室、喫煙目的室) 53.6	病院・学校・幼稚園・保育所・行政機関等は敷地内禁煙 45.2	喫煙する際、望まない受動喫煙を生じさせないよう周囲の状況に配慮しなければならない 32.7	既存の小規模飲食店は、届出をすれば店内の一部(または全部)で喫煙をしながら飲食することができる 26.8
	70歳以上 (n=254)	飲食店をはじめ様々な施設で原則屋内禁煙 75.6	屋内で喫煙が可能なのは各種喫煙室のみ(喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室、喫煙可能室、喫煙目的室) 62.6	病院・学校・幼稚園・保育所・行政機関等は敷地内禁煙 53.9	喫煙する際、望まない受動喫煙を生じさせないよう周囲の状況に配慮しなければならない 36.2	義務違反があった場合、罰則(過料)が課されることがある 32.7

図表2-6-3 法改正について知っている内容【性・年齢別(女性)、居住地域別】

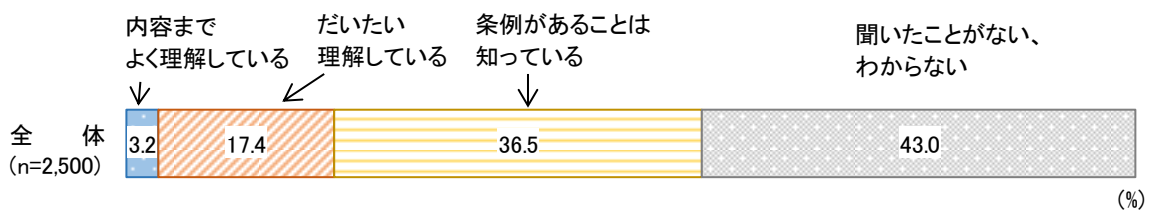
		(%)					
属性	順位	1位	2位	3位	4位	5位	
女性計	(n=1,256)	飲食店をはじめ様々な施設で原則屋内禁煙	屋内で喫煙が可能なのは各種喫煙室のみ(喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室、喫煙可能室、喫煙目的室)	病院・学校・幼稚園・保育所・行政機関等は敷地内禁煙	喫煙する際、望まない受動喫煙を生じさせないよう周囲の状況に配慮しなければならない	義務違反があった場合、罰則(過料)が課されることがある	
		67.7	48.0	39.1	35.6	17.3	
	20代	(n=151)	飲食店をはじめ様々な施設で原則屋内禁煙	屋内で喫煙が可能なのは各種喫煙室のみ(喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室、喫煙可能室、喫煙目的室)	喫煙する際、望まない受動喫煙を生じさせないよう周囲の状況に配慮しなければならない	病院・学校・幼稚園・保育所・行政機関等は敷地内禁煙	20歳未満の場合、たとえ従業員であっても喫煙エリアには立入禁止
		62.9	39.1	37.7	25.2	19.2	
	30代	(n=170)	飲食店をはじめ様々な施設で原則屋内禁煙	屋内で喫煙が可能なのは各種喫煙室のみ(喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室、喫煙可能室、喫煙目的室)	喫煙する際、望まない受動喫煙を生じさせないよう周囲の状況に配慮しなければならない	病院・学校・幼稚園・保育所・行政機関等は敷地内禁煙	義務違反があった場合、罰則(過料)が課されることがある
		68.2	40.6	37.6	34.1	17.1	
	40代	(n=231)	飲食店をはじめ様々な施設で原則屋内禁煙	屋内で喫煙が可能なのは各種喫煙室のみ(喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室、喫煙可能室、喫煙目的室)	喫煙する際、望まない受動喫煙を生じさせないよう周囲の状況に配慮しなければならない	病院・学校・幼稚園・保育所・行政機関等は敷地内禁煙	義務違反があった場合、罰則(過料)が課されることがある
		64.1	45.9	32.0	28.6	17.7	
50代	(n=202)	飲食店をはじめ様々な施設で原則屋内禁煙	屋内で喫煙が可能なのは各種喫煙室のみ(喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室、喫煙可能室、喫煙目的室)	喫煙する際、望まない受動喫煙を生じさせないよう周囲の状況に配慮しなければならない	病院・学校・幼稚園・保育所・行政機関等は敷地内禁煙	既存の小規模飲食店は、届出をすれば店内の一部(または全部)で喫煙をしながら飲食することができる	
	64.9	46.5	35.6	35.6	15.8		
60代	(n=167)	飲食店をはじめ様々な施設で原則屋内禁煙	屋内で喫煙が可能なのは各種喫煙室のみ(喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室、喫煙可能室、喫煙目的室)	病院・学校・幼稚園・保育所・行政機関等は敷地内禁煙	喫煙する際、望まない受動喫煙を生じさせないよう周囲の状況に配慮しなければならない	施設内に各種喫煙室がある場合、施設の出入口等には必ず喫煙室に関する標識を掲示しなければならない	
	69.5	55.1	47.3	32.3	20.4		
70歳以上	(n=335)	飲食店をはじめ様々な施設で原則屋内禁煙	屋内で喫煙が可能なのは各種喫煙室のみ(喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室、喫煙可能室、喫煙目的室)	病院・学校・幼稚園・保育所・行政機関等は敷地内禁煙	喫煙する際、望まない受動喫煙を生じさせないよう周囲の状況に配慮しなければならない	義務違反があった場合、罰則(過料)が課されることがある	
	72.8	54.6	53.1	37.6	21.8		
居住地別	横浜市	(n=1,021)	飲食店をはじめ様々な施設で原則屋内禁煙	屋内で喫煙が可能なのは各種喫煙室のみ(喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室、喫煙可能室、喫煙目的室)	病院・学校・幼稚園・保育所・行政機関等は敷地内禁煙	喫煙する際、望まない受動喫煙を生じさせないよう周囲の状況に配慮しなければならない	義務違反があった場合、罰則(過料)が課されることがある
		71.4	48.1	36.4	32.7	20.2	
	川崎市	(n=409)	飲食店をはじめ様々な施設で原則屋内禁煙	屋内で喫煙が可能なのは各種喫煙室のみ(喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室、喫煙可能室、喫煙目的室)	喫煙する際、望まない受動喫煙を生じさせないよう周囲の状況に配慮しなければならない	病院・学校・幼稚園・保育所・行政機関等は敷地内禁煙	義務違反があった場合、罰則(過料)が課されることがある
		67.2	46.9	35.0	32.3	18.3	
	横浜賀三浦地域	(n=194)	飲食店をはじめ様々な施設で原則屋内禁煙	屋内で喫煙が可能なのは各種喫煙室のみ(喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室、喫煙可能室、喫煙目的室)	喫煙する際、望まない受動喫煙を生じさせないよう周囲の状況に配慮しなければならない	病院・学校・幼稚園・保育所・行政機関等は敷地内禁煙	義務違反があった場合、罰則(過料)が課されることがある
		66.5	52.1	42.8	41.8	22.7	
県央地域	(n=429)	飲食店をはじめ様々な施設で原則屋内禁煙	屋内で喫煙が可能なのは各種喫煙室のみ(喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室、喫煙可能室、喫煙目的室)	喫煙する際、望まない受動喫煙を生じさせないよう周囲の状況に配慮しなければならない	病院・学校・幼稚園・保育所・行政機関等は敷地内禁煙	施設内に各種喫煙室がある場合、施設の出入口等には必ず喫煙室に関する標識を掲示しなければならない	
	64.1	49.0	40.3	38.0	18.6		
湘南地域	(n=352)	飲食店をはじめ様々な施設で原則屋内禁煙	屋内で喫煙が可能なのは各種喫煙室のみ(喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室、喫煙可能室、喫煙目的室)	病院・学校・幼稚園・保育所・行政機関等は敷地内禁煙	喫煙する際、望まない受動喫煙を生じさせないよう周囲の状況に配慮しなければならない	義務違反があった場合、罰則(過料)が課されることがある	
	71.0	48.6	36.6	32.1	21.3		
県西地域	(n=95)	飲食店をはじめ様々な施設で原則屋内禁煙	屋内で喫煙が可能なのは各種喫煙室のみ(喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室、喫煙可能室、喫煙目的室)	病院・学校・幼稚園・保育所・行政機関等は敷地内禁煙	喫煙する際、望まない受動喫煙を生じさせないよう周囲の状況に配慮しなければならない	義務違反があった場合、罰則(過料)が課されることがある	
	66.3	53.7	41.1	33.7	21.1		

(4) 県独自の規制や上乗せ規制の認知状況

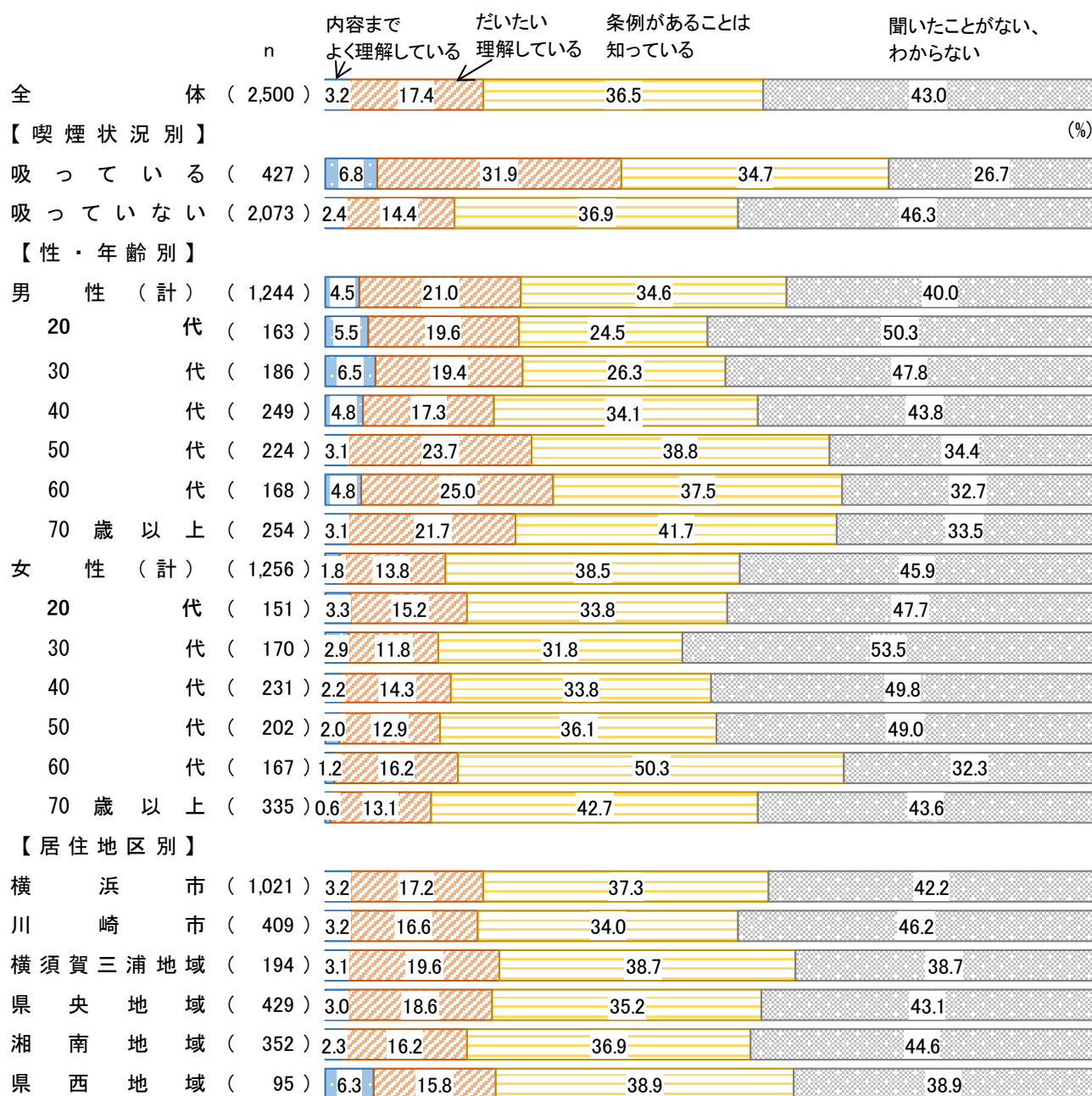
問7 神奈川県では受動喫煙防止条例を制定し、受動喫煙について神奈川県独自の規制や法の上乗せ規制を設けていますが、あなたはどの程度知っていますか。次の中から1つ選んでください。
(○は1つ)

- ・神奈川県では受動喫煙防止条例を制定し、受動喫煙について神奈川県独自の規制や法の上乗せ規制を設けていることについてどの程度知っているか尋ねたところ、「聞いたことがない、わからない」(43.0%)が4割を超えて最も高く、次いで「条例があることは知っている」(36.5%)、「だいたい理解している」(17.4%)、「内容までよく理解している」(3.2%)となっている。
- ・喫煙状況別で見ると、喫煙者は「条例があることは知っている」(34.7%)が3割半ばと最も高くなっている。一方、非喫煙者は「聞いたことがない、わからない」(46.3%)が4割半ばと最も高くなっている。
- ・性年齢別で見ると、「条例があることは知っている」は女性60代(50.3%)が5割を超えて最も高くなっている。一方、「聞いたことがない、わからない」は男性20代(50.3%)、女性30代(53.5%)が5割を超えている。
- ・居住地区別で見ると、地区別で大きな変化はなく「聞いたことがない、わからない」が4割前後となっている。

図表2-7-1 県独自の規制や上乗せ規制の認知状況【全体】



図表 2-7-2 県独自の規制や上乘せ規制の認知状況【喫煙状況別、性・年齢別、居住地域別】



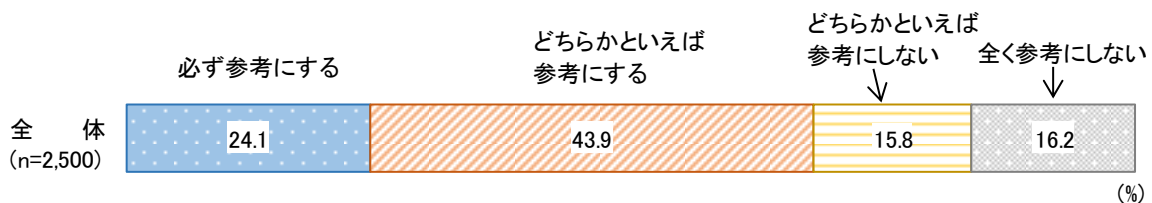
4 受動喫煙防止に対する意識

(1) 禁煙や喫煙区域に関する標識に対する意識

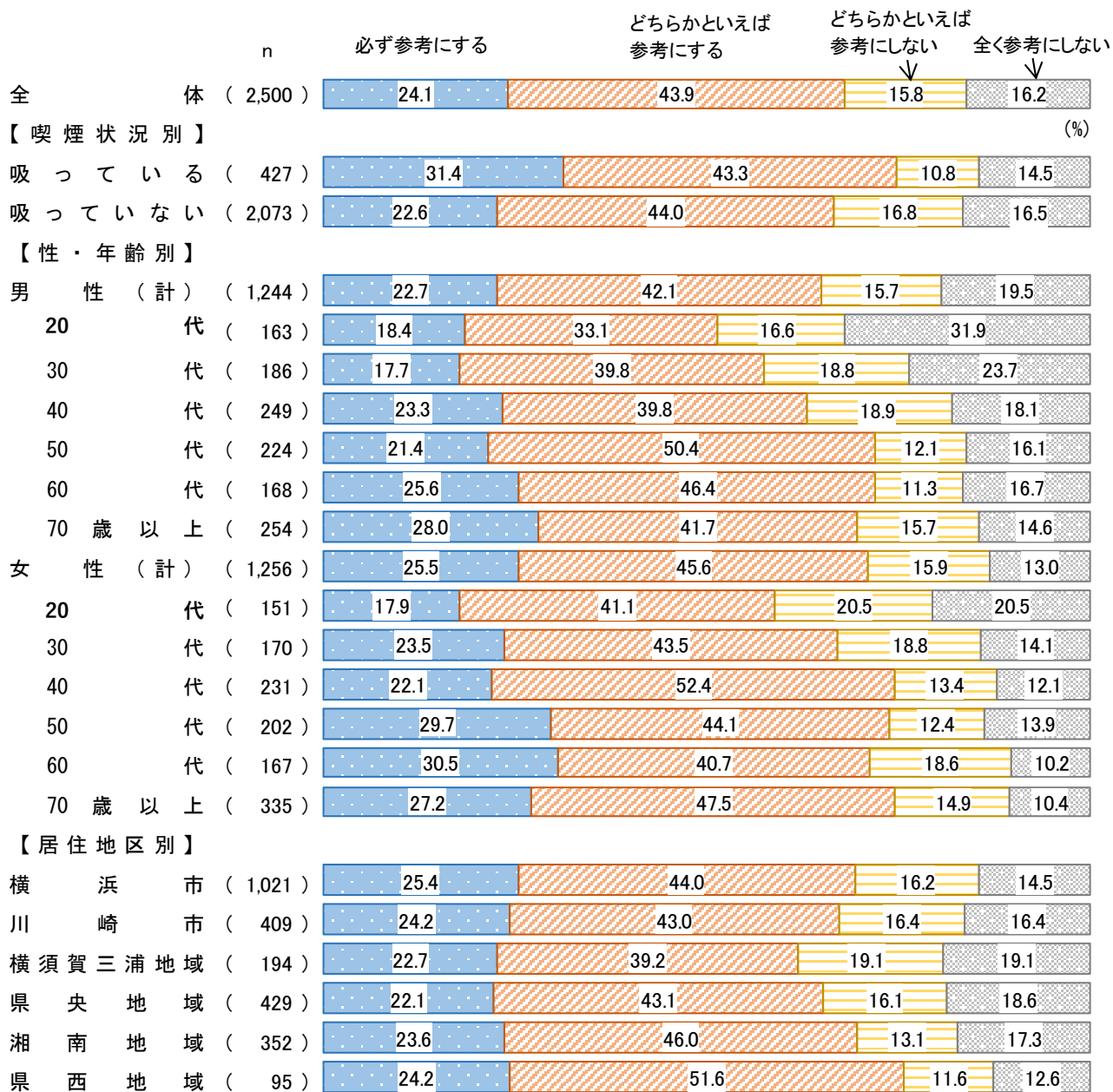
問8 あなたは飲食店等の出入口に掲出されている、「〇〇喫煙室あり」や「禁煙」などの表示を見て、その店を選ぶ際の参考にしますか。次の中から1つ選んでください。(〇は1つ)

- ・ 飲食店等の出入口に掲出されている、「〇〇喫煙室あり」や「禁煙」などの表示を見て、その店を選ぶ際の参考にするか尋ねたところ、「どちらかといえば参考にする」(43.9%)が4割半ばと最も高く、次いで「必ず参考にする」(24.1%)、「全く参考にしない」(16.2%)となっている。
- ・ 喫煙状況別にみると、喫煙者は「どちらかといえば参考にする」(43.3%)が最も高く、非喫煙者も「どちらかといえば参考にする」(44.0%)が最も高くなっている。
- ・ 性年齢別にみると、「必ず参考にする」は女性60代(30.5%)が3割を超えて最も高く、次いで女性50代(29.7%)、男性70歳以上(28.0%)となっている。
- ・ 居住地区別にみると、「どちらかといえば参考にする」は県西地域(51.6%)が5割を超えて最も高くなっている。

図表2-8-1 禁煙や喫煙区域に関する標識に対する意識【全体】



図表 2-8-2 禁煙や喫煙区域に関する標識に対する意識【喫煙状況別、性・年齢別、居住地区別】

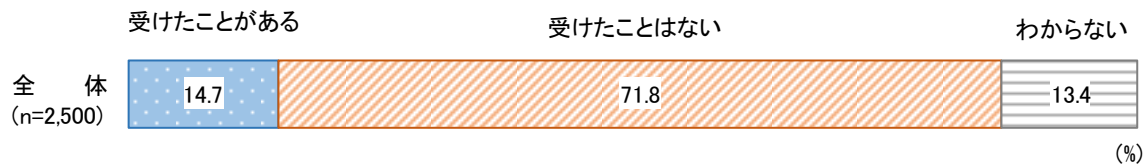


(2) たばこの健康被害や受動喫煙防止に関する教育について

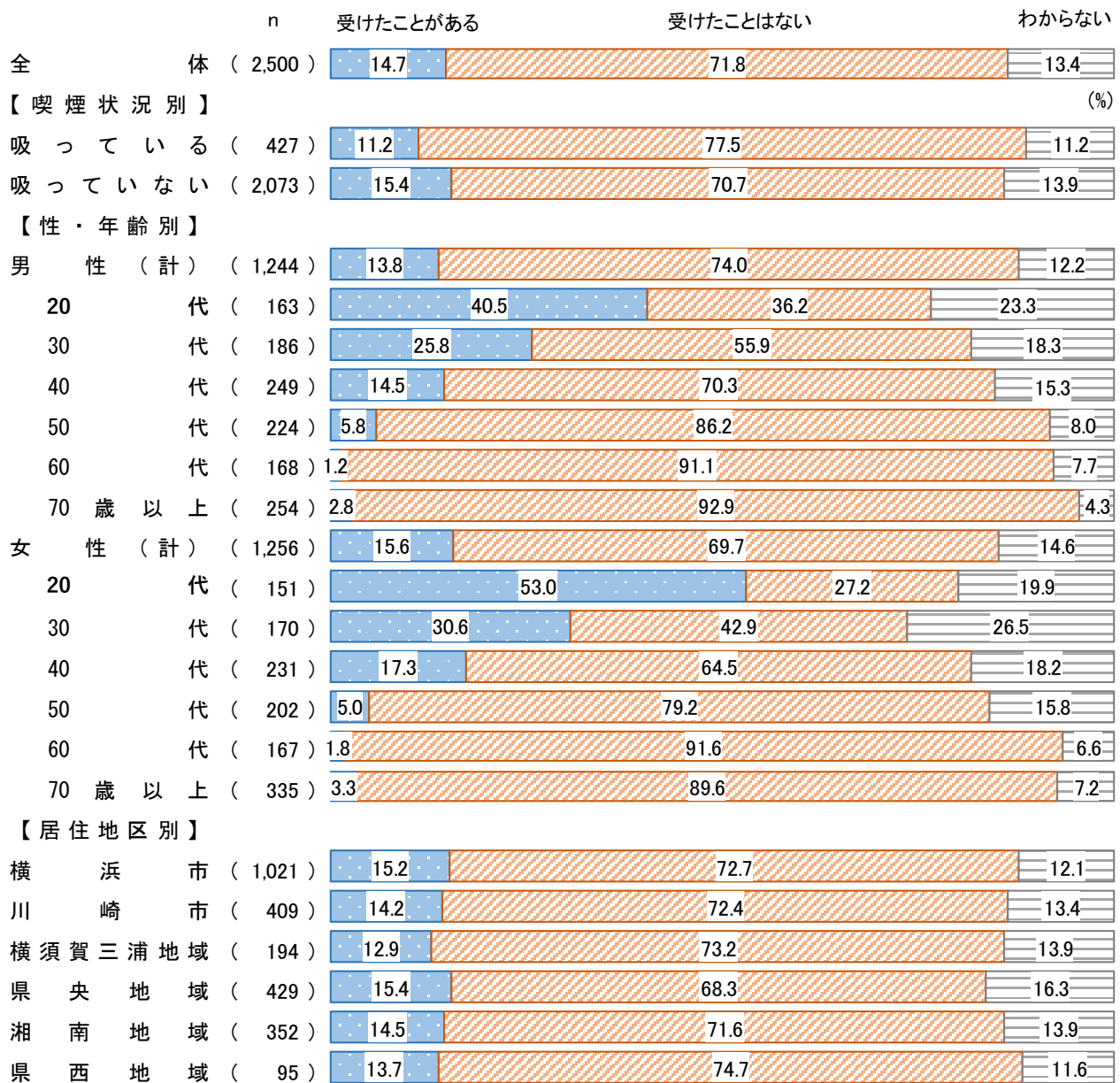
問9 あなたは学校等に在学中、たばこの健康被害や受動喫煙防止に関する教育を受けたことがありますか。
次の中から1つ選んでください。(○は1つ)

- ・学校等に在学中、たばこの健康被害や受動喫煙防止に関する教育を受けたことがあるか尋ねたところ、「受けたことがある」(14.7%)が1割半ばとなっている。一方、「受けたことがない」(71.8%)が7割を超えている。
- ・喫煙状況別にみると、大きな差はなく、喫煙者は「受けたことがない」(77.5%)、非喫煙者も「受けたことがない」(70.7%)がそれぞれ7割を超えて最も高くなっている。
- ・性年齢別にみると、「受けたことがある」は女性20代(53.0%)が5割半ばと最も高く、次いで男性20代(40.5%)となっており、年齢が上がるに従って低くなるなっている。
- ・居住地区別にみると、大きな差はなく、「受けたことがない」が7割前後となっている。

図表2-9-1 たばこの健康被害や受動喫煙防止に関する教育について【全体】



図表 2-9-2 たばこの健康被害や受動喫煙防止に関する教育について【喫煙状況別、性・年齢別、居住地区別】

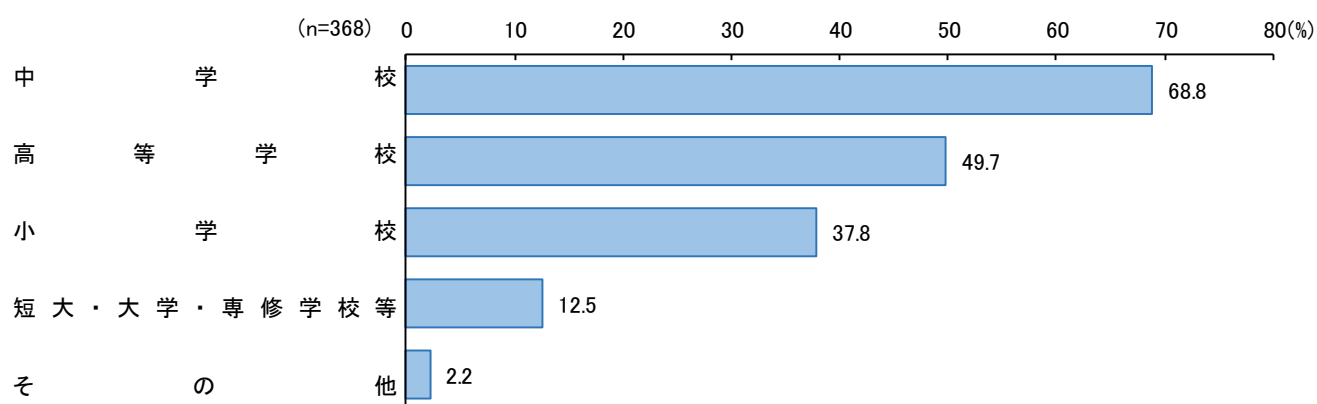


(問9で「受けたことがある」を選択した方に)

問10 あなたが学校等に在学中、たばこの健康被害や受動喫煙防止に関する教育を受けたのはいつ頃ですか。
あてはまる番号をすべて選んでください。(〇はいくつでも)

- ・学校等に在学中、たばこの健康被害や受動喫煙防止に関する教育を受けたのはいつ頃か尋ねたところ、「中学校」(68.8%)が7割近くと最も高く、次いで「高等学校」(49.7%)、「小学校」(37.8%)となっている。
- ・性年齢別にみると、男性50代、男性60代、女性50代、女性70代以上が「高等学校」、それ以外の年齢で「中学校」がそれぞれ1位となっている。
- ・居住地区別にみると、すべての地区で「中学校」(県央地域と県西地域は「高等学校」は同率)が1位となっている。

図表2-10-1 たばこの健康被害や受動喫煙防止に関する教育について【全体】



図表 2-10-2 たばこの健康被害や受動喫煙防止に関する教育について【喫煙状況別、性・年齢別、居住地区別】

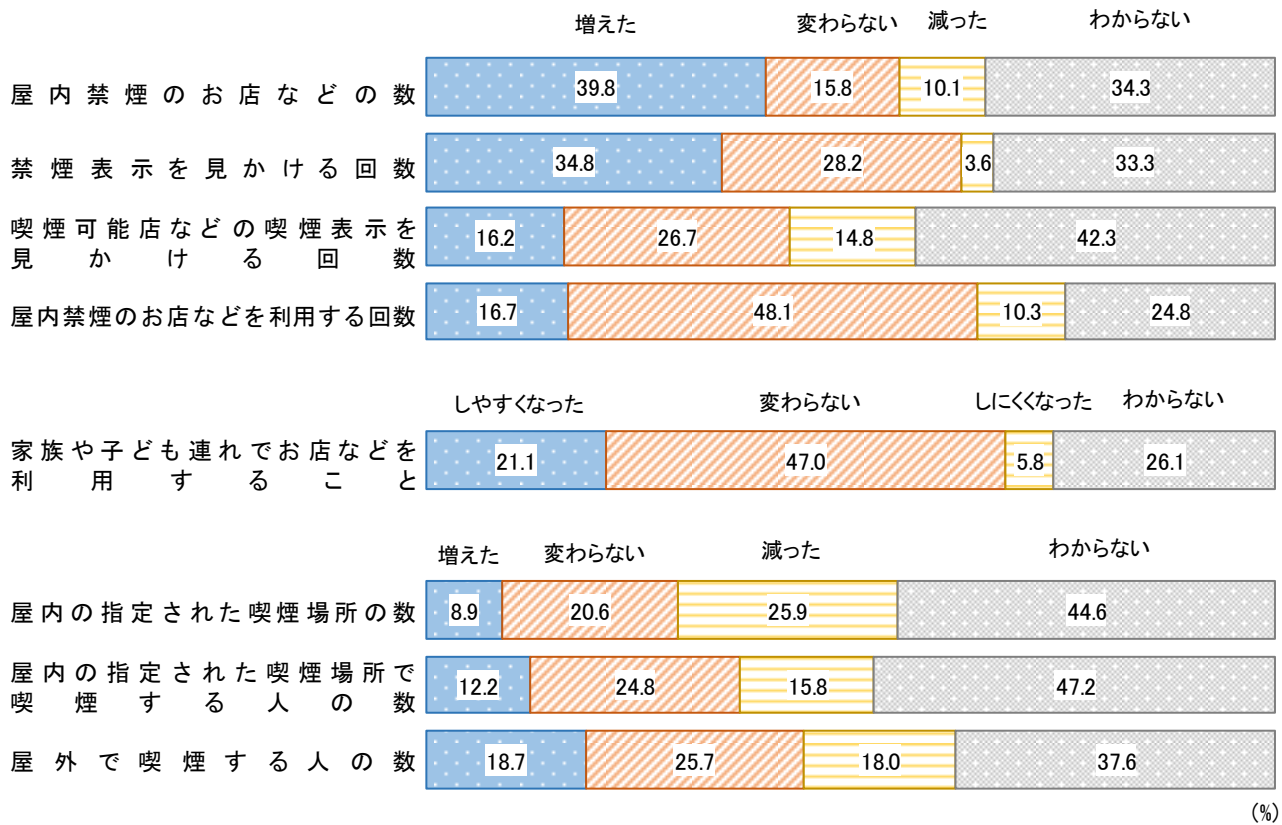
属性		順位				
		1位	2位	3位	4位	5位
属性	全体 (n=368)	中学校 68.8	高等学校 49.7	小学校 37.8	短大・大学・専修学校等 12.5	その他 2.2
	喫煙状況別					
	吸っている (n=48)	中学校 50.0	高等学校 47.9	小学校 27.1	短大・大学・専修学校等 16.7	その他 2.1
	吸っていない (n=320)	中学校 71.6	高等学校 50.0	小学校 39.4	短大・大学・専修学校等 11.9	その他 2.2
性	男性計 (n=172)	中学校 65.1	高等学校 51.7	小学校 35.5	短大・大学・専修学校等 12.8	その他 2.3
	20代 (n=66)	中学校 65.2	高等学校 63.6	小学校 43.9	短大・大学・専修学校等 15.2	
	30代 (n=48)	中学校 75.0	高等学校 47.9	小学校 35.4	短大・大学・専修学校等 10.4	
	40代 (n=36)	中学校 69.4	高等学校／小学校 36.1		短大・大学・専修学校等 5.6	
	50代 (n=13)	高等学校 61.5	中学校／短大・大学・専修学校等 30.8		小学校／その他 15.4	
	60代 (n=2)	高等学校／短大・大学・専修学校等 50.0				
	70歳以上 (n=7)	中学校 57.1	高等学校／その他 28.6			
	女性計 (n=196)	中学校 71.9	高等学校 48.0	小学校 39.8	短大・大学・専修学校等 12.2	その他 2.0
年齢	20代 (n=80)	中学校 85.0	小学校 51.3	高等学校 47.5	短大・大学・専修学校等 11.3	
	30代 (n=52)	中学校 73.1	小学校／高等学校 46.2		短大・大学・専修学校等 13.5	その他 1.9
	40代 (n=40)	中学校 60.0	高等学校 47.5	小学校 22.5	短大・大学・専修学校等 10.0	
	50代 (n=10)	高等学校 60.0	中学校 50.0	小学校 20.0	短大・大学・専修学校等／その他 10.0	
	60代 (n=3)	中学校 66.7	小学校／高等学校 33.3			
	70歳以上 (n=11)	高等学校 54.5	中学校 36.4	短大・大学・専修学校等 27.3	その他 18.2	小学校 9.1
	居住地区別	横浜市 (n=155)	中学校 67.1	高等学校 50.3	小学校 40.0	短大・大学・専修学校等 14.8
川崎市 (n=58)		中学校 84.5	小学校 56.9	高等学校 41.4	短大・大学・専修学校等 10.3	その他 1.7
横須賀三浦地域 (n=25)		中学校 88.0	高等学校 40.0	小学校 32.0	短大・大学・専修学校等 8.0	
県央地域 (n=66)		中学校／高等学校 57.6		小学校 27.3	短大・大学・専修学校等 10.6	その他 4.5
湘南地域 (n=51)		中学校 62.7	高等学校 49.0	小学校 25.5	短大・大学・専修学校等 13.7	
県西地域 (n=13)		中学校／高等学校 61.5		小学校 38.5	短大・大学・専修学校等／その他 7.7	

(3) 県内における受動喫煙防止対策の状況について

問 11 令和2年4月に受動喫煙防止に関する規則が拡大してから、県内における受動喫煙防止対策の状況について、あなたはどのように感じていますか。次のア～クについて、それぞれ1つずつ選んでください。(1つの項目に○は1つ)

- 令和2年4月に受動喫煙防止に関する規則が拡大してから、県内における受動喫煙防止対策の状況について尋ねたところ、「屋内禁煙のお店などの数」は「増えた」(39.8%)、「禁煙表示を見かける回数」は「増えた」(34.8%)、「喫煙可能店などの喫煙表示を見かける回数」は「わからない」(42.3%)、「屋内禁煙のお店などを利用する回数」は「変わらない」(48.1%)、「家族や子ども連れでお店などを利用すること」は「変わらない」(47.0%)、「屋内の指定された喫煙場所の数」は「わからない」(44.6%)、「屋内の指定された喫煙場所で喫煙する人の数」は「わからない」(47.2%)、「屋外で喫煙する人の数」は「わからない」(37.6%)がそれぞれ最も高くなった。

図表2-11-1 県内における受動喫煙防止対策の状況について

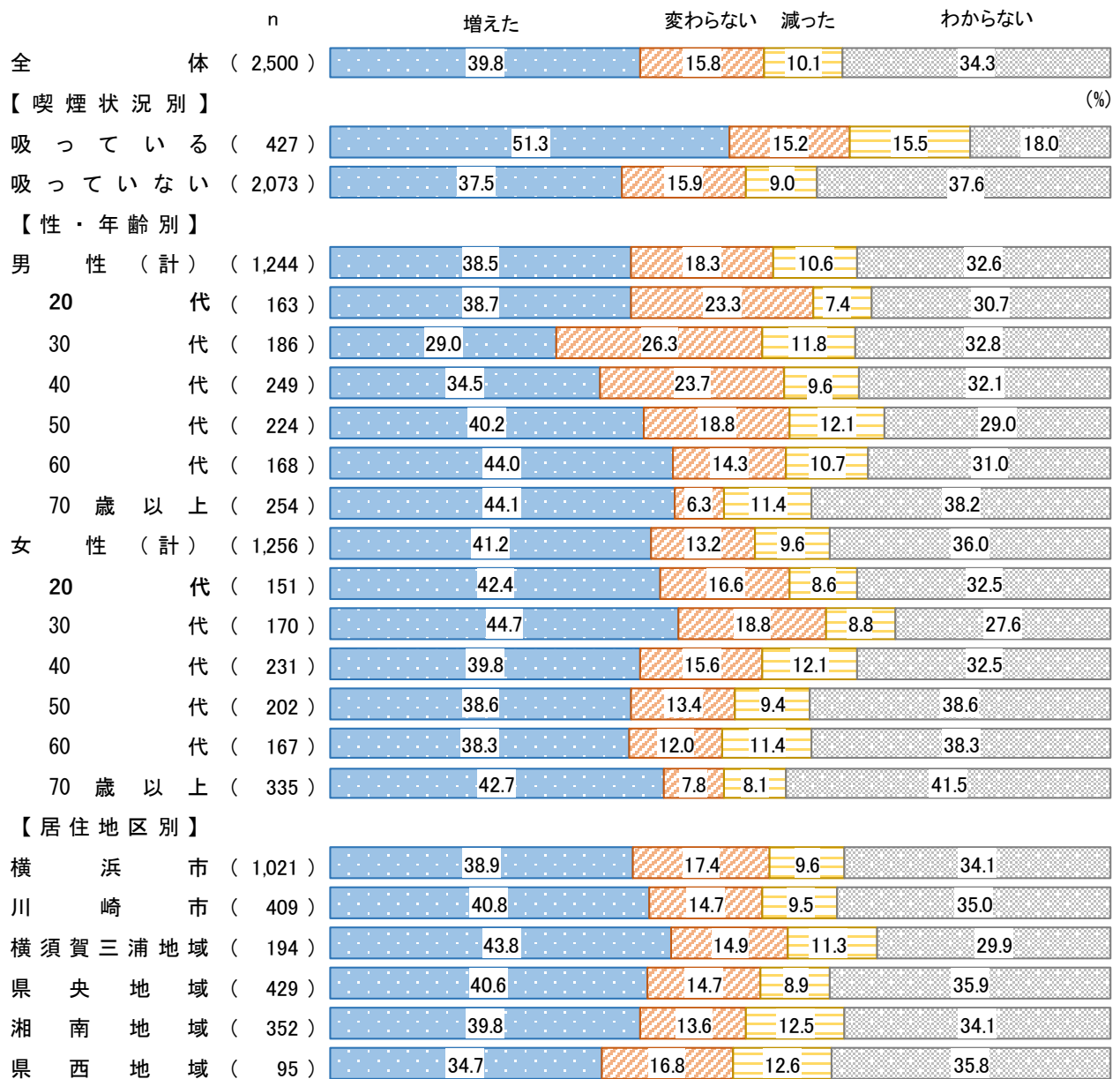


(ア) 屋内禁煙のお店などの数

- ・喫煙状況別にみると、喫煙者は「増えた」(51.3%)が5割を超えて最も高く、非喫煙者は「わからない」(37.6%)が3割半ばと最も高くなっている。
- ・性年齢別にみると、「増えた」は女性30代(44.7%)が4割半ばと最も高く、次いで男性70歳以上(44.1%)、男性60代(44.0%)となっている。
- ・居住地区別にみると、大きな差はなく、「増えた」が最も高く4割前後となっている。

図表2-11-1 県内における受動喫煙防止対策の状況について

(ア) 屋内禁煙のお店などの数【喫煙状況別、性・年齢別、居住地区別】



(イ) 禁煙表示を見かける回数

- ・喫煙状況別にみると、喫煙者は「増えた」(50.8%)が5割を超えて最も高く、非喫煙者は「わからない」(36.1%)が3割半ばと最も高くなっている。
- ・性年齢別にみると、「増えた」は男性70歳以上(42.5%)が4割を超えて最も高く、次いで女性20代(39.1%)、女性40代(35.9%)となっている。
- ・居住地区別にみると、大きな差はなく、「増えた」は3割を超えている。

図表2-11-2 県内における受動喫煙防止対策の状況について

(イ) 禁煙表示を見かける回数【喫煙状況別、性・年齢別、居住地区別】

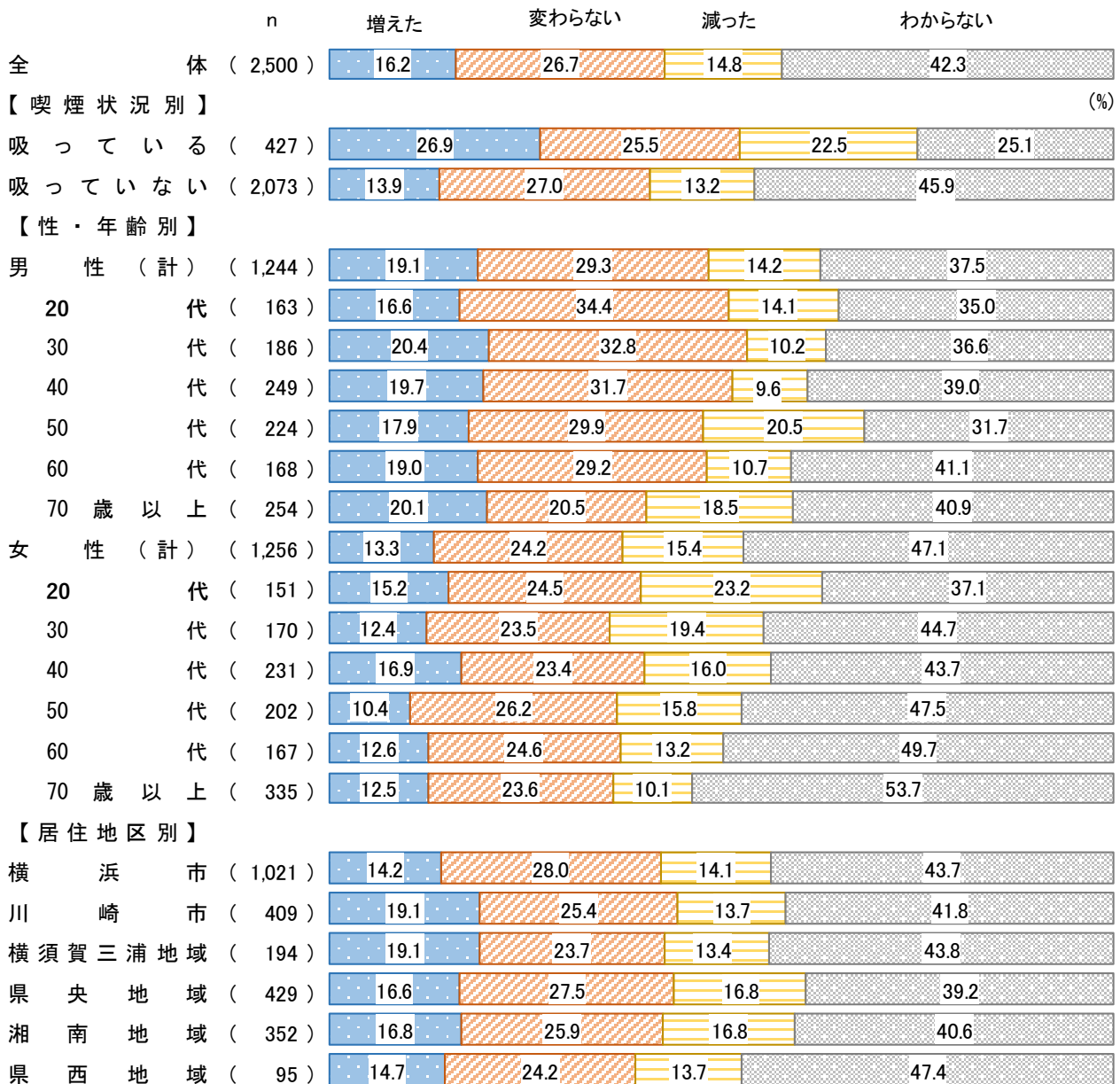
	n	増えた	変わらない	減った	わからない
全 体 (2,500)		34.8	28.2	3.6	33.3
【喫煙状況別】 (%)					
吸 っ て い る (427)		50.8	24.6	4.7	19.9
吸 っ て い な い (2,073)		31.5	29.0	3.4	36.1
【性・年齢別】					
男 性 (計) (1,244)		35.0	30.3	3.6	31.1
20 代 (163)		34.4	31.3	6.1	28.2
30 代 (186)		32.8	33.3	2.7	31.2
40 代 (249)		30.1	33.7	2.4	33.7
50 代 (224)		34.8	33.0	6.3	25.9
60 代 (168)		33.9	28.6	2.4	35.1
70 歳 以 上 (254)		42.5	22.8	2.4	32.3
女 性 (計) (1,256)		34.7	26.2	3.6	35.5
20 代 (151)		39.1	27.2	3.3	30.5
30 代 (170)		34.7	28.2	4.7	32.4
40 代 (231)		35.9	27.3	4.3	32.5
50 代 (202)		29.7	28.7	4.5	37.1
60 代 (167)		34.7	25.1	4.8	35.3
70 歳 以 上 (335)		34.9	23.0	1.5	40.6
【居住地区別】					
横 浜 市 (1,021)		33.5	30.1	2.8	33.6
川 崎 市 (409)		35.2	27.1	3.4	34.2
横 須 賀 三 浦 地 域 (194)		33.5	26.8	4.1	35.6
県 央 地 域 (429)		36.6	25.6	5.6	32.2
湘 南 地 域 (352)		37.5	28.1	3.7	30.7
県 西 地 域 (95)		32.6	28.4	2.1	36.8

(ウ) 喫煙可能店などの喫煙表示を見かける回数

- ・喫煙状況別にみると、喫煙者は「増えた」(26.9%)が最も高く、非喫煙者は「分からない」(45.9%)で4割半ばと最も高くなっている。
- ・性年齢別にみると、「減った」は女性20代(23.2%)が最も高く、次いで男性50代(20.5%)、女性30代(19.4%)となっている。
- ・居住地区別にみると、大きな差はなく、「増えた」は2割未満となっている。

図表2-11-3 県内における受動喫煙防止対策の状況について

(ウ) 喫煙可能店などの喫煙表示を見かける回数【喫煙状況別、性・年齢別、居住地区別】

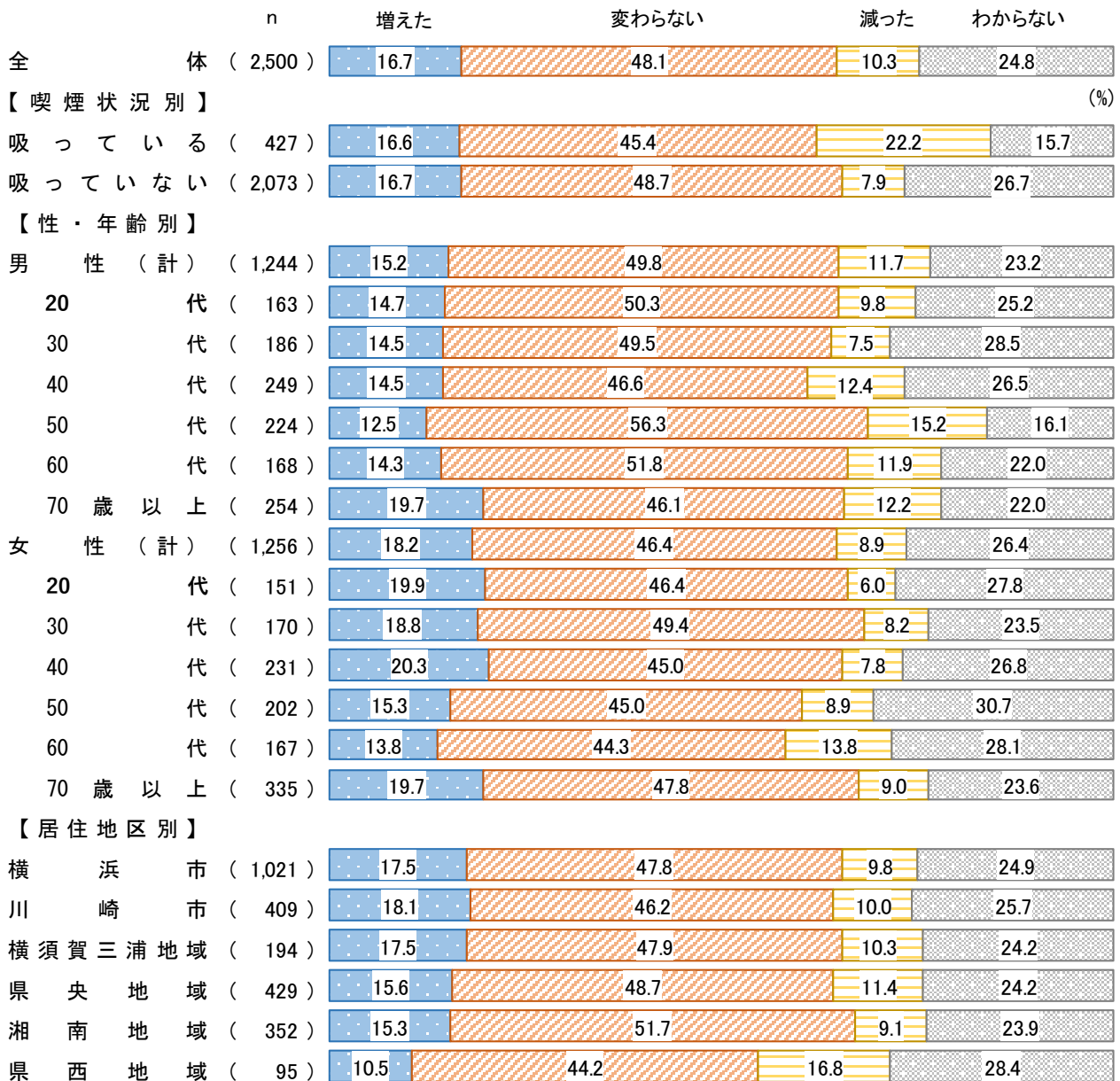


(エ) 屋内禁煙のお店などを利用する回数

- ・喫煙状況別にみると、喫煙者は「減った」(22.2%)が最も高く、非喫煙者は「減った」(7.9%)が最も高くなっている。
- ・性年齢別にみると、「増えた」は女性40代(20.3%)が2割を超えて最も高くなっている。一方、「減った」は男性(15.2%)が最も高くなっている。
- ・居住地区別にみると、県西地域は「減った」(16.8%)1割半ばとなっている。

図表2-11-4 県内における受動喫煙防止対策の状況について

(エ) 屋内禁煙のお店などを利用する回数【喫煙状況別、性・年齢別、居住地区別】

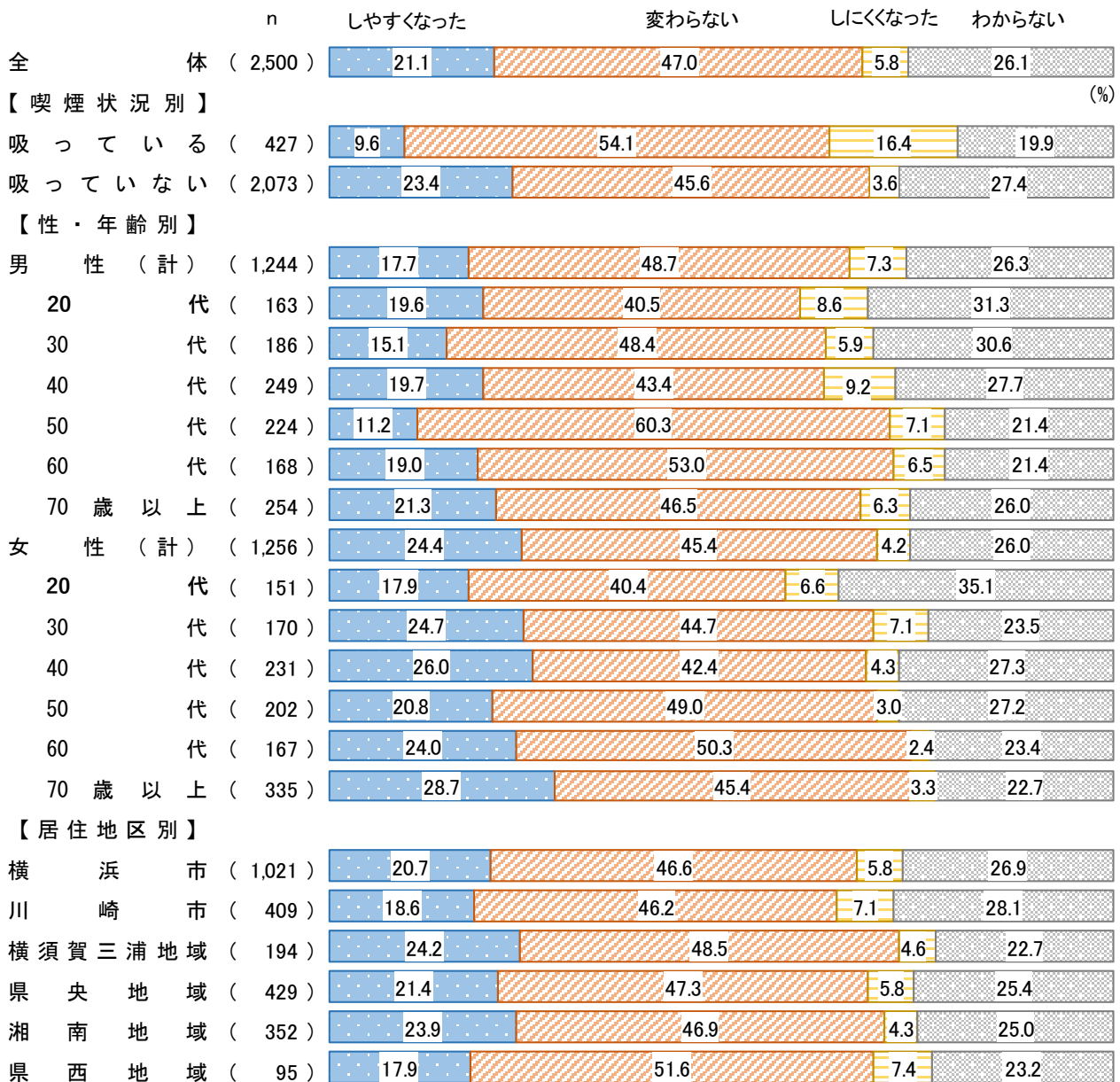


(オ) 家族や子ども連れでお店などを利用すること

- ・喫煙状況別にみると、喫煙者は「しやすくなった」(9.6%)が1割未満となっている。一方、非喫煙者は「しやすくなった」(23.4%)が2割を超えている。
- ・性年齢別にみると、「しやすくなった」は女性70歳以上(28.7%)が3割近くと最も高く、次いで女性40代(26.0%)、女性30代(24.7%)となっている。
- ・居住地区別にみると、大きな変化はなく、「しやすくなった」は2割前後となっている。

図表2-11-5 県内における受動喫煙防止対策の状況について

(オ) 家族や子ども連れでお店などを利用すること【喫煙状況別、性・年齢別、居住地区別】

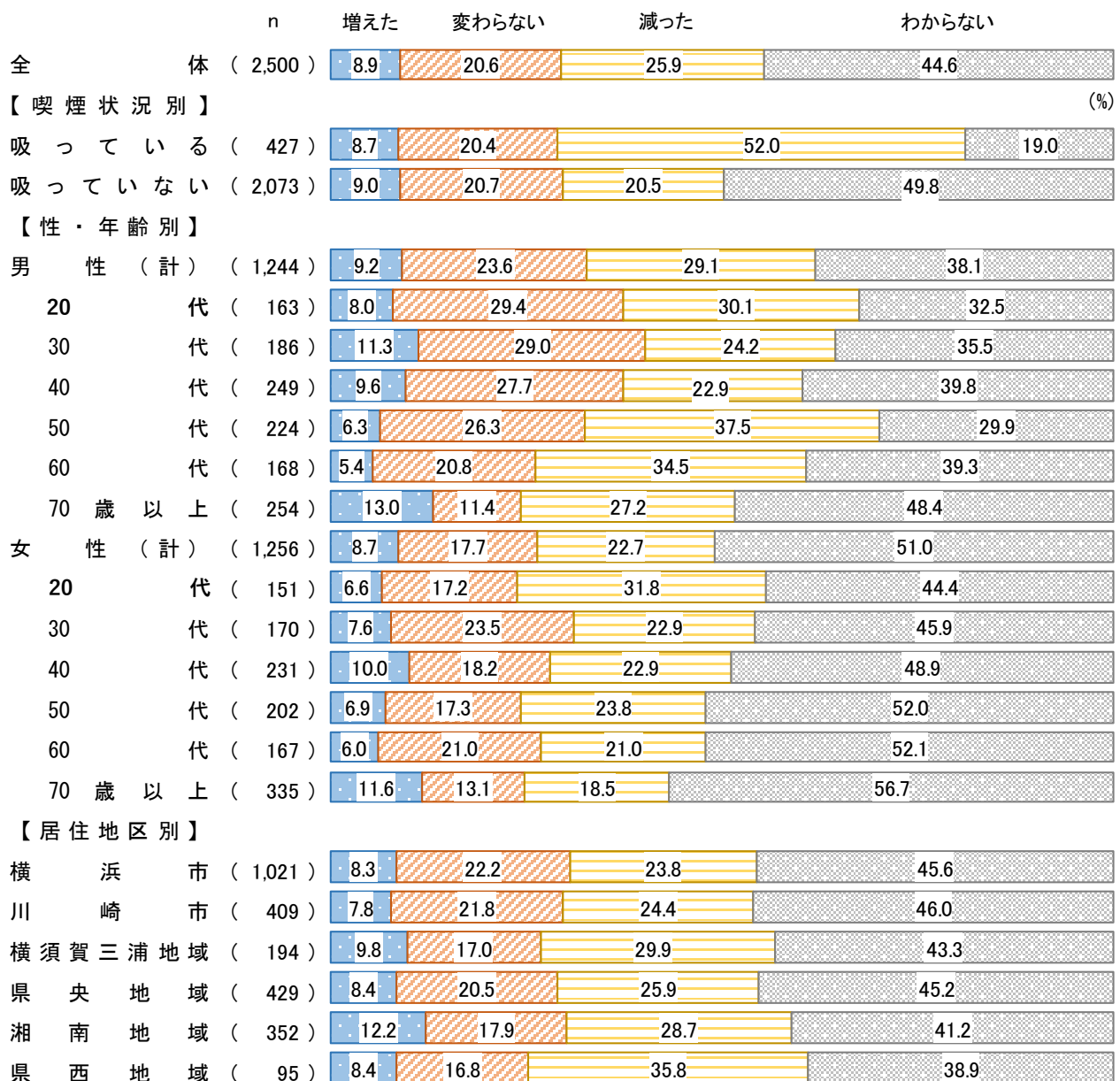


(カ) 屋内の指定された喫煙場所の数

- ・喫煙状況別にみると、喫煙者は「減った」(52.0%)が5割を超えて最も高くなっている。一方、非喫煙者は「わからない」(49.8%)が5割近くと最も高くなっている。
- ・性年齢別にみると、「減った」は男性50代(37.5%)が3割半ばと最も高くなっている。一方、「増えた」は男性70歳以上(13.0%)が最も高くなっている
- ・居住地区別でみると、「減った」は県西地域(35.8%)が3割半ばと最も高くなっている。一方、「増えた」は湘南地域(12.2%)が最も高くなっている。

図表2-11-6 県内における受動喫煙防止対策の状況について

(カ) 屋内の指定された喫煙場所の数【喫煙状況別、性・年齢別、居住地区別】

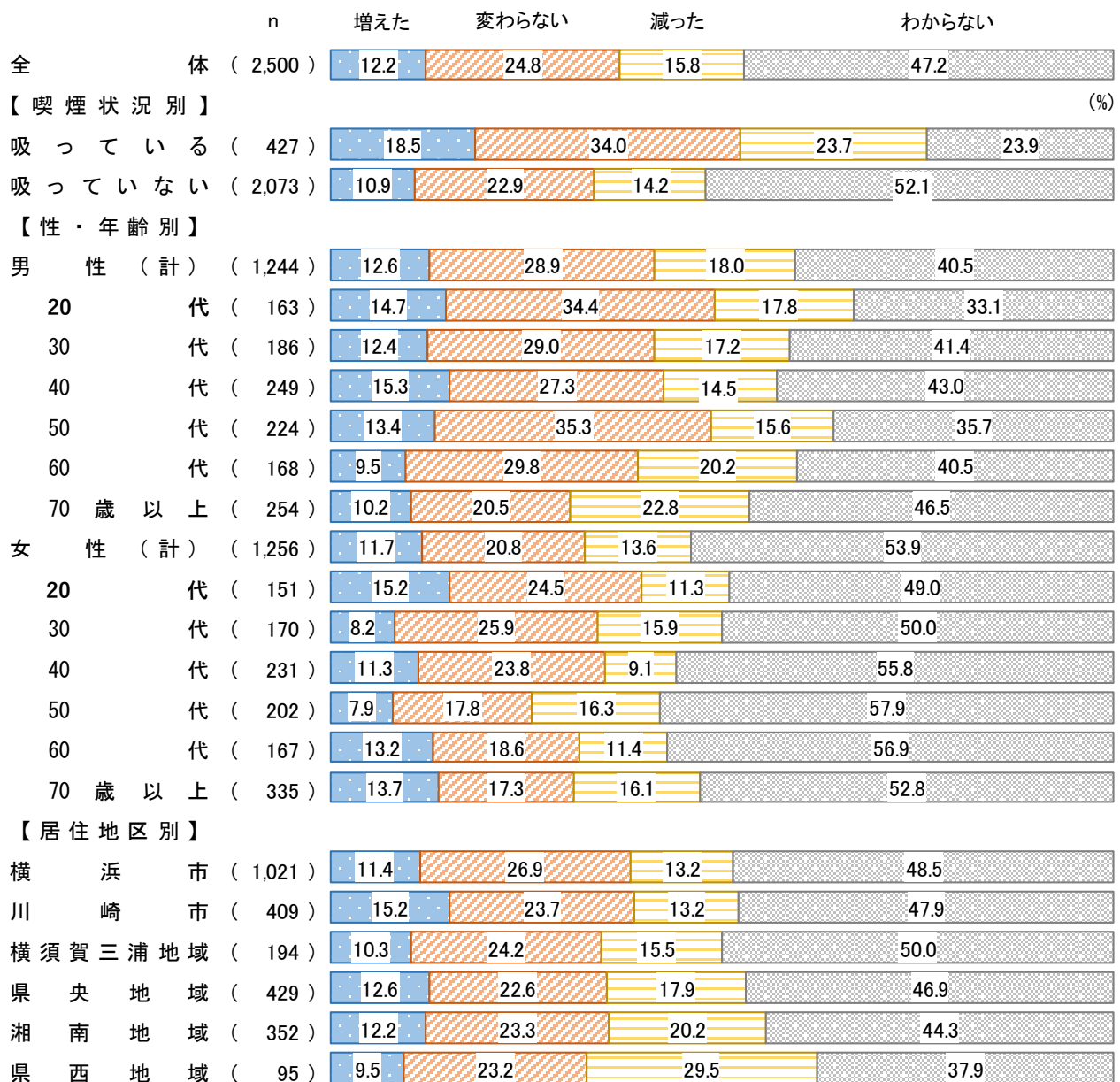


(キ) 屋内の指定された喫煙場所で喫煙する人の数

- ・喫煙状況別にみると、喫煙者は「変わらない」(34.0%)が3割半ばと最も高くなっている。一方、非喫煙者は「わからない」(52.1%)が5割を超えて最も高くなっている。
- ・性年齢別にみると、「減った」は男性70歳以上(22.8%)が最も高く、次いで男性60代(20.2%)、男性20代(17.8%)となっている。
- ・居住地区別にみると、「減った」は県西地域(29.5%)が3割近くと最も高くなっている。

図表2-11-7 県内における受動喫煙防止対策の状況について

(キ) 屋内の指定された喫煙場所で喫煙する人の数【喫煙状況別、性・年齢別、居住地区別】

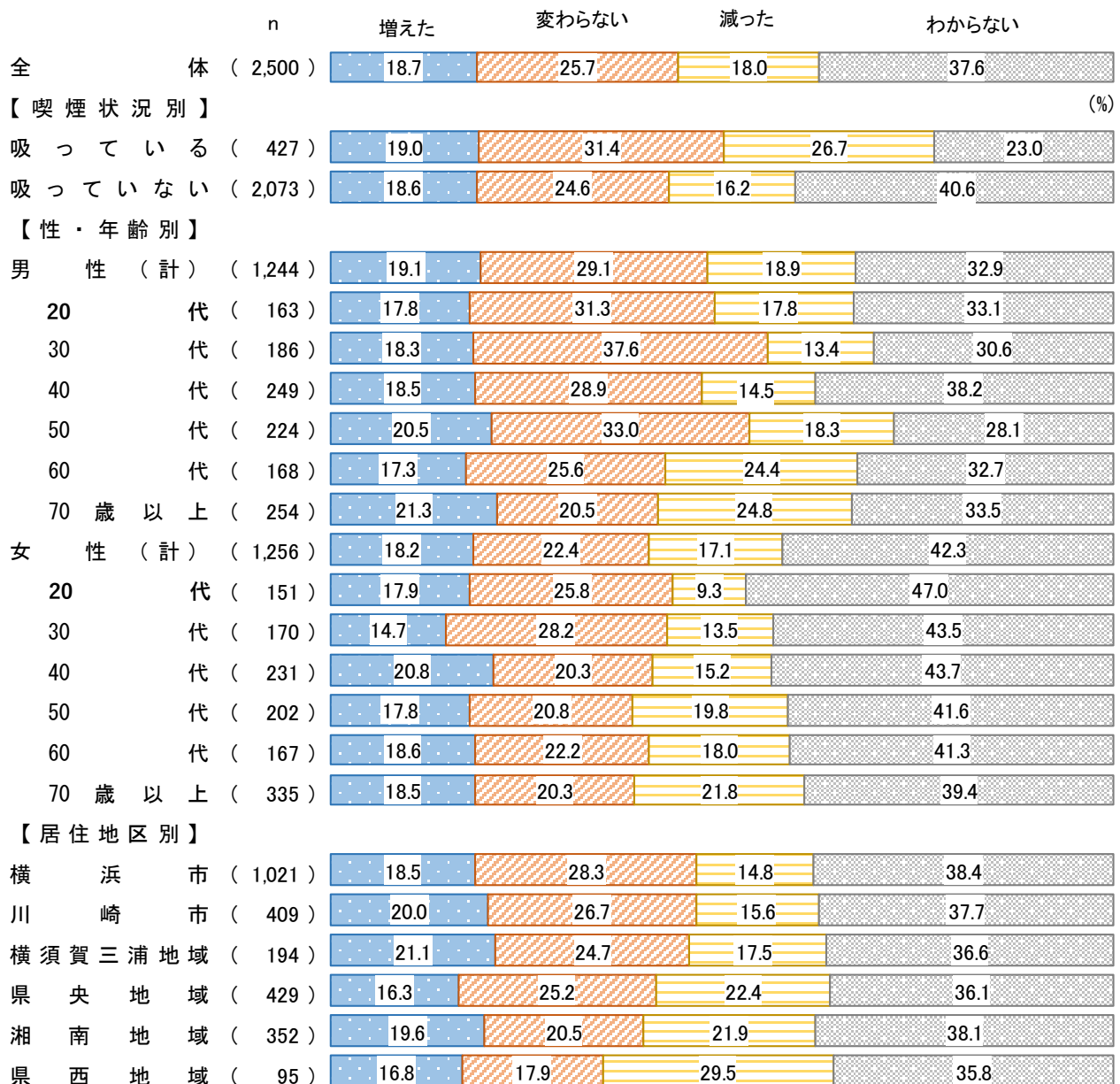


(ク) 屋外で喫煙する人の数

- ・喫煙状況別にみると、喫煙者は「変わらない」(31.4%)が3割を超えて最も高くなっている。一方、非喫煙者は「わからない」(40.6%)が4割を超えて最も高くなっている。
- ・性年齢別にみると、「減った」は男性70歳以上(24.8%)が最も高く、次いで男性60代(24.4%)、女性70歳以上(21.8%)となっている。
- ・居住地区別にみると、「減った」は県西地域(29.5%)が3割近くと最も高くなっている。

図表2-11-8 県内における受動喫煙防止対策の状況について

(ク) 屋外で喫煙する人の数【喫煙状況別、性・年齢別、居住地区別】

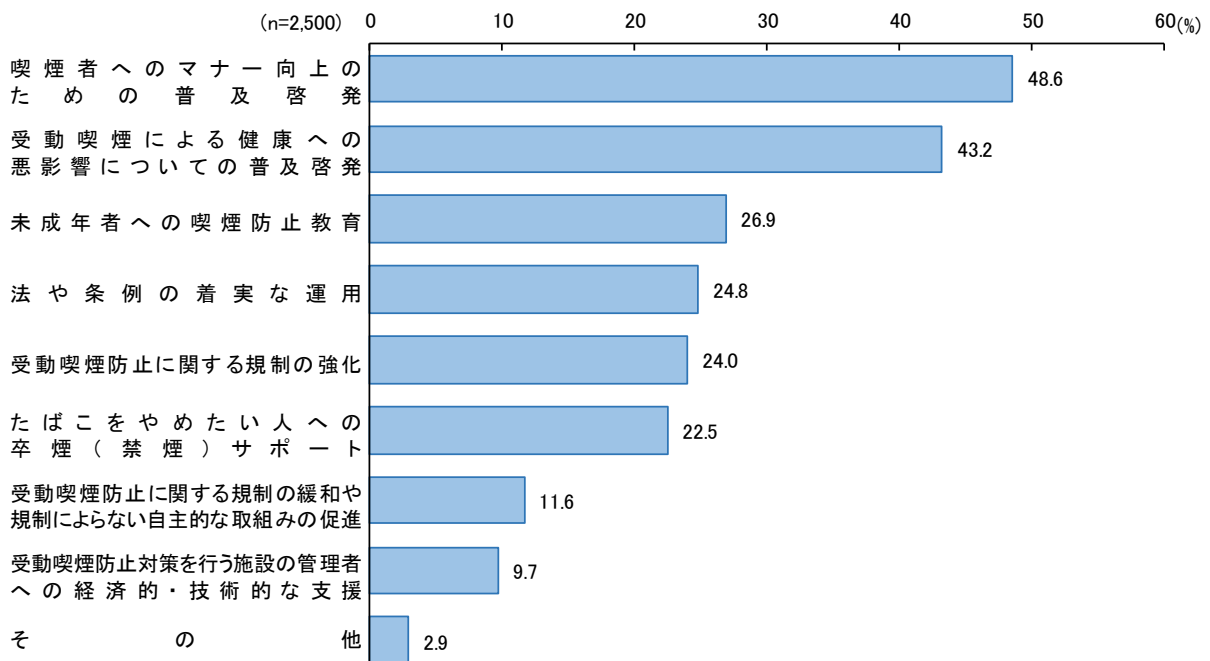


(4) 今後の受動喫煙対策について、県に期待すること

問 12 あなたは今後の受動喫煙防止対策について、県にどのようなことを期待しますか。
次の中から3つまで選んでください。(〇は3つまで)

- ・ 今後の受動喫煙防止対策について、県にどのようなことを期待しているか尋ねたところ、「喫煙者へのマナー向上のための普及啓発」(48.6%)が最も高く、次いで「受動喫煙による健康への悪影響についての普及啓発」(43.2%)、「未成年者への喫煙防止教育」(26.9%)となっている。
- ・ 喫煙状況別にみると、上位2位までは同じ順位で、喫煙者は「たばこをやめたい人への卒煙(禁煙)サポート」、非喫煙者は「未成年者への喫煙防止教育」がそれぞれ3位となっている。
- ・ 性年齢別にみると、女性70歳以上は「受動喫煙による健康への悪影響についての普及啓発」、それ以外の年齢は「喫煙者へのマナー向上のための普及啓発」が1位となっている。
- ・ 居住地区別にみると、県西地域は「受動喫煙による健康への悪影響についての普及啓発」、それ以外の地区では「喫煙者へのマナー向上のための普及啓発」が1位となっている。

図表 2-12-1 今後の受動喫煙対策について、県に期待すること【全体】



図表 2-12-2 今後の受動喫煙対策について、県に期待すること【喫煙状況別、性・年齢別、居住地区別】

属性		順位				
		1位	2位	3位	4位	5位
喫煙状況別	全体 (n=2,500)	喫煙者へのマナー向上のための普及啓発 48.6	受動喫煙による健康への悪影響についての普及啓 43.2	未成年者への喫煙防止教育 26.9	法や条例の着実な運用 24.8	受動喫煙防止に関する規制の強化 24.0
	吸っている (n=427)	喫煙者へのマナー向上のための普及啓発 46.8	受動喫煙による健康への悪影響についての普及啓 27.4	たばこをやめたい人への卒業(禁煙)サポート 26.5	未成年者への喫煙防止教育 21.1	受動喫煙防止に関する規制の緩和や規制によらない 17.1
	吸っていない (n=2,073)	喫煙者へのマナー向上のための普及啓発 48.9	受動喫煙による健康への悪影響についての普及啓 46.5	未成年者への喫煙防止教育 28.1	受動喫煙防止に関する規制の強化/法や条例の着実な運用 26.8	
性別	男性計 (n=1,244)	喫煙者へのマナー向上のための普及啓発 46.9	受動喫煙による健康への悪影響についての普及啓 39.7	法や条例の着実な運用 26.4	受動喫煙防止に関する規制の強化 21.9	未成年者への喫煙防止教育 21.8
	20代 (n=163)	喫煙者へのマナー向上のための普及啓発 36.8	受動喫煙による健康への悪影響についての普及啓 34.4	たばこをやめたい人への卒業(禁煙)サポート 25.8	受動喫煙防止に関する規制の緩和や規制によらない自主的な取組みの促進 21.5	法や条例の着実な運用/未成年者への喫煙防止教育 19.0
	30代 (n=186)	喫煙者へのマナー向上のための普及啓発 43.5	受動喫煙による健康への悪影響についての普及啓 38.2	法や条例の着実な運用 27.4	受動喫煙防止に関する規制の強化 21.5	未成年者への喫煙防止教育 18.8
	40代 (n=249)	喫煙者へのマナー向上のための普及啓発 44.2	受動喫煙による健康への悪影響についての普及啓 33.7	受動喫煙防止に関する規制の強化 24.9	法や条例の着実な運用 22.5	たばこをやめたい人への卒業(禁煙)サポート 18.9
	50代 (n=224)	喫煙者へのマナー向上のための普及啓発 50.0	受動喫煙による健康への悪影響についての普及啓 34.4	受動喫煙防止に関する規制の強化 21.0	法や条例の着実な運用 20.5	たばこをやめたい人への卒業(禁煙)サポート 18.3
	60代 (n=168)	喫煙者へのマナー向上のための普及啓発 52.4	受動喫煙による健康への悪影響についての普及啓 44.6	法や条例の着実な運用 31.5	受動喫煙防止に関する規制の強化 24.4	未成年者への喫煙防止教育 21.4
	70歳以上 (n=254)	喫煙者へのマナー向上のための普及啓発 52.0	受動喫煙による健康への悪影響についての普及啓 51.6	法や条例の着実な運用 35.8	未成年者への喫煙防止教育 33.1	受動喫煙防止に関する規制の強化 21.7
	女性計 (n=1,256)	喫煙者へのマナー向上のための普及啓発 50.2	受動喫煙による健康への悪影響についての普及啓 46.7	未成年者への喫煙防止教育 31.9	受動喫煙防止に関する規制の強化 26.1	たばこをやめたい人への卒業(禁煙)サポート 25.6
年齢別	20代 (n=151)	喫煙者へのマナー向上のための普及啓発 43.0	受動喫煙による健康への悪影響についての普及啓 28.5	たばこをやめたい人への卒業(禁煙)サポート 27.8	未成年者への喫煙防止教育 22.5	受動喫煙防止に関する規制の強化 20.5
	30代 (n=170)	喫煙者へのマナー向上のための普及啓発 44.1	受動喫煙による健康への悪影響についての普及啓 37.6	受動喫煙防止に関する規制の強化 32.4	たばこをやめたい人への卒業(禁煙)サポート 28.8	未成年者への喫煙防止教育 27.1
	40代 (n=231)	喫煙者へのマナー向上のための普及啓発 58.0	受動喫煙による健康への悪影響についての普及啓 40.7	たばこをやめたい人への卒業(禁煙)サポート 26.0	受動喫煙防止に関する規制の強化 24.7	未成年者への喫煙防止教育 20.8
	50代 (n=202)	喫煙者へのマナー向上のための普及啓発 51.5	受動喫煙による健康への悪影響についての普及啓 48.0	受動喫煙防止に関する規制の強化 29.7	法や条例の着実な運用 28.7	未成年者への喫煙防止教育 26.7
	60代 (n=167)	喫煙者へのマナー向上のための普及啓発 53.9	受動喫煙による健康への悪影響についての普及啓 50.9	未成年者への喫煙防止教育 36.5	法や条例の着実な運用 26.9	たばこをやめたい人への卒業(禁煙)サポート 24.0
	70歳以上 (n=335)	受動喫煙による健康への悪影響についての普及啓 60.9	喫煙者へのマナー向上のための普及啓発 48.7	未成年者への喫煙防止教育 47.2	法や条例の着実な運用 26.9	受動喫煙防止に関する規制の強化 26.6
	居住地区別	横浜市 (n=1,021)	喫煙者へのマナー向上のための普及啓発 50.5	受動喫煙による健康への悪影響についての普及啓 43.1	未成年者への喫煙防止教育 26.7	法や条例の着実な運用 26.0
川崎市 (n=409)		喫煙者へのマナー向上のための普及啓発 47.2	受動喫煙による健康への悪影響についての普及啓 40.1	法や条例の着実な運用 25.9	受動喫煙防止に関する規制の強化 23.7	未成年者への喫煙防止教育 22.5
横須賀三浦地域 (n=194)		喫煙者へのマナー向上のための普及啓発 49.5	受動喫煙による健康への悪影響についての普及啓 47.9	未成年者への喫煙防止教育 27.8	法や条例の着実な運用 24.2	たばこをやめたい人への卒業(禁煙)サポート 23.7
県央地域 (n=429)		喫煙者へのマナー向上のための普及啓発 45.7	受動喫煙による健康への悪影響についての普及啓 41.7	未成年者への喫煙防止教育 29.8	受動喫煙防止に関する規制の強化 23.8	法や条例の着実な運用 21.9
湘南地域 (n=352)		喫煙者へのマナー向上のための普及啓発 49.1	受動喫煙による健康への悪影響についての普及啓 44.6	未成年者への喫煙防止教育 27.6	受動喫煙防止に関する規制の強化 25.0	法や条例の着実な運用 24.7
県西地域 (n=95)		受動喫煙による健康への悪影響についての普及啓 50.5	喫煙者へのマナー向上のための普及啓発 42.1	未成年者への喫煙防止教育 29.5	たばこをやめたい人への卒業(禁煙)サポート 25.3	法や条例の着実な運用 22.1

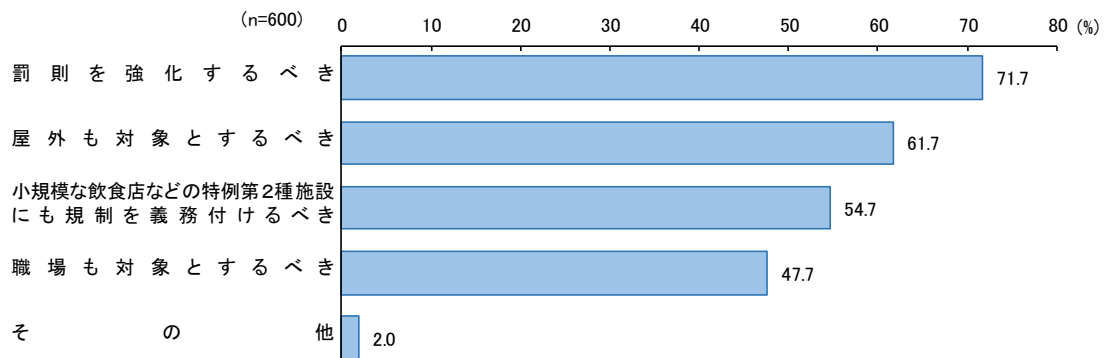
(5) 受動喫煙防止に関する規制について強化すべきこと

(問12で「受動喫煙防止に関する規制の強化」を選択した方に)

問 13 あなたは受動喫煙防止に関する規制について、どのように強化すべきだと思いますか。
あてはまるものをすべて選んでください。

- ・受動喫煙防止に関する規制について、どのように強化すべきか尋ねたところ、「罰則を強化すべき」(71.7%)が最も高く、次いで「屋外も対象にすべき」(61.7%)、「小規模な飲食店などの特例第2種施設にも規制を義務付けるべき」(54.7%)となっている。
- ・喫煙状況別にみると、1位は同じ順位で、喫煙者は「小規模な飲食店などの特例第2種施設にも規制を義務付けるべき」、非喫煙者は「屋外も対象とするべき」がそれぞれ2位となっている。
- ・性年齢別にみると、女性70歳以上は「小規模な飲食店などの特例第2種施設にも規制を義務付けるべき」、それ以外の年齢は「罰則を強化するべき」が1位となっている。
- ・居住地区別にみると、1位は同じ順位で、県西地域は「小規模な飲食店などの特例第2種施設にも規制を義務付けるべき」、それ以外の地区は「屋外も対象とするべき」が2位となっている。

図表 2-13-1 受動喫煙防止に関する規制について強化すべきこと【全体】



図表 2-13-2 受動喫煙防止に関する規制について強化すべきこと【喫煙状況別、性・年齢別、居住地区別】

属性		(%)				
順位		1位	2位	3位	4位	5位
全体 (n=600)		罰則を強化すべき 71.7	屋外も対象とするべき 61.7	小規模な飲食店などの特例第2種施設にも規制を義務付けるべき 54.7	職場も対象とするべき 47.7	その他 2.0
喫煙状況別	吸っている (n=44)	罰則を強化すべき 65.9	小規模な飲食店などの特例第2種施設にも規制を義務付けるべき 43.2	屋外も対象とするべき 29.5	職場も対象とするべき 25.0	その他 4.5
	吸っていない (n=556)	罰則を強化すべき 72.1	屋外も対象とするべき 64.2	小規模な飲食店などの特例第2種施設にも規制を義務付けるべき 55.6	職場も対象とするべき 49.5	その他 1.8
男性計 (n=272)		罰則を強化すべき 76.1	屋外も対象とするべき 61.4	小規模な飲食店などの特例第2種施設にも規制を義務付けるべき 52.6	職場も対象とするべき 48.2	その他 2.9
20代 (n=27)		罰則を強化すべき 77.8	職場も対象とするべき 63.0	屋外も対象とするべき 59.3	小規模な飲食店などの特例第2種施設にも規制を義務付けるべき 51.9	
30代 (n=40)		罰則を強化すべき 80.0	屋外も対象とするべき 65.0	職場も対象とするべき 42.5	小規模な飲食店などの特例第2種施設にも規制を義務付けるべき 40.0	
40代 (n=62)		罰則を強化すべき 80.6	屋外も対象とするべき 59.7	小規模な飲食店などの特例第2種施設にも規制を義務付けるべき 51.6	職場も対象とするべき 45.2	その他 4.8
50代 (n=47)		罰則を強化すべき 74.5	小規模な飲食店などの特例第2種施設にも規制を義務付けるべき 61.7	屋外も対象とするべき 57.4	職場も対象とするべき 48.9	その他 2.1
60代 (n=41)		罰則を強化すべき 80.5	屋外も対象とするべき 68.3	小規模な飲食店などの特例第2種施設にも規制を義務付けるべき 56.1	職場も対象とするべき 51.2	
70歳以上 (n=55)		罰則を強化すべき 65.5	屋外も対象とするべき 60.0	小規模な飲食店などの特例第2種施設にも規制を義務付けるべき 52.7	職場も対象とするべき 45.5	その他 3.6
女性計 (n=328)		罰則を強化すべき 68.0	屋外も対象とするべき 61.9	小規模な飲食店などの特例第2種施設にも規制を義務付けるべき 56.4	職場も対象とするべき 47.3	その他 1.2
20代 (n=31)		罰則を強化すべき 64.5	屋外も対象とするべき 54.8	職場も対象とするべき 45.2	小規模な飲食店などの特例第2種施設にも規制を義務付けるべき 32.3	
30代 (n=55)		罰則を強化すべき 70.9	屋外も対象とするべき 65.5	小規模な飲食店などの特例第2種施設にも規制を義務付けるべき 56.4	職場も対象とするべき 47.3	その他 1.8
40代 (n=57)		罰則を強化すべき 77.2	屋外も対象とするべき 66.7	小規模な飲食店などの特例第2種施設にも規制を義務付けるべき 59.6	職場も対象とするべき 36.8	その他 3.5
50代 (n=60)		屋外も対象とするべき 68.3	罰則を強化すべき 66.7	職場も対象とするべき 48.3	小規模な飲食店などの特例第2種施設にも規制を義務付けるべき 46.7	
60代 (n=36)		罰則を強化すべき 66.7	小規模な飲食店などの特例第2種施設にも規制を義務付けるべき 63.9	屋外も対象とするべき 55.6	職場も対象とするべき 47.2	その他 2.8
70歳以上 (n=89)		小規模な飲食店などの特例第2種施設にも規制を義務付けるべき 66.3	罰則を強化すべき 62.9	屋外も対象とするべき 57.3	職場も対象とするべき 53.9	
居住地区別	横浜市 (n=254)	罰則を強化すべき 74.0	屋外も対象とするべき 61.4	小規模な飲食店などの特例第2種施設にも規制を義務付けるべき 61.0	職場も対象とするべき 46.9	その他 2.0
	川崎市 (n=97)	罰則を強化すべき 78.4	屋外も対象とするべき 67.0	小規模な飲食店などの特例第2種施設にも規制を義務付けるべき 52.6	職場も対象とするべき 41.2	その他 2.1
	横須賀三浦地域 (n=42)	罰則を強化すべき 69.0	屋外も対象とするべき 69.0	小規模な飲食店などの特例第2種施設にも規制を義務付けるべき 52.4	職場も対象とするべき 50.0	その他 2.4
	県央地域 (n=102)	罰則を強化すべき 62.7	屋外も対象とするべき 55.9	職場も対象とするべき 50.0	小規模な飲食店などの特例第2種施設にも規制を義務付けるべき 44.1	その他 3.9
	湘南地域 (n=88)	罰則を強化すべき 69.3	屋外も対象とするべき 61.4	職場も対象とするべき 53.4	小規模な飲食店などの特例第2種施設にも規制を義務付けるべき 50.0	
	県西地域 (n=17)	罰則を強化すべき 70.6	小規模な飲食店などの特例第2種施設にも規制を義務付けるべき 64.7	屋外も対象とするべき 52.9	職場も対象とするべき 47.1	

(6) 受動喫煙防止に関する規制について緩和すべきこと

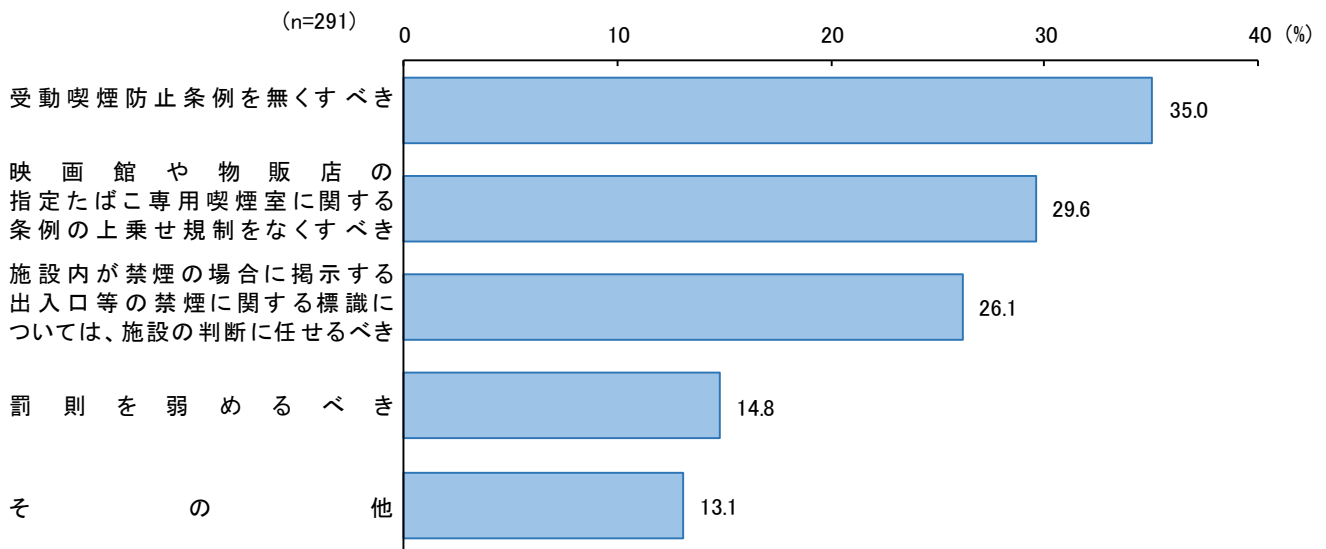
(問12で「受動喫煙防止に関する規制の緩和や規制によらない自主的な取組みの促進」を選択した方に)

問 14 あなたは受動喫煙防止に関する規制について、どのように緩和すべきだと思いますか。

あてはまるものをすべて選んでください。

- ・受動喫煙防止に関する規制について、どのように緩和すべきか尋ねたところ、「受動喫煙防止条例を無くすべき」(35.0%)が最も高く、次いで「映画館や物販店の指定たばこ専用喫煙室に関する条例の上乗せ規制をなくすべき」(29.6%)、「施設内が禁煙の場合に掲示する出入口等の禁煙に関する標識については、施設の判断に任せるべき」(26.1%)となっている。
- ・喫煙状況別にみると、喫煙者は「映画館や物販店の指定たばこ専用喫煙室に関する条例の上乗せ規制をなくすべき」、非喫煙者は「受動喫煙防止条例を無くすべき」がそれぞれ1位となっている。
- ・性年齢別にみると、男性60代は「映画館や物販店の指定たばこ専用喫煙室に関する条例の上乗せ規制をなくすべき」、男性70歳以上は「施設内が禁煙の場合に掲示する出入口等の禁煙に関する標識については、施設の判断に任せるべき」、男性50代未満は「受動喫煙防止条例を無くすべき」がそれぞれ1位となっている。
- ・居住地区別にみると、横須賀三浦地域は「映画館や物販店の指定たばこ専用喫煙室に関する条例の上乗せ規制をなくすべき」、湘南地域は「施設内が禁煙の場合に掲示する出入口等の禁煙に関する標識については、施設の判断に任せるべき」、それ以外の地区は「受動喫煙防止条例を無くすべき」(県西地域は「画館や物販店の指定たばこ専用喫煙室に関する条例の上乗せ規制をなくすべき」が同率)が1位となっている。

図表 2-14-1 受動喫煙防止に関する規制について緩和すべきこと【全体】



図表 2-14-2 受動喫煙防止に関する規制について緩和すべきこと【喫煙状況別、性・年齢別（男性）】

(%)

属性		順位	1位	2位	3位	4位	5位
全体		(n=291)	受動喫煙防止条例を無くすべき 35.0	映画館や物販店の指定たばこ専用喫煙室に関する条例の上乗せ規制をなくすべき 29.6	施設内が禁煙の場合に掲示する出入口等の禁煙に関する標識については、施設の判断に任せるべき 26.1	罰則を弱めるべき 14.8	その他 13.1
喫煙状況別	吸っている	(n=73)	映画館や物販店の指定たばこ専用喫煙室に関する条例の上乗せ規制をなくすべき 41.1	受動喫煙防止条例を無くすべき 39.7	罰則を弱めるべき 32.9	施設内が禁煙の場合に掲示する出入口等の禁煙に関する標識については、施設の判断に任せるべき 31.5	
	吸っていない	(n=218)	受動喫煙防止条例を無くすべき 33.5	映画館や物販店の指定たばこ専用喫煙室に関する条例の上乗せ規制をなくすべき 25.7	施設内が禁煙の場合に掲示する出入口等の禁煙に関する標識については、施設の判断に任せるべき 24.3	その他 17.4	罰則を弱めるべき 8.7
男性計		(n=156)	受動喫煙防止条例を無くすべき 42.9	映画館や物販店の指定たばこ専用喫煙室に関する条例の上乗せ規制をなくすべき 32.7	施設内が禁煙の場合に掲示する出入口等の禁煙に関する標識については、施設の判断に任せるべき 21.8	罰則を弱めるべき 14.1	その他 5.8
20代		(n=35)	受動喫煙防止条例を無くすべき 54.3	映画館や物販店の指定たばこ専用喫煙室に関する条例の上乗せ規制をなくすべき 31.4	罰則を弱めるべき 14.3	施設内が禁煙の場合に掲示する出入口等の禁煙に関する標識については、施設の判断に任せるべき 8.6	
30代		(n=25)	受動喫煙防止条例を無くすべき 40.0	映画館や物販店の指定たばこ専用喫煙室に関する条例の上乗せ規制をなくすべき 32.0	罰則を弱めるべき 24.0	施設内が禁煙の場合に掲示する出入口等の禁煙に関する標識については、施設の判断に任せるべき 20.0	その他 16.0
40代		(n=33)	受動喫煙防止条例を無くすべき 54.5	映画館や物販店の指定たばこ専用喫煙室に関する条例の上乗せ規制をなくすべき 21.2	施設内が禁煙の場合に掲示する出入口等の禁煙に関する標識については、施設の判断に任せるべき 18.2	罰則を弱めるべき 6.1	その他 3.0
50代		(n=29)	受動喫煙防止条例を無くすべき 37.9	施設内が禁煙の場合に掲示する出入口等の禁煙に関する標識については、施設の判断に任せるべき 34.5	映画館や物販店の指定たばこ専用喫煙室に関する条例の上乗せ規制をなくすべき／罰則を弱めるべき	27.6	その他 6.9
60代		(n=17)	映画館や物販店の指定たばこ専用喫煙室に関する条例の上乗せ規制をなくすべき 70.6	受動喫煙防止条例を無くすべき 23.5	施設内が禁煙の場合に掲示する出入口等の禁煙に関する標識については、施設の判断に任せるべき 17.6		
70歳以上		(n=17)	施設内が禁煙の場合に掲示する出入口等の禁煙に関する標識については、施設の判断に任せるべき 41.2	映画館や物販店の指定たばこ専用喫煙室に関する条例の上乗せ規制をなくすべき／受動喫煙防止条例を無くすべき	29.4	その他 11.8	罰則を弱めるべき 5.9

図表 2-14-3 受動喫煙防止に関する規制について緩和すべきこと【性・年齢別（女性）、居住地区別】

属性		順位				
		1位	2位	3位	4位	5位
女性計	女性計 (n=135)	施設内が禁煙の場合に掲示する出入口等の禁煙に関する標識については、施設の判断に任せるべき 31.1	映画館や物販店の指定たばこ専用喫煙室に関する条例の上乗せ規制をなくすべき 25.9	その他 21.5	罰則を弱めるべき 15.6	
	20代 (n=29)	受動喫煙防止条例を無くすべき 27.6	施設内が禁煙の場合に掲示する出入口等の禁煙に関する標識については、施設の判断に任せるべき 24.1	映画館や物販店の指定たばこ専用喫煙室に関する条例の上乗せ規制をなくすべき 13.8	罰則を弱めるべき 10.3	
	30代 (n=24)	施設内が禁煙の場合に掲示する出入口等の禁煙に関する標識については、施設の判断に任せるべき 33.3	映画館や物販店の指定たばこ専用喫煙室に関する条例の上乗せ規制をなくすべき 29.2	その他 25.0	受動喫煙防止条例を無くすべき 16.7	罰則を弱めるべき 16.7
	40代 (n=30)	受動喫煙防止条例を無くすべき 43.3	映画館や物販店の指定たばこ専用喫煙室に関する条例の上乗せ規制をなくすべき 36.7	施設内が禁煙の場合に掲示する出入口等の禁煙に関する標識については、施設の判断に任せるべき 23.3	その他 16.7	
	50代 (n=14)	受動喫煙防止条例を無くすべき 35.7	施設内が禁煙の場合に掲示する出入口等の禁煙に関する標識については、施設の判断に任せるべき 21.4	その他 14.3	映画館や物販店の指定たばこ専用喫煙室に関する条例の上乗せ規制をなくすべき 7.1	
	60代 (n=11)	施設内が禁煙の場合に掲示する出入口等の禁煙に関する標識については、施設の判断に任せるべき 36.4	映画館や物販店の指定たばこ専用喫煙室に関する条例の上乗せ規制をなくすべき 27.3	罰則を弱めるべき 18.2	受動喫煙防止条例を無くすべき 7.4	
	70歳以上 (n=27)	施設内が禁煙の場合に掲示する出入口等の禁煙に関する標識については、施設の判断に任せるべき 40.7	映画館や物販店の指定たばこ専用喫煙室に関する条例の上乗せ規制をなくすべき 29.6	その他 22.2	受動喫煙防止条例を無くすべき 11.1	罰則を弱めるべき 7.4
	横浜市 (n=103)	受動喫煙防止条例を無くすべき 34.0	映画館や物販店の指定たばこ専用喫煙室に関する条例の上乗せ規制をなくすべき 32.0	施設内が禁煙の場合に掲示する出入口等の禁煙に関する標識については、施設の判断に任せるべき 26.2	その他 15.5	罰則を弱めるべき 14.6
	川崎市 (n=49)	受動喫煙防止条例を無くすべき 36.7	映画館や物販店の指定たばこ専用喫煙室に関する条例の上乗せ規制をなくすべき 28.6	施設内が禁煙の場合に掲示する出入口等の禁煙に関する標識については、施設の判断に任せるべき 26.5	その他 12.2	罰則を弱めるべき 8.2
居住地区別	横須賀三浦地域 (n=28)	映画館や物販店の指定たばこ専用喫煙室に関する条例の上乗せ規制をなくすべき 28.6	受動喫煙防止条例を無くすべき 25.0	施設内が禁煙の場合に掲示する出入口等の禁煙に関する標識については、施設の判断に任せるべき 17.9	その他 10.7	
	県央地域 (n=56)	受動喫煙防止条例を無くすべき 42.9	映画館や物販店の指定たばこ専用喫煙室に関する条例の上乗せ規制をなくすべき 28.6	罰則を弱めるべき 23.2	施設内が禁煙の場合に掲示する出入口等の禁煙に関する標識については、施設の判断に任せるべき 19.6	その他 7.1
	湘南地域 (n=45)	施設内が禁煙の場合に掲示する出入口等の禁煙に関する標識については、施設の判断に任せるべき 35.6	受動喫煙防止条例を無くすべき 33.3	映画館や物販店の指定たばこ専用喫煙室に関する条例の上乗せ規制をなくすべき 26.7	その他 17.8	罰則を弱めるべき 11.1
	県西地域 (n=10)	受動喫煙防止条例を無くすべき 30.0	映画館や物販店の指定たばこ専用喫煙室に関する条例の上乗せ規制をなくすべき 20.0	施設内が禁煙の場合に掲示する出入口等の禁煙に関する標識については、施設の判断に任せるべき 20.0	罰則を弱めるべき 10.0	

5 受動喫煙防止対策についての自由意見

【受動喫煙防止対策について】 229 件

- ・吸わない人間としては、とてもありがたい。しかし吸う人が辞めやすくなる取り組みや、若い人が喫煙を始めないようにする取り組みも必要。(横浜市／女性／30代)
- ・吸わせないではなくマナーと健康を考えた取り組みが必要だと思います。煙草の良い点もあるので。(横浜市／女性／70代以上)
- ・どれだけ条例を作ろうと、喫煙者の意識が変わらなければ意味がないと思う。(横浜市／男性／30代)
- ・自分は愛煙家だが、タバコを吸わない人にとっては『副流煙』の問題だったり、タバコを吸う人のマナーやモラルを問う人もいるので、【全ての人が『共感』】出来る様な環境づくりが出来れば良いと思います。(湘南地域／男性／30代)
- ・禁煙のお店のほうが、子供連れでも行きやすいので、飲食店では禁煙、または分煙を進めて欲しいし、その様な店舗には補助金制度があるといい。マンションなどもベランダでの喫煙により、受動喫煙になる場合があるので、管理組合の取り組み例などがあれば知りたいと思う。(湘南地域／女性／50代)
- ・条例程度では効果が見込めないので法令化し、且つ適当なボランティアの取り締まりではなく、警察機構による犯罪検挙と同じ扱い～罰則～過料～懲役が早急且つ必須事項。(県央地域／男性／50代)
- ・行政で罰金等の罰則はあっても、誰も取り締まらない。それがわかっているから、禁煙禁止区域でも歩行喫煙する人がいる。通行人数が多い時間帯（通勤時間帯等）で見回り等を強化すべき。(川崎市／女性／50代)
- ・明らかに路上喫煙の数や、タバコの吸い殻ごみが減ったと感じます。今後も、効果的に運用していただけると幸いです。(湘南地域／男性／20代)
- ・副流煙は体に悪いということは知っていますが、喫煙者の肩身がどんどん狭くなっているのでも少し可哀想です。今後、さらなる罰則の強化は控えて欲しいと思います。(横浜市／男性／20代)
- ・嗜好品に対する締め付けが喫煙に関して厳しくなるのは仕方がないかもしれないが、違法なものではないので適当なところで落ち着けてほしい。(横浜市／男性／60-69代)
- ・受動喫煙は健康被害に至らないまでも喫煙行為は精神衛生上もよくないので、受動喫煙防止条例・対策はぜひとも強化していただきたい。違反者への罰則についても厳しく対応してほしい。(横浜市／男性／50代)
- ・私は2年ほど前に他県から引っ越して来たので、神奈川に来てから喫煙者をほとんど目にするのがなくなり驚いた。受動喫煙を防止する効果は十分にあると言っていいと思う。(県西地域／男性／30代)
- ・自分は喫煙者であるが、受動喫煙防止条例などは何の苦でもない。お店でタバコが吸えないなら、吸わないし、吸えるなら吸う。ルールの中で生活していくのは基本である。(県央地域／男性／30代)
- ・喫煙をあまり締め付けすぎると、隠れて吸ったりして火事の原因になることもあるので、締め付けすぎるのは良くないと思う。(横浜市／女性／60代)

- ・法の目指すところはよいのだが、一方で合法的に煙草が販売されているという現実とのすり合わせをどのように考えていくのか。(県央地域／男性／50代)
- ・条例を作っても結局のところ取り締まりしやすい店舗や施設などに皺寄せがいくため喫煙室がなくなる。結果として歩きタバコ、ポイ捨てが横行している。あとお年寄りの歩きタバコ率が男女問わず多すぎるので、啓蒙活動ではなく、処罰活動をしてはいいのではないかと。真面目に数少ない喫煙所を使っている喫煙者が可哀想。(横須賀三浦地域／男性／30代)

【たばこの健康影響や受動喫煙防止条例の普及啓発について】 101件

- ・中学生時からの授業に取り入れる等、早い時期からの対策が必要と思います。(川崎市／男性／70代以上)
- ・未成年が正しい知識を学習し持っていれば、たばこを吸う人自体が社会から減るので、特に未成年への教育は重要だと考えます。(湘南地域／女性／30代)
- ・具体的に正確な害の例やデータがいつでも見れるといいと思います。古いものではなく、データの出どころもちゃんと明記されて新しいもの。(湘南地域／女性／60代)
- ・商業施設などでは、広報されているし、人の目が届きやすいので抑止になると思うが、私個人が日頃感じている路上での歩きタバコはよく見かけるし、路上喫煙者のそばをたまたま歩いているということで煙を吸わされ不快な気持ちになる経験もよくあり、目の行き届かない受動喫煙にも対応してほしいと思います。テレビで広報するなど、徹底してほしい。(横浜市／女性／50代)
- ・受動喫煙にて被害が起きている事例を具体的に数値を交えて宣伝することが良いかと思います。最近は受動喫煙のケースが減少しているかと思いますが、起きているケースの紹介があればよいです。(横浜市／女性／50代)
- ・一時期に限らず、頻繁に受動喫煙の害を伝える公の手段があると良いと思う。(横浜市／女性／70代以上)
- ・ニコチン依存症の方もいると思いますし、喫煙が唯一のストレス発散方法という方もいると思うので、ぜひ喫煙者へのフォローもしながら進めていってほしいと思います。マナーがよくない人は喫煙者以外にもたくさんいます。(県西地域／女性／40代)
- ・受動喫煙防止は良いことだと思う。これを普及していくには、喫煙者もそれなりに寛げる工夫も必要で、ただのイジメでしかないような規制はすべきではない。自然に公共の場では喫煙しないようにリードすべき。(横浜市／男性／70代以上)
- ・タバコを吸ってたら、途中でやめても必ず COPD になって、苦勞するから、どんどん病気になった人の経験談を PR するといいいかな。(川崎市／男性／70代以上)
- ・受動喫煙防止条例を周知させる。健康に悪いこと、子供や胎児にも影響が大きいことをテレビなどで知らせる。(横浜市／女性／70代以上)
- ・喫煙だけに的を絞った悪意のある条例や策だと思います。タバコ以外にも人体に重大な影響を及ぼす物質は多くあります。一様に健康リスク物質としてリストの作成やリスクの内容を公開して欲しいと思います。(湘南地域／男性／40代)

【喫煙者のマナーや喫煙者への配慮について】 167 件

- ・家の中での喫煙が嫌われたせいか、毎朝玄関の外で煙草を吸っているおじいさんがいたが、通勤途中でその前を通らなければならなかった私は毎朝息をつめて走って通った。屋外でも喫煙は受動喫煙を引き起こしている。迷惑はなはだしい。(横須賀三浦地域／女性／70代以上)
- ・人に迷惑をかけなければ喫煙も自由だが、未だマナーが悪い人も居るので困る。それとポイ捨てにも何らかの規制をして欲しい。(横浜市／女性／60代)
- ・一部マナーの良くない方のために、守っている喫煙者の肩身が狭くならないようにして欲しいです。(横浜市／女性／40代)
- ・歩きたばこをしている人は、外で近くに人がいないから大丈夫と思っているかと思いますが、煙が流れてきたり、すれちがう際にたばこの火が怖かったりします。そのあたりももっと注意喚起するようにしてほしいと思います。(横浜市／女性／50代)
- ・新型コロナウイルスの影響で屋外の喫煙所（コンビニや店舗周りに設置されていたもの）が激減したが、そのかわり喫煙者のマナーが悪くなっているように思うので、受動喫煙のリスクが以前より増えているように思います。(川崎市／男性／50代)
- ・喫煙所を利用する方は問題ないと思うが、歩きタバコ、バイクでの移動中の喫煙、窓を開けての喫煙の場合、バイクに乗っているとひたすら副流煙を吸い続ける事になり、バイク乗りは厳しいです。車中から火の付いたままの吸い殻を投げ捨てたり、マナーも悪いです。(横浜市／女性／40代)
- ・最低限のマナーさえ守れば喫煙は本人の自由だと思っています。受動喫煙に対してうるさすぎるように感じます。(川崎市／女性／50代)
- ・喫煙場所が限定されたことで、外だと喫煙可能場所以外でも喫煙している人をよく見かけるし、ポイ捨てるなどマナーが悪いと思います。そのため、そういった方達に対する処置も何かしらしなければ環境が悪くなると思います。(横浜市／男性／20代)
- ・家の前の道路に、毎日吸い殻が捨てられている。マナーの向上やゴミを（吸殻を）捨ててはいけない道徳的啓蒙運動をしてほしい。(横浜市／男性／70代以上)
- ・気をつける人は条例がなくてもきちんとしてくれます。気にしない人は何を言っても通じません。歩き煙草で嫌な思いをするのも減らないように思います。(横須賀三浦地域／女性／50代)
- ・道路ですれ違いざまに思いっきり煙を吐かれた時や、前を歩いている人が突然タバコを吸い始めた時、逃げ場がありません。取り締まる人を配置してほしい。(横須賀三浦地域／女性／50代)
- ・道を歩いていると時々、たばこの臭いを感じる時があり、よく見ると前方を歩いている人が煙草を吸っていて、後ろを歩く私に煙が流れてきているときがあります。道を歩いてもたばこのせいでとても不快な思いをすることがあるので、道路などでも厳しく喫煙を取り締まってほしいです。(県央地域／女性／50代)

【たばこ税やたばこの販売について】 60 件

- ・まだ屋外設置のたばこ自販機等についての規制が緩いような気がします。屋外設置たばこ自販機の削減についての法整備が必要だと感じます。(横浜市／女性／50代)
- ・とにかく全体の喫煙者数を減らして欲しい。そのために煙草販売量の監視や販売エリアの把握が必要である。(川崎市／男性／60代)
- ・喫煙者にも喫煙する権利はある。喫煙出来る飲食店をもっと増やして欲しい。全面的に禁煙するなら、まず、たばこの販売を禁止しては？(川崎市／女性／60代)
- ・たばこを吸うなという風潮なのに販売してることに矛盾を感じる。受動喫煙防止条例を出すくらいなら販売しなければいいのになぜ販売するのか疑問。(川崎市／女性／40代)
- ・タバコの販売禁止、もしくは販売価格を定期的に上げる。(横浜市／男性／70代以上)
- ・趣旨は理解するが、たばこ税を徴収しながら喫煙者への配慮が足りない。(県央地域／男性／70代以上)

【その他屋外における喫煙などについて】 157 件

- ・嗜好品なのはわかるから、あまり締め付けばかりせずきちんと整備された吸える場所を増やしてあげてほしい。(川崎市／女性／40代)
- ・タバコを吸えるところが減っているため、受動喫煙になってしまう場面が増えてしまうのはある程度仕方ないことだと思う。(横浜市／男性／20代)
- ・パチンコ店等の店舗前に喫煙スペースを設けている場合が多く、歩行者の受動喫煙を助長している場合が多い。店舗への喫煙スペース設置に関して指導を徹底する必要がある。(横浜市／男性／60代)
- ・(私は喫煙しないが)喫煙可の場所を増やしてほしい。喫煙できる場所が少ないと、逆に路上など指定場所以外での喫煙が増えると思う。(横浜市／男性／30代)
- ・お店の外の喫煙場所は禁止にしてほしい。そばを通るとどうしても受動喫煙してしまうので。逃げ道は作らないシンプルな規制が良い。(横浜市／男性／70代以上)
- ・自分も以前は吸っていたので喫煙所が減っていき、外出先で煙草を吸う場合、喫煙所を探すのに苦労しました。減らし過ぎるとそこが密集地になってしまい、喫煙所周辺に煙や匂いが広まってしまうので、程よく喫煙所は設けて欲しいと思います。(川崎市／男性／70代以上)
- ・横浜市営バス梶山停留所の喫煙所を撤去してほしい。柵などが設けられているが、職員が喫煙していると柵は何の効果も発揮せず、たばこの煙と匂いが周囲に漂っていて非常に不快です。そこは子供も多く通るところです。受動喫煙防止対策を徹底するならまずはこういう所から変えていただきたい。(横浜市／女性／30代)
- ・少しスペースを広くしてほしい。距離をとって喫煙したい。(県西地域／男性／50代)
- ・当方タバコが大嫌いで全面禁煙が望ましいが、喫煙者の逃げ場も作ってやらねばなりません。しっかりと紫煙を吸着できるフィルターを備えた空気清浄機を備えた喫煙所の開発をお願いしたい。(横須賀三浦地域／男性／60代)

- ・駅のすぐそばの喫煙スポットなど、前を必ず通らないといけないようなところにあるのが気になる。またコロナの関係で囲われたところに複数入るのは喫煙者同士で感染するのでは？と家族に喫煙者がいるので気になっている。(横浜市／女性／30代)

【喫煙者の卒煙（禁煙）について】 15件

- ・喫煙をやめたいと思ってもなかなか難しい人が多いと思うので、サポート体制の充実が必要。(横浜市／女性／70代以上)
- ・煙草を喫煙している人たちが、卒煙できる取り組みを考えてほしい。(横浜市／女性／60代)

【その他】 145件

- ・今の大人たちは子供の頃からそういう環境で育ってきた。受動喫煙の影響はそれほどでもないと思う(自分自身の感想)。(県央地域／男性／50代)
- ・どんどん進めて欲しい。ただし、コロナ下でのこのアンケートは無意味。外出を控えているので防止対策を実感する機会は皆無だから。(横浜市／男性／60代)
- ・喫煙者はまるで犯罪者のように肩身の狭い思いをしているので、非喫煙者と共存できるようにして欲しい。(横須賀三浦地域／男性／70代以上)
- ・喫煙者本人の意識がないと、条例ができてても効果はあまり期待できないのではないかと思う。(横浜市／女性／70代以上)
- ・法律云々よりも個人個人が自身と他者の健康を大切に思えるようになる事を望みます。(川崎市／女性／70代以上)
- ・安全性に関してはよい面があるが、喫煙者を犯罪者のような扱いをするのもどうかと思う。自分は今やめているが喫煙者にもそれなりに権利があるし、高額納税者だとも考えなければならない。(横浜市／男性／30代)
- ・受動喫煙防止を強化するのであれば喫煙場所や喫煙装置等に関し援助金等の支援があってもよいと思う。(横浜市／男性／70代以上)
- ・受動喫煙は避けたいが、吸うのも自由。分煙がしっかり出来ていれば良いと思う。(県央地域／女性／40代)
- ・自分ではタバコを吸わないが、喫煙者が肩身の狭い思いをしないで喫煙できる環境があった方がいいと思う(公共の場における喫煙所など)。(横浜市／女性／50代)

【特になし】 714件)

施設調査

第3部 調査の結果【施設調査】

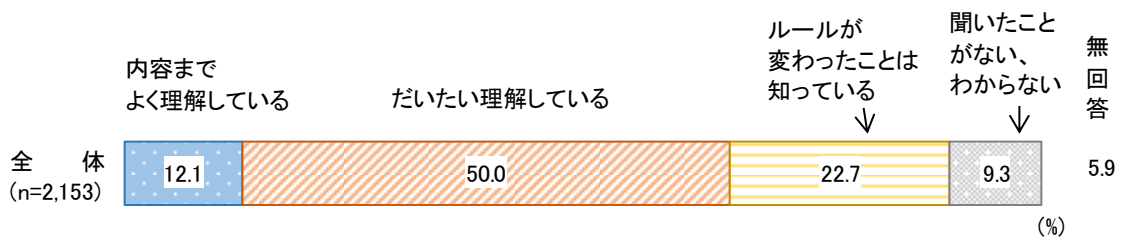
1 受動喫煙防止に関する改正法・改正条例の認知

(1) 改正法・改正条例の認知状況

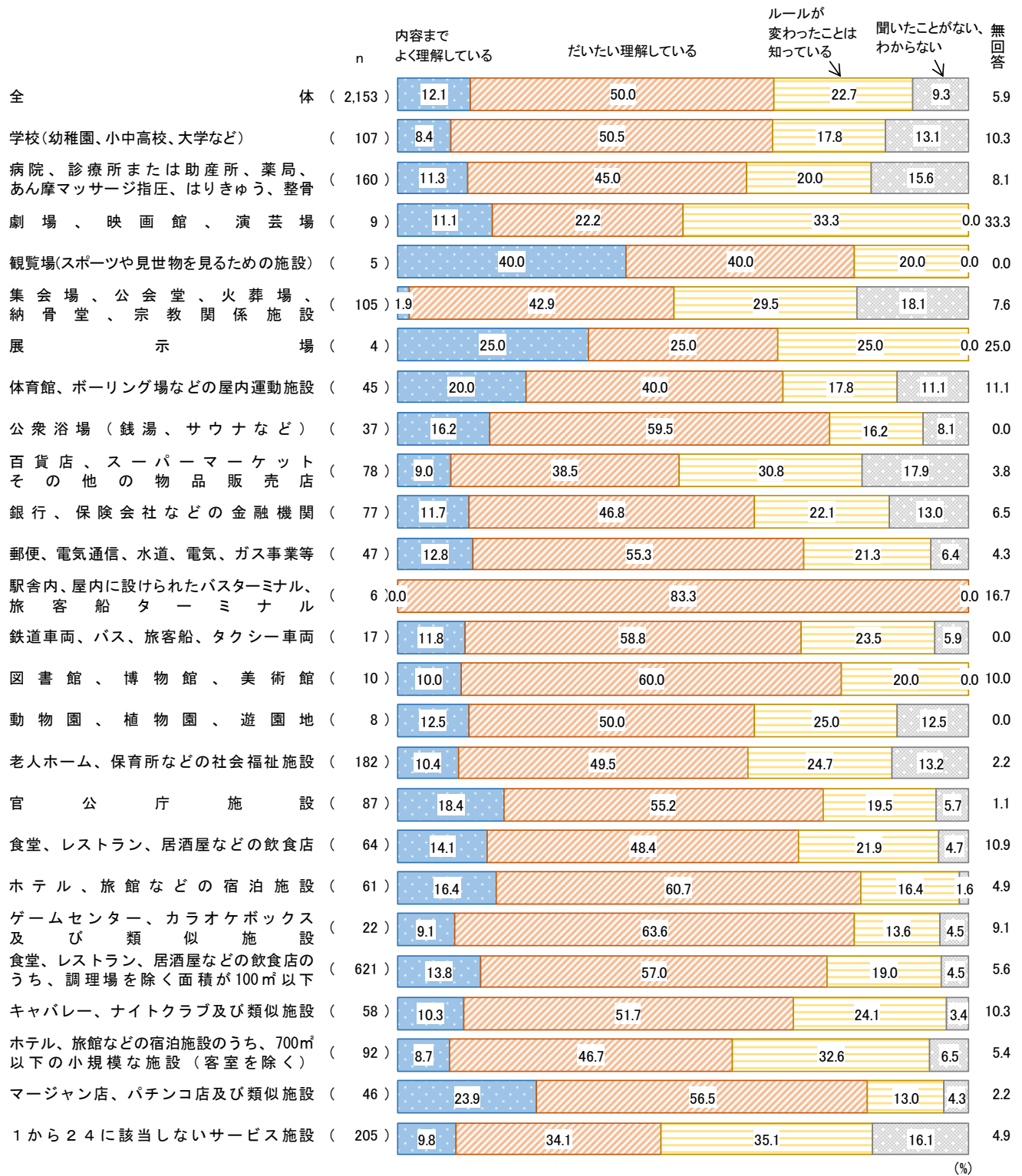
問1 令和2年4月に受動喫煙防止に関する規制が拡大されましたが、あなたはどの程度知っていますか。（健康増進法改正（全国）、神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例改正（県下））次の中から1つ選んでください。（○は1つ）。

- ・令和2年4月に受動喫煙防止に関する規制が拡大についてどの程度知っているか尋ねたところ、「だいたい理解している」（50.0%）が5割で最も高く、次いで「ルールが変わったことは知っている」（22.7%）、「内容までよく理解している」（12.1%）となっている。
- ・業種別にみると、「内容までよく理解している」は“官公庁施設”（18.4%）が最も高く、次いで“ホテル、旅館などの宿泊施設”（16.4%）、“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店”（14.1%）となっている。

図表3-1-1 受動喫煙防止に関する規制について緩和すべきこと【全体】



図表3-1-2 受動喫煙防止に関する規制について緩和すべきこと【業種別】

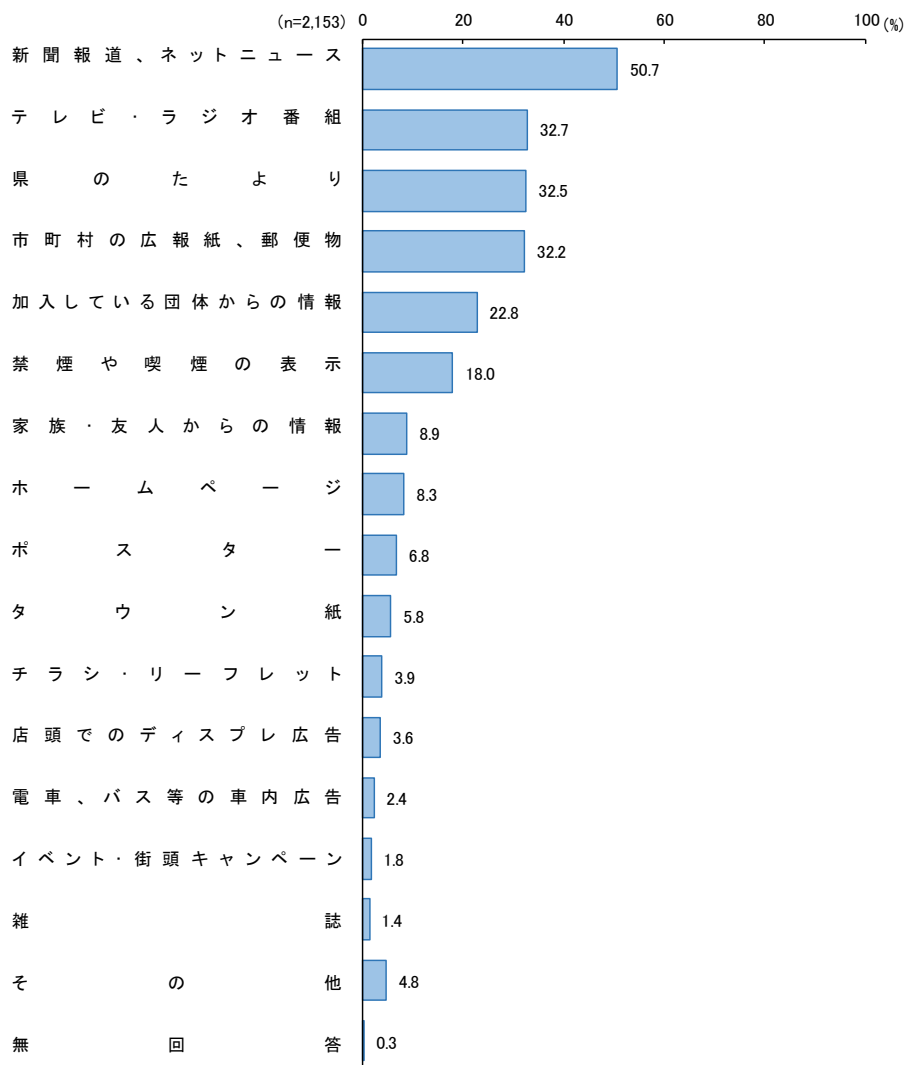


(2) 改正法・改正条例を認知した媒体

(問1で「1 内容までよく理解している」、「2 だいたい理解している」、「3 ルールが変わったことは知っている」)を選択した方に
 問2 あなたは受動喫煙防止に関する新制度(改正健康増進法(全国)、改正神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例(県下))の内容について、何で知りましたか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。(〇はいくつでも)。

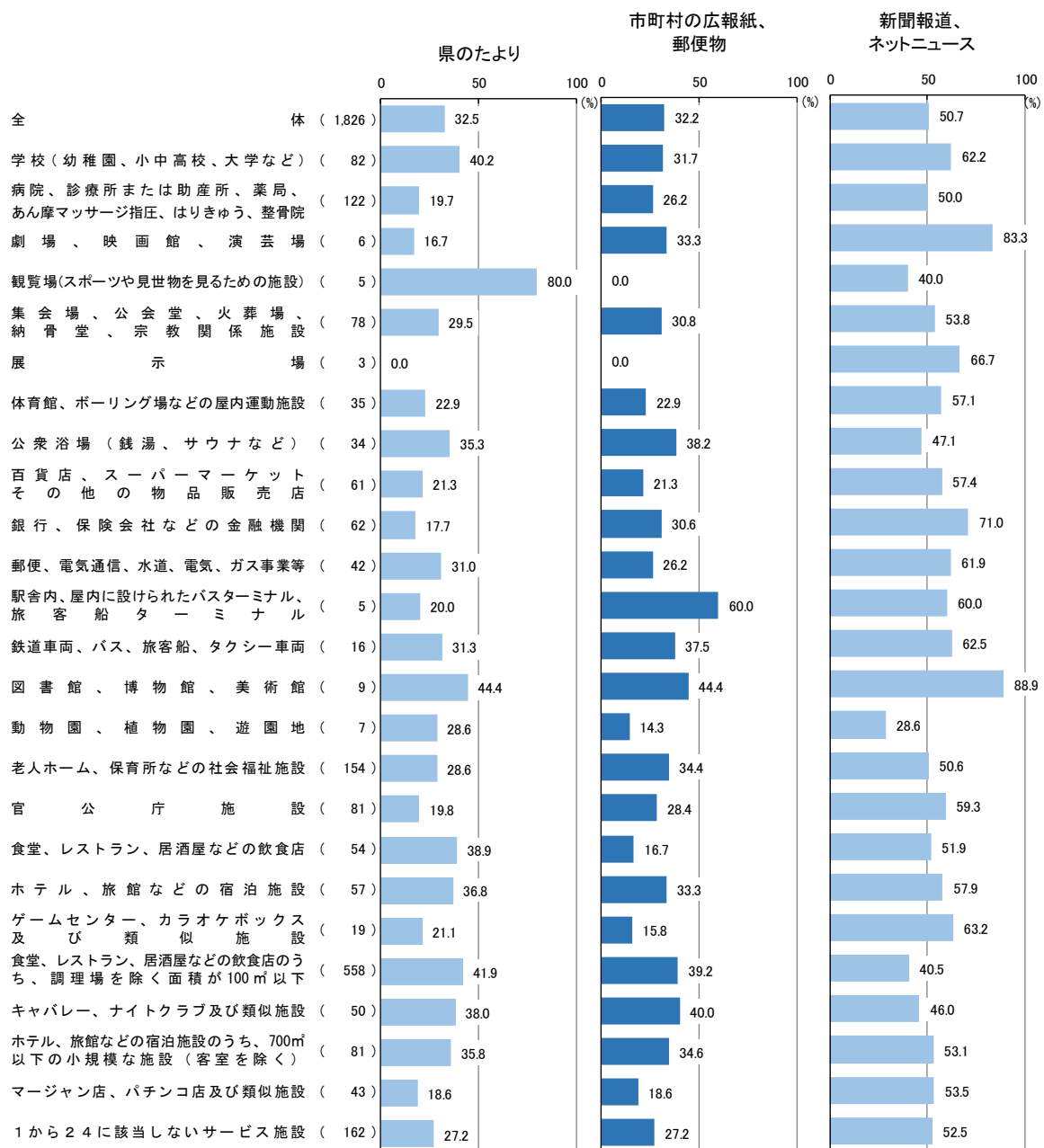
- ・受動喫煙防止に関する新制度(改正健康増進法(全国)、改正神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例(県下))の内容について、何で知ったか尋ねたところ、「新聞報道、ネットニュース」(50.7%)が5割を超えて最も高く、次いで「テレビ・ラジオ番組」(32.7%)、「県のたより」(32.5%)となっている。

図表4-2-1 改正法・改正条例の認知状況【全体】



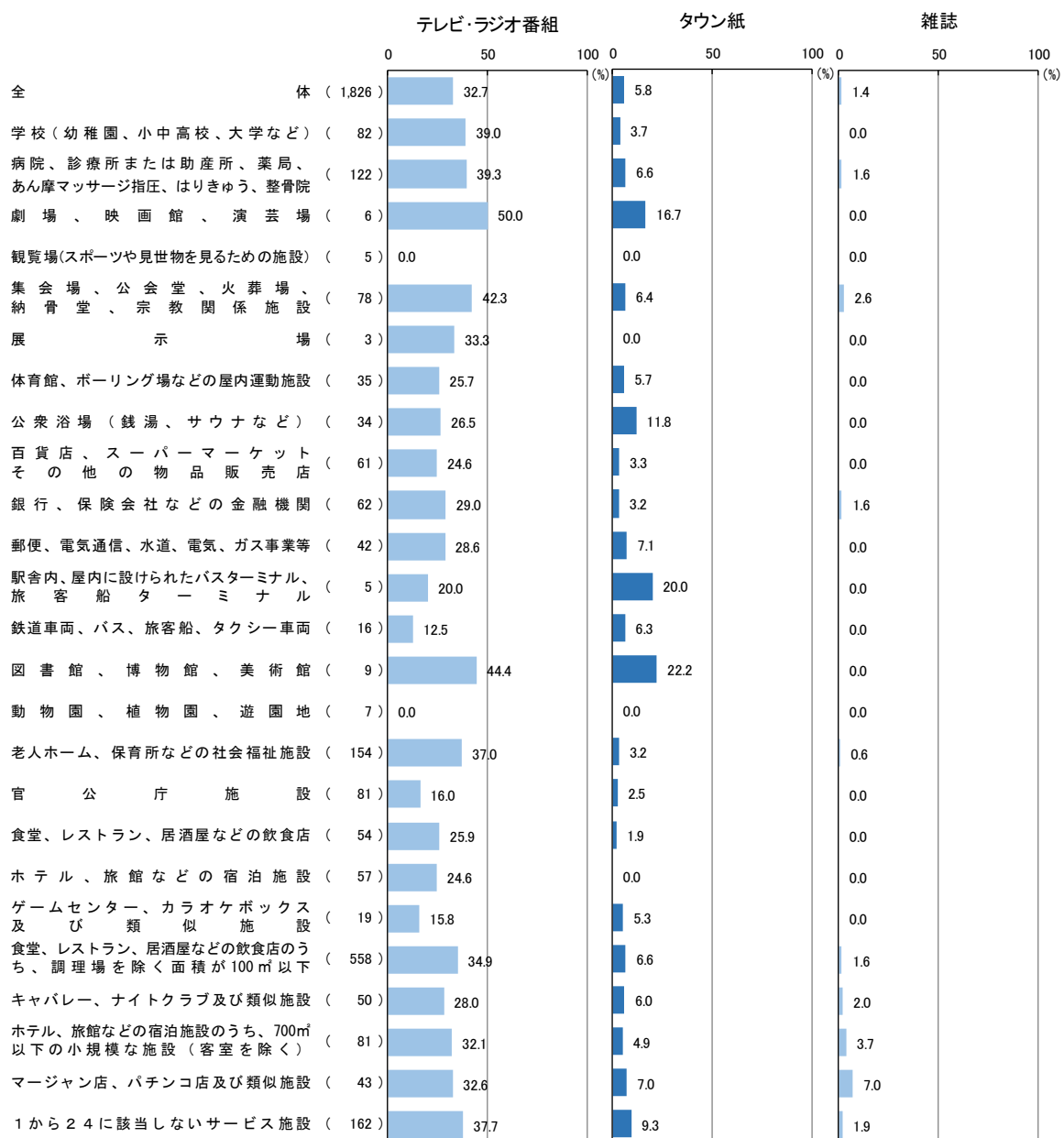
- ・「県のたより」は“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設”（41.9%）が4割を超えて最も高く、次いで“学校（幼稚園、小中高校、大学など）”（40.2%）、“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店”（38.9%）となっている。
- ・「市町村の広報紙、郵便物」は“キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設”（40.0%）が4割と最も高く、次いで“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設”（39.2%）、“ホテル、旅館などの宿泊施設のうち、700㎡以下の小規模な施設（客室を除く）”（34.6%）となっている。
- ・「新聞報道、ネットニュース」は“銀行、保険会社などの金融機関”（71.0%）が7割を超えて最も高く、次いで“学校（幼稚園、小中高校、大学など）”（62.2%）、“官公庁施設”（59.3%）となっている。

図表4-2-2 改正法・改正条例の認知状況【業種別】



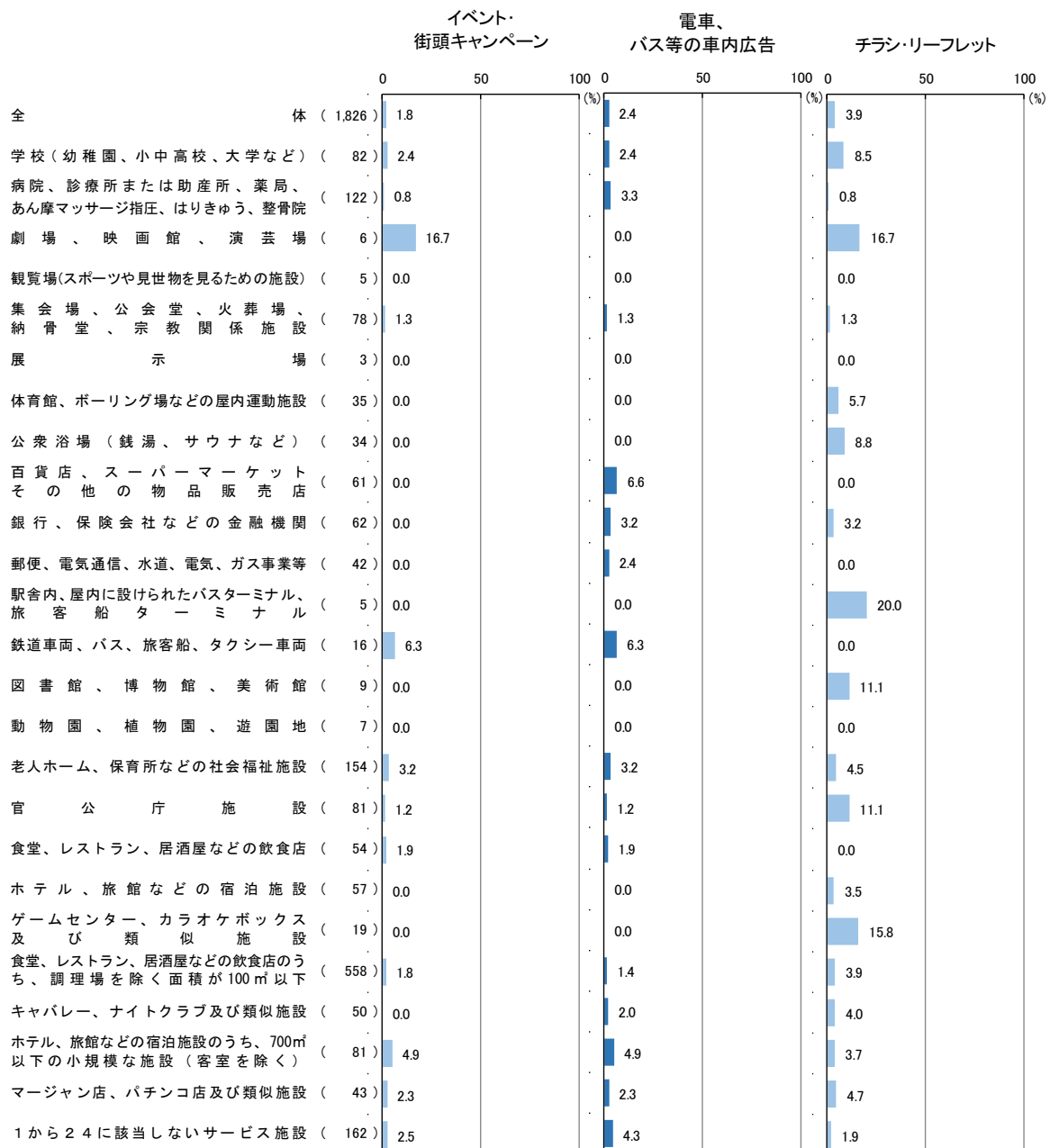
- ・「テレビ・ラジオ番組」は“集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設”（42.3%）が4割を超えて最も高く、次いで“病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院”（39.3%）、“学校（幼稚園、小中高校、大学など）”（39.0%）となっている。
- ・「タウン紙」は“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設”と“病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院”（6.6%）が最も高く、次いで“集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設”（6.4%）、“キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設”（6.0%）となっている。
- ・「雑誌」は“ホテル、旅館などの宿泊施設のうち、700㎡以下の小規模な施設（客室を除く）”（3.7%）が最も高く、次いで“集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設”（2.6%）、“キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設”（2.0%）となっている。

図表4-2-3 改正法・改正条例の認知状況【業種別】



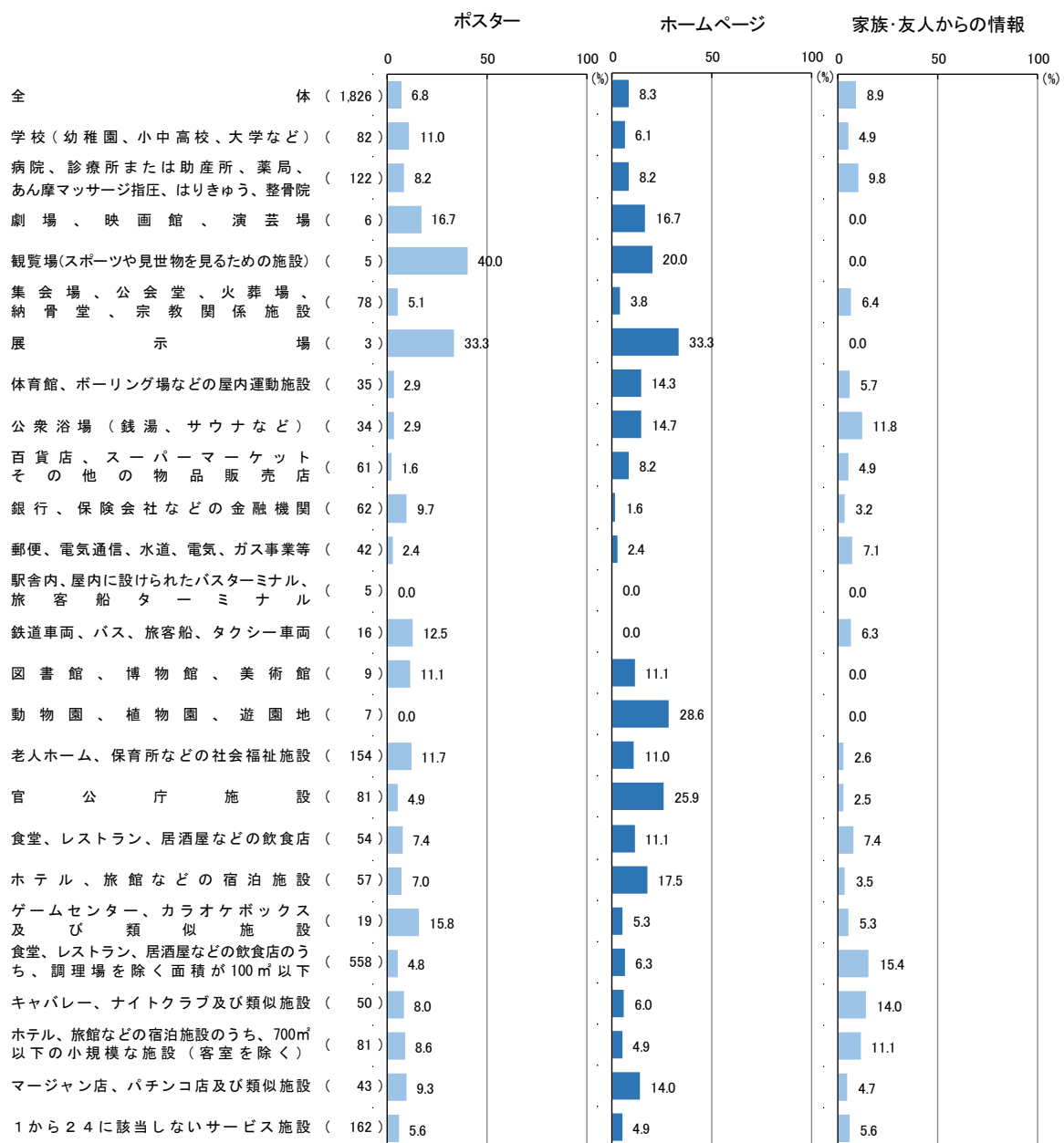
- ・「イベント・街頭キャンペーン」は“ホテル、旅館などの宿泊施設のうち、700㎡以下の小規模な施設（客室を除く）”（4.9%）が最も高く、次いで“老人ホーム、保育所などの社会福祉施設”（3.2%）、“学校（幼稚園、小中高校、大学など）”（2.4%）となっている。
- ・「電車、バス等の車内広告」は“百貨店、スーパーマーケットその他の物品販売店”（6.6%）が最も高く、次いで“ホテル、旅館などの宿泊施設のうち、700㎡以下の小規模な施設（客室を除く）”（4.9%）、“病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院”（3.3%）となっている。
- ・「チラシ・リーフレット」は“官公庁施設”（11.1%）が最も高く、次いで“学校（幼稚園、小中高校、大学など）”（8.5%）、“老人ホーム、保育所などの社会福祉施設”（4.5%）となっている。

図表 4-2-4 改正法・改正条例の認知状況【業種別】



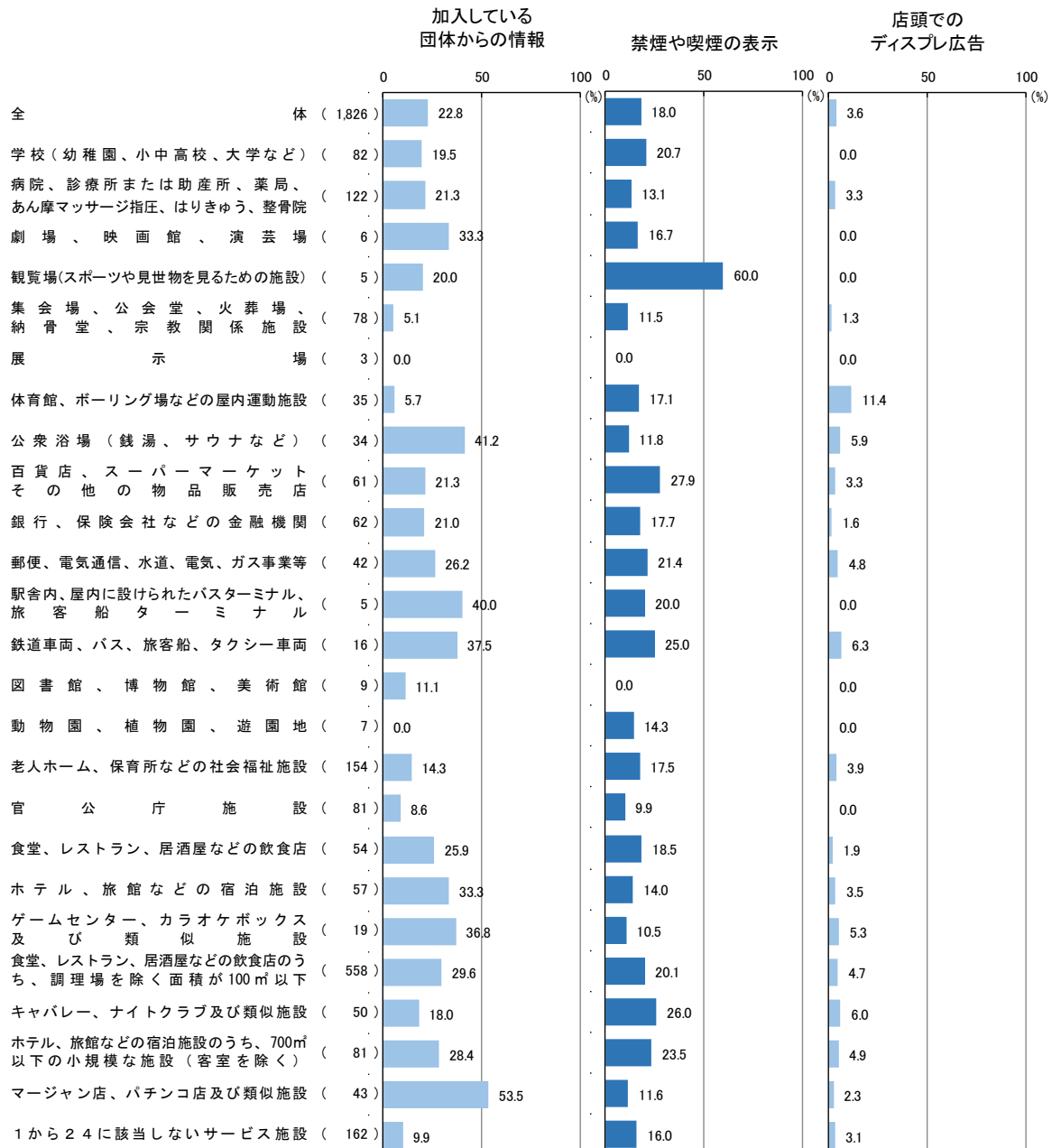
- ・「ポスター」は“老人ホーム、保育所などの社会福祉施設”（11.7%）が最も高く、次いで“学校（幼稚園、小中高校、大学など）”（11.0%）、“銀行、保険会社などの金融機関”（9.7%）となっている。
- ・「ホームページ」は“官公庁施設”（25.9%）が最も高く、次いで“ホテル、旅館などの宿泊施設”（17.5%）、“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店”（11.1%）となっている。
- ・「家族・友人からの情報」は“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設”（15.4%）が最も高く、次いで“キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設”（14.0%）、“ホテル、旅館などの宿泊施設のうち、700㎡以下の小規模な施設（客室を除く）”（11.1%）となっている。

図表 4-2-5 改正法・改正条例の認知状況【業種別】



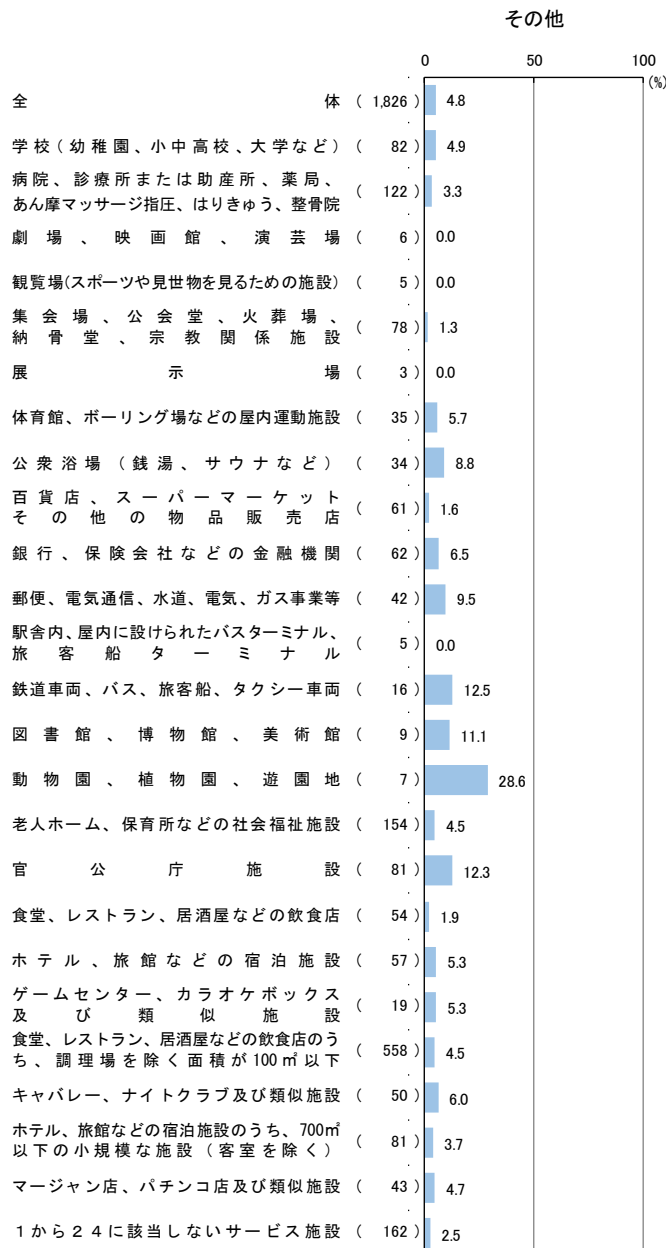
- ・「加入している団体からの情報」は“ホテル、旅館などの宿泊施設”（33.3%）と3割を超えて最も高く、次いで“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設”（29.6%）、“ホテル、旅館などの宿泊施設のうち、700㎡以下の小規模な施設（客室を除く）”（28.4%）となっている。
- ・「禁煙や喫煙の表示」は“百貨店、スーパーマーケットその他の物品販売店”（27.9%）が最も高く、次いで“キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設”（26.0%）、“ホテル、旅館などの宿泊施設のうち、700㎡以下の小規模な施設（客室を除く）”（23.5%）となっている。
- ・「店頭でのディスプレイ広告」は“キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設”（6.0%）が最も高く、次いで“ホテル、旅館などの宿泊施設のうち、700㎡以下の小規模な施設（客室を除く）”（4.9%）、“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設”（4.7%）となっている。

図表4-2-6 改正法・改正条例の認知状況【業種別】



- ・「その他」は“官公庁施設”（12.3%）が最も高く、次いで“銀行、保険会社などの金融機関”（6.5%）、“キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設”（6.0%）となっている。

図表 4-2-7 改正法・改正条例の認知状況【業種別】

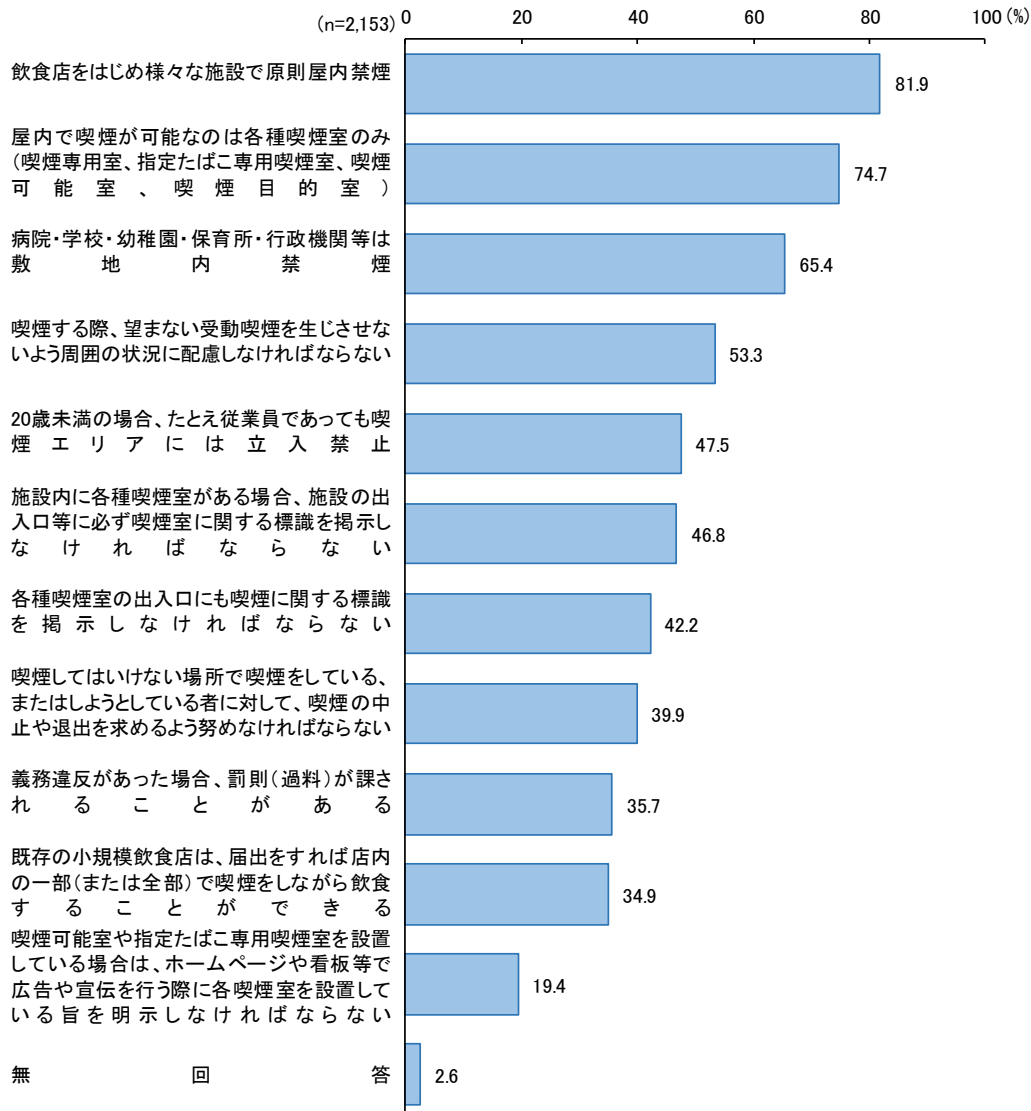


(3) 改正法について知っている内容

問3 改正健康増進法について、ご存知の内容を次の中から選んでください。(〇はいくつでも)

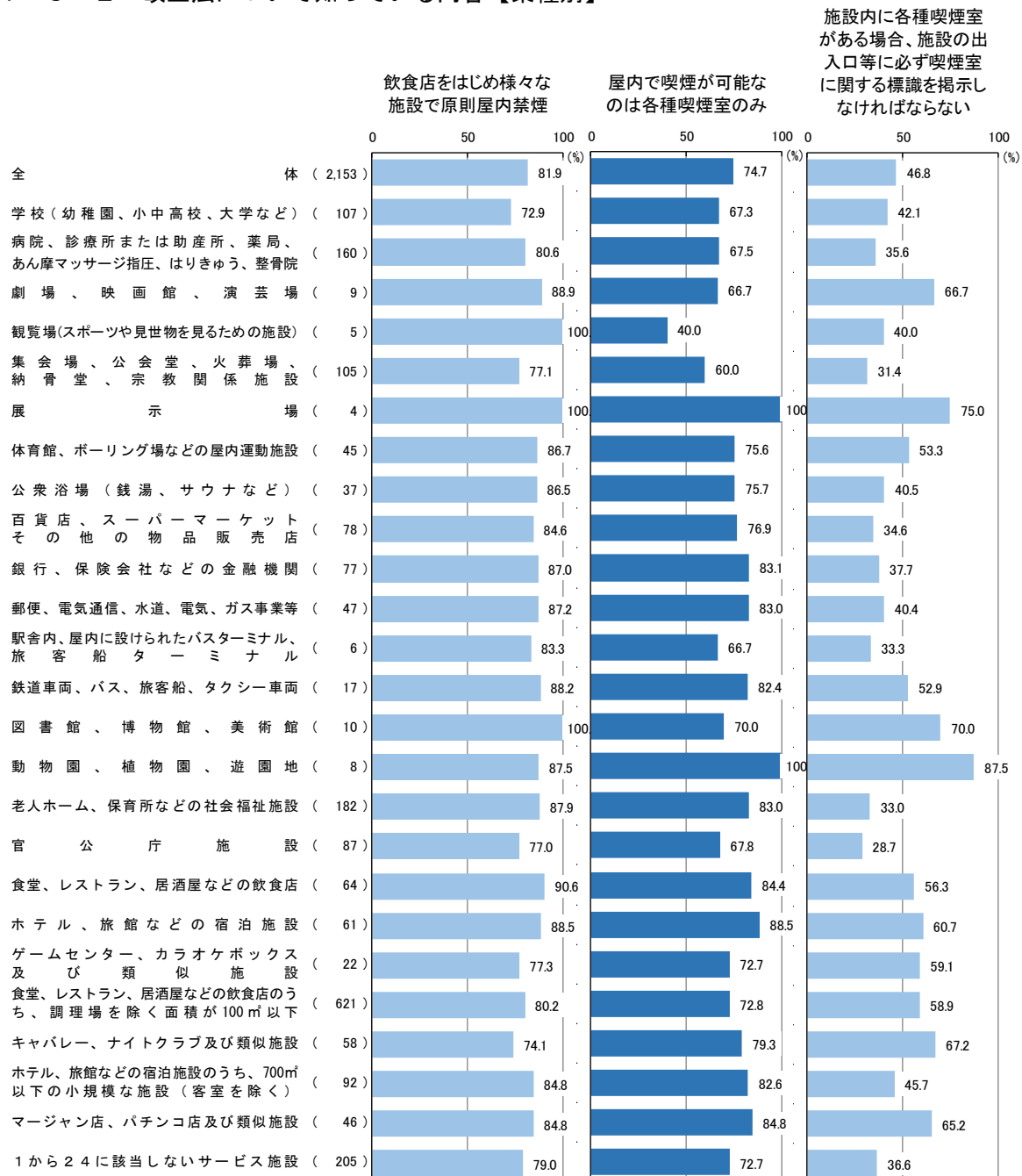
- 改正健康増進法について、知っている内容を尋ねたところ、「飲食店をはじめ様々な施設で原則屋内禁煙」(81.9%)が8割を超えて最も高く、次いで「屋内で喫煙が可能なのは各種喫煙室のみ(喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室、喫煙可能室、喫煙目的室)」(74.7%)、「病院・学校・幼稚園・保育所・行政機関等は敷地内禁煙」(65.4%)となっている。

図表4-3-1 改正法について知っている内容【全体】



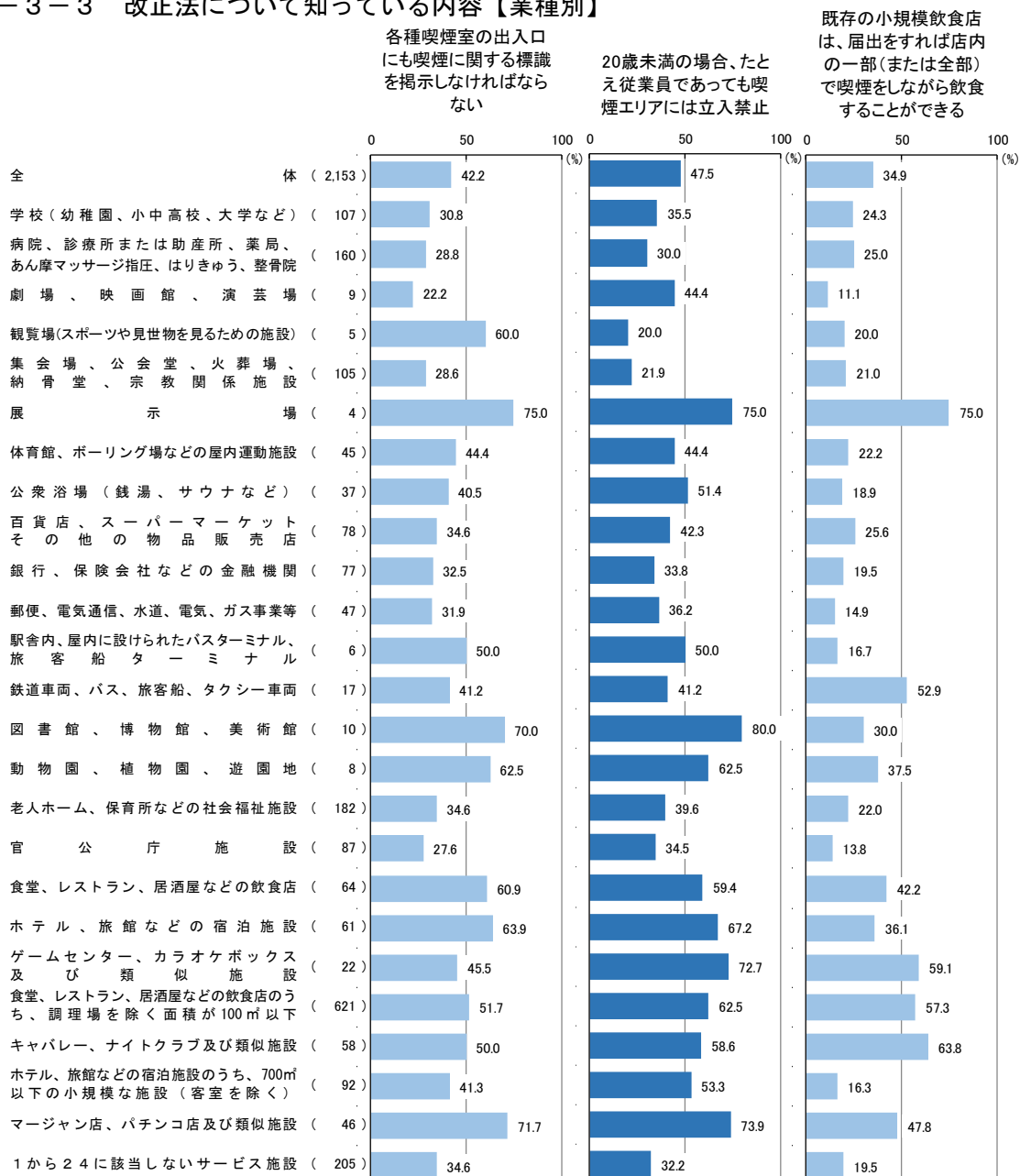
- ・「飲食店をはじめ様々な施設で原則屋内禁煙」は“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店”（90.6%）が9割を超えて最も高く、次いで“ホテル、旅館などの宿泊施設”（88.5%）、“老人ホーム、保育所などの社会福祉施設”（84.6%）となっている。
- ・「屋内で喫煙が可能なのは各種喫煙室のみ」は“ホテル、旅館などの宿泊施設”（88.5%）が9割近くと最も高く、次いで“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店”（84.4%）、“銀行、保険会社などの金融機関”（76.9%）となっている。
- ・「施設内に各種喫煙室がある場合、施設の出入口等に必ず喫煙室に関する標識を掲示しなければならない」は“キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設”（67.2%）が6割半ばと最も高く、次いで“ホテル、旅館などの宿泊施設”（60.7%）、“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設”（58.9%）となっている。

図表4-3-2 改正法について知っている内容【業種別】



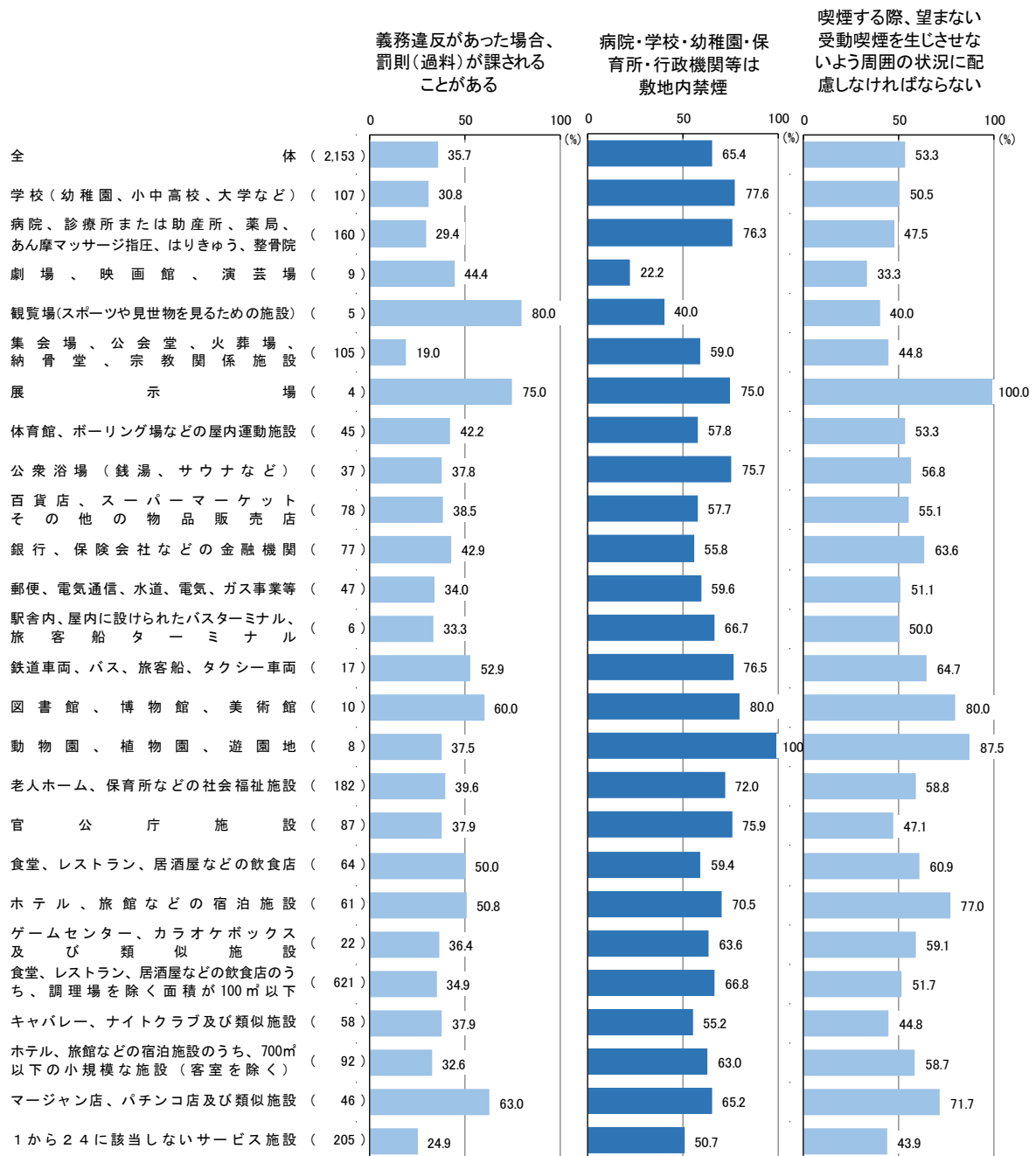
- ・「各種喫煙室の出入口にも喫煙に関する標識を掲示しなければならない」は“ホテル、旅館などの宿泊施設”（63.9%）が6割半ばと最も高く、次いで“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店”（60.9%）、“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設”（51.7%）となっている。
- ・「20歳未満の場合、たとえ従業員であっても喫煙エリアには立入禁止」は“ホテル、旅館などの宿泊施設”（67.2%）が6割半ばと最も高く、次いで“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設”（62.5%）、“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店”（59.4%）となっている。
- ・「既存の小規模飲食店は、届出をすれば店内の一部（または全部）で喫煙をしながら飲食することができる」は“キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設”（63.8%）が6割半ばと最も高く、次いで“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設”（57.3%）、“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店”（42.2%）となっている。

図表4-3-3 改正法について知っている内容【業種別】



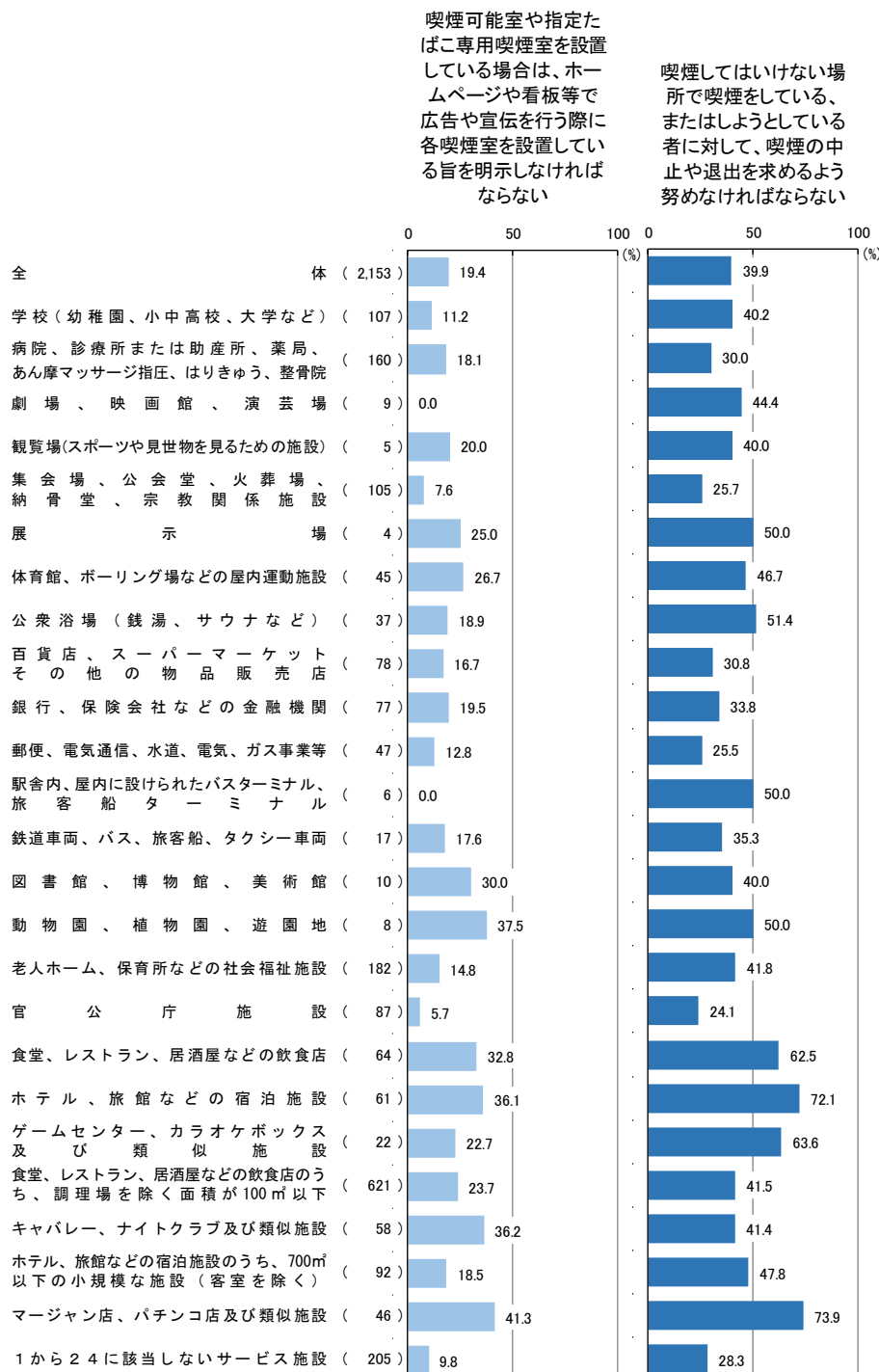
- ・「義務違反があった場合、罰則（過料）が課されることがある」は“ホテル、旅館などの宿泊施設”（50.8%）が5割を超えて最も高く、次いで“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店”（50.0%）、“銀行、保険会社などの金融機関”（42.9%）となっている。
- ・「病院・学校・幼稚園・保育所・行政機関等は敷地内禁煙」は“学校（幼稚園、小中高校、大学など）”（77.6%）が7割半ばと最も高く、次いで“病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院”（76.3%）、“官公庁施設”（75.9%）となっている。
- ・「喫煙する際、望まない受動喫煙を生じさせないよう周囲の状況に配慮しなければならない」は“ホテル、旅館などの宿泊施設”（77.0%）が7割半ばと最も高く、次いで“銀行、保険会社などの金融機関”（63.6%）、“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店”（60.9%）となっている。

図表4-3-4 改正法について知っている内容【業種別】



- ・「喫煙可能室や指定たばこ専用喫煙室を設置している場合は、ホームページや看板等で広告や宣伝を行う際に各喫煙室を設置している旨を明示しなければならない」は“キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設”（36.2%）が3割半ばと最も高く、次いで“ホテル、旅館などの宿泊施設”（36.1%）、“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店”（32.8%）となっている。
- ・「喫煙してはいけない場所で喫煙をしている、またはしようとしている者に対して、喫煙の中止や退出を求めるよう努めなければならない」は“ホテル、旅館などの宿泊施設”（72.1%）が7割を超えて最も高く、次いで“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店”（62.5%）、“ホテル、旅館などの宿泊施設のうち、700㎡以下の小規模な施設（客室を除く）”（47.8%）となっている。

図表4-3-5 改正法について知っている内容【業種別】

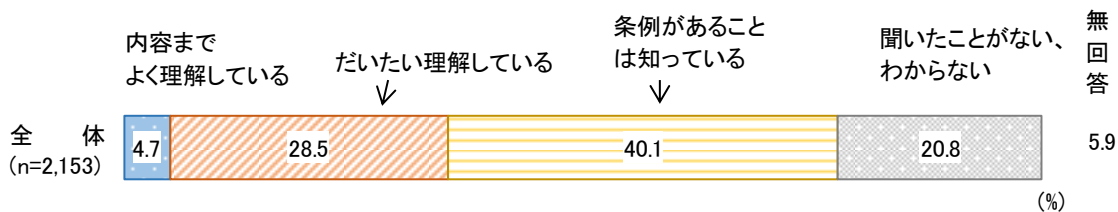


(4) 県独自の規制や上乗せ規制の認知状況

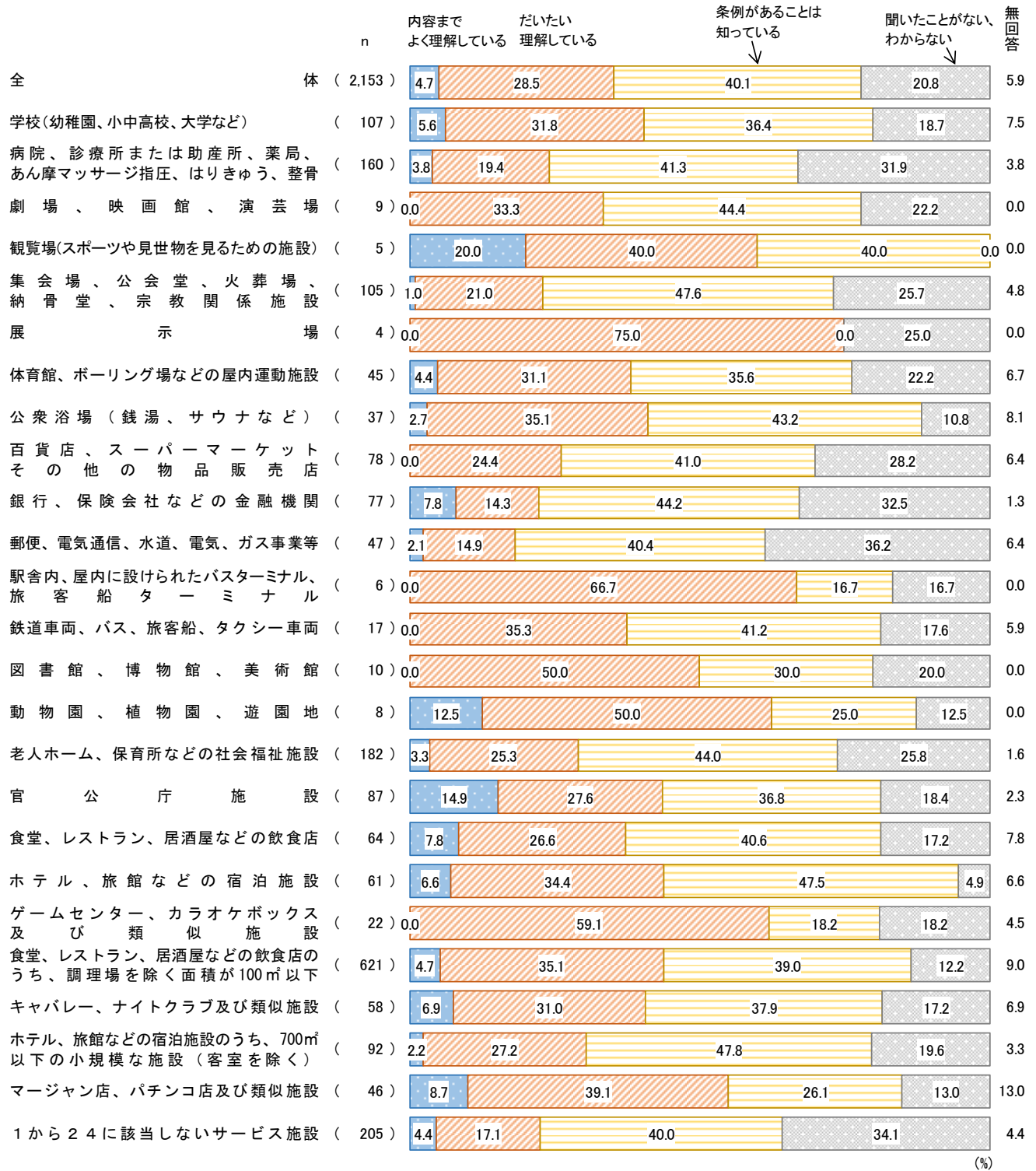
問4 神奈川県では受動喫煙防止条例を制定し、受動喫煙について神奈川県独自の規制や法の上乗せ規制を設けていますが、あなたはどの程度知っていますか。(〇は1つ)

- ・神奈川県では受動喫煙防止条例を制定し、受動喫煙について神奈川県独自の規制や法の上乗せ規制を設けていることについてどの程度知っているか尋ねたところ、「条例があることは知っている」(40.1%)が4割を超えて最も高く、次いで「だいたい理解している」(28.5%)、「聞いたことがない、わからない」(20.8%)となっている。
- ・業種別にみると、「内容までよく理解している」は“官公庁施設”(14.9%)が最も高く、次いで“銀行、保険会社などの金融機関”(7.8%)、“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店”(7.8%)となっている。

図表4-4-1 県独自の規制や上乗せ規制の認知状況【全体】



図表 4-4-2 県独自の規制や上乗せ規制の認知状況【業種別】



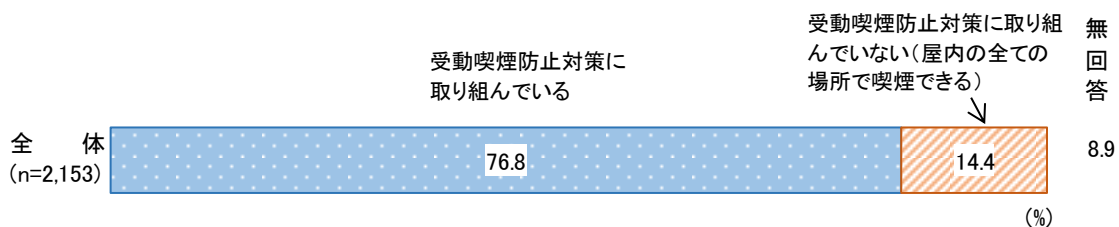
2 受動喫煙防止対策の取組状況

(1) 受動喫煙防止対策の取組の有無

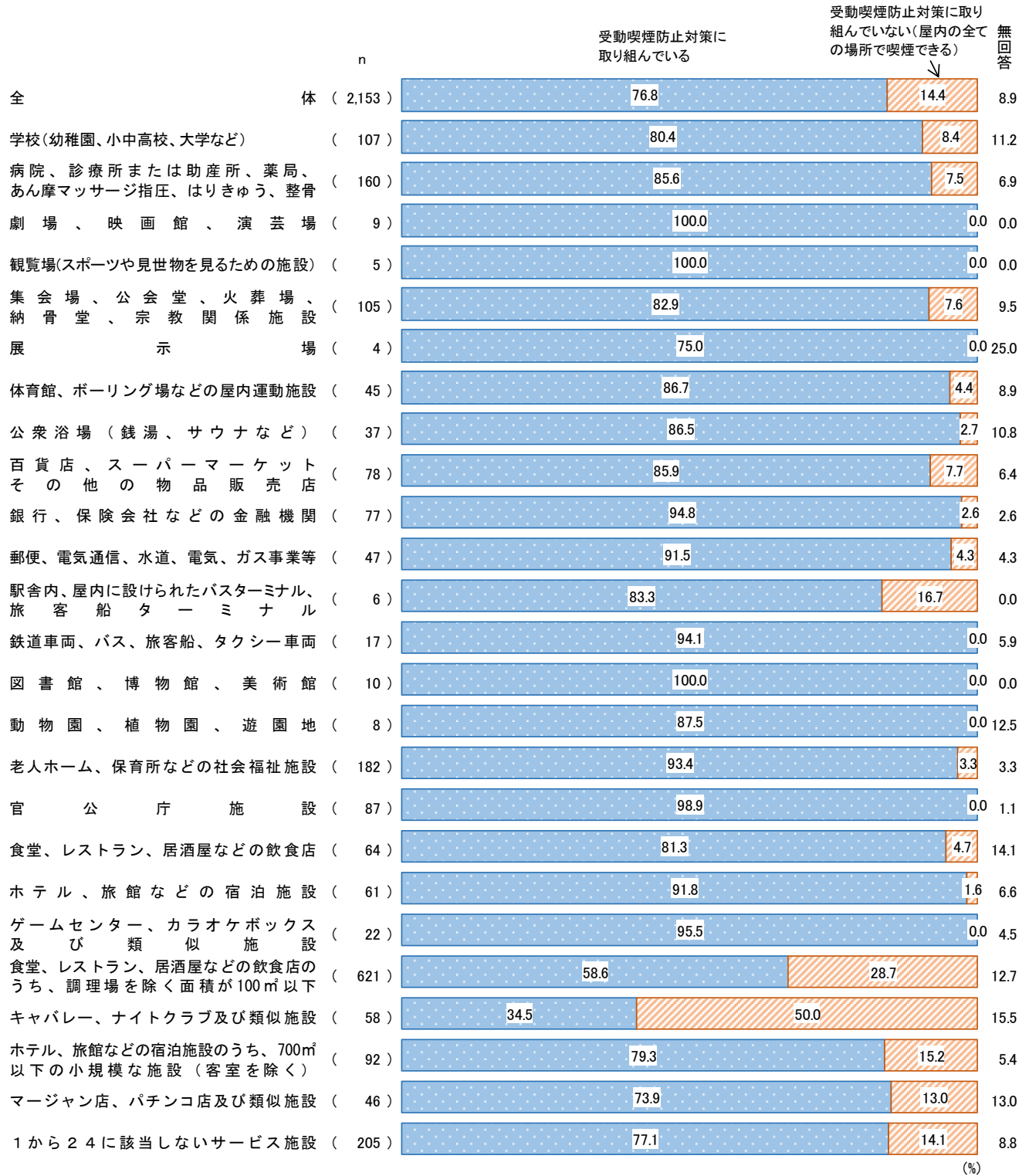
問5 貴施設は不特定多数の利用客が利用する屋内を禁煙にしたり各種喫煙室を設置するといった受動喫煙防止対策に取り組んでいますか。次の中から1つ選んでください。(〇は1つ)

- ・不特定多数の利用客が利用する屋内を禁煙にしたり各種喫煙室を設置するといった受動喫煙防止対策に取り組んでいますか尋ねたところ、「受動喫煙防止対策に取り組んでいる」(76.8%)が7割半ばと最も高く、「受動喫煙防止対策に取り組んでいない(屋内の全ての場所で喫煙できる)」(14.4%)が1割半ばとなっている。
- ・業種別にみると、「受動喫煙防止対策に取り組んでいる」は“官公庁施設”(98.9%)が10割近くと最も高く、次いで「銀行、保険会社などの金融機関」(94.8%)、“老人ホーム、保育所などの社会福祉施設”(93.4%)となっている。

図表4-5-1 受動喫煙防止対策の取組の有無【全体】



図表 4-5-2 受動喫煙防止対策の取組の有無【業種別】



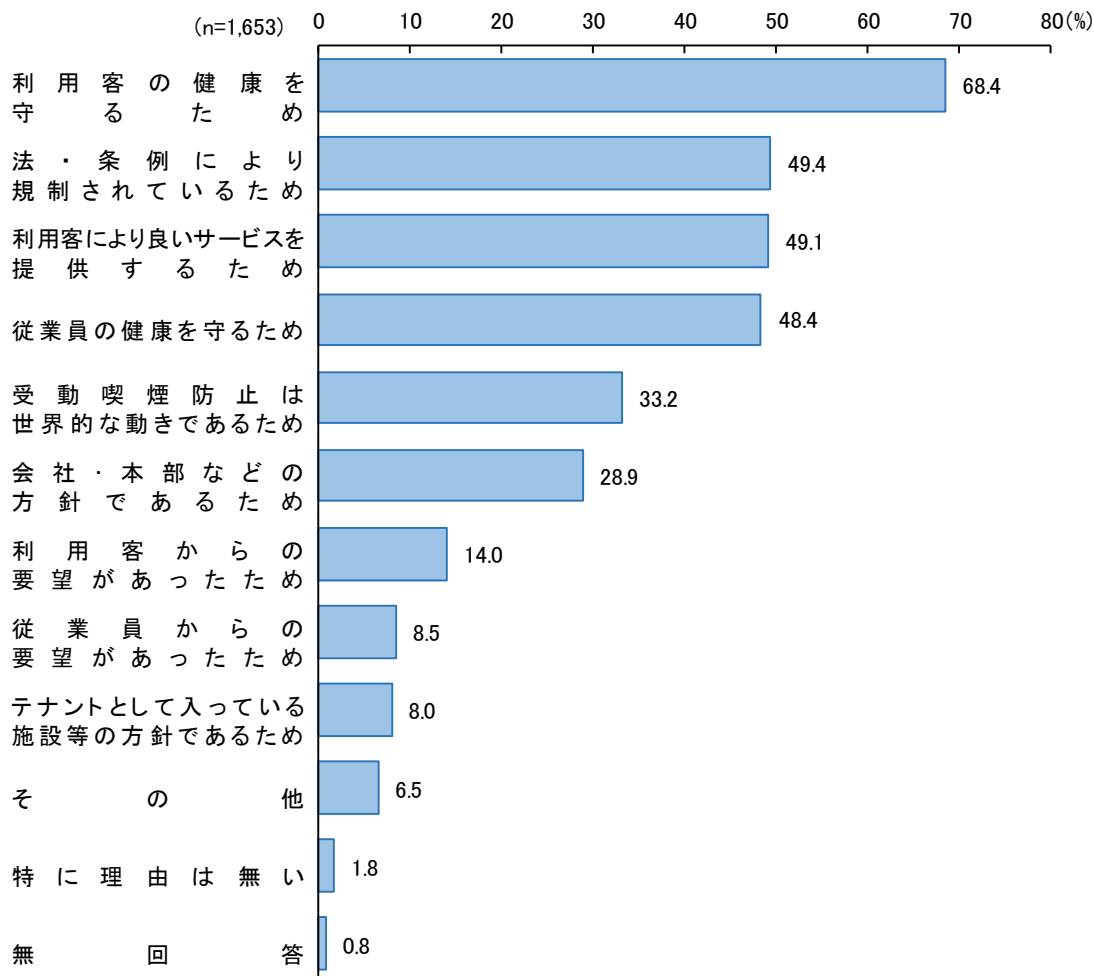
(2) 受動喫煙防止対策に取り組む理由

(問5で「1 受動喫煙防止対策に取り組んでいる」を選択した方に)

問6 貴施設が受動喫煙防止対策に取り組んでいるのはどのような理由からですか。
次の中からあてはまるものをすべて選んでください。(〇はいくつでも)

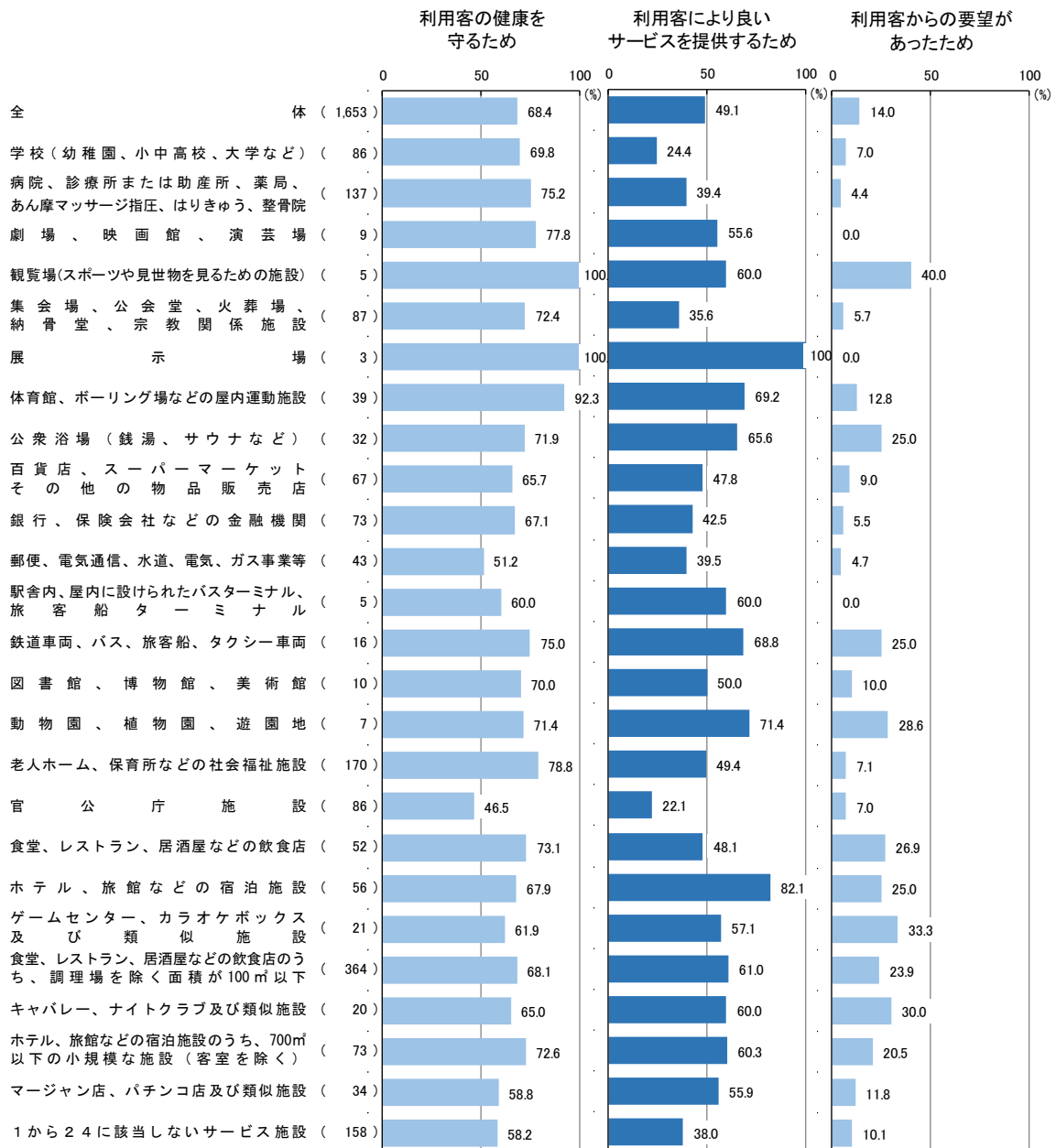
- ・受動喫煙防止対策に取り組んでいるのはどのような理由からか尋ねたところ、「利用客の健康を守るため」(68.4%)が7割近くと最も高く、次いで「法・条例により規制されているため」(49.4%)、「利用客により良いサービスを提供するため」(49.1%)となっている。

図表4-6-1 受動喫煙防止対策に取り組む理由【全体】



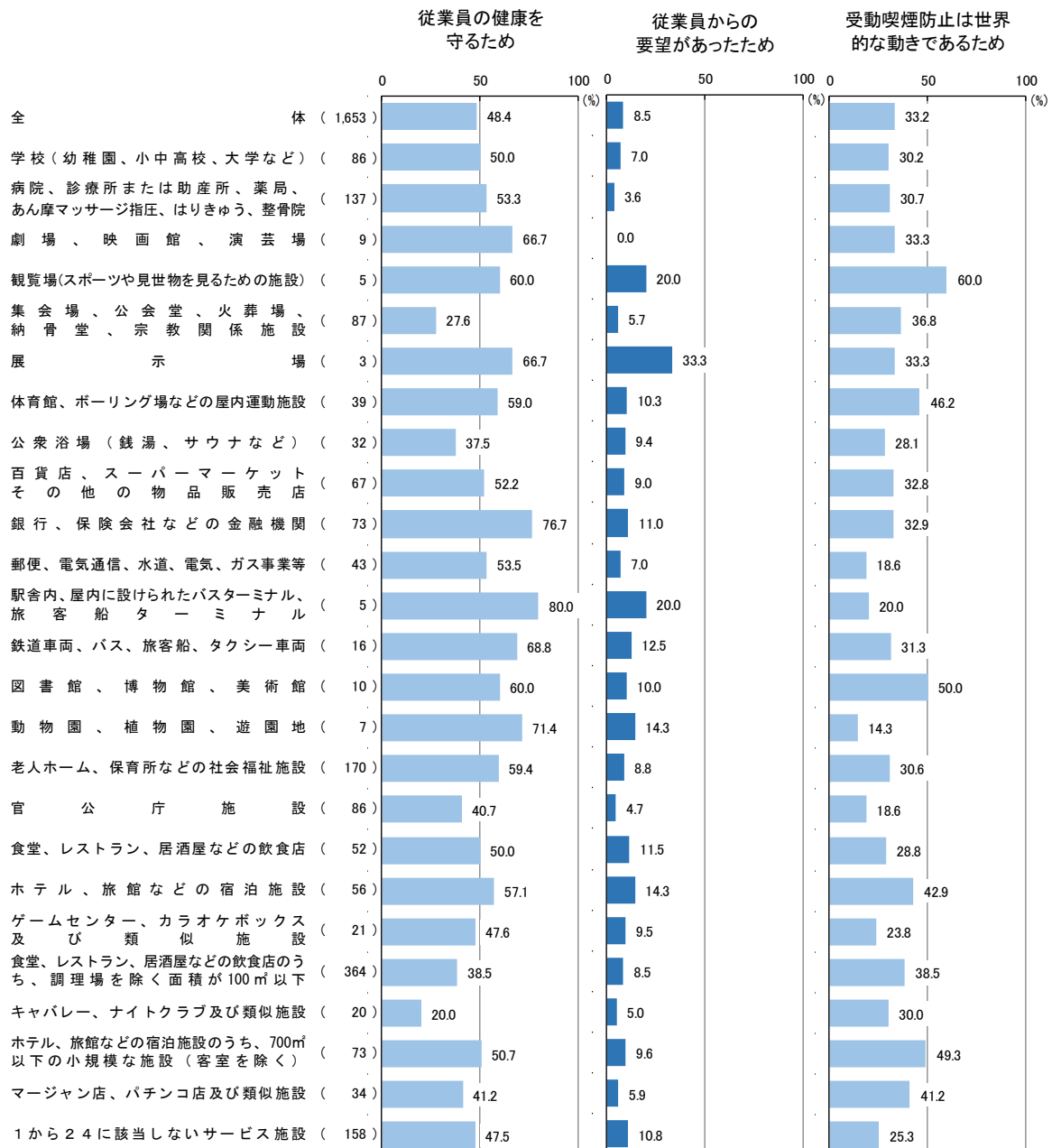
- ・「利用客の健康を守るため」は“老人ホーム、保育所などの社会福祉施設”（78.8%）が8割近くと最も高く、次いで“病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院”（75.2%）、“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店”（73.1%）となっている。
- ・「利用客により良いサービスを提供するため」は“ホテル、旅館などの宿泊施設”（82.1%）が8割を超えて最も高く、次いで“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設”（61.0%）、“ホテル、旅館などの宿泊施設のうち、700㎡以下の小規模な施設（客室を除く）”（60.3%）となっている。
- ・「利用客からの要望があったため」は“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店”（26.9%）が最も高く、次いで“ホテル、旅館などの宿泊施設”（25.0%）、“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設”（23.9%）となっている。

図表4-6-2 受動喫煙防止対策に取り組む理由【業種別】



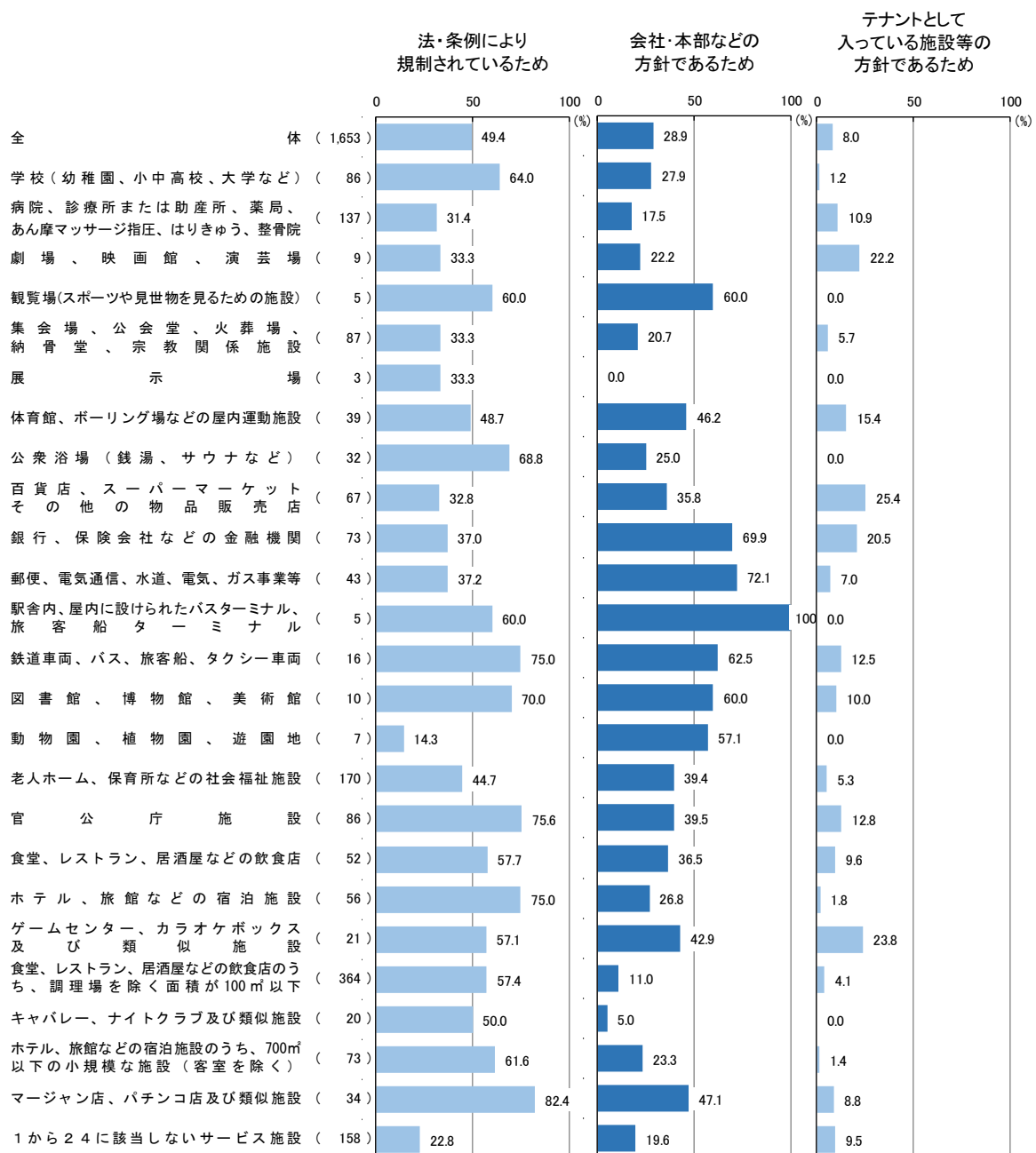
- ・「従業員の健康を守るため」は“銀行、保険会社などの金融機関”（76.7%）が7割半ばと最も高く、次いで“老人ホーム、保育所などの社会福祉施設”（59.4%）、“ホテル、旅館などの宿泊施設”（57.1%）となっている。
- ・「従業員からの要望があったため」は“ホテル、旅館などの宿泊施設”（14.3%）が最も高く、次いで“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店”（11.5%）、“銀行、保険会社などの金融機関”（11.0%）となっている。
- ・「受動喫煙防止は世界的な動きであるため」は“ホテル、旅館などの宿泊施設のうち、700㎡以下の小規模な施設（客室を除く）”（49.3%）が5割近くと最も高く、次いで“ホテル、旅館などの宿泊施設”（42.9%）、“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設”（38.5%）となっている。

図表4-6-3 受動喫煙防止対策に取り組む理由【業種別】



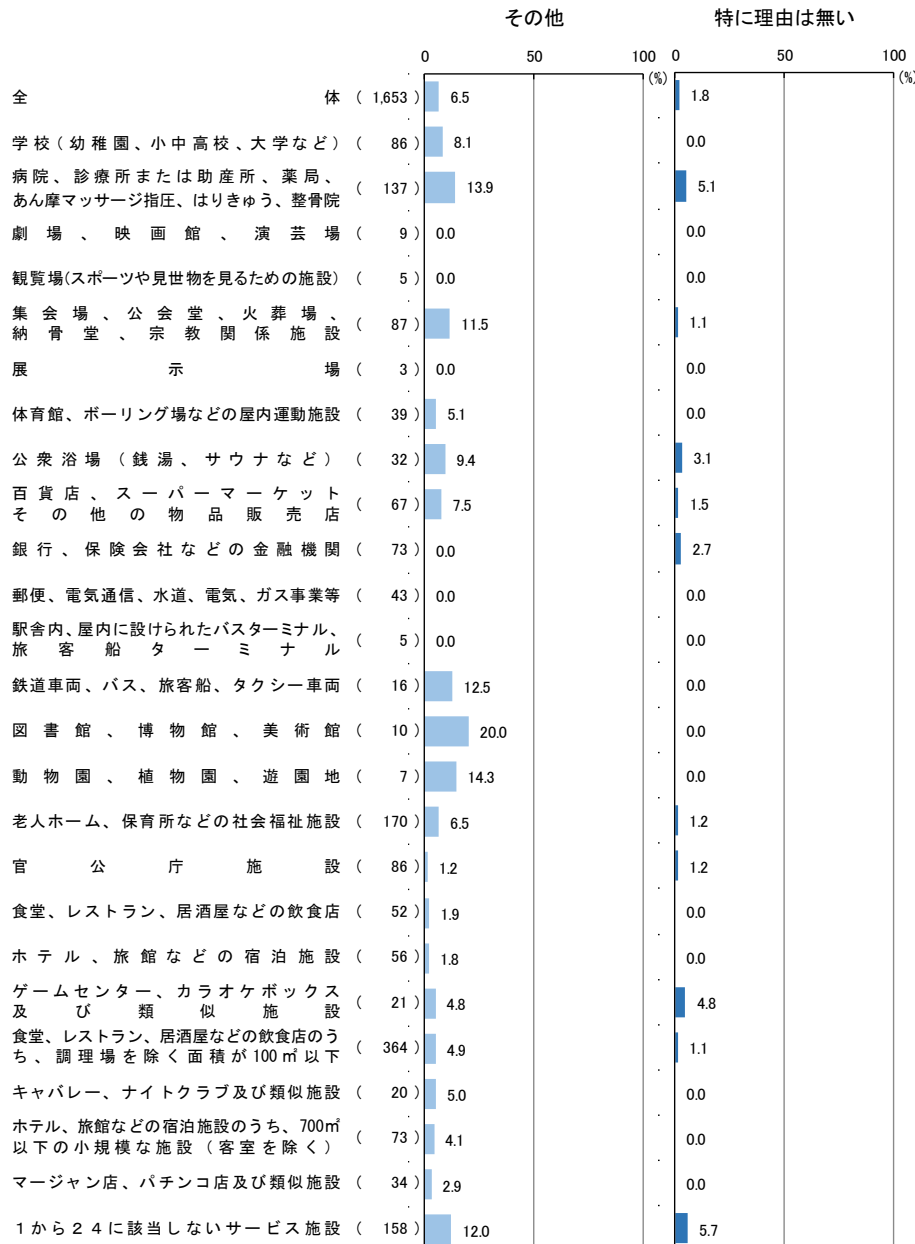
- ・「法・条例により規制されているため」は“官公庁施設”（75.6%）が7割半ばと最も高く、次いで“ホテル、旅館などの宿泊施設”（75.0%）、“学校（幼稚園、小中高校、大学など）”（64.0%）となっている。
- ・「会社・本部などの方針であるため」は“銀行、保険会社などの金融機関”（69.9%）が7割近くと最も高く、次いで“官公庁施設”（39.5%）、“老人ホーム、保育所などの社会福祉施設”（39.4%）となっている。
- ・「テナントとして入っている施設等の方針であるため」は“百貨店、スーパーマーケットその他の物品販売店”（25.4%）が最も高く、次いで“銀行、保険会社などの金融機関”（20.5%）、“官公庁施設”（12.8%）となっている。

図表4-6-4 受動喫煙防止対策に取り組む理由【業種別】



- ・「その他」は“病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院”（13.9%）が最も高く、次いで“集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設”（11.5%）、“学校（幼稚園、小中高校、大学など）”（8.1%）となっている。
- ・「特に理由は無い」は“病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院”（5.1%）が最も高く、次いで“銀行、保険会社などの金融機関”（2.7%）、“百貨店、スーパーマーケットその他の物品販売店”（1.5%）となっている。

図表 4-6-5 受動喫煙防止対策に取り組む理由【業種別】



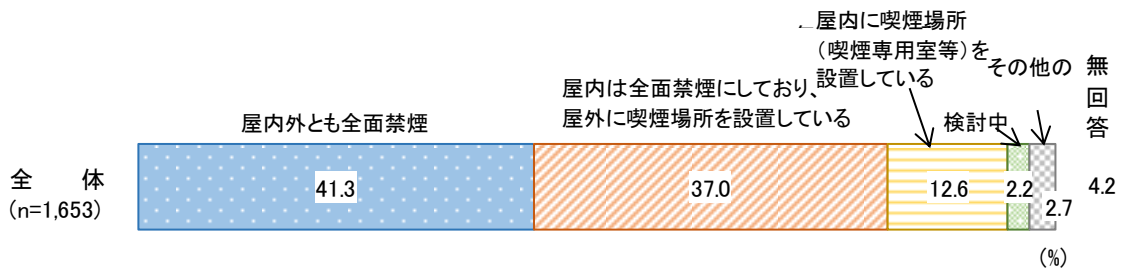
(3) 施設内における受動喫煙防止対策について

(問5で「1 受動喫煙防止対策に取り組んでいる」を選択した方に)

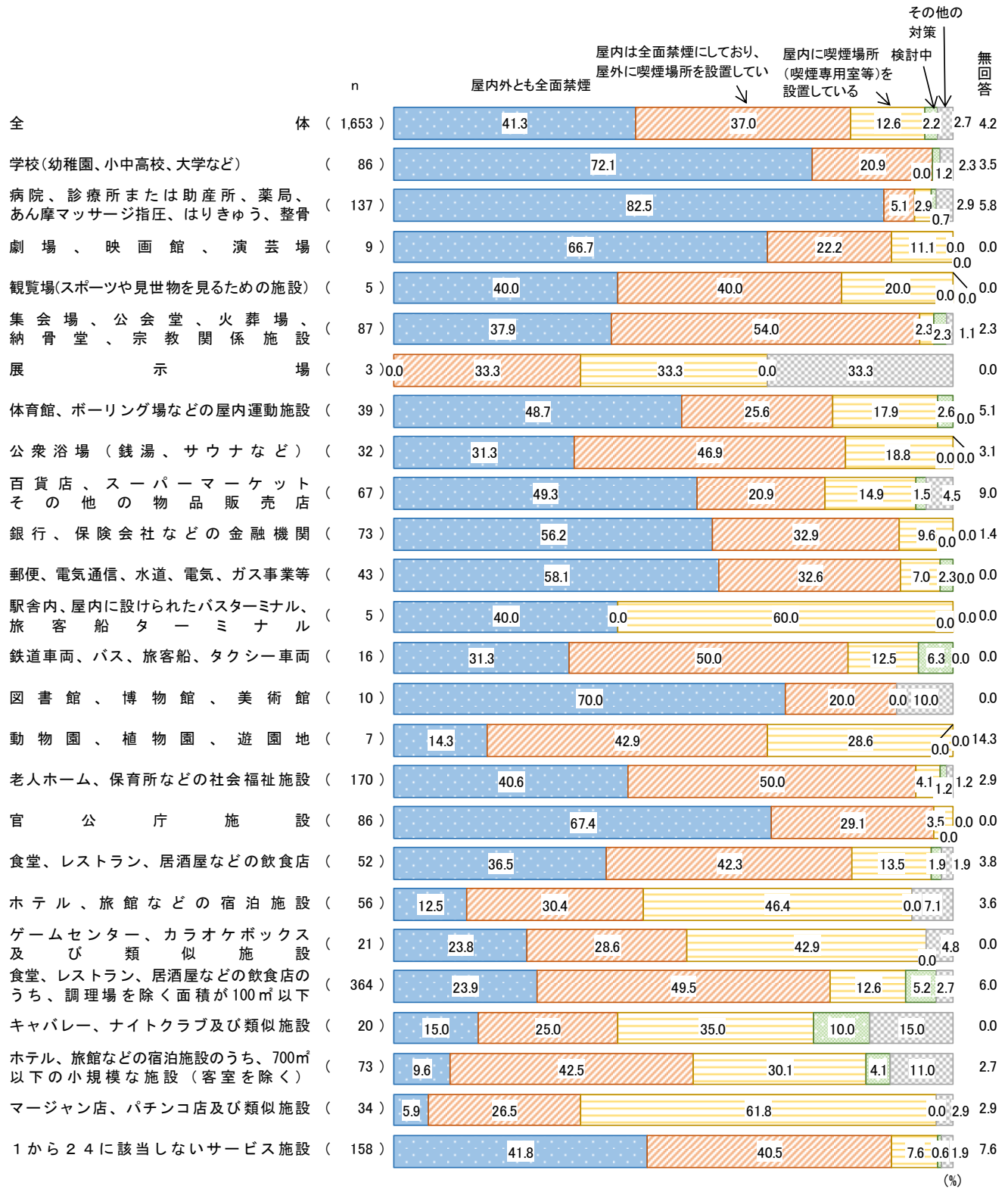
問7 現在の貴施設の施設内における受動喫煙防止対策について、次の中からあてはまるものを1つ選んでください。(〇は1つ)

- ・現在の施設内における受動喫煙防止対策について、あてはまるもの尋ねたところ、「屋内外とも全面禁煙」(41.3%)が4割を超えて最も高く、次いで「屋内は全面禁煙にしており、屋外に喫煙場所を設置している」(37.0%)、「屋内に喫煙場所(喫煙専用室等)を設置している」(12.6%)となっている。
- ・業種別にみると、「屋内外とも全面禁煙」は“病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院”(82.5%)で最も高く、次いで“学校(幼稚園、小中高校、大学など)”(72.1%)、「官公庁施設」(67.4%)となっている。

図表4-7-1 施設内における受動喫煙防止対策について【全体】



図表 4-7-2 施設内における受動喫煙防止対策について【業種別】



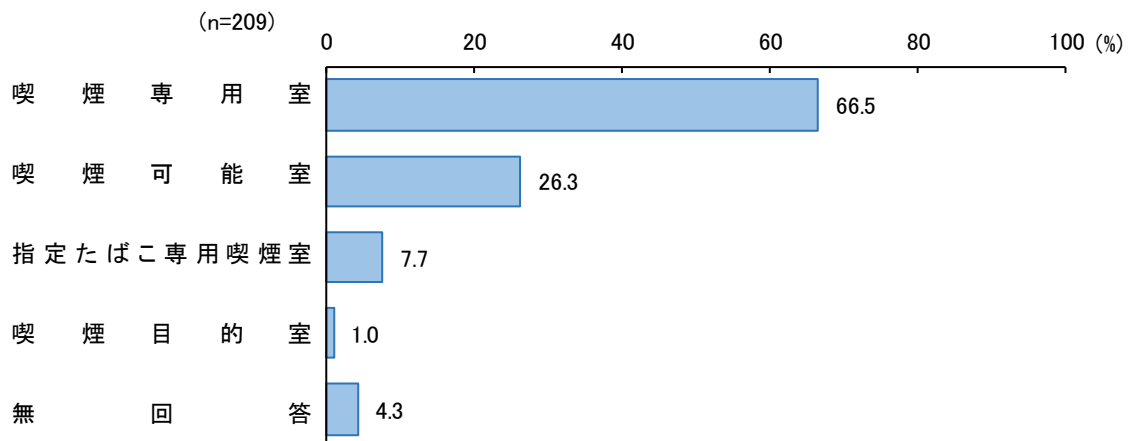
(4) 設置している屋内禁煙室の種類

(問7で「3 屋内に喫煙場所(喫煙専用室等)を設置している」を選択した方に)

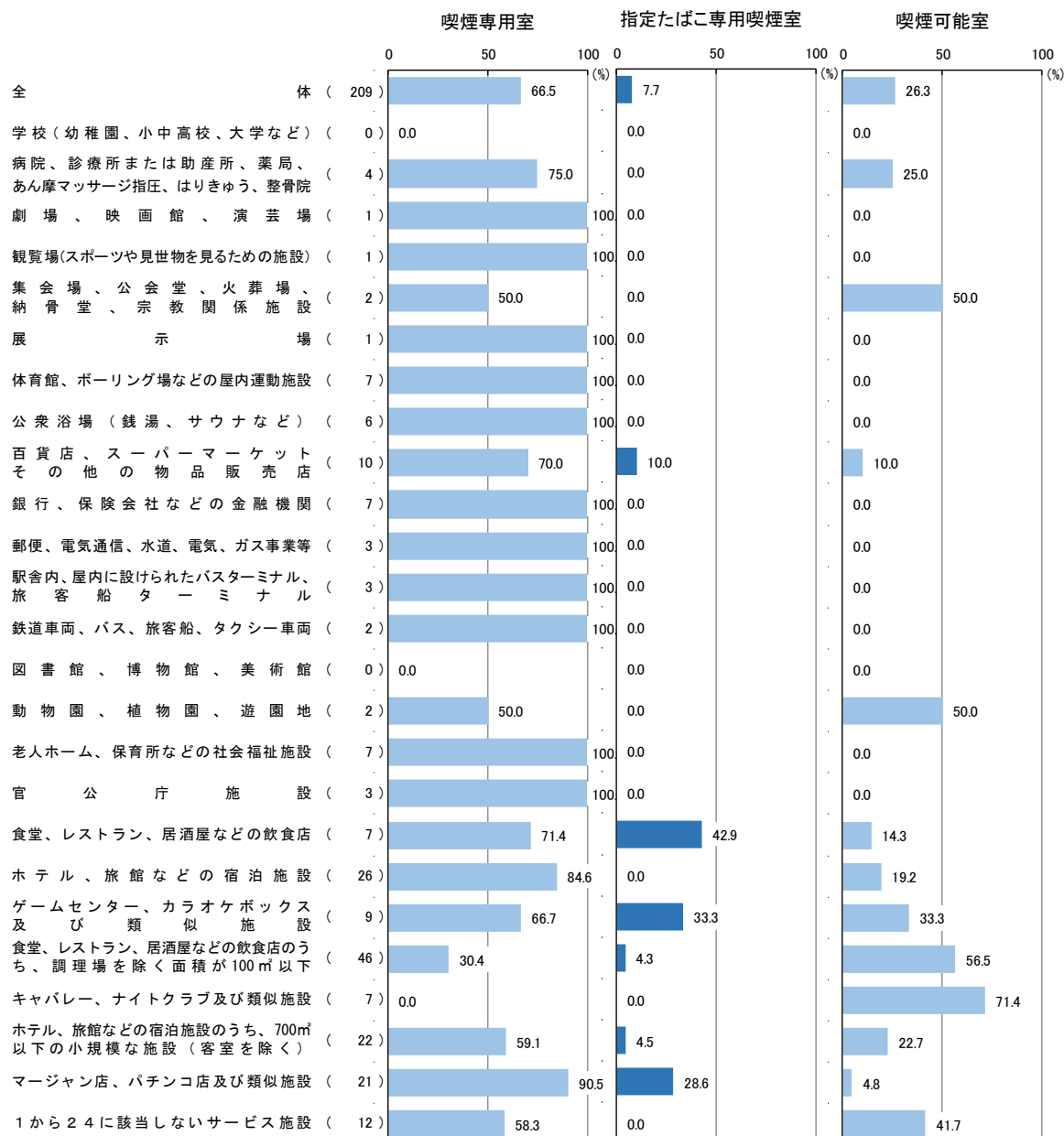
問8 貴施設で設置している屋内喫煙室の種類について、次の中からあてはまるものを選んでください。(〇はいくつでも)

- ・設置している屋内喫煙室の種類について、あてはまるもの尋ねたところ、「喫煙専用室」(66.5%)が6割半ばで最も高く、次いで「喫煙可能室」(26.3%)、「指定たばこ専用喫煙室」(7.7%)となっている。

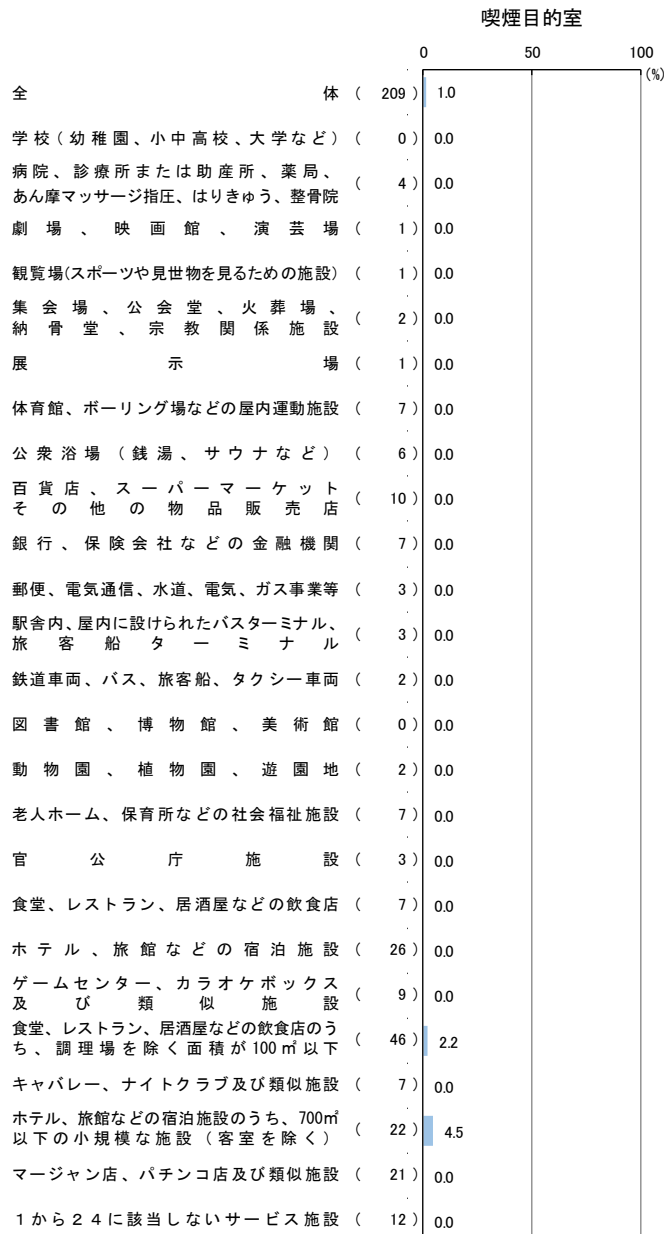
図表4-8-1 設置している屋内禁煙室の種類【全体】



図表 4-8-2 設置している屋内禁煙室の種類【業種別】



図表4-8-3 設置している屋内禁煙室の種類【業種別】



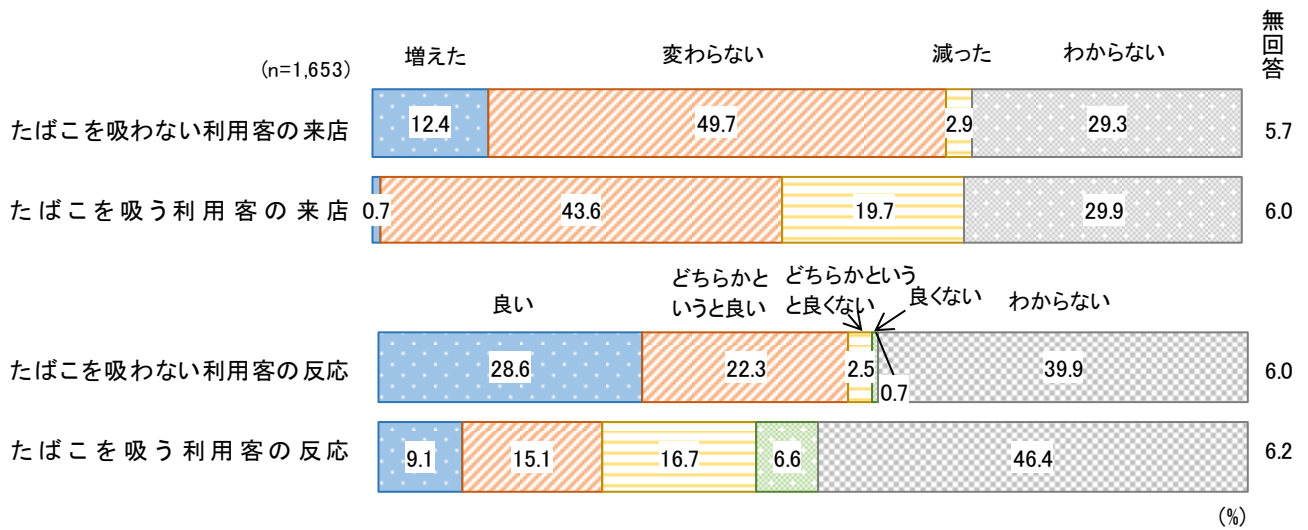
(5) 受動喫煙防止対策に対する利用客の利用状況や反応

(問5で「1 受動喫煙防止対策に取り組んでいる」を選択した方に)

問9 貴施設が受動喫煙防止対策に取り組んでからの利用客の利用状況や反応について、どのように感じていますか。次のア～エについて、それぞれ1つずつ選んでください。(1つの項目に○は1つ)

- ・受動喫煙防止対策に取り組んでからの利用客の利用状況や反応について、どのように感じているか尋ねたところ、「たばこを吸わない利用客の来店」は「変わらない」(49.7%)、「たばこを吸う利用客の来店」は「変わらない」(43.6%)、「たばこを吸わない利用客の反応」は「わからない」(39.9%)、「たばこを吸う利用客の反応」は「わからない」(46.4%)がそれぞれ最も高くなっている。

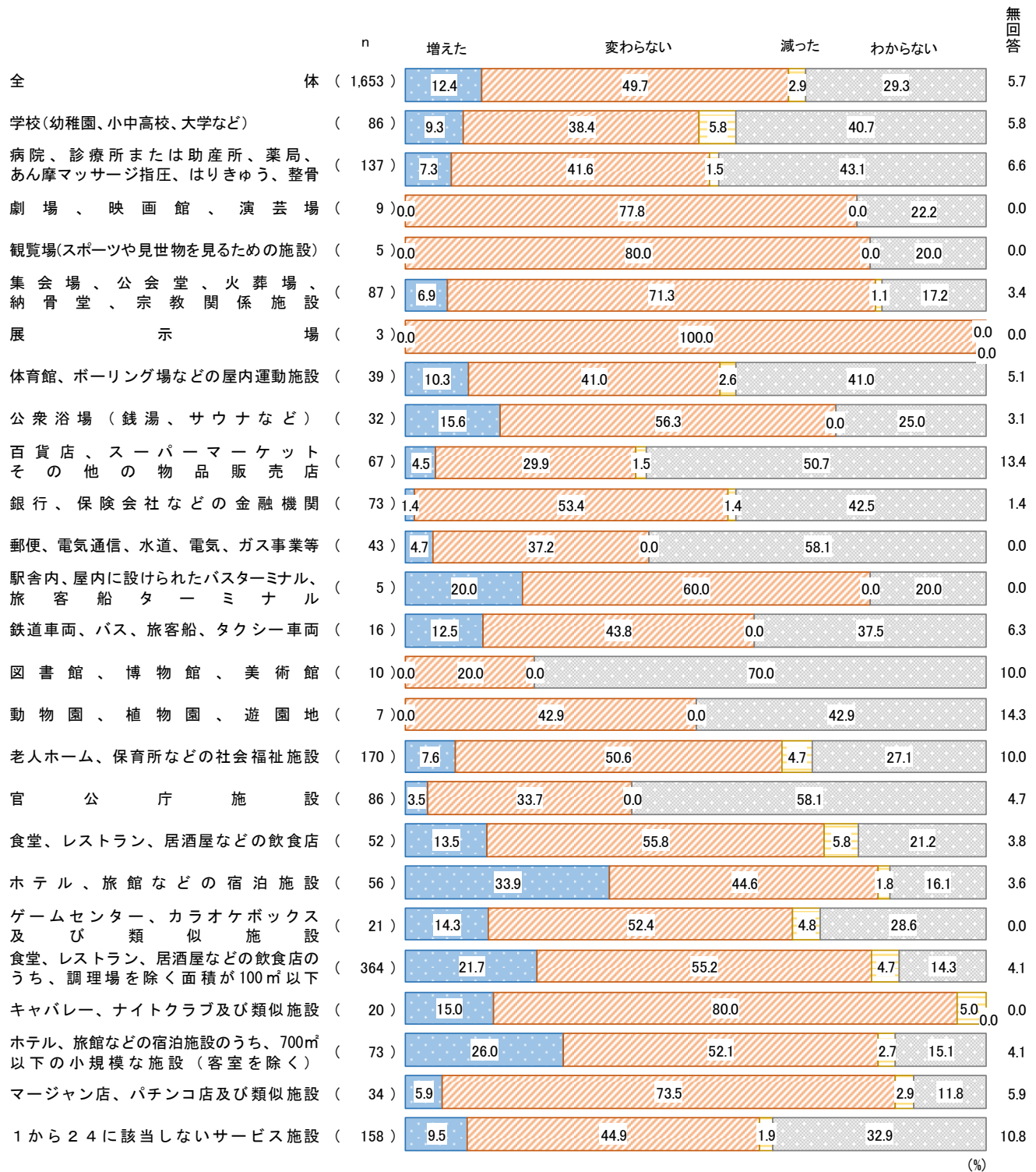
図表4-9-1 受動喫煙防止対策に対する利用客の利用状況や反応【全体】



(ア) たばこを吸わない利用客の来店

- ・業種別にみると、「増えた」は“ホテル、旅館などの宿泊施設”（33.9%）が3割を超えて最も高く、次いで“ホテル、旅館などの宿泊施設のうち、700㎡以下の小規模な施設（客室を除く）”（26.0%）、“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が100㎡以下”（21.7%）となっている。

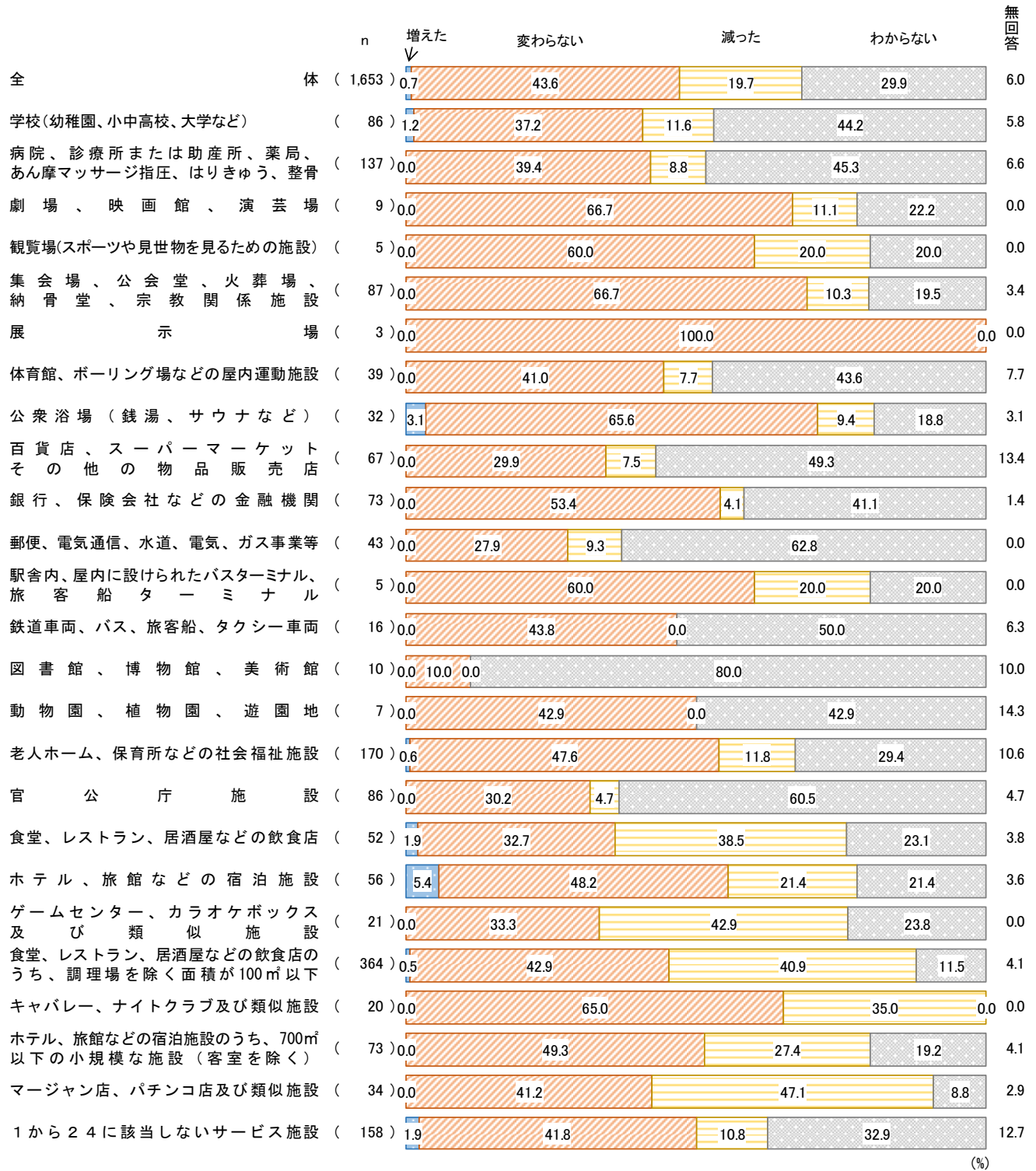
図表4-9-2 受動喫煙防止対策に対する利用客の利用状況や反応【業種別】



(イ) たばこを吸う利用客の来店

- ・業種別にみると、「減った」は“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が100㎡以下”（40.9%）が4割を超えて最も高く、次いで“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店”（38.5%）、“ホテル、旅館などの宿泊施設のうち、700㎡以下の小規模な施設（客室を除く）”（27.4%）となっている。

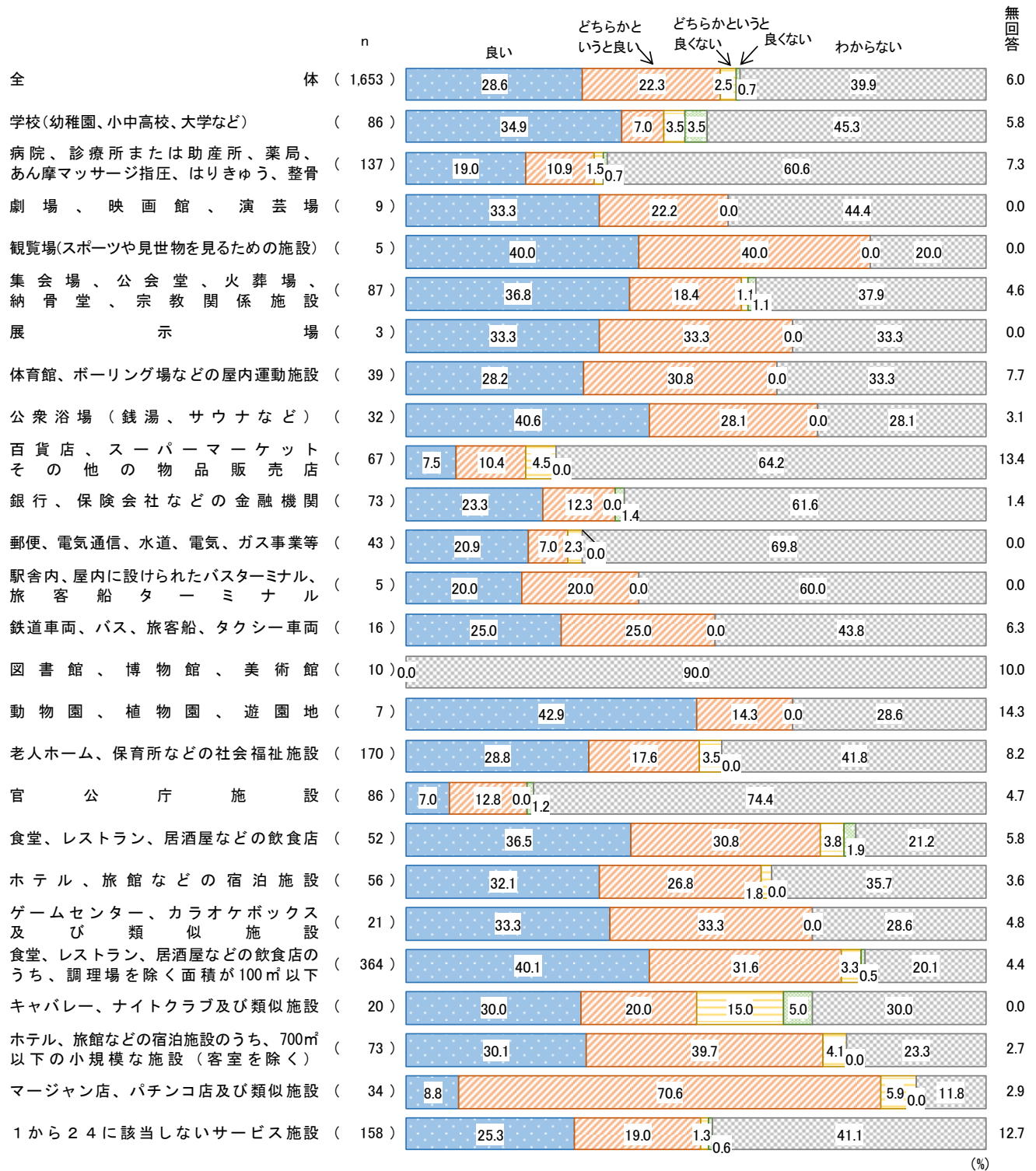
図表4-9-3 受動喫煙防止対策に対する利用客の利用状況や反応【業種別】



(ウ) たばこを吸わない利用客の反応

- ・業種別にみると、「良い」は“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が100㎡以下”（40.1%）が4割を超えて最も高く、次いで“集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設”（36.8%）、“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店”（36.5%）となっている。

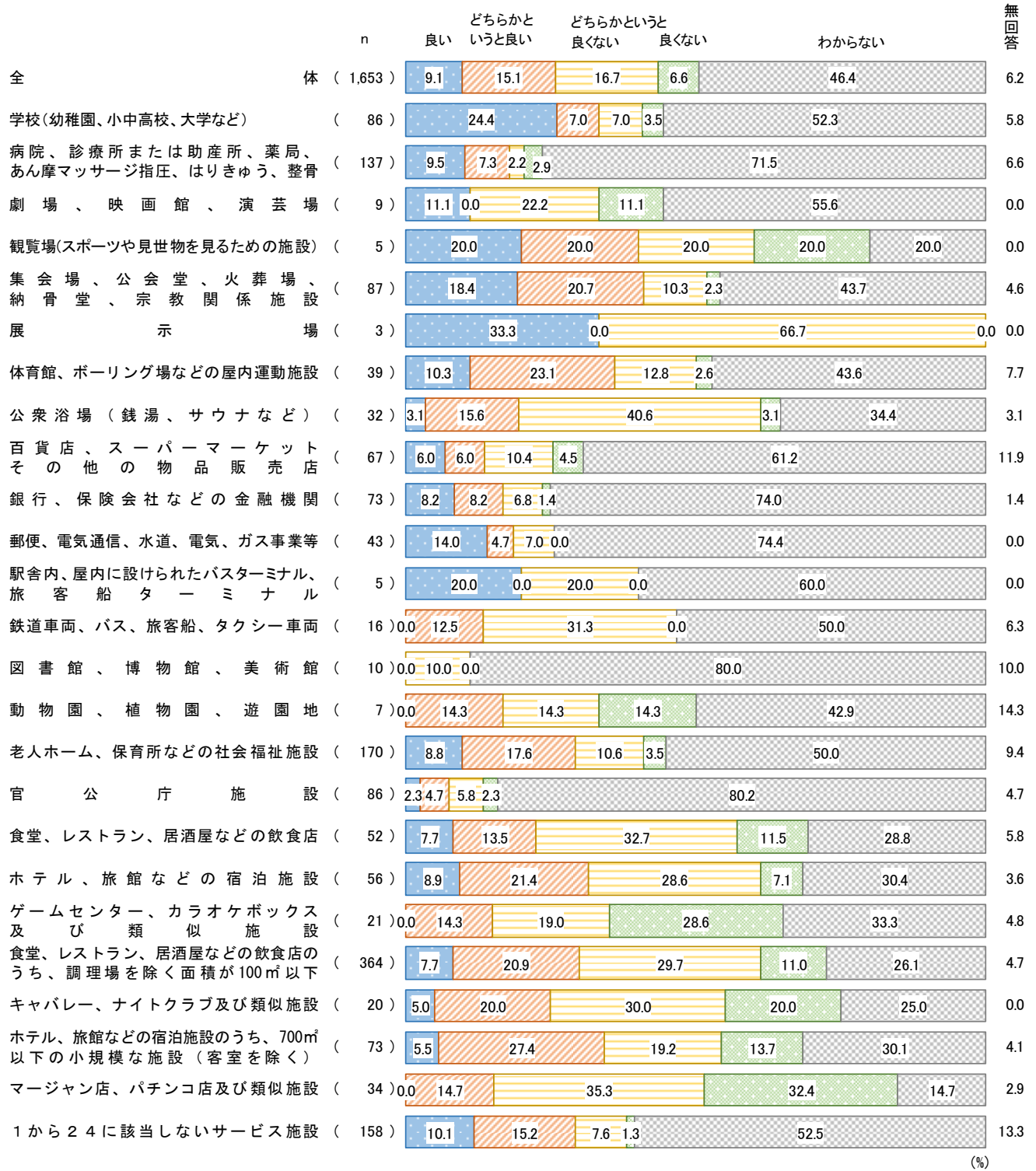
図表4-9-4 受動喫煙防止対策に対する利用客の利用状況や反応【業種別】



(エ) たばこを吸う利用客の反応

- ・業種別にみると、「良い」は“学校（幼稚園、小中高校、大学など）”（24.4%）が最も高く、次いで“集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設”（18.4%）、“ホテル、旅館などの宿泊施設”（21.4%）、“病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院”（9.5%）となっている。

図表4-9-5 受動喫煙防止対策に対する利用客の利用状況や反応【業種別】



3 受動喫煙防止対策についての考えや県に期待すること

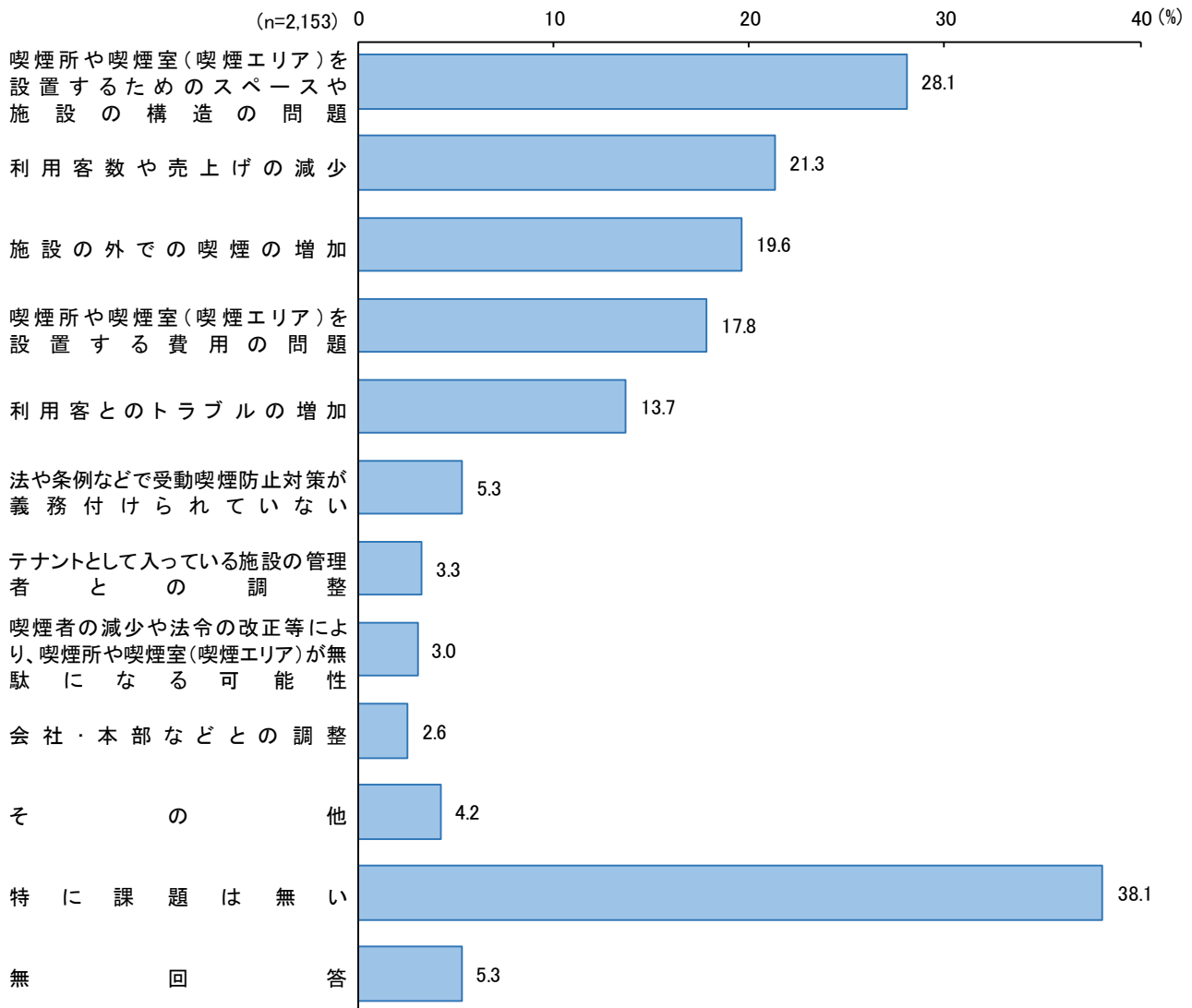
(1) 受動喫煙防止対策に取り組む上での課題

問10 貴施設が考える受動喫煙防止対策に取り組む上での課題は何ですか。

次の中からあてはまるものをすべて選んでください。(〇はいくつでも)

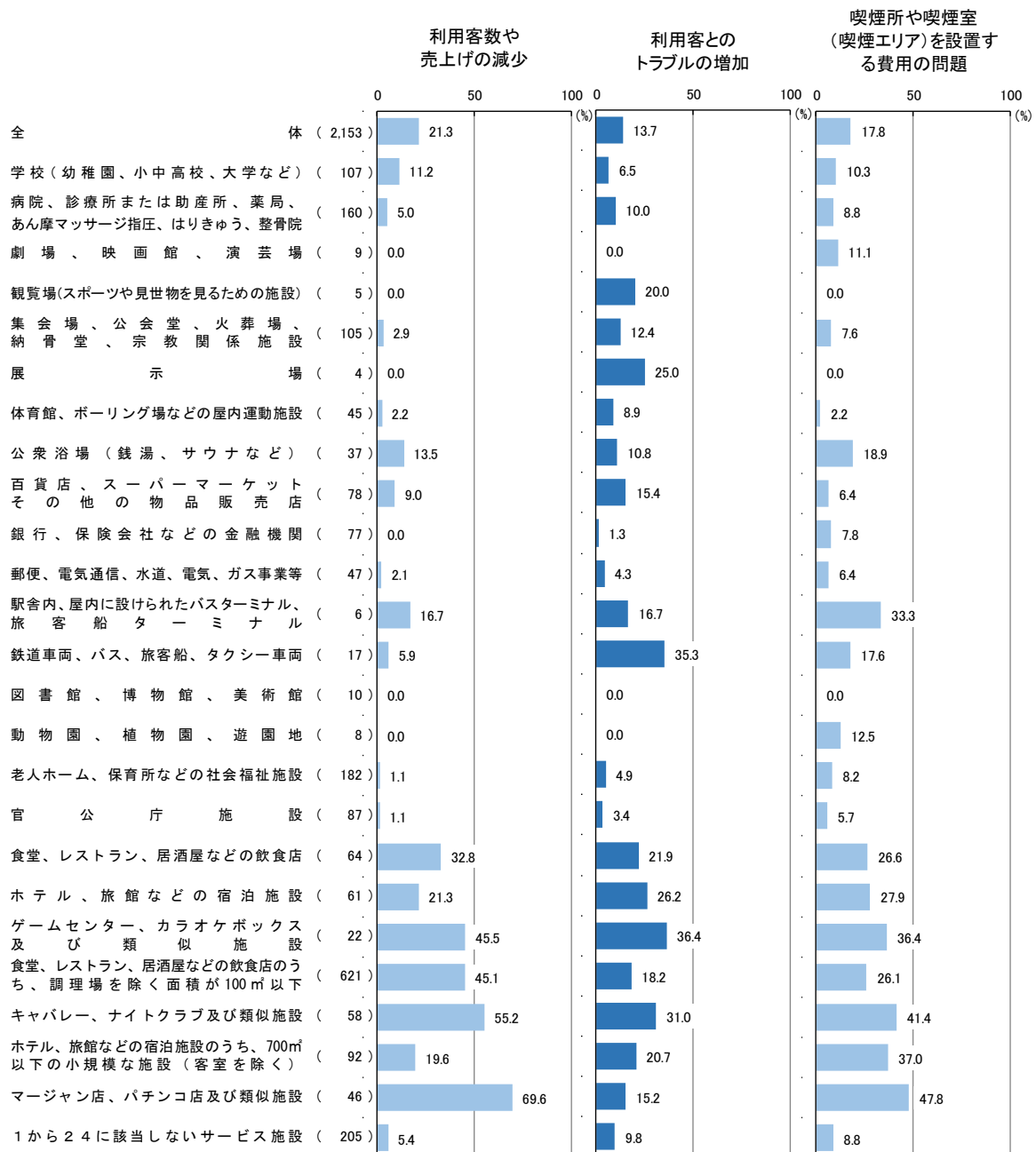
- ・各施設が考える受動喫煙防止対策に取り組む上での課題について尋ねたところ、「喫煙所や喫煙室（喫煙エリア）を設置するためのスペースや施設の構造の問題」（28.1%）が最も高く、次いで「利用客数や売上げの減少」（21.3%）、「施設の外での喫煙の増加」（19.6%）となっている。

図表4-10-1 受動喫煙防止対策に取り組む上での課題【全体】



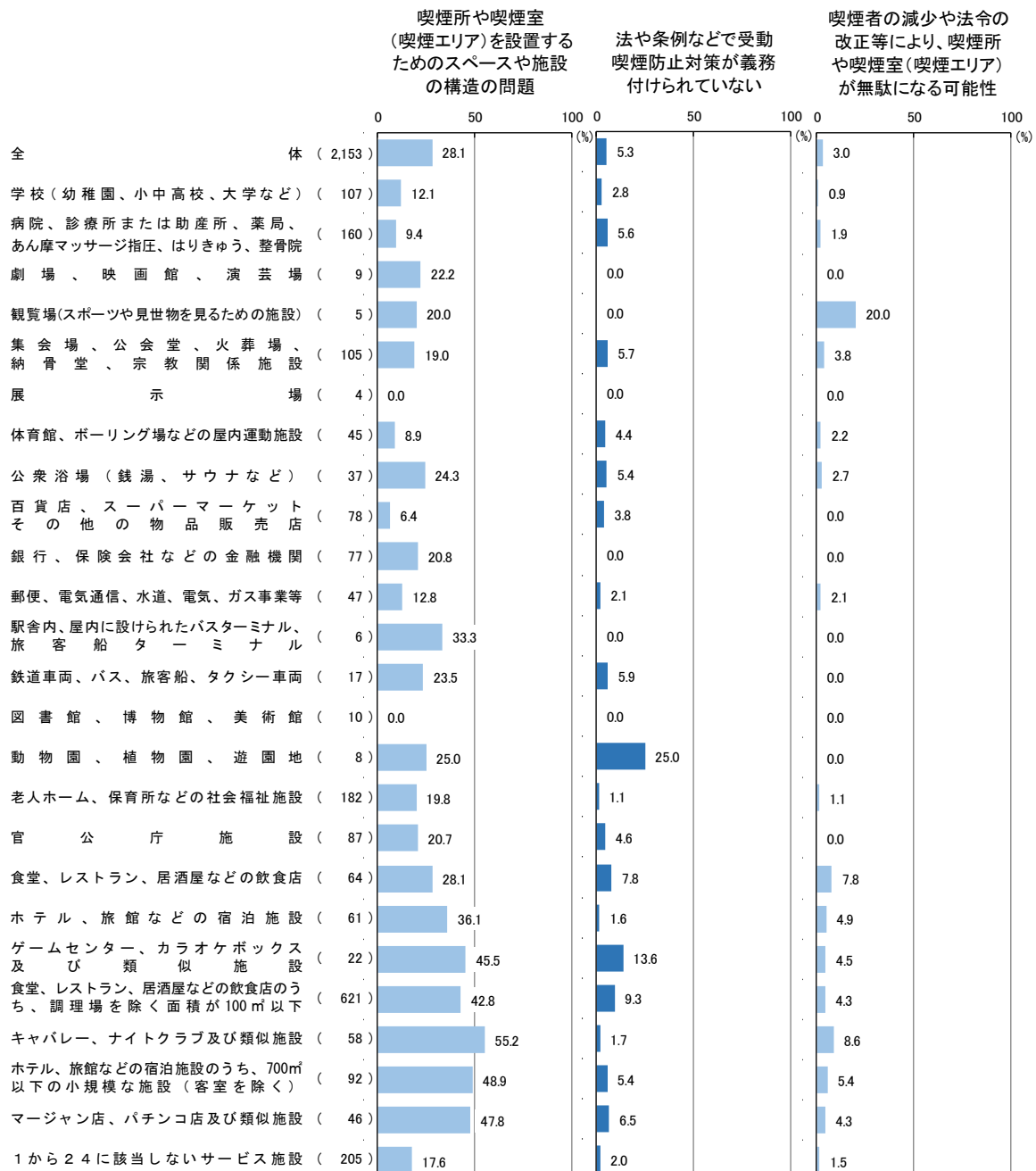
- ・「利用客数や売上げの減少」は“キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設”（55.2%）が5割半ばと最も高く、次いで“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設”（45.1%）、“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店”（32.8%）となっている。
- ・「利用客とのトラブルの増加」は“キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設”（31.0%）が3割を超えて最も高く、次いで“ホテル、旅館などの宿泊施設”（26.2%）、“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店”（21.9%）となっている。
- ・「喫煙所や喫煙室（喫煙エリア）を設置する費用の問題」は“キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設”（41.4%）が4割を超えて最も高く、次いで“ホテル、旅館などの宿泊施設のうち、700㎡以下の小規模な施設（客室を除く）”（37.0%）、“ホテル、旅館などの宿泊施設”（27.9%）となっている。

図表4-10-2 受動喫煙防止対策に取り組む上での課題【業種別】



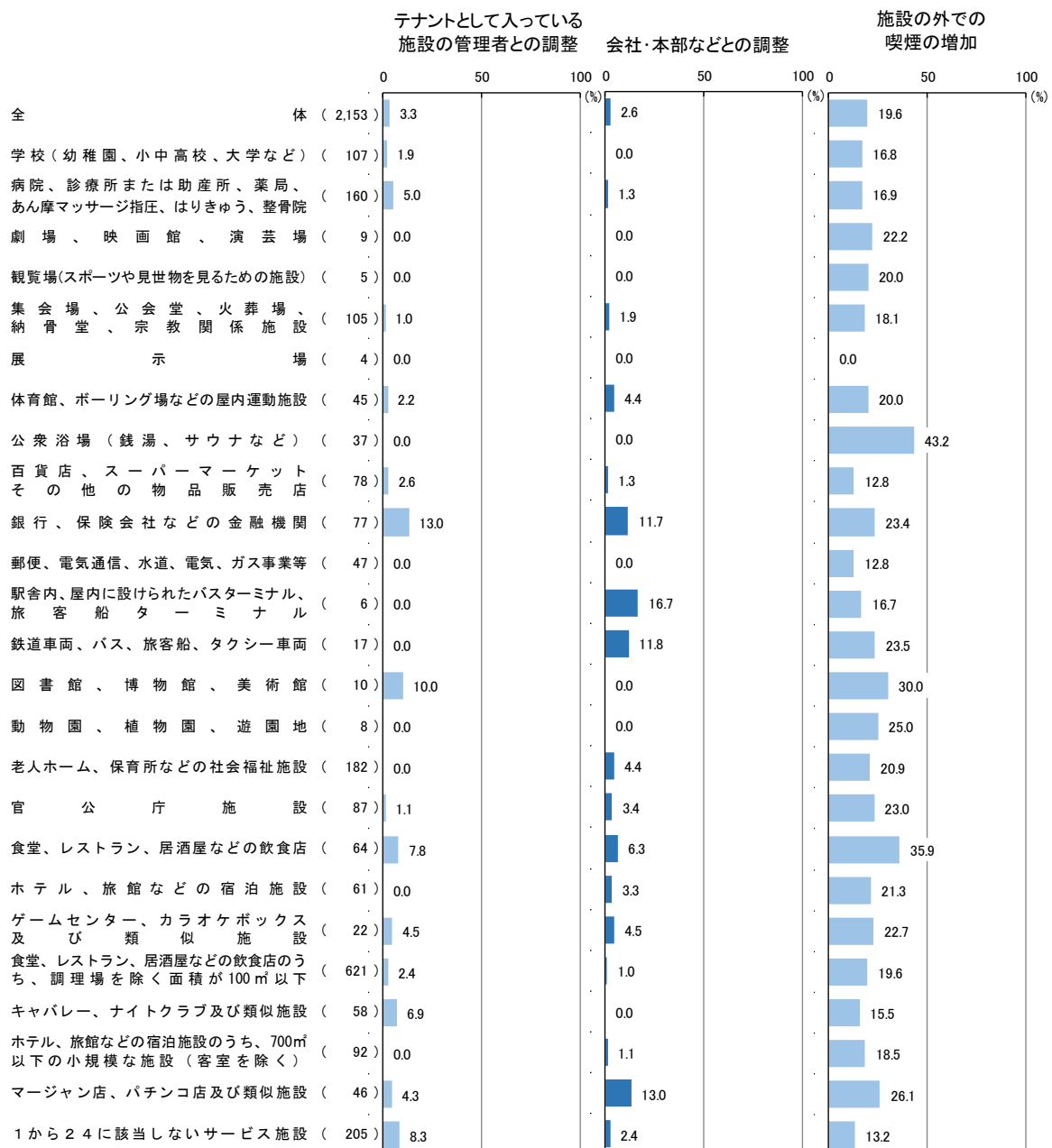
- ・「喫煙所や喫煙室（喫煙エリア）を設置するためのスペースや施設の構造の問題」は“キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設”（55.2%）が5割半ばと最も高く、次いで“ホテル、旅館などの宿泊施設のうち、700㎡以下の小規模な施設（客室を除く）”（48.9%）、“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設”（42.8%）となっている。
- ・「法や条例などで受動喫煙防止対策が義務付けられていない」は“集食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設”（9.3%）が最も高く、次いで“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店”（7.8%）、“集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設”（5.7%）となっている。
- ・「喫煙者の減少や法令の改正等により、喫煙所や喫煙室（喫煙エリア）が無駄になる可能性」は“集キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設”（8.6%）が最も高く、次いで“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店”（7.8%）、“ホテル、旅館などの宿泊施設のうち、700㎡以下の小規模な施設（客室を除く）”（5.4%）となっている。

図表4-10-3 受動喫煙防止対策に取り組む上での課題【業種別】



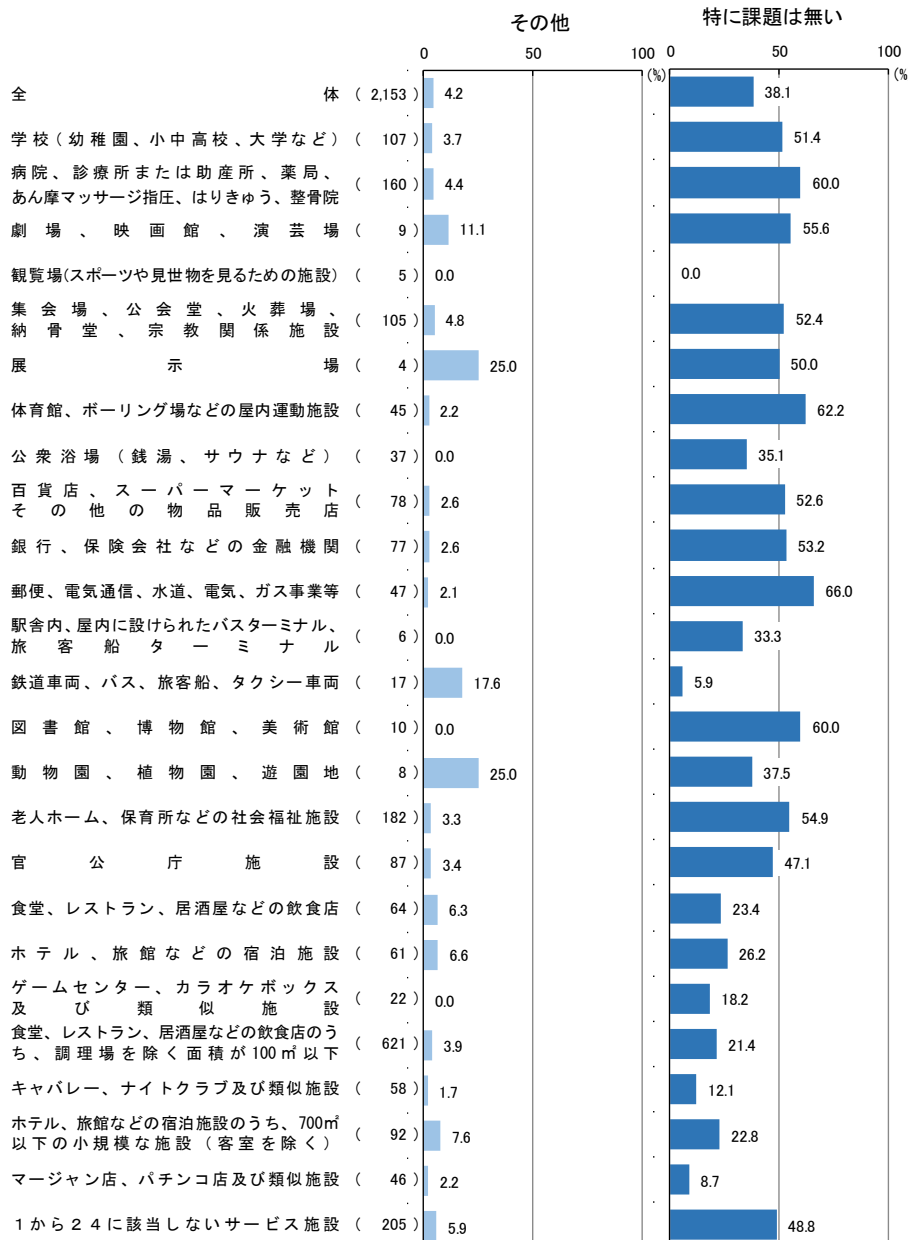
- ・「テナントとして入っている施設の管理者との調整」は“銀行、保険会社などの金融機関”（13.0%）が最も高く、次いで“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店”（7.8%）、“キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設”（6.9%）となっている。
- ・「会社・本部などとの調整」は“銀行、保険会社などの金融機関”（11.7%）が最も高く、次いで“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店”（6.3%）、“老人ホーム、保育所などの社会福祉施設”（4.4%）となっている。
- ・「施設の外での喫煙の増」は“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店”（35.9%）が3割半ばと最も高く、次いで“銀行、保険会社などの金融機関”（23.4%）、“官公庁施設”（23.0%）となっている。

図表4-10-4 受動喫煙防止対策に取り組む上での課題【業種別】



- ・「その他」は“ホテル、旅館などの宿泊施設のうち、700㎡以下の小規模な施設（客室を除く）”（7.6%）が最も高く、次いで“ホテル、旅館などの宿泊施設”（4.4%）、“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店”（6.3%）となっている。
- ・「特に課題は無い」は“病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院”（66.0%）が6割半ばと最も高く、次いで“老人ホーム、保育所などの社会福祉施設”（54.9%）、“銀行、保険会社などの金融機関”（53.2%）となっている。

図表 4-10-5 受動喫煙防止対策に取り組む上での課題【業種別】

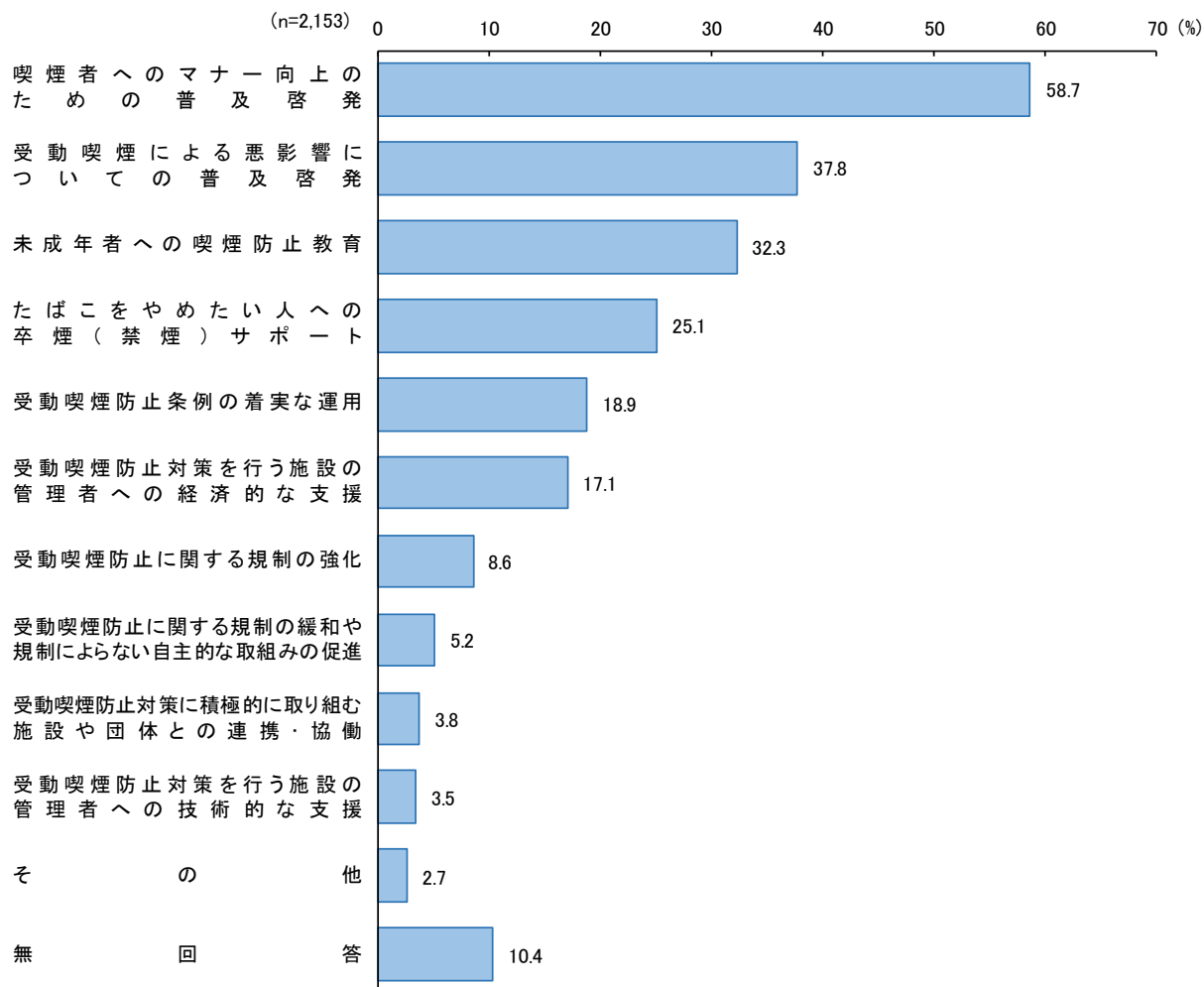


(2) 受動喫煙防止対策について県に期待すること

問 11 今後の受動喫煙防止対策について、県にどのようなことを期待しますか。
次の中から3つまで選んでください。(〇は3つまで)

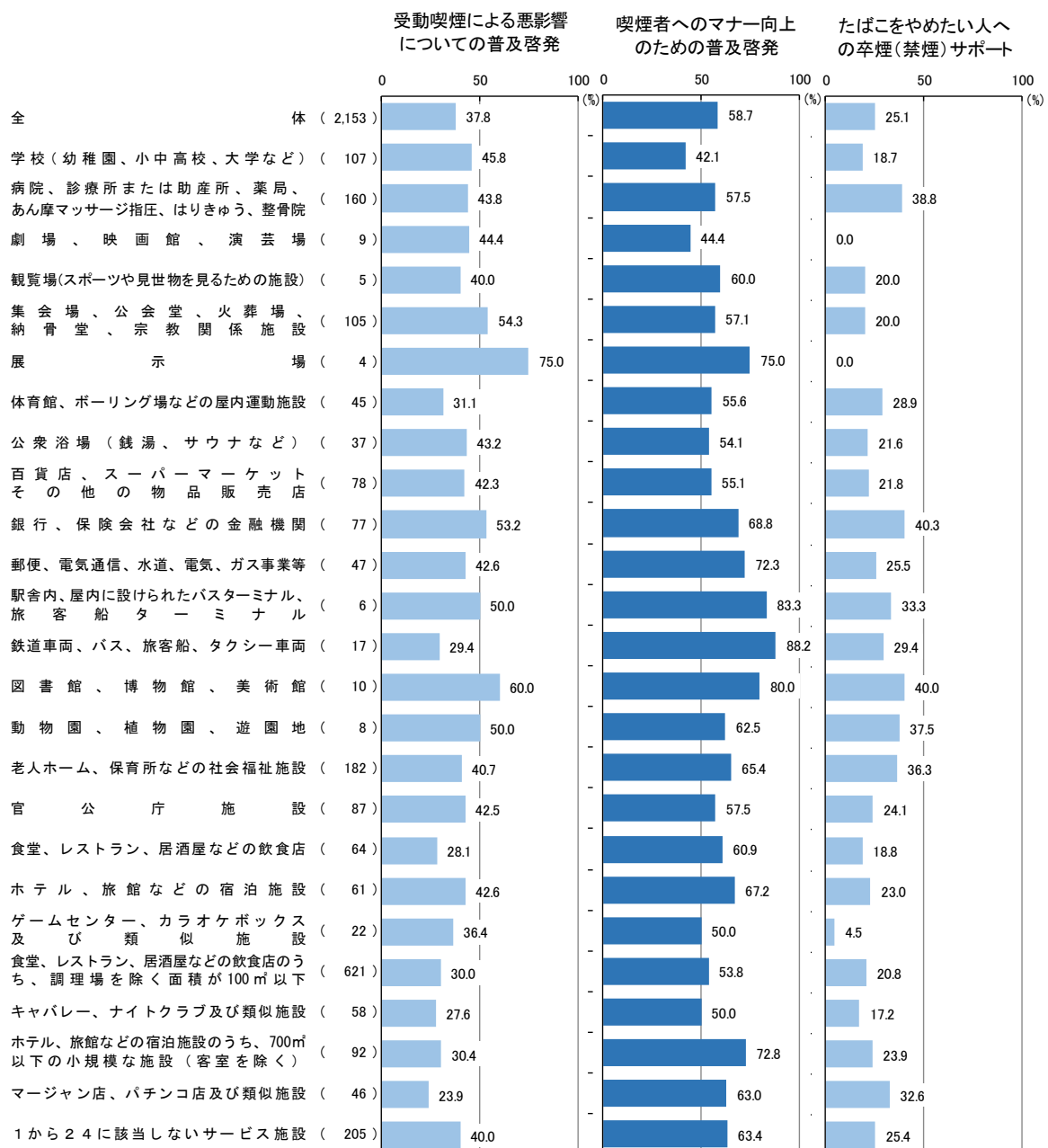
- ・今後の受動喫煙防止対策について、県にどのようなことを期待しているか尋ねたところ、「喫煙者へのマナー向上のための普及啓発」(58.7%)が6割近くと最も高く、次いで「受動喫煙による悪影響についての普及啓発」(37.8%)、「未成年者への喫煙防止教育」(32.3%)となっている。

図表 4-11-1 受動喫煙防止対策について県に期待すること【全体】



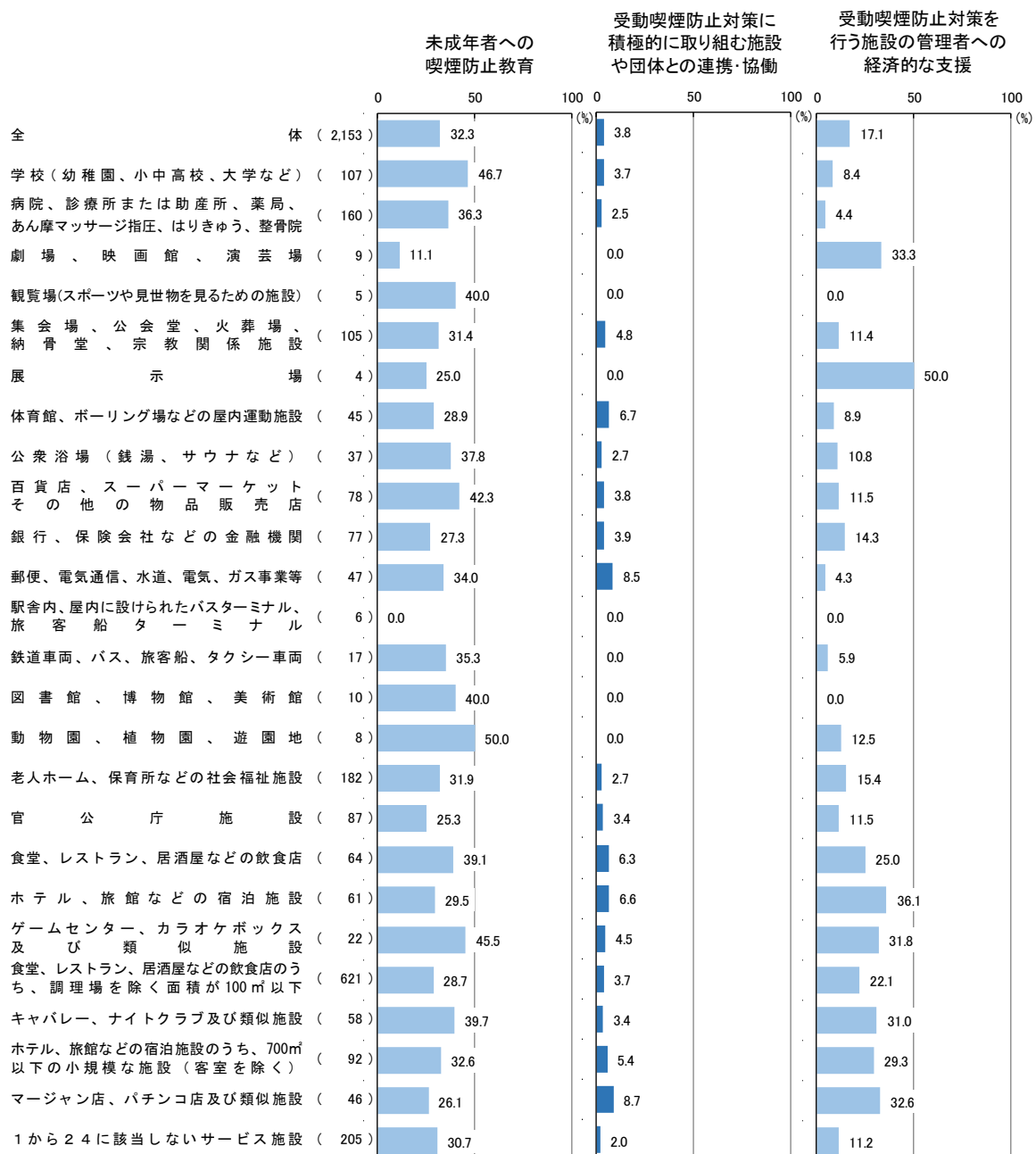
- ・「受動喫煙による悪影響についての普及啓発」は“集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設”（54.3%）が5割半ばと最も高く、次いで“銀行、保険会社などの金融機関”（53.2%）、“学校（幼稚園、小中高校、大学など）”（45.8%）となっている。
- ・「喫煙者へのマナー向上のための普及啓発」は“ホテル、旅館などの宿泊施設のうち、700㎡以下の小規模な施設（客室を除く）”（72.8%）が7割を超えて最も高く、次いで“銀行、保険会社などの金融機関”（68.8%）、“ホテル、旅館などの宿泊施設”（67.2%）となっている。
- ・「たばこをやめたい人への卒煙（禁煙）サポート」は“銀行、保険会社などの金融機関”（40.3%）が4割を超えて最も高く、次いで“病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院”（38.8%）、“老人ホーム、保育所などの社会福祉施設”（36.3%）となっている。

図表4-11-2 受動喫煙防止対策について県に期待すること【業種別】



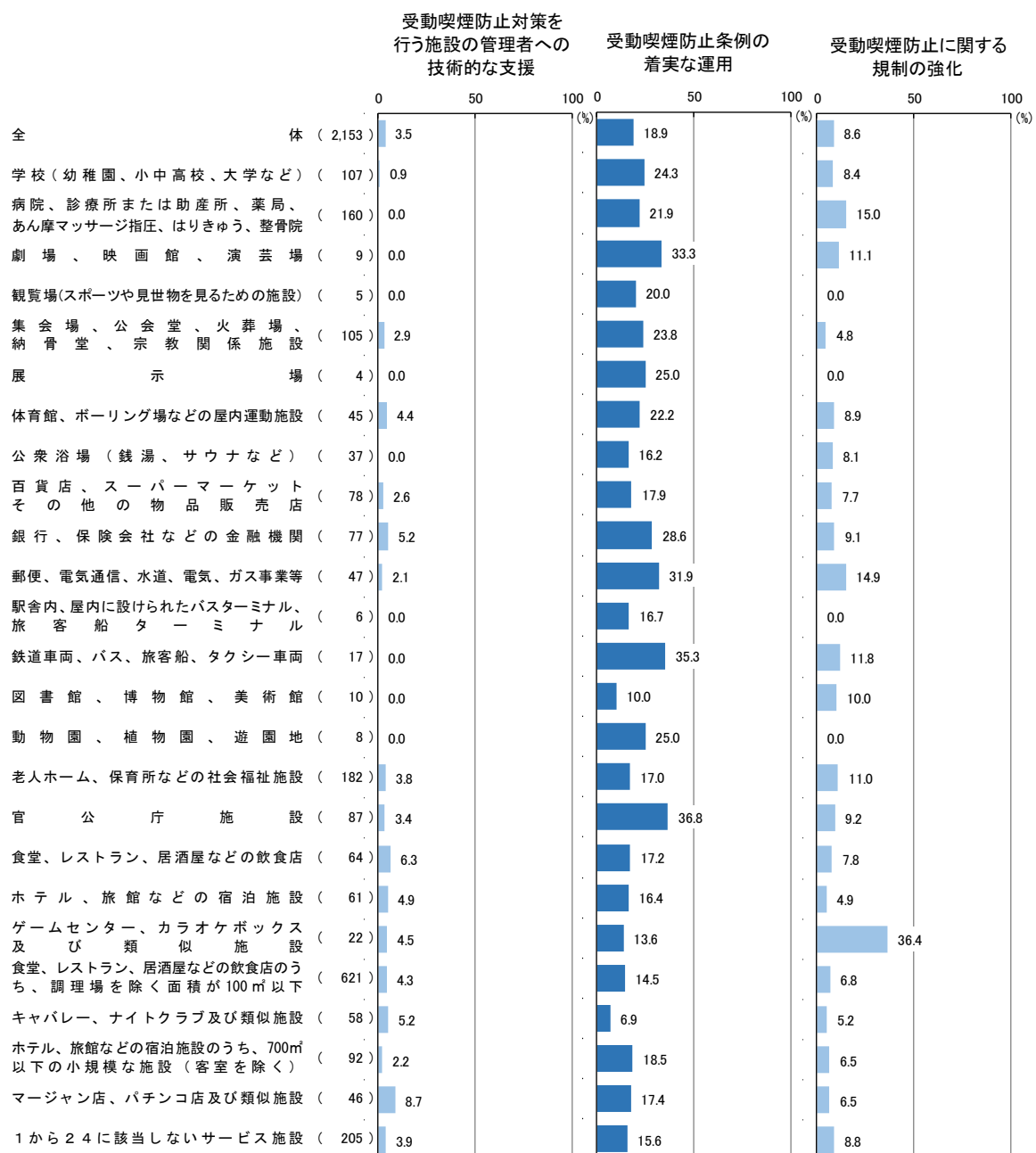
- ・「未成年者への喫煙防止教育」は“学校（幼稚園、小中高校、大学など）”（46.7%）が4割半ばと最も高く、次いで“百貨店、スーパーマーケットその他の物品販売店”（42.3%）、“キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設”（39.7%）となっている。
- ・「受動喫煙防止対策に積極的に取り組む施設や団体との連携・協働」は“ホテル、旅館などの宿泊施設”（6.6%）が最も高く、次いで“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店”（6.3%）、“ホテル、旅館などの宿泊施設のうち、700㎡以下の小規模な施設（客室を除く）”（5.4%）となっている。
- ・「受動喫煙防止対策を行う施設の管理者への経済的な支援」は“ホテル、旅館などの宿泊施設”（36.1%）が3割半ばと最も高く、次いで“キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設”（31.0%）、“ホテル、旅館などの宿泊施設のうち、700㎡以下の小規模な施設（客室を除く）”（29.3%）となっている。

図表4-11-3 受動喫煙防止対策について県に期待すること【業種別】



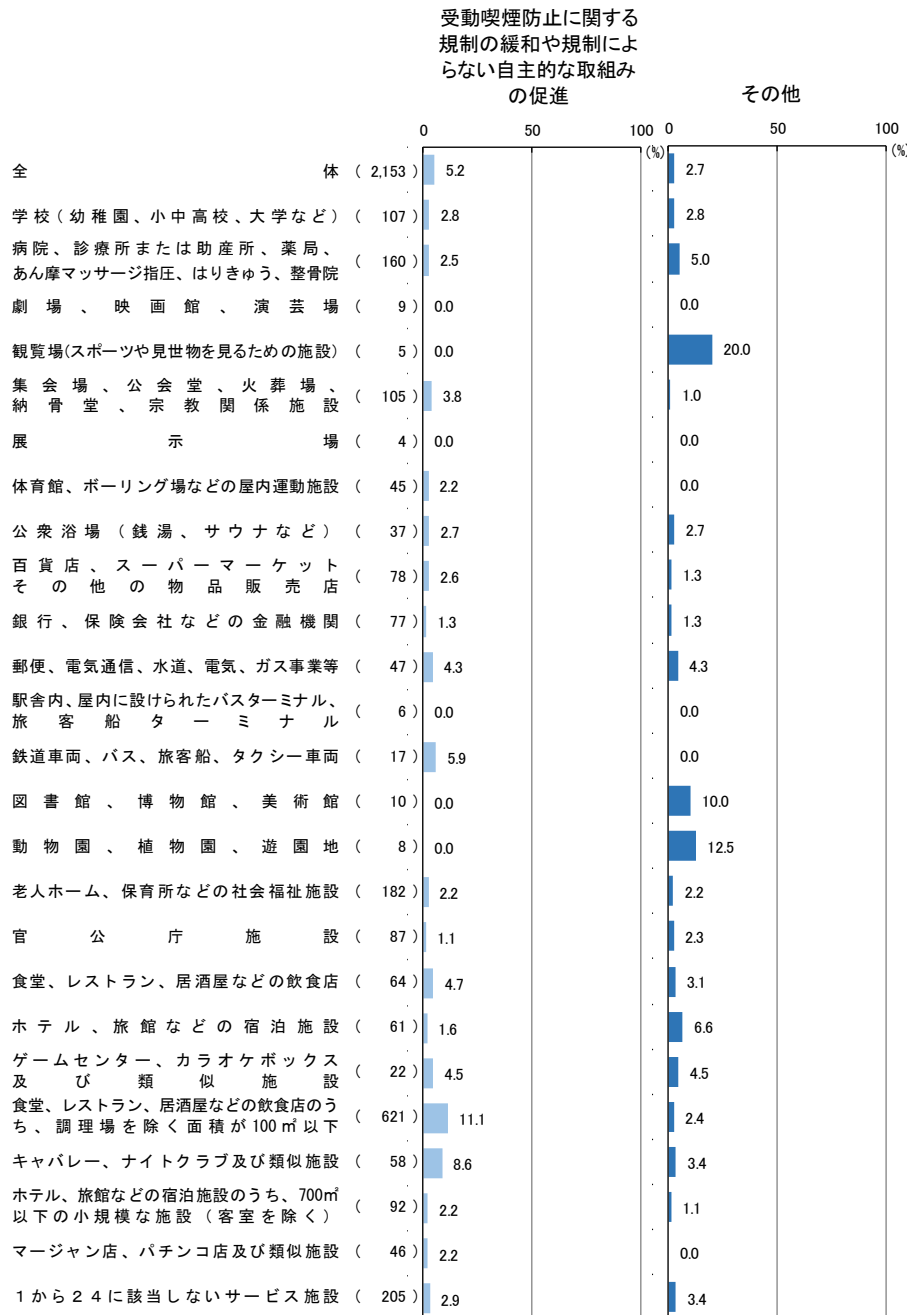
- ・「受動喫煙防止対策を行う施設の管理者への技術的な支援」は“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店”（6.3%）が最も高く、次いで“銀行、保険会社などの金融機関”（5.2%）、“キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設”（5.2%）となっている。
- ・「受動喫煙防止条例の着実な運用」は“官公庁施設”（36.8%）が3割半ばと最も高く、次いで“銀行、保険会社などの金融機関”（28.6%）、“学校（幼稚園、小中高校、大学など）”（24.3%）となっている。
- ・「受動喫煙防止に関する規制の強化」は“病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院”（15.0%）が最も高く、次いで“老人ホーム、保育所などの社会福祉施設”（11.0%）、“官公庁施設”（9.2%）となっている。

図表4-11-4 受動喫煙防止対策について県に期待すること【業種別】



- ・「受動喫煙防止に関する規制の緩和や規制によらない自主的な取組みの促進」は“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設”（11.1%）が最も高く、次いで“キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設”（8.6%）、“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店”（4.7%）となっている。
- ・「その他」は“ホテル、旅館などの宿泊施設”（6.6%）が最も高く、次いで“病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院”（5.0%）、“キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設”（3.4%）となっている。

図表4-11-5 受動喫煙防止対策について県に期待すること【業種別】



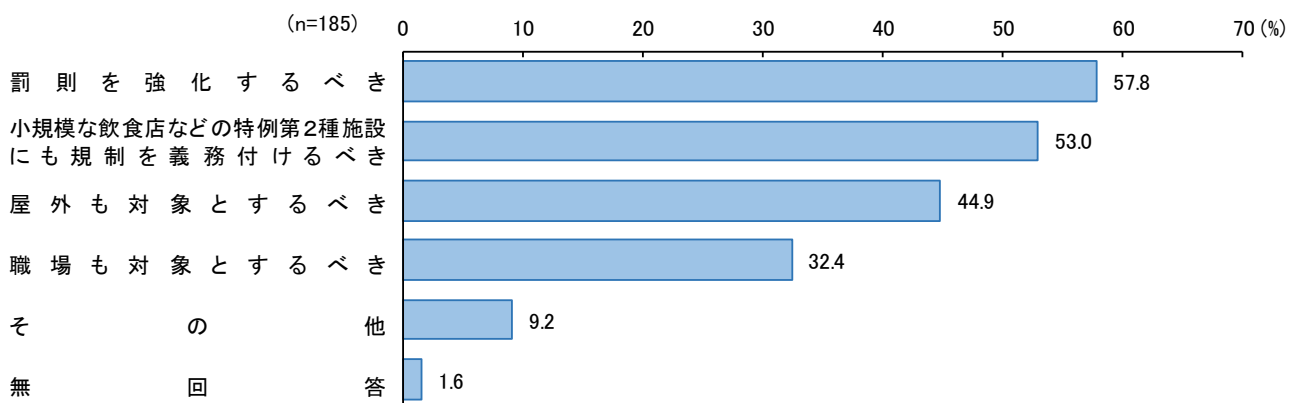
(3) 受動喫煙防止に関する規制について強化すべきこと

(問11で「9 受動喫煙防止に関する規制の強化」を選択した方に)

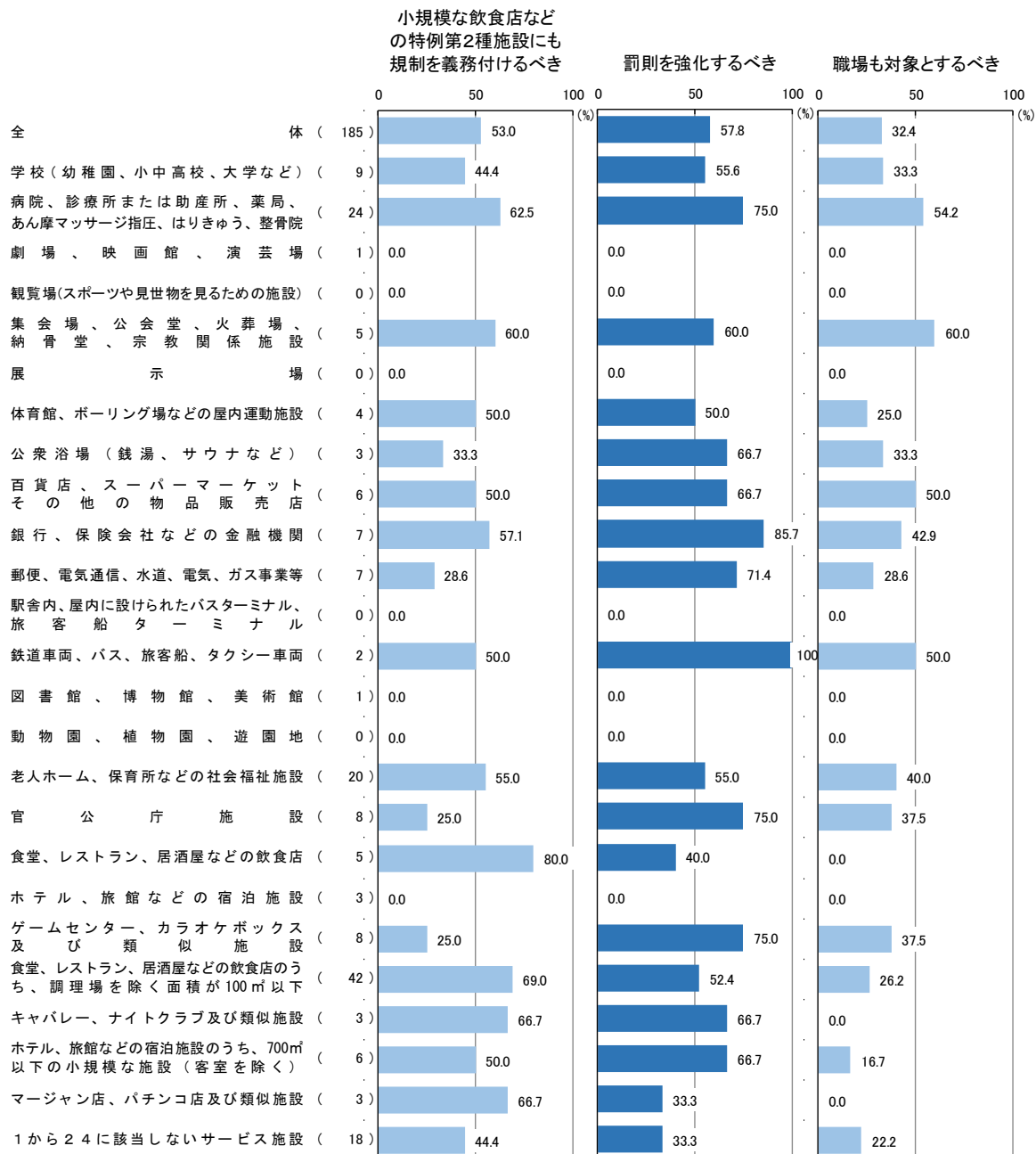
問12 あなたは受動喫煙防止に関する規制について、どのように強化すべきだと思いますか。
あてはまるものをすべて選んでください。(〇はいくつでも)

- ・受動喫煙防止に関する規制について、どのように強化すべきか尋ねたところ、「罰則を強化すべき」(57.8%)が5割半ばと最も高く、次いで「小規模な飲食店などの特例第2種施設にも規制を義務付けるべき」(53.0%)、「屋外も対象とするべき」(44.9%)となっている。

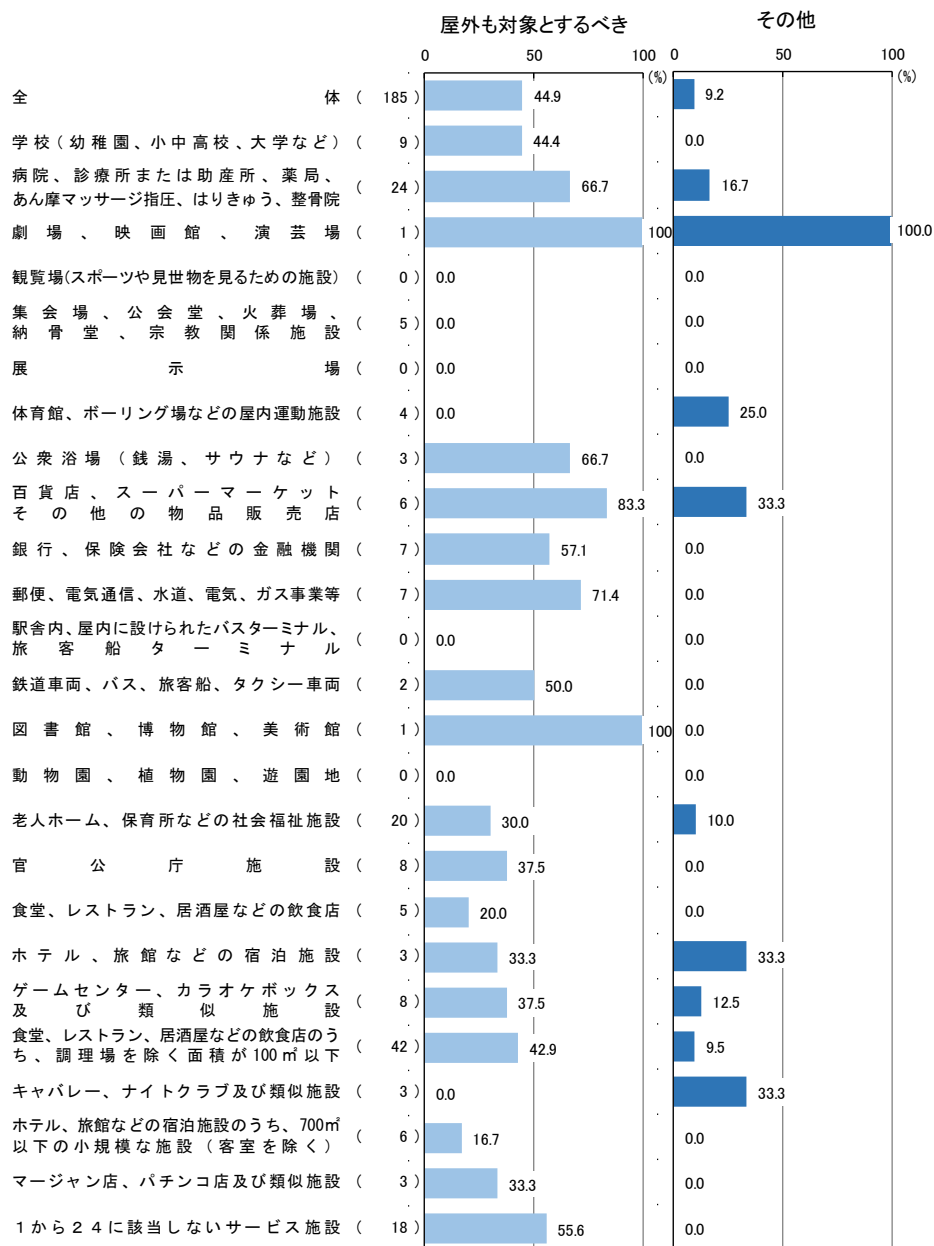
図表4-12-1 受動喫煙防止に関する規制について強化すべきこと【全体】



図表 4-12-2 受動喫煙防止に関する規制について強化すべきこと【業種別】



図表 4-12-3 受動喫煙防止に関する規制について強化すべきこと【業種別】

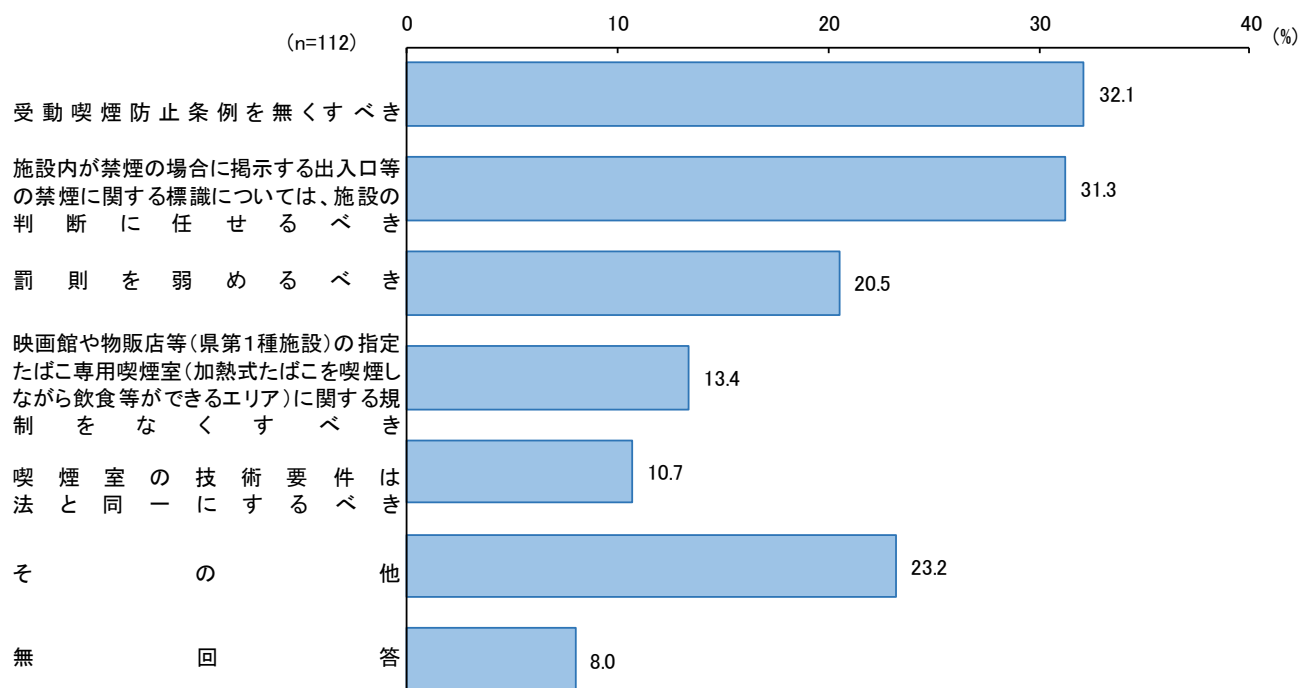


(4) 受動喫煙防止に関する規制について緩和すべきこと

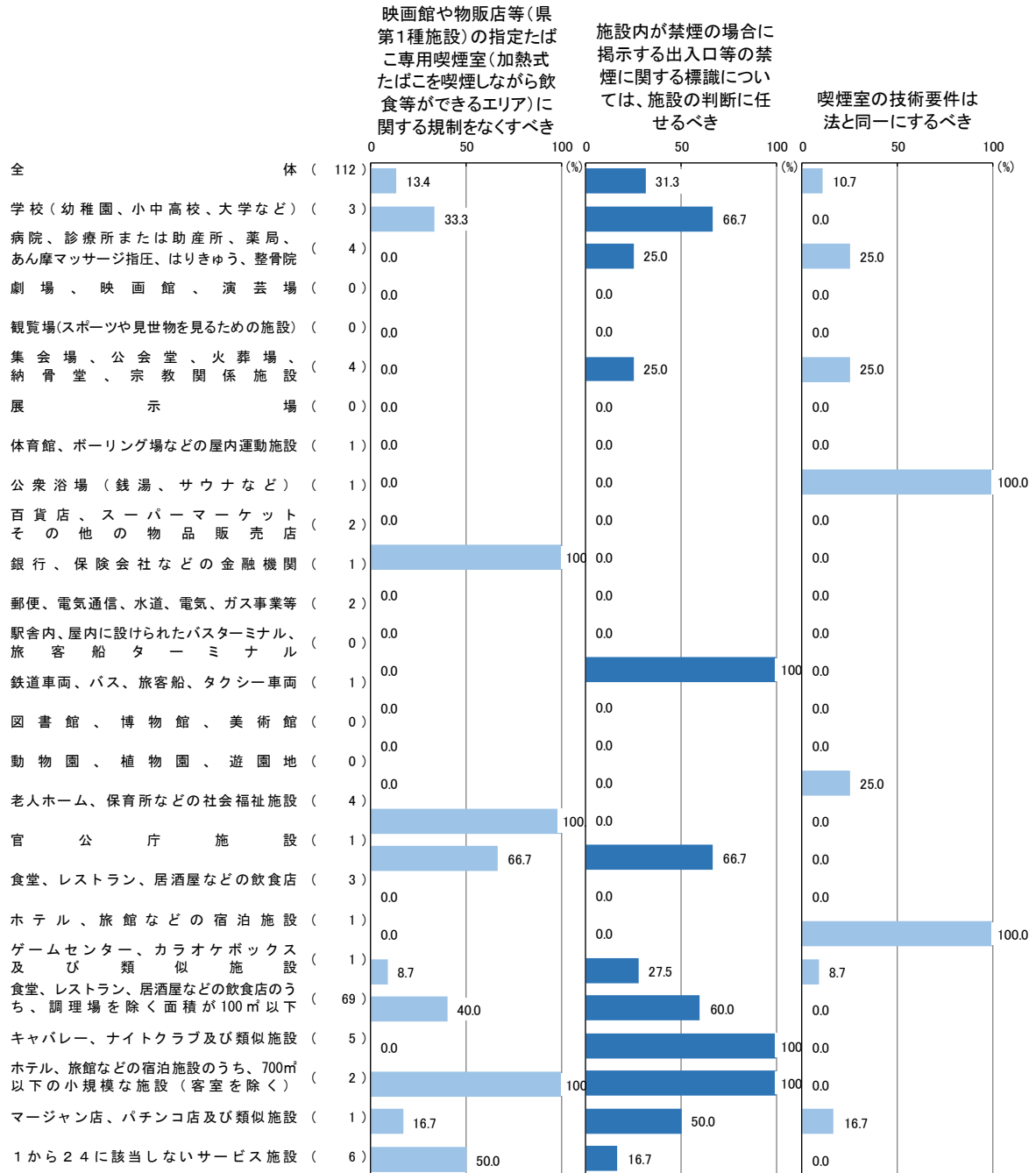
(問11で「10 受動喫煙防止に関する規制の緩和や規制によらない自主的な取組みの促進」を選択した方に)
 問13 受動喫煙防止に関する規制について、どのように強化すべきだと思いますか。
 あてはまるものをすべて選んでください。(〇はいくつでも)

- ・受動喫煙防止に関する規制について、どのように強化すべきか尋ねたところ、「受動喫煙防止条例を無くすべき」(32.1%)が3割を超えて最も高く、次いで「施設内が禁煙の場合に掲示する出入口等の禁煙に関する標識については、施設の判断に任せるべき」(31.3%)、「罰則を弱めるべき」(20.5%)となっている。

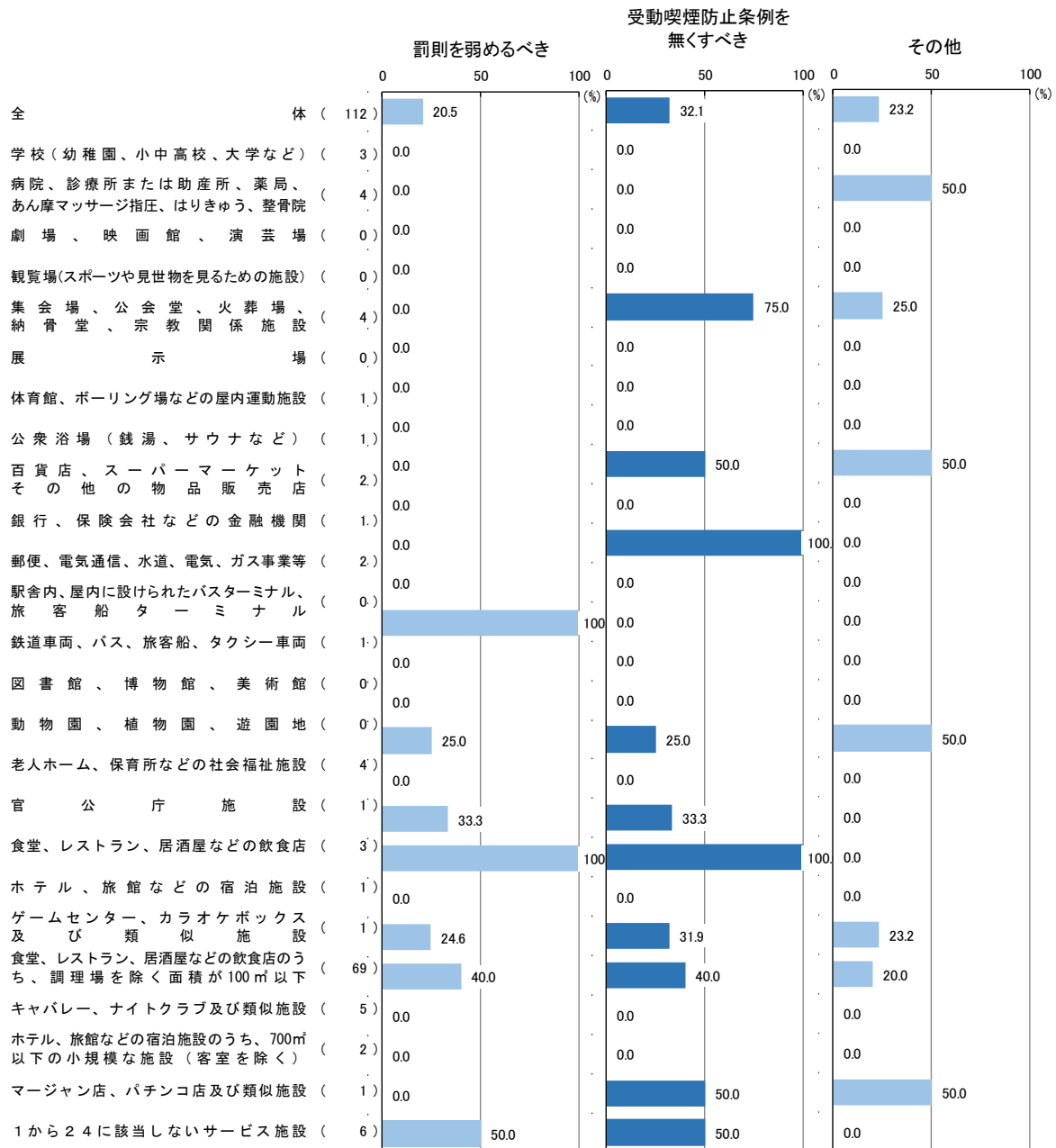
図表4-13-1 受動喫煙防止に関する規制について緩和すべきこと【全体】



図表 4-13-2 受動喫煙防止に関する規制について緩和すべきこと【業種別】



図表 4-13-3 受動喫煙防止に関する規制について緩和すべきこと【業種別】



5 受動喫煙防止対策についての自由意見

【受動喫煙防止対策について】102件

- ・他の同種の施設でどのような取り組みがされているか実践例が知りたい。受動喫煙を減らすことは、業種や立場にかかわらず行うべき取り組みだと思います。啓発や自主的取組みの促進ではなく、行政だからこそできる制度的な取り組みに力を入れて欲しいと思います。アンケートは紙よりもオンラインが望ましいです。(集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設)
- ・屋内禁煙としてから、タバコのヤニによって生じていた汚れがなくなり、施設運営がとても楽になりました。しかし、一方で加熱式タバコなら良いという誤った認識の方もいます。加熱式タバコは、確かにニオイなど減少しているかと思いますが、非喫煙者には、違いの認識がありません。したがって、加熱式タバコも同様に規制していただきたいです。(ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設)
- ・受動喫煙防止については喫煙者に対しての差別に近いものを感じます。強引に進めるのであれば国・県・市が設備について適切に投資すべきだと。※当方非喫煙者です。そもそも喫煙と病の正式な因果関係を証明したものはあるのか疑問です。(その他)
- ・例えばランチタイムは禁煙、その他時間はOKとかその地域、その店の客層、その他に応じて決めさせて欲しい。空港や駅の喫煙室に子連れで入ってる人も多いですよ。イベント等、地域貢献時にトイレも貸せない法律なんて変です。100人入る居酒屋と町の小さな1人でやってる飲み屋と一律は変です。(食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設)
- ・たったひとりの嫌煙客に合わせて中小の店に禁煙を求めるのは理不尽です。ただでさえ飲食店はコロナで苦しんでいるとお聞きます。喫煙したい人と受動喫煙がおきても構わないと考えている人だけが集える店は認めてあげていただきたいです。私は喫煙しませんが、そのために喫煙可の店を許さないというようなことはしたくありません。(病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院)
- ・本来なら各施設の独自の判断に委ねられるべきことを法律や条例で規制すべきではない。各施設の利用者は様々にもかかわらず、そのような事情を考慮せずに一律に規制することには違和感を感じる。(集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設)
- ・一般人では注意するのも怖い。取り締まる人(許可のある人)がもっと増え、監視しなくては。例としては交通違反の取り締まり目的のパトカーなど。「喫煙取締」のベスト着用など。取締→言葉が強い方が望ましい。(老人ホーム、保育所などの社会福祉施設)
- ・国民の健康を考えて、受動喫煙防止等の規制を設けたり、改装を要求したりするくらいなら、最初から薬事法等の変更で、全て禁止にした方が良い。煙草関連で業をなさっている方には、保助金を出せば良い。全国のコンビニで販売を許可しているのに、「吸ったらダメ!」は全く意味がわからない。僕は喫煙者で「必要悪」等…人間アジャスターが必要だと思っています。(食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設)
- ・店の方針とお客様の選択に任せるべきで法で規制するべきでない!!(マーチャン店、パチンコ店及び類似施設)

- ・私自身が禁煙をし、現状は取組みに対しても問題なく、制度、条例に則った活動ができているが、世の中まだ愛煙家の方もいるのも事実。たばこ自体存在している現状、徹底した分煙が最も現実的。もう一点は新たな喫煙者を増さないことだと思います。(銀行、保険会社などの金融機関)
- ・のぞまない喫煙をなくす為の取組みは、とても大切だと思うが、居酒屋など、禁煙にすることで喫煙者の集客数が厳しかったり、喫煙の為の外出の度に精算するなど、店舗側の負担が増えている現状も有るので、健康は大切だが、どちらも平等にしてほしい。喫煙者は、購入時にも税金を納めており、不平等感は強いと感じる。
(食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が 100 m²以下の小規模な施設)
- ・条例のスタートとコロナの影響が同時にきたので、店内禁煙してからの効果がよく判別できないのが残念です。対策を積極的に進める企業に税制面での優遇を。
(食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が 100 m²以下の小規模な施設)

【たばこの健康影響や受動喫煙防止条例の普及啓発について】 61 件

- ・人生 100 年時代、健康に対する意識が高まっている中、肺ガンリスク等、悪影響に対する普及啓発を引続き積極的に取組んでほしい。(銀行、保険会社などの金融機関)
- ・家族連れが多いのに喫煙客を入れたら子供が入店できないので、だいぶ客数が減ってしまった。ランチだけでも可能にしてくれたらいいのと思う。他の店ではランチのみ禁煙で、夜は普通に全席喫煙可になっている。もっと、わかりやすく説明などホームページにものせてほしい。子供連れの人たちとお話しながら近所の人たちとも仲良くしたいのに、その機会もなくなってしまい残念すぎる。タバコが嫌な人は自分がその場に来なければよいだけだ。法で規制する事が、第一におかしいと思う！！
(食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が 100 m²以下の小規模な施設)
- ・活動がかなり普及していると思う。よって現状くらいでもう充分と感じている。(官公庁施設)
- ・開業当初より禁煙としていたため、禁煙に違和感がない。COPDなど肺に対する悪影響を早くから教育し、喫煙はニコチンという薬物中毒になりかねないことを知らせたい。一利があるのかもしれないが、買いが多すぎると思う。
(病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院)
- ・受動する喫煙の害が広く周知されるようになりましたが、病気で入院するとタバコを吸っているか、吸っていないかを聞かれますが、吸っているときつく注意指導されます。タバコ 1 本でもダメと言われますが、健康保険での優遇を考慮してもらい、吸っている人は負担が重くなるようにして、タバコを吸わなければ保険料が安くなるような策を考えて欲しい。病気になる率の低下につながるような事をして欲しい。又、病院でタバコ無吸引証明書を発行してもらい、年末調整で一定の税額控除が得られるような税制改正をしていただき、タバコを吸う人が増えないで減少することになれば良い事と思います。(ホテル、旅館などの宿泊施設)
- ・ポスターや禁煙ステッカーを無料配布したらもっと広がると思います。ステッカーは安いので買っていますが、各地行政センターや郵便局など公的な所にポスター等と一緒に置けばそれぞれの店や職場に掲示してもっと広がると思います。(集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設)
- ・受動喫煙防止対策を推進している企業を市長町でPRしていただけるとよりクリーンなイメージが持てますし、喫煙しないお客様の来店動機にもつながるかと思います。
(マージャン店、パチンコ店及び類似施設)

- ・喫煙が身体に与える悪い影響を始める前の年齢時にきちんと伝えることを要望します。喫煙が原因の1つとなっている疾病について、り患したら治療を優先しないでほしい。
(学校(幼稚園、小中高校、大学など))
- ・受動喫煙はたばこを吸わない人を護る事が目的だと思うのですが、法律は喫煙する人へのメッセージが多いと思います。非喫煙者へも煙に対するアクションがあっても良いかと感じます(例えば喫煙所は危険な場所ではなく喫煙者が一服している所など)。
(老人ホーム、保育所などの社会福祉施設)
- ・昭和や平成に比べ、だいぶ喫煙者が減ったのは大変良いことと思います。大人が喫煙していると子どもも真似しますし、肺が弱いとコロナウイルスに負けてしまいます。昔は咳をしてまでも喫煙している方がいました。煙自体も害が大きいので、悪影響についてどんどん啓発し、国民の健康寿命を伸ばしてほしいです。(老人ホーム、保育所などの社会福祉施設)
- ・個人的に喫煙しない者として、成人している人が喫煙するのは自由だと思う一方で、子供の顔の高さにたばこを持つ人がいたり、たばこの嫌いな人と喫煙する人が同じ空間にいるなどの状況は少しずつ改善されつつもゼロという事にはならない。たばこを吸う自由と他人に迷惑を掛けないというマナーをうまく両立できる人しか喫煙しない様な啓発活動に力を入れて頂きたいと思います。
(郵便、電気通信、水道、電気、ガス事業等)
- ・マナーからルールに変わったことを知らない人が多いと思うので、もう少し広告などに載せるなど、広くお知らせしてほしいです。原則屋内禁煙となるとは、認識していなかったもので、今日のアンケートにより知ることができて良かったです。大々的に連絡してほしいです。罰金のことも大々的に知らせて下さい。(その他)
- ・喫煙文化を残すことも小規模飲食店の役割だと考えます。小規模店の特例を残して頂きたいと思えます。喫煙および受動喫煙に関する疫学的な研究結果というものに対しても疑問を持っていますし、喫煙よりもっと重大な社会的病理について、考えていくことが必要だと思います。喫煙によって軽減される精神的圧迫があると考えています。
(食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設)
- ・全世界的に喫煙の健康被害については承知の事、若者に対しての啓発が弱過ぎると思います。未成年には学校教育の中で、禁煙を促進する為のあらゆるアイデアを提出させ、行動するには何をすべきか、皆で話し合う機会を設けるのが大切と考えます。(動物園、植物園、遊園地)
- ・受動喫煙による健康被害があるのであれば、臨床データ等科学的な根拠を提示して説明してほしいが、そのようなデータを見たことがない。海外では利用者が選択できる施設内は、事業者によって運用がまかされていて、屋外、施設外は禁煙の場合が多いようだが、日本では施設内外、両方とも禁煙として、守れない事業者に罰則を与えるような流れを感じる。このやり方では将来喫煙者が減少しても受動喫煙は減らないことになってしまう。
(食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設)

【喫煙者のマナーや喫煙者への配慮について】67件

- ・施設内においてマナーが守られていると感じるが、路上での歩きタバコや、ポケット灰皿を持っているからといって、路上でたむろしてタバコを吸う集団がいる。このような人達の取締り強化をしてほしい。通勤時に駅へ向かう人ごみの中で歩きタバコをしている人がまだいるのが現状。
(郵便、電気通信、水道、電気、ガス事業等)

- ・受動喫煙に関する法の改正等により、施設内の禁煙スペースで喫煙する人は見かけなくなりました。しかし、歩きタバコをする人はよく見かけるので、喫煙する際のマナーを守りながら、喫煙者も非喫煙者も互いに気持ちよく生活できたらと思います。(学校(幼稚園、小中高校、大学など))
- ・歩きタバコをしている方をたまに見かけることがあるので全ての喫煙者がマナーの意識をもっていただけで嬉しいですね。前よりは非常に減少したと感じますので皆様のご努力の成果だと思いません。ありがとうございます。(官公庁施設)
- ・(禁煙エリアで)施設外、道路上でも歩行者や自転車に乗っている人がタバコをくわえているのを見かける。そんな時下手に注意ができないと思っている。喫煙者のマナー向上を望みます。又、車内からタバコのポイ捨てをする人がかなりいる。それについてもマナー向上を望む。(その他)
- ・業態によってはなかなかむずかしい問題です。全ての人にパーフェクトな状態は無いのでそれぞれのモラルの向上を願っています。
(食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設)
- ・昭和時代からの喫煙者にとって、タバコは酒やグルメ等と同格の普通の習慣であったと思う。従って時代的流れとは言え、あまり特別視を強めて喫煙者を疎外するような運動はかえって反感が増すのではないかと。あくまでもマナーとしての教育を続けていくしかないのではないだろうか？
(集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設)
- ・体育館ですので、運動を目的として来客しているので可能であれば屋外も全て禁煙にしたいと考えています。喫煙所は設置しているものの、駐車場や通路でのタバコのポイ捨てなど、マナーの悪い方は今でもいます。清掃活動している方々への気持ちをしっかりと考えて行動してもらいたいと思っています。(体育館、ボーリング場などの屋内運動施設)

【たばこ税やたばこの販売について】27件

- ・たばこの販売について、もっと規制を強化するべき。嗜好品として扱うことはやめた方がよい。健康被害がわかっているのに規制がゆるすぎると思われます。
(病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院)
- ・タバコそのものがある事がまちがいだと思う。売る、作ることをやめたらいいと思う。
(マージャン店、パチンコ店及び類似施設)
- ・たばこの販売を規制したり、対策のための予算確保のためのたばこ税の増税などにも取り組んで欲しい。
(食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設)

【その他屋外における喫煙などについて】33件

- ・喫煙スペースの減少により、喫煙者の自由が制限されている側面もある。喫煙スペースの確保も同時に必要。(銀行、保険会社などの金融機関)
- ・駅にタバコが売っているのに、駅に喫煙所が無いのはおかしい。各駅に1ヶ所位は喫煙所を設けて欲しい。駅の両端に設ければ受動喫煙の心配は無いはず。
(食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設)

- ・喫煙者に対しても理解を求めるのと同時に、ただ喫煙場所をなくすとか、罰則を設けるだけでなく、安心して喫煙できるような場所をきちんと設けてもらいたいと思います。
(郵便、電気通信、水道、電気、ガス事業等)
- ・公の場にて受動喫煙をしてゆくのは社会的に良いと思うが、もう少し喫煙場所等も増やすべきでは？都市中心部には公の喫煙場所の設置が見られるが、少し離れると無く、歩行喫煙、目立たぬ所での喫煙につながるのでは？古都観光地近くの民家の軒先にての喫煙などがよく見られたので。閉めるばかりでは、いかがなものかと。
(食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が 100 m²以下の小規模な施設)
- ・駅、商店街は喫煙禁止ではあるが、喫煙者に対する場所を設置する必要があると思います。「喫煙場所がないから」という、たばこのマナー違反の原因につながると思います。
(食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店)

【喫煙者の卒煙（禁煙）について】 3 件

- ・職場での禁煙強化により喫煙場所を減少させるなど努力しているが、禁煙者へのサポートや企業へ補助金を出していただき職場環境を整えるなどお願いしたい。(ホテル、旅館などの宿泊施設)

【その他】 56 件

- ・スナックなので禁煙にすることは出来ないのですが、喫煙者が全体の 10%程なのと喫煙者の意識が高く、代替タバコを吸ったり、禁煙者がいると、席を離れて喫煙してくれています。タバコでトラブルになった事はありません。
(食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が 100 m²以下の小規模な施設)
- ・喫煙という生活習慣をなくすことが、ゴールだと思います。人間の理性に期待します。神奈川県が全国に先がけている事は、誇らしいことです。がんばって下さい。
(病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院)
- ・たばこより、人間ストレスが一番の病気を引き起こす原因になると思います。病気になるのも自分の自己責任であり、たばこの煙を吸うにしてもすべての人々が病気になるとはかぎらないと思います。(不明)

【特になし】 49 件

資料編【県民意識調査】

※インターネット調査で実施予定のため仮レイアウトで作成

★ 調査にお答えいただく前に、あなたご自身（令和3年9月1日現在）についてお聞きします。

F 1

あなたのお住まいの市町村を選んでください。(n=2,500) (%)

(%)

40.8	横浜市	16.4	川崎市	7.7	相模原市				
4.7	横須賀市	2.1	鎌倉市	0.6	逗子市	0.4	三浦市	0.0	葉山町
2.3	厚木市	3.2	大和市	1.2	海老名市	1.5	座間市	1.0	綾瀬市
0.1	愛川町	0.0	藤沢市	5.0	藤沢市	2.8	茅ヶ崎市	0.3	寒川町
2.2	平塚市	1.7	秦野市	1.3	伊勢原市	0.5	大磯町	0.3	二宮町
0.6	南足柄市	0.1	中井町	0.1	大井町	0.1	松田町	0.0	山北町
0.0	開成町	2.5	小田原市	0.1	箱根町	0.0	真鶴町	0.2	湯河原町

F 2

あなたの性別を選んでください。(n=2,500)

(%)

49.8 男性 **50.2** 女性

F 3

あなたの年齢を選んでください。(n=2,500)

(%)

12.6	20～29 歳	14.2	30～39 歳	19.2	40～49 歳	17.0	50～59 歳
13.4	60～69 歳	23.6	70 歳以上				

F 4

あなたはたばこを吸いますか。次の中から1つ選んでください。(n=2,500)

(%)

- 67.9** 吸わない **15.0** 毎日吸っている **15.4** 時々吸う日がある
1.7 以前は吸っていたが1か月以上吸っていない

F 5

「F4で「毎日吸っている」、「時々吸う日がある」を選択した場合に設問となるよう自動設定」

現在、あなたが吸っているたばこ製品について、あてはまるものをすべて選んでください。(n=427)

(%)

- 77.8** 紙巻たばこ
37.7 加熱式たばこ
2.3 その他

F 6

「F4で「毎日吸っている」、「時々吸う日がある」を選択した場合に設問となるよう自動設定」

あなたはたばこを吸うときに気を付けていることはありますか。

次の中からあてはまるものをすべて選んでください。(〇はいくつでも)(n=427)

(%)

- 54.1** 公共的な場所(不特定または多数の者が利用する場所)では吸わない
71.0 指定されている喫煙場所以外では吸わない
64.4 禁煙の飲食店などでは吸わない
49.9 混雑している場合は吸わない
56.2 子どもや妊産婦、病人がそばにいる場合は吸わない
45.0 周りに食事中の人がいる場合は吸わない
34.2 周りの人の了解を得てから吸う
1.6 その他(具体的に：)
9.8 気をつけていることはない

F 7

「F4で「毎日吸っている」、「時々吸う日がある」を選択した場合に設問となるよう自動設定」

ご自身の喫煙に対する今の気持ちを次の中から1つ選んでください。(○は1つ)
(n=427)

(%)

21.3 たばこをやめたい

38.2 たばこの本数を減らしたい

40.0 今のところ、たばこをやめたり、本数を減らすつもりはない

0.5 その他(具体的に:)

問 1

あなたはこの半年間に望まない「受動喫煙」を経験しましたか。次の中から1つ選んでください。(○は1つ) (n=2,500)

(%)

33.8 経験した

66.2 経験しなかった

問 2

「問1で「経験した」を選択した場合に設問となるよう自動設定」

あなたはどこで受動喫煙を経験しましたか。

次の中から選んでください。(○はいくつでも) (n=845)

(%)

23.2 飲食店(レストラン、食堂、居酒屋、喫茶店等)

6.9 娯楽施設(パチンコ店、ゲームセンター、カラオケボックス等)

2.1 興行場(映画館、劇場、演芸場等)、公会堂、集会場等

9.8 商業施設(デパート、ショッピングモール、百貨店、小売店等)

1.3 官公庁、病院等

0.5 保育所、幼稚園、学校等

76.8 路上、屋外

13.8 その他(具体的に:)

問3

あなたは受動喫煙によりどのような健康への影響があると思いますか。
次のア～エについて、それぞれ1つずつ選んでください。(1つの項目に○は1つ)
(n=2,500)

(%)

- ア 肺がんや心臓病などの生活習慣病の危険性を高める
81.2 そう思う **4.7** そう思わない **14.1** わからない
- イ 子どもの肺炎、気管支喘息や中耳炎の危険性を高める
75.0 そう思う **5.1** そう思わない **19.8** わからない
- ウ 乳幼児突然死症候群の危険性を高める
64.2 そう思う **5.4** そう思わない **30.4** わからない
- エ 妊婦の早産や低体重児出生の危険性を高める
72.3 そう思う **5.0** そう思わない **22.7** わからない

問4

令和2年4月に受動喫煙防止に関する規制が拡大しましたが、あなたはどの程度知っていますか。次の中から1つ選んでください。(○は1つ)
(健康増進法の改正(全国)、神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例の改正(県下))(n=2,500)

(%)

- 6.0** 内容までよく理解している
- 27.3** だいたい理解している
- 26.4** ルールが変わったことは知っている
- 40.3** 聞いたことがない、わからない

問5

「問4で「内容までよく理解している」、「だいたい理解している」、「ルールが変わったことは知っている」を選択した場合に設問となるよう自動設定」
あなたは受動喫煙防止に関する規制の拡大について、何で知りましたか。
次の中からあてはまるものをすべて選んでください。（○はいくつでも）（n=1,493）

(%)

- 17.0 県のたより 19.6 市町村の広報紙 41.8 新聞報道、ネットニュース
- 44.0 テレビ・ラジオ番組 3.8 タウン紙 1.6 雑誌 3.4 イベント・街頭キャンペーン
- 4.7 電車、バス等の車内広告 2.5 チラシ・リーフレット 5.8 ポスター
- 3.8 ホームページ 7.5 家族・友人からの情報 4.8 学校・職場・団体からの情報
- 13.2 禁煙や喫煙の表示 5.6 店頭でのディスプレイ広告
- 1.2 その他（具体的に： ）

問6

改正健康増進法について、ご存知の内容を次の中から選んでください。（○はいくつでも）（n=2,500）

(%)

- 68.8 飲食店をはじめ様々な施設で原則屋内禁煙
- 48.6 屋内で喫煙が可能なのは各種喫煙室のみ（喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室、喫煙可能室、喫煙目的室）
- 17.8 施設内に各種喫煙室がある場合、施設の出入口等に必ず喫煙室に関する標識を掲示しなければならない
- 14.3 各種喫煙室の出入口にも喫煙に関する標識を掲示しなければならない
- 14.4 20歳未満の場合、たとえ従業員であっても喫煙エリアには立入禁止
- 16.7 既存の小規模飲食店※1は、届出をすれば店内の一部（または全部）で喫煙をしながら飲食することができる
- 19.8 義務違反があった場合、罰則（過料）が課されることがある
- 36.6 病院・学校・幼稚園・保育所・行政機関等は敷地内禁煙※2
- 35.1 喫煙する際、望まない受動喫煙を生じさせないように周囲の状況に配慮しなければならない

※1 要件は①2020年4月1日時点で営業している、②資本金5,000万円以下、③客席面積100㎡以下

※2 ただし、法に定める必要な措置がとられた場所に特定屋外喫煙場所を設置可能

問7

神奈川県では受動喫煙防止条例を制定し、受動喫煙について神奈川県独自の規制や法の上乗せ規制を設けていますが、あなたはどの程度知っていますか。

次の中から1つ選んでください。(○は1つ)(n=2,500)

(%)

3.2 内容までよく理解している

17.4 だいたい理解している

36.5 条例があることは知っている

43.0 聞いたことがない、わからない

※ 神奈川県条例による独自の規制内容

- 喫煙区域に20歳未満の方が立ち上がった場合に罰則適用がある(法では罰則適用なし)
- 施設内が禁煙の場合、出入口等に禁煙に関する標識を掲示しなければならない(法では喫煙室がある場合のみ出入口等に掲示すればよい)
- 映画館や物販店(県第1種施設)では指定たばこ専用喫煙室(加熱式たばこを喫煙しながら飲食等ができるエリア)の設置ができない(法では敷地内禁煙ではない施設に指定たばこ専用喫煙室の設置が可能) ほか

問8

あなたは飲食店等の出入口に掲出されている、「○○喫煙室あり」や「禁煙」などの表示を見て、その店を選ぶ際の参考にしますか。

次の中から1つ選んでください。(○は1つ)(n=2,500)

(%)

24.1 必ず参考にする

43.9 どちらかといえば参考にする

15.8 どちらかといえば参考にしない

16.2 全く参考にしない

問9

あなたは学校等に在学中、たばこの健康被害や受動喫煙防止に関する教育を受けたことがありますか。次の中から1つ選んでください。(○は1つ)(n=2,500)

(%)

14.7 受けたことがある

71.8 受けたことはない

13.4 わからない

問 10

《問9で「受けたことがある」を選択した場合に設問となるよう自動設定》
あなたが学校等に在学中、たばこの健康被害や受動喫煙防止に関する教育を受けたのはいつ頃ですか。あてはまる番号をすべて選んでください。(○はいくつでも)
(n=368)

(%)

37.8 小学校 **68.8** 中学校 **49.7** 高等学校 **12.5** 短大・大学・専修学校等
2.2 その他(具体的)

問 11

令和2年4月に受動喫煙防止に関する規則が拡大してから、県内における受動喫煙防止対策の状況について、あなたはどのように感じていますか。
次のア～クについて、それぞれ1つずつ選んでください。(1つの項目に○は1つ)
(n=2,500)

(%)

ア 屋内禁煙のお店などの数
39.8 増えた **15.8** 変わらない **10.1** 減った **34.3** わからない

イ 禁煙表示を見かける回数
34.8 増えた **28.2** 変わらない **3.6** 減った **33.3** わからない

ウ 喫煙可能店などの喫煙表示を見かける回数
16.2 増えた **26.7** 変わらない **14.8** 減った **42.3** わからない

エ 屋内禁煙のお店などを利用する回数
16.7 増えた **48.1** 変わらない **10.3** 減った **24.8** わからない

オ 家族や子ども連れでお店などを利用すること
21.1 しやすくなった **5.8** しにくくなった **47.0** 変わらない **26.1** わからない

カ 屋内の指定された喫煙場所の数
8.9 増えた **25.9** 減った **20.6** 変わらない **44.6** わからない

キ 屋内の指定された喫煙場所で喫煙する人の数
12.2 増えた **15.8** 減った **24.8** 変わらない **47.2** わからない

ク 屋外で喫煙する人の数
18.7 増えた **18.0** 減った **25.7** 変わらない **37.6** わからない

問 12

あなたは今後の受動喫煙防止対策について、県にどのようなことを期待しますか。
次の中から3つまで選んでください。(○は3つまで) (n=2,500)

(%)

- 43.2 受動喫煙による健康への悪影響についての普及啓発
- 48.6 喫煙者へのマナー向上のための普及啓発 6
- 22.5 たばこをやめたい人への卒煙（禁煙）サポート
- 26.9 未成年者への喫煙防止教育
- 9.7 受動喫煙防止対策を行う施設の管理者への経済的・技術的な支援
- 24.8 法や条例の着実な運用
- 24.0 受動喫煙防止に関する規制の強化
- 11.6 受動喫煙防止に関する規制の緩和や規制によらない自主的な取組みの促進
- 2.9 その他（具体的に： _____)

問 13

「問 12 で「受動喫煙防止に関する規制の強化」を選択した場合に設問となるよう自動設定」
あなたは受動喫煙防止に関する規制について、どのように強化すべきだと思いますか。あてはまるものをすべて選んでください。(n=600)

(%)

- 54.7 小規模な飲食店などの特例第2種施設（※）にも規制を義務付けるべき
- 71.7 罰則を強化するべき
- 47.7 職場も対象とするべき
- 61.7 屋外も対象とするべき
- 2.0 その他 _____)

※ 特例第2種施設とは、条例第16条で規定している、調理場等を除いた床面積が100㎡以下の飲食店、床面積の合計が700㎡以下のホテル旅館等、風営法第2条で定めるキャバレー等をいいます。

問 14

≪問 12 で「受動喫煙防止に関する規制の緩和や規制によらない自主的な取り組みの促進」を選択した場合に設問となるよう自動設定≫

あなたは受動喫煙防止に関する規制について、どのように緩和すべきだと思いますか。あてはまるものをすべて選んでください。(n=291)

(%)

- 29.6** 映画館や物販店（県第 1 種施設）の指定たばこ専用喫煙室（加熱式たばこを喫煙しながら飲食等ができるエリア）に関する条例の上乗せ規制をなくすべき
- 26.1** 施設内が禁煙の場合に掲示する出入口等の禁煙に関する標識については、施設の判断に任せるべき
- 14.8** 罰則を弱めるべき
- 35.0** 受動喫煙防止条例を無くすべき
- 13.1** その他（

受動喫煙防止条例など受動喫煙防止対策について、ご意見・ご提案がございましたら、ご自由にお書きください。

資料編【施設調査】

令和3年度施設調査 設問F 1における施設別表

○設問F 1の回答に使用してください。

(%)

(n=2, 223)

番号	施設
4.8	学校（幼稚園、小中高校、大学など）
7.2	病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院
0.4	劇場、映画館、演芸場
0.2	観覧場（スポーツや見世物を見るための施設）
4.7	集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設
0.2	展示場
2.0	体育館、ポーリング場などの屋内運動施設
1.7	公衆浴場（銭湯、サウナなど）
3.5	百貨店、スーパーマーケットその他の物品販売店
3.5	銀行、保険会社などの金融機関
2.1	郵便、電気通信、水道、電気、ガス事業等
0.3	駅舎内、屋内に設けられたバスターミナル、旅客船ターミナル
0.8	鉄道車両、バス、旅客船、タクシー車両
0.4	図書館、博物館、美術館
0.4	動物園、植物園、遊園地
8.2	老人ホーム、保育所などの社会福祉施設
3.9	官公庁施設
2.9	食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店 （調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設を除く）
2.7	ホテル、旅館などの宿泊施設 （700㎡以下の小規模な施設を除く）（客室を除く）
1.0	ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設
27.9	食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設
2.6	キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設
4.1	ホテル、旅館などの宿泊施設のうち、700㎡以下の小規模な施設（客室を除く）
2.1	マージャン店、パチンコ店及び類似施設
9.2	1から24に該当しないサービス施設

※「25」に該当する施設（理美容院やクリーニング店など）は「第2種施設」になります。

無回答 3.1

施設調査票

調査の前に…

★ 調査にお答えいただく前に貴施設（令和3年9月1日現在）についてお聞きします。
この設問（F1～F4）はいただきました回答を統計的に分析・集計するために使用するものです。
貴施設を特定し、指導や注意を行うことは一切ありません。必ずご記入ください。

F1 貴施設の種別を別表にて確認のうえ、該当する「番号」を記載してください。（n=2,223）回答
（%）

F2 貴施設の形態を○で囲んでください。（n=2,153） 63.2 独立した建物 32.5 ビル、地下街の一部を使用

《F1の別表のうち「18 食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店」に該当する施設のみお答えください》 無回答 4.3

F3 貴施設の規模（店舗の総面積から調理場面積を除いた面積）は100㎡以下ですか。（n=64）

（%） 0.0 はい 89.1 いいえ 無回答 10.9

《F1の別表のうち「19 ホテル、旅館などの宿泊施設」に該当する施設のみお答えください》

F4 貴施設の規模（建物または管理している範囲の床面積）は700㎡以下ですか。（n=61）

（%） 0.0 はい 83.6 いいえ 無回答 16.4

★ 問1～問2はあなた（「施設の管理者または責任者」をいう。以下同じで「施設管理者」と表記。）の受動喫煙防止対策に関する新制度の認知度についてお聞きします。

※「受動喫煙」とは…たばこの煙が拡散しない室内やこれに準ずる環境において、自分の意思に反して、他人のたばこの煙を吸わされることをいいます。

《問1は、すべての施設管理者がお答えください。》

問1 令和2年4月に受動喫煙防止に関する規制が拡大されましたが、あなたはどの程度知っていますか。（健康増進法改正（全国）、神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例改正（県下）

次の中から1つ選んでください。（○は1つ）（n=2,153）

（%）

12.1 内容までよく理解している ⇒ 問2 にお進みください。

50.0 だいたい理解している ⇒ 問2 にお進みください。

22.7 ルールが変わったことは知っている ⇒ 問2 にお進みください。

9.3 聞いたことがない、わからない ⇒ 問3 にお進みください。

無回答 5.9

《問2は、問1で「1 内容までよく理解している」、「2 だいたい理解している」、「3 ルールが変わったことは知っている」を選んだ施設管理者のみお答えください。》

問2 あなたは受動喫煙防止に関する新制度（改正健康増進法（全国）、改正神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例（県下））の内容について、何で知りましたか。
次の中からあてはまるものをすべて選んでください。（〇はいくつでも）（n=1,826）

（%）

32.5 県のたより	32.2 市町村の広報紙、郵便物	50.7 新聞報道、ネットニュース
32.7 テレビ・ラジオ番組	5.8 タウン紙	1.4 雑誌
1.8 イベント・街頭キャンペーン	2.4 電車、バス等の車内広告	3.9 チラシ・リーフレット
6.8 ポスター	8.3 ホームページ	8.9 家族・友人からの情報
22.8 加入している団体からの情報	18.0 禁煙や喫煙の表示	3.6 店頭でのディスプレイ広告
4.8 その他（具体的に：_____）		

《問3は、すべての施設管理者がお答えください。》

無回答 0.3

問3 改正健康増進法について、ご存知の内容を次の中から選んでください。（〇はいくつでも）（n=2,153）

（%）

- 81.9 飲食店をはじめ様々な施設で原則屋内禁煙
- 74.7 屋内で喫煙が可能なのは各種喫煙室のみ（喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室、喫煙可能室、喫煙目的室）
- 46.8 施設内に各種喫煙室がある場合、施設の出入口等に必ず喫煙室に関する標識を掲示しなければならない
- 42.2 各種喫煙室の出入口にも喫煙に関する標識を掲示しなければならない
- 47.5 20歳未満の場合、たとえ従業員であっても喫煙エリアには立入禁止
- 34.9 既存の小規模飲食店※1は、届出をすれば店内の一部（または全部）で喫煙をしながら飲食することができる
- 35.7 義務違反があった場合、罰則（過料）が課されることがある
- 65.4 病院・学校・幼稚園・保育所・行政機関等は敷地内禁煙※2
- 53.3 喫煙する際、望まない受動喫煙を生じさせないよう周囲の状況に配慮しなければならない
- 19.4 喫煙可能室や指定たばこ専用喫煙室を設置している場合は、ホームページや看板等で広告や宣伝を行う際に各喫煙室を設置している旨を明示しなければならない。
- 39.9 喫煙してはいけない場所で喫煙をしている、またはしようとしている者に対して、喫煙の中止や退出を求めるよう努めなければならない。

無回答 0.6

※1 要件は①2020年4月1日時点で営業している、②資本金5,000万円以下、③客席面積100㎡以下

※2 ただし、厚生労働省が定める必要な措置がとられた場所に特定屋外喫煙場所を設置可能

《問4は、すべての施設管理者の方がお答えください。》

問4 神奈川県では受動喫煙防止条例を制定し、受動喫煙について神奈川県独自の規制や法の上乗せ規制を設けていますが、あなたはどの程度知っていますか。(○は1つ) (n=2,153)

(%)

- 4.7 内容までよく理解している
- 28.5 だいたい理解している
- 40.1 条例があることは知っている
- 20.8 聞いたことがない、わからない

無回答 5.9

※神奈川県条例による独自の規制とは

- 喫煙区域に20歳未満の方が立ち入った場合に罰則適用ができる(法では罰則適用なし)
- 施設内が禁煙の場合、出入口等に禁煙に関する標識を掲示しなければならない(法では喫煙室がある場合のみ出入口等に掲示すればよい)
- 映画館や物販店(県第1種施設)では指定たばこ専用喫煙室(加熱式たばこを喫煙しながら飲食等ができるエリア)の設置ができない(法では一部の県第1種施設に指定たばこ専用喫煙室の設置が可能)
- 喫煙室の技術的要件として屋外への排気を必須としている ほか

☆ 問5～問13は貴施設の「受動喫煙防止対策」の取組み等についてお聞きします。

《問5は、すべての施設管理者がお答えください。》

問5 貴施設は不特定多数の利用客が利用する屋内を禁煙にしたり各種喫煙室を設置するといった受動喫煙防止対策に取り組んでいますか。次の中から1つ選んでください。(○は1つ) (n=2,153)

* 貴施設がビルや地下街の一部を使用している場合には、管理している範囲についてお答えください。

(%)

76.8 受動喫煙防止対策に取り組んでいる⇒**問6**にお進みください。

14.4 受動喫煙防止対策に取り組んでいない(屋内の全ての場所で喫煙できる)⇒**問10**にお進みください。

《問6は、問5で「1受動喫煙防止対策に取り組んでいる」を選んだ施設管理者のみお答えください。》 無回答 8.9

問6 貴施設が受動喫煙防止対策に取り組んでいるのはどのような理由からですか。

次の中からあてはまるものをすべて選んでください。(○はいくつでも) (n=1,653)

(%)

- | | |
|-----------------------------|--------------------------|
| 68.4 利用客の健康を守るため | 49.1 利用客により良いサービスを提供するため |
| 14.0 利用客からの要望があったため | 48.4 従業員の健康を守るため |
| 8.5 従業員からの要望があったため | 33.2 受動喫煙防止は世界的な動きであるため |
| 49.4 法・条例により規制されているため | 28.9 会社・本部などの方針であるため |
| 8.0 テナントとして入っている施設等の方針であるため | |
| 6.5 その他(具体的に:) | |
| 1.8 特に理由は無い | |

無回答 0.8

《問7は、問5で「1 受動喫煙防止対策に取り組んでいる」を選んだ施設管理者のみお答えください。》

問7 現在の貴施設の施設内における受動喫煙防止対策について、次の中からあてはまるものを1つ選んでください。
(○は1つ) (n=1,653)

(%)

- 41.3 屋内外とも全面禁煙 ⇒ 問9にお進みください
 37.0 屋内は全面禁煙にしており、屋外に喫煙場所を設置している ⇒ 問9にお進みください
 12.6 屋内に喫煙場所(喫煙専用室等)を設置している ⇒ 問8にお進みください。
 2.2 検討中 ⇒ 問9にお進みください
 2.7 その他の対策(具体的に:) ⇒ 問9にお進みください

無回答 4.2

《問8は、問7で「3 屋内に喫煙場所(喫煙専用室等)を設置している」を選んだ施設管理者のみお答えください。》

問8 貴施設で設置している屋内喫煙室の種類について、次の中からあてはまるものを選んでください。
(○はいくつでも) (n=209)

(%)

- 66.5 喫煙専用室 ※1
 7.7 指定たばこ専用喫煙室 ※2
 26.3 喫煙可能室 ※3
 1.0 喫煙目的室 ※4

無回答 4.3

- ※1 喫煙専用室とは、法第2種施設に設置が可能な喫煙をするためだけの部屋(学校や病院などの子どもや患者等が主たる利用者となる施設及び行政機関の庁舎が「第1種施設」。第1種施設以外の事務所や飲食店、宿泊施設等が「第2種施設」)
 ※2 指定たばこ専用喫煙室とは、加熱式たばこに限り喫煙をしながらサービスの提供を受けられる部屋
 ※3 喫煙可能室とは、既存の小規模飲食店において喫煙しながら飲食することができる部屋
 ※4 喫煙目的室とは、喫煙をする場所を提供することを主目的とする施設(シガーバー、たばこ販売店等)に設置が可能な部屋

《問9は、問5で「1 受動喫煙防止対策に取り組んでいる」を選んだ施設管理者のみお答えください。》

問9 貴施設が受動喫煙防止対策に取り組んでからの利用客の利用状況や反応について、どのように感じていますか。
次のア～エについて、それぞれ1つずつ選んでください。(1つの項目に○は1つ) (n=1,653)

(%)

ア	たばこを吸わない 利用客の来店	12.4 増えた	2.9 減った	49.7 変わらない	29.3 わからない	無回答	5.7
イ	たばこを吸う利用客 の来店	0.7 増えた	19.7 減った	43.6 変わらない	29.9 わからない	無回答	6.0
ウ	たばこを吸わない 利用客の反応	28.6 良い	22.3 どちらか という良い	2.5 どちらか という良くない	0.7 良くない	39.9	わからない
エ	たばこを吸う利用客 の反応	9.1 良い	15.1 どちらか という良い	16.7 どちらか という良くない	6.6 良くない	46.4	わからない

(ウ)無回答 6.0 (エ)無回答 6.2

《問10は、すべての施設管理者がお答えください。》

問10 貴施設が考える受動喫煙防止対策に取り組む上での課題は何ですか。
次の中からあてはまるものをすべて選んでください。(〇はいくつでも) (n=2, 153)
(%)

- 21.3 利用客数や売上げの減少
 - 13.7 利用客とのトラブルの増加
 - 17.8 喫煙所や喫煙室(喫煙エリア)を設置する費用の問題
 - 28.1 喫煙所や喫煙室(喫煙エリア)を設置するためのスペースや施設の構造の問題
 - 5.3 法や条例などで受動喫煙防止対策が義務付けられていない
 - 3.0 喫煙者の減少や法令の改正等により、喫煙所や喫煙室(喫煙エリア)が無駄になる可能性
 - 3.3 テナントとして入っている施設の管理者との調整
 - 2.6 会社・本部などとの調整
 - 19.6 施設の外での喫煙の増加
 - 4.2 その他(具体的に:)
 - 38.1 特に課題は無い
- 無回答 5.3

《問11は、すべての施設管理者がお答えください。》

問11 今後の受動喫煙防止対策について、県にどのようなことを期待しますか。
次の中から3つまで選んでください。(〇は3つまで) (n=2, 153)
(%)

- 37.8 受動喫煙による悪影響についての普及啓発
- 58.7 喫煙者へのマナー向上のための普及啓発
- 25.1 たばこをやめたい人への卒煙(禁煙)サポート
- 32.3 未成年者への喫煙防止教育
- 3.8 受動喫煙防止対策に積極的に取り組む施設や団体との連携・協働
- 17.1 受動喫煙防止対策を行う施設の管理者への経済的な支援
- 3.5 受動喫煙防止対策を行う施設の管理者への技術的な支援
- 18.9 受動喫煙防止条例の着実な運用
- 8.6 受動喫煙防止に関する規制の強化 ⇒問12もお答えください。
- 5.2 受動喫煙防止に関する規制の緩和や規制によらない自主的な取組みの促進 ⇒問13もお答えください。
- 2.7 その他(具体的に:)

無回答 10.4

《問12は、問11で「9 受動喫煙防止に関する規制の強化」を選んだ施設管理者のみお答えください。》

問12 あなたは受動喫煙防止に関する規制について、どのように強化すべきだと思いますか。あてはまるものをすべて選んでください。(〇はいくつでも) (n=185)
(%)

- 53.0 小規模な飲食店などの特例第2種施設にも規制を義務付けるべき
- 57.8 罰則を強化すべき
- 32.4 職場も対象とするべき
- 44.9 屋外も対象とするべき
- 9.2 その他()

無回答 1.6

《問13は、問11で「10 受動喫煙防止に関する規制の緩和や規制によらない自主的な取組みの促進」を選んだ施設管理者のみお答えください。》

問13 受動喫煙防止条例の規制について、どのように緩和すべきだと思いますか。
あてはまるものをすべて選んでください。(○はいくつでも) (n=112)

(%)

- 13.4 映画館や物販店等(県第1種施設)の指定たばこ専用喫煙室(加熱式たばこを喫煙しながら飲食等ができるエリア)に関する規制をなくすべき
- 31.3 施設内が禁煙の場合に掲示する出入口等の禁煙に関する標識については、施設の判断に任せるべき
- 10.7 喫煙室の技術要件は法と同一にするべき
- 20.5 罰則を弱めるべき
- 32.1 受動喫煙防止条例を無くすべき
- 23.2 その他 ()

無回答 8.0

☆受動喫煙防止条例など受動喫煙防止対策について、ご意見・ご提案がございましたら、ご自由にお書きください。

[]

ご協力ありがとうございました。同封の返信用封筒で、9月29日(水)までにご投函ください。
(切手は不要です)
(※別表を返送していただく必要はありません。調査票のみ返送してください。)